

# 目 次

( 平成 25 年 )

## 第 1 回臨時会

### 第 1 日目 ( 2 月 15 日 )

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議案第 1 号 平成24年度中城村一般会計補正予算 ( 第 7 号 ) .....	3
発議第 1 号 中城村議会政務活動費の交付に関する条例 .....	5
発議第 2 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例 .....	10
発議第 3 号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則 .....	16

## 第 2 回定例会

### 第 1 日目 ( 3 月 5 日 )

会議録署名議員の指名 .....	25
会期の決定 .....	25
諸般の報告 .....	25
行政報告 .....	26
施政方針 .....	29
議案第 2 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	45
議案第 3 号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	47
議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	48
議案第 5 号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例 .....	49
議案第 6 号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例 .....	51
議案第 7 号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例 .....	52
議案第 8 号 中城村重度心身障害者 ( 児 ) 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 .....	56
議案第 9 号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例 .....	57
議案第 10 号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	58
議案第 11 号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例 .....	59
議案第 12 号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例 .....	61
議案第 13 号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例 .....	77

議案第14号	中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	81
議案第15号	中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	89
議案第16号	中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例	91
議案第17号	第4次中城村国土利用計画を定めること	93
議案第18号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更	94
議案第19号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更	95
報告第1号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	97
報告第2号	村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)改定契約について	98

#### 第2日目(3月6日)

議案第20号	平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)	101
議案第21号	平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	107
議案第22号	平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	110
議案第23号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	112
議案第24号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	113
議案第25号	平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)	115

#### 第3日目(3月7日)

議案第26号	平成25年度中城村一般会計予算	121
議案第27号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算	127
議案第28号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	131
議案第29号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	133
議案第30号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算	135
議案第31号	平成25年度中城村水道事業会計予算	138
議案第32号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	140
議案第33号	物品購入等の契約	142

#### 第4日目(3月8日)

議案第2号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	145
議案第3号	中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	145
議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	145
議案第5号	中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例	146
議案第6号	中城村新型インフルエンザ等対策本部条例	146
議案第7号	中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例	147

議案第8号	中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	147
議案第9号	中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	148
議案第10号	中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	148
議案第11号	中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例	149
議案第12号	中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例	149
議案第13号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例	149
議案第14号	中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	150
議案第15号	中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例	150
議案第16号	中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例	150
議案第17号	第4次中城村国土利用計画を定めること	150
議案第18号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更	153
議案第19号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更	153

第5日目（3月9日） 休 会（土）

第6日目（3月10日） 休 会（日）

第7日目（3月11日）

議案第20号	平成24年度中城村一般会計補正予算（第8号）	157
議案第21号	平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	162
議案第22号	平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	164
議案第23号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	165
議案第24号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	165
議案第25号	平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）	165
議案第33号	物品購入等の契約	166

第8日目（3月12日）

議案第26号	平成25年度中城村一般会計予算	169
議案第27号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算	177
議案第28号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	177
議案第29号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	177
議案第30号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算	177
議案第31号	平成25年度中城村水道事業会計予算	178
議案第32号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	178

第9日目(3月13日) 委員会(水) 委員会審議

第10日目(3月14日) 委員会(木) 委員会審議

第11日目(3月15日) 委員会(金) 委員会審議

第12日目(3月16日) 休 会(土)

第13日目(3月17日) 休 会(日)

第14日目(3月18日) 委員会(月) 委員会審議

第15日目(3月19日) 委員会(火) 委員会取りまとめ

第16日目(3月20日) 休 会(水) 春分の日

第17日目(3月21日) 委員会(木) 委員会審議(連合審査)

第18日目(3月22日) 委員会(金) 委員会審議(連合審査)

第19日目(3月23日) 休 会(土)

第20日目(3月24日) 休 会(日)

第21日目(3月25日)

一般質問

2番 新垣博正議員 ..... 181

3番 金城章議員 ..... 188

7番 仲座勇議員 ..... 194

4番 新垣徳正議員 ..... 200

14番 宮城重夫議員 ..... 208

第22日目(3月26日)

一般質問

1番 伊佐則勝議員 ..... 219

13番 仲村春光議員 ..... 222

5番 新垣光栄議員 ..... 231

6番 與那覇朝輝議員 ..... 244

15番 新垣善功議員 .....	253
第23日目（3月27日）	
一般質問	
11番 新垣健二議員 .....	265
8番 仲宗根哲議員 .....	272
12番 宮城治邦議員 .....	277
9番 仲眞功浩議員 .....	287
第24日目（3月28日）	
議案第34号 建物（中城村立第三保育所）の処分 .....	303
議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号） .....	304
議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） .....	306
同意第1号 教育委員会委員の任命について .....	308
同意第2号 教育委員会委員の任命について .....	309
議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例 .....	310
議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例 .....	311
議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例 .....	312
議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基 準を定める条例 .....	313
議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例 .....	314
議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等 に関する条例 .....	315
議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算 .....	316
議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算 .....	317
議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 .....	318
議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 .....	319
議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算 .....	320
議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算 .....	321
議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 .....	322
平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望につい て .....	323
平成25年陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情 .....	324
意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書について .....	325
意見書第2号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書 .....	329
決議第1号 閉会中の所管事務調査について .....	331
決議第2号 閉会中の議員派遣について .....	333

# 第1回 臨時会



## 平成25年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成25年2月15日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成25年2月15日（午前10時00分）		
	閉 会	平成25年2月15日（午前11時30分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	新 垣 博 正	3 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		



## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第 7 号）
第 4	発議第 1 号 中城村議会政務活動費の交付に関する条例
第 5	発議第 2 号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例
第 6	発議第 3 号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則

議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまから平成25年第1回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 新垣博正議員及び3番 金城 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日2月15日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日2月15日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第1号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第7号)について御提案申し上げます。

議案第1号

平成24年度中城村一般会計補正予算(第7号)

平成24年度中城村の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,614,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月15日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,101,038	342	1,101,380
	2 県補助金	869,403	342	869,745
歳入合計		6,614,270	342	6,614,612

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		864,135	7	864,142
	1 総務管理費	693,038	7	693,045
3 民生費		1,892,026	692	1,892,718
	1 社会福祉費	917,864	8	917,872
	2 児童福祉費	974,162	684	974,846
6 農林水産業費		212,070	1,788	210,282
	1 農業費	10,624	1,788	104,236
8 土木費		737,332	2,688	734,644
	2 道路橋梁費	261,829	2,688	259,141
	4 都市計画費	341,328	0	341,328
10 教育費		1,126,661	4,119	1,130,780
	2 小学校費	437,496	8,459	445,955
	5 社会教育費	365,402	4,560	360,842
	6 保健体育費	122,764	220	122,984
歳出合計		6,614,270	342	6,614,612

ページをめくっていただきまして、まず歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額8億6,940万3,000円、補正額34万2,000円、合計で8億6,974万5,000円。

歳入合計、補正前の額66億1,427万円、補正額34万2,000円、合計で66億1,461万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額9,303万8,000円、補正額7,000円、合計で6億9,304万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額9億1,786万4,000円、補正額8,000円、合計で9億1,787万2,000円。2項児童福祉費、補正前の額9億7,416万2,000円、補正額68万4,000円、合計で9億7,484万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額

1億602万4,000円、補正額178万8,000円の減額補正、合計で1億423万6,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億6,182万9,000円、補正額268万8,000円の減額補正、合計で2億5,914万1,000円。4項都市計画費、補正前の額3億4,132万8,000円、補正額ゼロ、合計で3億4,132万8,000円。

10款教育費、2項小学校費、補正前の額4億3,749万6,000円、補正額845万9,000円、合計で4億4,595万5,000円。5項社会教育費、補正前の額3億6,540万2,000円、補正額456万円の減額補正、合計で3億6,084万2,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,276万4,000円、補正額22万円、合計で1億2,298万4,000円。

歳出合計、補正前の額66億1,427万円、補正額34万2,000円、合計で66億1,461万2,000円。

以上でございます。詳細につきましては副村

長のほうから説明をさせていただきます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再 開（10時45分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時58分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 発議第1号 中城村議会政務活動費の交付に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣光荣議員。

5番 新垣光荣議員 読み上げて提案いたします。

発議第1号

平成25年2月15日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 光 栄

賛成者

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 宮 城 治 邦

## 中城村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

上記条例の制定について、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）に伴い、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）による、これまでの中城村議会政務調査費の交付に関する条例を廃止し上記条例を制定する必要があるため。

## 中城村議会政務活動費の交付に関する条例

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、中城村議会における政務活動の交付その他必要な事項を定めるものとする。

### （政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、中城村議会議員（以下「議員」という。）が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等村政の課題及び村民の意思を把握し、村政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

### （政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費の交付対象は、議員の職にある者とする。

### （政務活動費の額）

第4条 政務活動費の額は、月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員について月額10,000円を会計年度の半期ごとに交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

### （議員の通知）

第5条 議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、別に定める様式により毎年度4月10日までに村長に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに村長に通知しなければならない。

### （政務活動費の交付申請）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、別に定める様式により前期分は、4月10日までに、後期分は10月10日までに政務活動費申請書を村長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、一般選挙又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選

挙による場合を含む。)の交付申請は次に掲げる月(任期開始の日が基準日の場合は当月)の10日までに村長に申請しなければならない。

(1) 一般選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌々月

(2) 補欠選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌月

3 議員は、前二項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式により政務活動費変更交付申請書を村長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により当該議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる日までに規程に定める政務活動費交付請求書(以下「請求書」という。)により、各期の属する月数分の政務活動費を村長に請求しなければならない。ただし、県外視察等により調査研究に要する費用が前期分の金額を超えることが明らかである場合は、当該使途理由を付して後期に属する月数分の政務活動費の全部又は一部を前期分と併せて請求することができる。また、当該各号に定める日が中城村の休日を定める条例(平成3年中城村条例第15号)に規定する村の休日に当たるときは、その翌日までに請求書の提出を行わなければならない。

(1) 前期(4・5・6・7・8・9月分) 4月20日まで

(2) 後期(10・11・12・1・2・3月分) 10月20日まで

2 村長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 この条に規定する前期又は後期途中において、一般選挙又は補欠選挙により当選した議員は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は当月)分以降の当該期分の政務活動費を、次に掲げる月(任期開始の日が基準日の場合は当月)の20日までに請求書を村長に提出しなければならない。

(1) 一般選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌々月

(2) 補欠選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌月

4 議員は、この条に定める各期の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により領収証等の証拠書類の写しを添付し、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名、死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書に領収証等を添付し、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書及び領収証等の写しを、村長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告が別記様式により領収証等の証拠書類を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲にしたがって行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、村長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならない。

(収支報告書及び領収証等の保存及び閲覧)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書は、対象期間の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も議長に対し、前項の収支報告書及び領収証等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 中城村議会政務調査費の交付に関する条例(平成22年条例第8号)は廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の中城村議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、従前の例による。

別表第1(第2条関係)

| 経 費    | 内 容                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究費  | 議員が行う村の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費                                            |
| 研 修 費  | 1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費<br>2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広報・広聴費 | 議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費                                                                   |

|          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 要請陳情等活動費 | 議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費                                    |
| 会 議 費    | 1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費<br>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 資料作成費    | 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費                                    |
| 資料購入費    | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費                             |
| 事務所費     | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費                                |
| 事 務 費    | 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費                                         |
| 人 件 費    | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費                                         |

別記様式（第9条関係）

年 月 日

中城村議会  
議長 殿

氏 名

平成 年度 政務活動費に係る収支報告について

中城村議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり平成 年度政務調査活動費収支報告を提出いたします。

平成 年度 政務活動費収支報告書

氏 名 \_\_\_\_\_

1 収 入  
政務活動費 \_\_\_\_\_ 円



## 2 支出

(単位：円)

| 項 目 | 支 出 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| 費   |       |     |
| 費   |       |     |
| 費   |       |     |
|     |       |     |
|     |       |     |
|     |       |     |
| 合 計 |       |     |

## 3 残余

\_\_\_\_\_ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

以上です。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 中城村議会政務活動費の交付に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 中城村議会政務活動費の交付に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします

本件について提案理由の説明を求めます。

伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは発議第2号につきまして読み上げて提案にしたいと思います。

発議第2号

平成25年2月15日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 伊佐則勝

賛成者

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 宮城治邦

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例の提案について

上記条例について、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）において、上記条例を改正する必要があるため、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）により、これまでの中城村議会委員会条例の一部を改正する必要があるため。

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                            | 改正前                          |
|--------------------------------|------------------------------|
| 目次                             | 目次                           |
| 第1章 <u>通則（第1条 第12条）</u>        | 第1章 <u>通則（第1条～第10条）</u>      |
| 第2章 <u>会議及び規律（第13条 第20条）</u>   | 第2章 <u>会議及び規律（第11条～第18条）</u> |
| 第3章 <u>公聴会（第21条 第26条）</u>      | 第3章 <u>公聴会（第19条～第24条）</u>    |
| 第4章 <u>参考人（第26条の2）</u>         | 第4章 <u>参考人（第24条の2）</u>       |
| 第5章 <u>記録（第27条）</u>            | 第5章 <u>記録（第25条）</u>          |
| 第6章 <u>補則（第28条）</u>            | 第6章 <u>補則（第26条）</u>          |
| <u>附則</u>                      | <u>附則</u>                    |
| <u>（常任委員の任期）</u>               |                              |
| <u>第3条 常任委員は、議員の任期中在任する。</u>   |                              |
| <u>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> |                              |

( 常任委員の任期の起算 )

第 4 条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の任期が任期満了前に行われたときは、その任期の選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

( 議会運営委員会の設置 )

第 4 条の 2 ( 略 )

2 ( 略 )

3 前項の委員の任期については、前 2 条の規定を準用する。

( 特別委員会の設置 )

第 5 条 ( 略 )

2 ( 略 )

( 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置 )

第 6 条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、9 人とする。

( 議会運営委員会の設置 )

第 2 条の 2 ( 略 )

2 ( 略 )

( 特別委員会の設置 )

第 3 条 ( 略 )

2 ( 略 )

( 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置 )

第 4 条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、9 人とする。

( 委員の選任 )

第 5 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員 ( 以下「委員」という。 ) は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

(委員の選任)

第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者は、その任期満了前10日以内に行うことができる。

6 議長は常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第8条 (略)

2・3 (略)

(委員長及び副委員長がともないときの互選)

第9条 (略)

2 (略)

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第10条 (略)

(委員長の職務代行)

第11条 (略)

2 (略)

(委員長及び副委員長)

第6条 (略)

2・3 (略)

(委員長及び副委員長がともないときの互選)

第7条 (略)

2 (略)

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第8条 (略)

(委員長の職務代行)

第9条 (略)

2 (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)<br/> <u>第12条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(招集)<br/> <u>第13条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(定足数)<br/> <u>第14条</u> 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第16条</u>(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(表決)<br/> <u>第15条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)<br/> <u>第16条</u> (略)</p> <p>(傍聴の取扱い)<br/> <u>第17条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(秘密会)<br/> <u>第18条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(出席説明の要求)<br/> <u>第19条</u> (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)<br/> <u>第20条</u> (略)<br/> 2・3 (略)</p> | <p>(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)<br/> <u>第10条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(招集)<br/> <u>第11条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(定足数)<br/> <u>第12条</u> 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第14条</u>(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(表決)<br/> <u>第13条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)<br/> <u>第14条</u> (略)</p> <p>(傍聴の取扱い)<br/> <u>第15条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(秘密会)<br/> <u>第16条</u> (略)<br/> 2 (略)</p> <p>(出席説明の要求)<br/> <u>第17条</u> (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)<br/> <u>第18条</u> (略)<br/> 2・3 (略)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公聴会開催の手續)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委員と公述人の質疑)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(参考人)</p> <p><u>第26条の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、<u>第24条</u> 公述人の発言、<u>第25条</u> 委員と公述人の質疑 及び<u>前条</u> 代理人又は文書による意見の陳述 の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議規則との関係)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> | <p>(公聴会開催の手續)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委員と公述人の質疑)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(参考人)</p> <p><u>第24条の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、<u>第22条</u> 公述人の発言、<u>第23条</u> 委員と公述人の質疑 及び<u>第24条</u> 代理人又は文書による意見の陳述 の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議規則との関係)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 発議第3号を読み上げて提案にかえたいと思います。

発議第3号

平成25年2月15日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 與那覇 朝 輝

賛成者

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 宮 城 治 邦

中城村議会会議規則の一部を改正する規則の提案について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）により、これまでの中城村議会委員会条例の一部を改正する条例の提案に伴い、中城村議会会議規則の一部を改正する必要があるため。

中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則

中城村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                  | 改正前                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次                                                                                   | 目次                                                                                   |
| 第1章 <u>総則（第1条 - 第13条）</u>                                                            | 第1章 <u>総則（第1条 - 第13条）</u>                                                            |
| 第2章 <u>議案及び動議（第14条 - 第20条）</u>                                                       | 第2章 <u>議案及び動議（第14条 - 第20条）</u>                                                       |
| 第3章 <u>議事日程（第21条 - 第25条）</u>                                                         | 第3章 <u>議事日程（第21条 - 第25条）</u>                                                         |
| 第4章 <u>選挙（第26条 - 第35条）</u>                                                           | 第4章 <u>選挙（第26条 - 第35条）</u>                                                           |
| 第5章 <u>議事（第36条 - 第49条）</u>                                                           | 第5章 <u>議事（第36条 - 第49条）</u>                                                           |
| 第6章 <u>発言（第50条 - 第64条）</u>                                                           | 第6章 <u>発言（第50条 - 第64条）</u>                                                           |
| 第7章 <u>委員会（第65条 - 第77条）</u>                                                          | 第7章 <u>委員会（第65条 - 第77条）</u>                                                          |
| 第8章 <u>表決（第78条 - 第88条）</u>                                                           | 第8章 <u>表決（第78条 - 第88条）</u>                                                           |
| 第9章 <u>請願（第89条 - 第95条）</u>                                                           | 第9章 <u>請願（第89条 - 第95条）</u>                                                           |
| 第10章 <u>秘密会（第96条・第97条）</u>                                                           | 第10章 <u>秘密会（第96条・第97条）</u>                                                           |
| 第11章 <u>辞職及び資格の決定（第98条 - 第101条）</u>                                                  | 第11章 <u>辞職及び資格の決定（第98条 - 第101条）</u>                                                  |
| 第12章 <u>規律（第102条 - 第109条）</u>                                                        | 第12章 <u>規律（第102条 - 第109条）</u>                                                        |
| 第13章 <u>懲罰（第110条 - 第116条）</u>                                                        | 第13章 <u>懲罰（第110条 - 第116条）</u>                                                        |
| 第14章 <u>公聴会（第117条 - 第122条）</u>                                                       | 第14章 <u>会議録（第117条 - 第120条）</u>                                                       |
| 第15章 <u>参考人（第123条）</u>                                                               | 第15章 <u>全員協議会（第121条）</u>                                                             |
| 第16章 <u>会議録（第124条 - 第127条）</u>                                                       | 第16章 <u>議員の派遣（第122条）</u>                                                             |
| 第17章 <u>全員協議会（第128条）</u>                                                             | 第17章 <u>補足（第123条）</u>                                                                |
| 第18章 <u>議員の派遣（第129条）</u>                                                             |                                                                                      |
| 第19章 <u>補足（第130条）</u>                                                                |                                                                                      |
| <u>附則</u>                                                                            | <u>附則</u>                                                                            |
| （修正の動議）                                                                              | （修正の動議）                                                                              |
| 第17条 <u>法第115条の3</u> 《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。 | 第17条 <u>法第115条の2</u> 《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。 |



2 (略)

(所管事務等の調査)

第73条 (略)

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

#### 第14章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第117条 議会在、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議

2 (略)

(所管事務等の調査)

第73条 (略)

2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない、ただし議会が特に許可した場合は、この限りではない。

## 第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条((公述人の発言))、第121条((議員と公述人の質疑))及び前条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

## 第16章 会議録

(会議録の記載事項)

第124条 (略)

## 第14章 会議録

(会議録の記載事項)

第117条 (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 会議録の配布 )</p> <p><u>第125条</u> ( 略 )</p> <p>( 会議録に掲載しない事項 )</p> <p><u>第126条</u> ( 略 )</p> <p>( 会議録署名人 )</p> <p><u>第127条</u> ( 略 )</p> <p><u>第17章</u> 全員協議会</p> <p>( 全員協議会 )</p> <p><u>第128条</u> ( 略 )</p> <p><u>第18章</u> 議員の派遣</p> <p>( 議員の派遣 )</p> <p><u>第129条</u> ( 略 )</p> <p><u>第19章</u> 補則</p> <p>( 会議規則の疑義 )</p> <p><u>第130条</u> ( 略 )</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>( 会議録の配布 )</p> <p><u>第118条</u> ( 略 )</p> <p>( 会議録に掲載しない事項 )</p> <p><u>第119条</u> ( 略 )</p> <p>( 会議録署名人 )</p> <p><u>第120条</u> ( 略 )</p> <p><u>第15章</u> 全員協議会</p> <p>( 全員協議会 )</p> <p><u>第121条</u> ( 略 )</p> <p><u>第16章</u> 議員の派遣</p> <p>( 議員の派遣 )</p> <p><u>第122条</u> ( 略 )</p> <p><u>第17章</u> 補則</p> <p>( 会議規則の疑義 )</p> <p><u>第123条</u> ( 略 )</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

以上です。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

( 「質疑なし」と言う声あり )

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

( 「討論なし」と言う声あり )

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号 中城村議会会議規則の一部を改正する議会規則を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、発議第3号 中城村議会会議規則  
の一部を改正する議会規則は原案のとおり可決  
されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本臨時会はこれで閉会いたします。大変御苦  
労さまでした。

閉 会（ 1 1 時 3 0 分 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 金 城 章

# 第2回 定例会

## 平成25年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成25年3月5日

会 期 24 日間

閉 会 平成25年3月28日

| 日次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻    | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                  |
|------|-------|----|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 3月5日  | 火  | 午前10時   | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、<br>8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、<br>15号、16号、17号、18号、19号、に対する説明<br>及び、報告第1号、2号              |
| 第2日  | 3月6日  | 水  | 午前10時   | 本会議 | 議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、<br>に対する説明                                                                                                                |
| 第3日  | 3月7日  | 木  | 午前10時   | 本会議 | 議案第26号、27号、28号、29号、30号、31号、<br>32号、33号に対する説明                                                                                                         |
| 第4日  | 3月8日  | 金  | 午前10時   | 本会議 | 議案第2号、3号、4号、5号、7号、8号、<br>9号、10号、13号、17号、18号、19号に対する<br>質疑、討論、採決<br>議案第6号、11号、12号、14号、15号、16号に<br>対する質疑<br><span style="float: right;">終了後村内視察</span> |
| 第5日  | 3月9日  | 土  | /       | 休 会 |                                                                                                                                                      |
| 第6日  | 3月10日 | 日  | /       | 休 会 | 中学校卒業式                                                                                                                                               |
| 第7日  | 3月11日 | 月  | 午前10時   | 本会議 | 議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、<br>33号に対する質疑、討論、採決                                                                                                       |
| 第8日  | 3月12日 | 火  | 午前10時   | 本会議 | 議案第26号、27号、28号、29号、30号、31号、<br>32号に対する質疑（一般質問締切日午後3時）                                                                                                |
| 第9日  | 3月13日 | 水  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                |
| 第10日 | 3月14日 | 木  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                |
| 第11日 | 3月15日 | 金  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                |
| 第12日 | 3月16日 | 土  | /       | 休 会 |                                                                                                                                                      |
| 第13日 | 3月17日 | 日  | /       | 休 会 |                                                                                                                                                      |
| 第14日 | 3月18日 | 月  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                |
| 第15日 | 3月19日 | 火  | 午前10時   | 委員会 | 委員長取りまとめ                                                                                                                                             |
| 第16日 | 3月20日 | 水  | /       | 休 会 | 春分の日                                                                                                                                                 |
| 第17日 | 3月21日 | 木  | 午後1時30分 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）小学校卒業式                                                                                                                                    |
| 第18日 | 3月22日 | 金  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                          |
| 第19日 | 3月23日 | 土  | /       | 休 会 |                                                                                                                                                      |
| 第20日 | 3月24日 | 日  | /       | 休 会 |                                                                                                                                                      |
| 第21日 | 3月25日 | 月  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                 |
| 第22日 | 3月26日 | 火  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                 |
| 第23日 | 3月27日 | 水  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                 |
| 第24日 | 3月28日 | 木  | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決<br>陳情等採択 発議<br><span style="float: right;">閉会</span>                                                                                  |

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年3月5日（火）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 平成25年3月5日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年3月5日（午後3時08分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝             | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正             | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章               | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正             | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄             | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝             | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇               | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲               | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正             | 5 番                                | 新 垣 光 栄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀             | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊             | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子             | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典             | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕             | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘             | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄             | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                            |
|------|------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                     |
| 第 2  | 会期の決定                                          |
| 第 3  | 諸般の報告                                          |
| 第 4  | 行政報告                                           |
| 第 5  | 施政方針                                           |
| 第 6  | 議案第 2 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 第 7  | 議案第 3 号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第 8  | 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9  | 議案第 5 号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例                   |
| 第 10 | 議案第 6 号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例                    |
| 第 11 | 議案第 7 号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例                 |
| 第 12 | 議案第 8 号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例     |
| 第 13 | 議案第 9 号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 第 14 | 議案第 10 号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第 15 | 議案第 11 号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例             |
| 第 16 | 議案第 12 号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例                 |
| 第 17 | 議案第 13 号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例                   |
| 第 18 | 議案第 14 号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 |
| 第 19 | 議案第 15 号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例               |
| 第 20 | 議案第 16 号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例  |
| 第 21 | 議案第 17 号 第 4 次中城村国土利用計画を定めること                  |
| 第 22 | 議案第 18 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更                   |
| 第 23 | 議案第 19 号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更                      |
| 第 24 | 報告第 1 号 平成 25 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について         |
| 第 25 | 報告第 2 号 村道中城城跡線改良舗装工事（ 2 工区 ）改定契約について          |



議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまより平成25年第2回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番 新垣徳正議員及び5番 新垣光栄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月5日から3月28日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、定例会の会期は本日3月5日より3月28日までの24日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成24年12月7日より、平成25年3月4日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成24年12月、平成25年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員、東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書等につい

ては、5件受理し、3月1日の議会運営委員会で協議した結果、「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情は文教社会常任委員会に付託し、残り4件の陳情については、資料配付にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

・2月13日(水) 沖縄県議長会定期総会が自治会館で開催され、議長・事務局長が出席しております。

・2月15日(金) 沖縄県町村議会議員・議会事務局職員研修会が読谷村文化センターで開催され、議員、事務局職員併せて17名参加しております。

5 中部町村議会議長会関係について

・1月18日(金) 中部町村議会議長会定例会が北谷町議会全体協議会室で開催され、議長・事務局長が出席しております。

・2月8日(金) 中部町村議会議長会臨時会が北谷町議会全体協議会室で開催され、議長・事務局長が出席しております。

・2月14日(木) 中部町村議長会議員・職員親善ボウリング大会が北谷町で開催され、議員、職員併せて11名が参加しております。

6 その他

・12月8日(土) 中部広域市町村圏事務組合議会全員協議会及び臨時会がコスタビスタ沖縄で開催され、議長が出席しております。

・12月11日(火) 中城村商工会主催の「イルミネーション点灯式」が花と緑のふれあい広場で開催され、議長が挨拶を述べております。

・12月26日(水) 中城村土砂災害地区「電飾文字：光」に係る点灯式が吉の浦会館前で実施され、議長が参加しております。

・1月6日(日) 中城・北中城消防本部

出初め式が開催され、議長他多くの議員が参加しております。

- ・ 1月9日（水） 25年「新春村民の集い」が吉の浦会館で開催され、議長が乾杯の音頭をとっております。
- ・ 1月13日（日） 中城村成人式が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。
- ・ 1月21日（月） 第21回暴力団追放沖縄県民大会が浦添市てだこホールで開催され、議長が参加しております。
- ・ 1月27日（日）～1月28日（月）まで、オスプレイ配備に反対する「総理直訴東京行動」に議長が参加しております。
- ・ 1月29日（火） 宜野湾地区交通安全協会主催の交通安全シーサ四兄妹除幕式が宜野湾市伊佐交差点で実施され、議長が出席しております。
- ・ 2月1日（金） 中城村議会議員行政視察が実施され、13名の議員が参加しております。
- ・ 2月2日（土） 24年度「緑の育樹祭」が読谷村で開催され、議長が参加しております。
- ・ 2月4日（月）～2月7日（木）まで、ごさまるエネルギープロジェクト先進地視察研修に議長が参加しております。
- ・ 2月15日（金） 平成25年第1回中城村臨時議会が開催されております。
- ・ 2月17日（日） 「第21回2013おきなわマラソン」開会式が沖縄県総合運動公園で実施され、議長が出席しております。
- ・ 2月20日（水） 中部広域市町村圏事務組合審議会事前説明に副議長が出席しております。
- ・ 2月22日（金） 中部広域市町村圏事務組合審議会（第1回）が北中城村社会福祉センターで開催され、副議長が出席し

ております。

- ・ 2月27日（水） 中部広域市町村圏事務組合審議会（第2回）が北中城村中央公民館で開催され、副議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を平成24年12月から平成25年2月までを抜粋して御報告申し上げます。

まず12月1日には、中城産業まつりが行われました。延べ2,800名以上の方々にぎわいを見せましたけれども、あいにくの雨でございましたが、また次回頑張りしたいと思います。

12月11日には、イルミネーション点灯式が例年どおり行われて、花と緑のふれあい広場で行われました。

12月23日は、わかてだを見る集い。これも年々、参加者が非常に多くなりまして、700名以上の方々にぎわいを見せております。

12月26日には、土砂災害地区での電飾文字、今年は「光」でございましたけれども、点灯式に参加しております。

12月27日、消防救急無線のデジタル化及び沖縄県消防共同指令センターの整備事業に伴う関係団体市町村長会議に参加をいたしました。豊見城市のほうでやりましたけれども、粛々とデジタル化に向けてやりましょうということで意思統一を図っております。

1月6日には、消防出初式、管理者訓辞を行いました。

1月9日には、平成25年新春村民の集い。これも非常に多くの方々にぎわいを見せております。来年度はそれプラス村民年始会も行いたいと思っております。

1月11日には、県警察年頭視閲式に参加をいたしました。

1月13日には、成人式に参加をしております。  
1月16日には、スポーツコンベンション推進シンポジウムが吉の浦会館で行われましたけれども、しまんちゅ育成事業で中城がその対象になりましたので、それに向けてのシンポジウムを行いました。

1月21日には、暴力団追放沖縄県民大会に参加をいたしました。

1月27日には、総理直訴オスプレイ要請行動。これは東京のほうで、41市町村長参加のもと行われております。

2月に入りまして、2月3日には、村老人文化作品展覧会に参加をいたしました。

2月4日から7日まではごさまるエネルギープロジェクト先進地視察に参加をいたしましたけれども、私は大阪からの参加でございました。福岡、大阪、東京でございましたけれども、大阪、東京に参加をさせていただきました。

2月17日には、おきなわマラソンの開会式に臨んでおります。

2月21日、22日は、東京のほうで国土交通省住宅局長との意見交換会をやらせていただきました。優良田園住宅に向けての建設の促進に関しまして、国の後押しをどうしてもやっていただきたいということで、自民党政調会長 高市早苗政調会長にお願いをしながら、その席を設けていただきました。非常に有意義な会議だったと思っております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

次に主要施策の執行状況の調書（第4・四半期分）でございます。それをあけていただきたいと思います。

まず1ページのほうから、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

総務課。15節、防災行政無線Jアラート整備工事、平成25年1月4日、指名競争入札、624万7,500円、97.5%、デルタ電気工業株式会社。

あけていただきまして、住民生活課。11節、村指定ごみ袋購入費、平成25年1月18日、随意契約、219万8,490円、株式会社嘉数グラビヤ。18節、犬の登録管理システムソフト、平成25年1月4日、随意契約、31万5,000円、株式会社オーシーシー。

続いて農林水産課。15節、久場地区3号水兼農道災害復旧工事、平成25年2月25日、指名競争入札、220万5,000円、93.3%、マール・デル・プラタ工業。18節、護佐丸島むん農業活性化事業、平成25年2月1日、随意契約、377万7,900円、90.1%、株式会社くみき。19節、護佐丸島むん農業活性化事業補助金、平成24年12月25日、2,334万4,000円、沖縄県農業協同組合。

続いて都市建設課。13節、委託調査業務（その4）、平成25年1月16日、随意契約、147万円、88.05%、株式会社与那嶺測量設計。13節、委託業務（産業廃棄物収集運搬処理）、平成25年1月18日、随意契約、194万8,800円、97.68%、裕起リサイクル。13節、委託業務（管理システム事業開発）、平成25年1月21日、随意契約、252万円、沖縄コンピュータ販売株式会社。15節、南上原地区築造工事（24-7工区）、平成25年1月8日、指名競争入札、4,188万1,455円、86.7%、株式会社翔和建設。15節、南上原地区築造工事（24-8工区）、平成25年2月25日、指名競争入札、2,947万9,800円、87.68%、島袋開発。

同じく都市建設課。15節、南上原系蒲公園整備工事（12工区）、平成24年12月13日、指名競争入札、1,504万6,500円、88.5%、有限会社ヒ口建設。15節、災害対策避難路整備工事、平成25年1月4日、指名競争入札、1,967万7,000円、88.9%、建設工房 新。15節、村道新垣中央線災害復旧工事、平成25年1月8日、指名競争入札、782万2,500円、99.3%、喜舎場石材。22節、物件補償、平成24年12月7日、随意契約、529万8,000円、これは南上原地内でございます。

教育総務課。15節、南上原小学校（仮称）屋外環境整備工事（グラウンド）でございます。平成24年12月28日、指名競争入札、2,968万3,500円、87.1%、仲本建設株式会社。15節、南上原小学校（仮称）校舎建設工事（植栽）平成25年2月4日、指名競争入札、420万円、96.2%、有限会社ピース造園土木。18節、小中学校備品（楽器）購入業務、平成25年2月8日、随意契約、693万円、文教楽器株式会社。18節、中城南小学校備品（情報機器）購入業務、平成25年2月25日、指名競争入札、3,790万5,000円、94.4%、株式会社オキジム。18節、中城南小学校学校給食備品購入、平成25年1月18日、随意契約、378万円、日本調理機株式会社。

生涯学習課。13節、吉の浦会館電気設備改修工事設計委託業務、平成24年12月18日、随意契約、95万9,700円、97.2%、有限会社大住設計。13節、吉の浦会館屋根改修及び太陽光発電設備設置工事監理委託業務、平成24年12月26日、随意契約、105万円、90.9%、新里建築設計事務所。13節、平成24年度中城城跡南の郭遺構測量委託業務、平成25年2月4日、随意契約、89万6,700円、89.8%、株式会社琉球サーベイ。15節、太陽光発電システム設置工事、平成24年12月26日、指名競争入札、3,639万3,000円、88%、有限会社比嘉電工。15節、吉の浦会館電気設備改修工事、平成25年1月11日、指名競争入札、2,766万7,500円、95%、不二宮工業株式会社。

同じく生涯学習課。15節、吉の浦会館屋根改修工事、平成24年12月26日、指名競争入札、2,883万3,000円、89.7%、有限会社友建産業。15節、吉の浦公園内野球場照明器具修繕工事、平成24年10月6日、指名競争入札、179万5,500円、97.7%、有限会社開成電設でございます。

企業立地・観光推進課。13節、共同研究契約（ごさまるエネルギープロジェクト）平成25年1月11日、随意契約、150万円、国立大学法人琉球大学。

上下水道課。15節、平成24年度消火栓設置工事（その2）平成24年12月3日、随意契約、100万円、有限会社ヤマウチ設備。15節、当間地内配水管布設工事（24-3工区）平成24年12月21日、指名競争入札、1,047万9,000円、96%、仲真設備工業。15節、平成24年度消火栓設置工事（その3）平成24年12月21日、随意契約、50万円、仲真設備工業。

以上でございます。

議長 比嘉明典 続いて教育長の行政報告を行います。

教育長 安里直子。

教育長 安里直子 おはようございます。では、教育行政報告でございます。12月から2月分について報告させていただきます。主な箇所を読み上げて報告いたします。

まず12月5日から7日、沖縄県学力到達度調査がございました。小学校3年・5年、国語A・B、算数A・B。中学校2年、国語、理科、英語。中学2年、数学、社会でございました。結果でございますけれども、昨年に引き続き小学校3年・5年、中学校2年も村総合平均では中頭平均、県平均を超えております。今後の課題としましては、小学校5年では国語、それから中学校では数学、社会科となっております。21日、金曜日、第19回定例教育委員会会議を行いました。物品購入等の契約について報告してございます。また、成人式について提案し、協議いたしました。

1月9日でございます。中頭地区教育長会第6回の定例会がございました。県内の到達度調査について、それから教育課程研修会についての行政説明が主でした。13日、日曜日には成人式が行われました。新成人の方々をお祝いし、激励いたしました。中城ジュニアオーケストラ、それからわくわくコーラス発声講座の皆さん、津覇青年会エイサーの皆さんが式典に花を添えてくださいました。23日、日曜日、トリムマラ

ソン大会が行われ、600名の参加がございました。また午後には元オリンピック選手の為末大選手の講演があり、本村の児童生徒も多く参加し、感動しておりました。24日、木曜日、わくわくコーラス発声講座の修了式がありました。これは生涯学習課の講座でございますが、25名の方々に修了書を渡すことができました。続きまして2ページ目のほうになります。25日、金曜日には第1回の定例教育委員会会議を実施いたしました。平成25年度一般会計予算要求の概要について報告いたしました。同日、第8回中城南小学校開校準備委員会を持ちまして、各部会の取り組みの進捗状況を説明してございます。

2月5日、火曜日、平成24年度中城村学力向上推進実践発表会を津覇小学校を会場に行いました。津覇小学校の各学級の公開授業の後、それぞれの学力向上の取り組みについて実践発表し、また教育講演会を行っております。7日、木曜日、平成24年度市町村教育委員会教育委員・教育長研修会が沖縄県庁4階講堂でございました。県の次年度の施策についての行政説明が主でございました。教育委員が全員出席しております。14日、木曜日、中頭地区教育長会第7回の定例会がございました。主に人事異動の日程、それから中頭教育事務所の次年度の指導計画についての行政説明が主でした。16日、土曜日には恩納小中学校で中頭地区学力向上実践推進大会が行われ、本村の学力向上推進の取り組みが中頭地区のリーディングケースとなることが認められ、ポスターセッションの部では津覇小学校の琉球大学教員を活用した校内研修の実践発表、また中城中学校は全体発表でキャリア教育を踏まえた実践を発表いたしました。22日、金曜日の第2回の定例教育委員会会議は、平成25年度教職員（管理職）人事異動の内申についてございました。管理職の移動はございませんでした。24日、日曜日には福岡県福智町

交流派遣事業の報告会がカレーパーティーと一緒に行われ、出席しております。

以上、報告を終わります。

議長 比嘉明典 以上で行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（11時37分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 平成25年度村長の施政方針をお願いします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成25年度の施政方針を行います。

## 平成25年度 施政方針

### 1. はじめに

平成25年第2回中城村議会定例会の開会にあたり、今回提出しております諸議案の説明に先立ちまして、平成25年度の施政方針について所信を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年6月、多くの村民の支持を得て、無投票で2期目の当選を果たし、引き続き村政経営の舵取りを任されましたことは、誠に光栄に存じますとともに、多くの村民の期待に、1期目以上に身が引き締まる思いであります。

2期目にあたり、常に村政経営の重責を意識し、これまでの政策の成果と課題を踏まえながら、中城村の魅力と個性を飛躍させ、更なる、村の繁栄・発展へ導くよう邁進してまいりますので、これまで以上に議員並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

国政におきましては、平成21年9月に誕生した民主党を中心とする連立政権も、様々な

課題、局面を乗り越えてきましたが、マニフェストの破綻と消費税増税を機に、国民に審判を仰いだ昨年末の衆議院総選挙の結果、3年余の政権与党に幕を閉じ、自民党・公明党連立政権へ政権交代となりました。

民主党連立政権下、これまでの政権とは違う変化と進展をもたらすと思われていた、沖縄の基地政策におきましても、普天間基地の辺野古移設の閣議決定や欠陥機オスプレイの強制配備と沖縄の基地負担軽減どころか、日米安全保障条約の名のもとに更なる沖縄の基地機能の強化は明白で、基地の犠牲や負担を押しつけている構造的差別が変わることなく継続されたことに悲憤慷慨であります。

我々ウチナンチュとしての尊厳を守るために、普天間基地の県外移設、オスプレイの即時撤去、不平等・不公平な日米地位協定の全面改正を不退転の決意で、あきらめずに訴え続けたいと思います。

さて、国内経済は、1990年代のバブル経済が崩壊してから、20年以上も景気の低迷が続く、更には円高やデフレに陥り閉塞感強まる経済状況の中、人口減に伴う少子高齢化の加速、政治政策の混迷、若年層の失業率の上昇など、未来ある元気な日本経済の復活を阻害する大きな要因が氾濫しております。

日本を覆う閉塞感の払拭と日本経済の再生を目指すために、国や国政がやるべきことをこれまで以上に求めなければなりません。

昨年末に誕生した、新政権は、12年度補正予算に20兆円規模の経済対策を打ち出しております。引き続き、2013年も長期化したデフレの脱却と日本経済の再生への足掛かりとなる経済回復を最重要課題と位置付けており、今後、国の経済対策を始めとする、政策・施策と連携して、地方がやるべきことを迅速かつ的確に対応できる枠組みづくりと、無駄を排除した簡素で効率的な行政を実現し、地方

の経済再生に努めなければならないと考えます。

地域のことは地域で決める、地方自治の原点に立ち返り、責任を持って、村政発展、地域の経済対策へ取り組んでまいります。

昨年は、中城村の今後10年間のめざす将来像とまちづくりの基本的な方向性を示した村政運営の指針となる、「中城村第四次総合計画」を策定、その実現に向けた、新たなスタートを切りました。また、同時期に沖縄県においても「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けた、今後10年間の取り組みの方向性を示した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」が決定されました。

奇しくも、復帰40年の節目に、本村と沖縄県の将来10年計画の出発点が同時期となりましたが、本村の将来像実現こそが、沖縄のあるべき姿の実現に繋がるものと確信しております。

また、そのスタートの年に、新たに創設された沖縄振興特別推進交付金が交付され、本村の振興・発展のため英知を結集し、4億円の交付額の満額実施に取り組んでまいりました。際立った成果として、これまで村民から要望の多く長年の懸案でありました図書館建設の夢を叶える『護佐丸歴史資料図書館』建設へ向け事業展開のスタートを切る事ができました。引き続き村民の期待に応えられるよう適正実施に向け、取り組んでまいります。

ご承知のとおり、本村は、近年県内上位の人口増加率を誇っております。

村内外からの住宅ニーズに対応した受け皿づくりとしまして、南上原土地区画整理事業の保留地処分を推進します。また、特定保留として県と調整を進めている泊・久場地域の市街化区域の編入も積極的に進めてまいります。

更に、人口増の要因として若者世代や子育て

て世帯が増えております。

今後とも、子育て世代への様々な支援策を継続するとともに、新たな施策も検討しながら、将来の中城村の振興、発展を担う子供達のための支援を続けて行きます。

4月からは、中城南小学校が開校いたします。真新しい校舎の中、『新世代型学習空間教室』として、ITを駆使しながらの自由研究、グループ学習など、様々な学びのかたちに対応出来る第3の学習スペースを設置しています。今後とも、児童生徒の教育環境の充実にも力を注いでまいります。

今後、更なる住民サービスの充実や利便性の向上により、「中城村が住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」に向かって取り組んでまいります。

## 2. 本年度の重点施策

### 中城護佐丸まつり実行委員会補助事業

村民意識の高揚と親睦による地域活性化及び商工・観光の振興、伝統文化・芸能の振興のため「中城護佐丸まつり」を開催します。

### 自主防災組織補助事業

自主防災組織の強化に向け、防災備品及び運営に対する補助金を交付します。

### 自治会活動活性化補助事業

自治会活動の活性化を図るため、各自治会が整備する備品等購入に対し、50万円を限度に補助金を交付します。

### コンビニ収納管理システム改修委託事業

コンビニエンスストアで村税等の納付ができるようシステム改修を行い、村税等納税の利便性の向上を図ります。

### ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業

ひとり親家庭の児童が学童クラブを利用する場合の利用料の一部（5千円）を助成し、ひとり親家庭の経済支援による子育て支援

を進めます。

### 中城村シルバー人材センター補助事業

平成24年度に発足した中城村シルバー人材センターに補助金を交付し、シルバー世代の生きがいづくりに寄与します。

### 通学バス運行委託事業

中城南小学校開校に伴い、上地区幼児・児童・生徒の交通不便の解消、通学路における安全を確保するため通学バスを運行します。

### 中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト

地域特性を活かした教育推進として、郷土の歴史・文化に係る学習の充実を図るため教材づくりを行い、教育課程特例校を目指していきます。

### 南上原土地区画整理事業

住宅地区・商業地区・公園等のインフラ整備を行い、利便性と快適な住みよい生活環境の構築を図り、学園都市としての街づくりを推進します。保留地処分業務についても民間企業との連携を強化し、保留地販売促進に努めます。

### 電源立地地域対策交付金等を活用した久場地区の整備事業

交付金を活用して、久場河川改修事業、久場前浜原湾岸連絡道整備事業、泊児童公園及び吉の浦公園遊具整備事業、久場地区排水路整備事業を行います。

### 中城城跡ライトアップ事業

世界遺産中城城跡への観光客誘致のため、城壁のライトアップを行うための設計委託を行い、新たな城跡の魅力の創出を図ります。

### 沖縄振興特別推進交付金の活用

本交付金の趣旨を踏まえ、本村の振興に資する事業で、沖縄の特殊性に起因する事業を積極的に計画し実施へと繋げて行きます。

### 3. 部門別主要施策

#### (1) 教育・文化の振興

##### 幼児教育と学校教育の充実

幼児教育や学校教育においては、家庭・学校・地域の連携を密に、個性豊かな育成に努め、人材育成基金等を活用し、児童生徒等の活動を支援いたします。

これからの社会に必要な国際化と情報化に対応する、国際理解教育推進のため、外国語指導助手の小・中学校への配置を行うとともに、教育の情報化推進体制構築のため、ICT機器の充実とICT専門員を配置します。

学力向上推進の一環として、対米請求権地域振興助成事業を活用し、小・中学校における「地域学力向上支援事業」及び、中学校における「学習支援事業」を継続し、児童生徒の「確かな学力」の向上を目指します。

また、国立大学法人琉球大学と教育委員会の連携・協力に関する協定に基づき、幼児・児童・生徒の学習支援や教員の資質向上を図ってまいります。

不登校やいじめ対策、特別支援教育の充実のために幼稚園、小・中学校への特別支援員や看護師の配置並びに村教育相談室の拡充を図ってまいります。

幼児・児童・生徒の命を守るために、学校の危機管理体制の強化と防犯・防災対応の緊急連絡システムを活用した避難訓練や避難経路の確保を行います。

中城南小学校が、「歴史文化に誇りを持ち、現状を自力で切り開き、未来に夢を描き、輝き続ける子」を教育目標に、平成25年4月1日に開校いたします。

また、開校に伴う上地区幼児児童生徒の交通不便の解消、通学路における安全を確保するため通学バスを運行します。

平成25年4月14日には、開校式典・祝賀会を予定しております。

地域特性を活かした教育課程特例校の推進として、一括交付金を活用した「護佐丸・中城城跡をとおして歴史・文化を学ぶプロジェクト」を継続・推進し、学校教育の中で、地域の歴史・文化を教える事ができるように教育課程特例校を目指していきます。その中で、幼児・児童・生徒に自然や地域を愛し大切にすることを育て、故郷への誇りを培っていくための教材（絵本・読み物教材、副読本・脚本等）を編集していきます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、新鮮で安心安全な食材の使用を積極的に取り組んでいます。学校給食に地域の特産物を生かした献立を増やし、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、豊かな心を育成し、好ましい人間関係を育てるため各学校と連携し、食育を推進いたします。また、平成25年度も引き続き村内の生産者や関係機関と連携し、地産地消を推進いたします。

##### 教育に係わる各種支援の充実

要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業と特別支援教育児童生徒就学援助事業も引き続き行います。

また、幼稚園就園奨励費補助事業の私立幼稚園補助を大幅に拡充し、保護者の負担軽減を図るとともに、両幼稚園においては今年度も「預かり保育」を継続実施します。

##### 生涯学習・人材育成の推進

社会教育事業の一環として、村婦人会や村青年会、村PTA連合会等の各種団体並びに村子ども会育成連絡協議会の諸活動を支援していくとともに、「福岡県福智町子ども会交流事業」についても、継続して支援いたします。昨年、生涯学習教室として



開催した、わくわくコーラス発声講座の評判も良く、参加者から喜ばれましたので、本年も引き続き、各種教室を計画し開催してまいります。

近年の少子化や核家族化、就労形態の多様化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成25年度におきましても「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」、「中城ジュニアオーケストラ育成支援事業」を実施していきたいと考えております。

中・高校生を対象とした「海外短期留学派遣事業」は、これまでの派遣人数を7名から9名に増員し、事業の拡充を図ります。また小・中学生ESLキャンプ、千葉県旭市児童交流事業につきましても引き続き実施し、人材育成に努めます。

#### **護佐丸歴史資料図書館の推進**

平成24年度に、歴史資料館、図書館、防災施設の3つの機能を有する複合施設「護佐丸歴史資料図書館」の基本計画を策定致しました。

歴史資料館は、常設展示・企画展示コーナーを設け、護佐丸の活躍した時代を中心に小・中学生にも分かり易い琉球史の展示を行い、図書館はアダルトスペース・キッズスペース・学習スペースを設けニーズに合った施設を計画しております。また、施設は、災害の際の避難場所としての目的も有し、防災グッズ等の備蓄も行います。今年度は、実施設計を行い計画的に推進してまいります。

#### **スポーツ・レクリエーション活動**

体育振興については、村体育協会、地域スポーツクラブ（吉の浦総合スポーツクラブ）、少年野球連盟への助成を継続するとともに、スポーツ推進委員、中学校部活指導員に対し引き続き支援してまいります。

ごさまる陸上競技場は、県内でも数少ないサッカー仕様の競技場として芝管理を行うことにより、プロサッカーチームのキャンプ地として好評を得ております。

また、沖縄県が芝管理のスペシャリスト育成を目指した、芝人養成事業で利用されていることから、県事業と連携した、自前の芝管理専門員育成を目指した取り組みとして、今年度も芝管理の強化に努めキャンプ誘致を行ってまいります。

村民体育館には、トレーニングルームを開設し、プロスポーツキャンプへの利用、村民の体力・元気づくりへの利用など、利用形態にあった運営に努めてまいります。吉の浦公園は村内外の保育所・幼稚園の遠足や各種団体のスポーツ・レクリエーション施設として憩いの場となっておりますが、施設は20年以上経過し老朽化が見られる施設もあります。今後も計画的に修繕や再整備を行い管理に努めてまいります。

#### **中城城跡整備・文化（財）の振興**

世界遺産『中城城跡』は、沖縄の300余りもあるグスクの中で最も保存状態が良く、築城技術の最高峰と言われております。しかし、500年以上の長い年月の間に城壁が崩れたり、緩んだりするなど修復する箇所が増えております。現在、国、県の補助を受け、保存整備を行っているところでありますが、平成25年度も引き続き、保存整備、発掘調査等を行います。

中城村における歴史の道整備（ハンタ道）につきましては、南上原土地区画整理事業地区内の一部を除き、そのほとんどが完成しているところであります。

本年度は、歴史の道の沿道にある村指定文化財「ペリーの旗立岩」の整備とともに、文化庁補助事業で整備した「新垣区間」と「ペリーの旗立岩」、「県営公園内」の3か

所を「歴史の道」として国の指定を受ける準備を行ってまいります。

また、中城城跡においては中城村文化協会や中城文化財案内人サークル「グスクの会」などの協力により、第15回「わかていだを見る集い」を開催し、村内外から多くの参加がありました。今後も継続して実施いたします。

村文化財の指定については、引き続き、「安里のムラガール」「津覇のテラール」「キシマコノ嶽」の村指定に取り組んでまいります。

## (2)保健・福祉の充実

### 母子保健の充実

妊婦健康診査及び乳幼児健診を推進し、妊婦の健康管理と保健指導、乳幼児健診時の保健相談や栄養指導等に努め、疾病の予防及び早期発見、早期対策による母と子の健康管理の充実に努めます。

また、地域主権戦略大綱に基づく権限移譲による未熟児の訪問指導及び養育医療費の給付を行い、保護者の心理的負担及び経済的負担軽減を支援します。

### 成人保健の充実

生活習慣予防対策として重要である特定健診を受診しやすい環境を整えるため、国民健康保険被保険者証と特定健診受診券を個人カードと一体型とし、特定健診の受診率向上、特定保健指導の強化に努めてまいります。

また、住民健診において、若年層の20歳～39歳への受診勧奨をするとともに、各種がん検診（肺がん、胃がん、大腸がん）及び骨粗しょう症の検査を実施、婦人検診における、子宮頸がん、乳がんの集団・個別検診の実施、各年齢層における、がん健診推進事業の個別通知により受診勧奨を図り、早期発見と早期治療に努めます。

保健事業については、生活習慣病予備軍に対して訪問、電話での保健指導を実施するとともに、食生活の改善、運動指導が必要な方については、ヘルスアップ教室、栄養教室への勧奨、ヘルスマイト推進員を活用した食生活改善の推進など、自主的な健康管理が実施できるよう各種事業に取り組みます。

### 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるよう福祉関係機関と連携を図りながら高齢者福祉の充実に努めてまいります。

高齢化社会の進行に伴い、介護保険事業、介護予防事業のニーズが高まっております。村直営の地域包括支援センターを中核とした体制を整え、村民に対し介護予防知識の普及を行い、一次予防事業となる「とよむちよ筋教室」を各公民館で実施し、地域における介護予防の推進に努めます。

二次予防事業として、地区ふれあい事業や村老人クラブ事業とのタイアップも図ります。村内介護保険事業所などの関係機関との連携を強化し、要介護認定を受けながら介護サービスを利用されていない方へ、包括支援センターからの訪問説明や指導などを行い、介護サービスの啓蒙を図ります。

また、地域における高齢者支援として、老人クラブ活動補助金や地域敬老会事業補助金、敬老祝い金の支給を継続して実施いたします。

### こころの健康づくりの推進

生活環境がめまぐるしく変化する時代となり、心の病で苦しむ方々が多くなっております。特に、病気や生活面、対人関係、負債などの原因によってうつ症状などを発症し、自殺に至るケースも全国的に増加しています。

自殺予防対策事業として、講演会や予防対策パンフレットの配布、いのちの電話の周知などを行い、心のケアを推進してまいります。

### **障がい児（者）福祉の充実**

障がい児（者）数は、年々増加傾向にあり、障害の内容も様々で、ニーズも多様化しています。障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービスによる支援をはじめ、サービス利用計画作成の基盤整備を強化し、障害福祉制度に関する知識の普及を図りつつ相談支援体制の充実に努めます。

また、障害者地域活動支援センター事業を充実させ、障がい児（者）が地域で自立した生活を送るための支援を進めていきます。発達気になる子の支援については、引き続き心理相談員を配置し、未就学児からの早期の支援を実施します。

### **国民健康保険・後期高齢者医療の充実**

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に欠かせない制度であり、相互扶助の精神にのっとり、事業運営に取り組みます。更に、厳しい事業運営となっておりますが、保険税の徴収及び医療費の適正化、保険事業等の取り組みを強化するとともに、県や他市町村と連携し、国における財政支援の必要性に取り組み、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

また、平成25年度より被保険者証を加入者一人に1枚の個人カード型へと変更し、利便性の向上に取り組みます。更に、保険税の納付に係る納税者の利便性の向上を図るため、平成26年度からコンビニエンスストアにおける収納業務開始に向け、その準備に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度は、適切な医療の給付等を行うために必要な制度であり、沖縄

県後期高齢者広域連合と連携し、住民に制度の周知、情報を提供するとともに、健康の保持、増進を図るため、人間ドックの受診及び肺炎球菌ワクチン接種等についての受診勧奨を図り、疾病の予防に努めます。

### **国民年金の充実**

年金受給者数は年々増加し、村民生活の安定と村民福祉の向上に大きく貢献しております。村民皆年金の確立に向けては、保険料の未納者解消や納付相談に努めてまいります。また、年金窓口業務では、資格状況の届出受理、障害年金の申請受付、年金保険料の減免申請などの相談業務や広報活動の充実に努めてまいります。

### **子育て支援の充実**

乳幼児期には、医療を必要とする機会が多く、安心して医療が受けられるよう通院については就学前、入院については15歳までを対象に、こども医療費助成事業を継続し、保護者の経済的負担軽減を支援します。

予防接種事業については、感染による重症化や拡大を未然に防ぐために、法律に基づく各種予防接種（定期予防接種）を実施するとともに、これまで任意接種でありました、子宮頸がん等ワクチン接種を緊急促進事業として実施しました。子宮頸がん予防ワクチン（13歳～16歳の女子）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（2か月～5歳未満の子）接種について、予防接種法の改正により定期接種として実施いたします。

地域で安心して子育てができる環境づくりとして、村立保育所に加え、民間活力の導入として、村立第3保育所の民営化移行を含め、平成25年度より3つの認可保育園をスタートさせ待機児童対策にも取り組んでまいります。

また、そのひとつの認可保育園において、

県内初となる保育所型の認定こども園の開設を進め、幼保一体型の子育て支援の推進へと繋げてまいります。

認可保育園においても、特別支援を要する保育の実施や延長保育を継続します。

今後も、認可外保育園からの認可化へ向けた取り組みに協力してまいります。

地域子育て支援センターでは、子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回のわくわくクラブを開催し、発達面で気になる子への支援も継続します。児童生徒の健全な遊びの場を提供するなかよし児童館も児童生徒の利用が多くなり、更に内容の充実を図ります。また、今年度も待機児童世帯助成事業を継続するとともに、第3子以降保育料無料化事業、認可外保育施設への安全対策事業、放課後児童健全育成事業、すこやか保育事業、病後児保育事業に加え、昨年度から開始したファミリーサポートセンター事業も継続し、一時的な預かりや保育所等への送迎などができる育児支援をしてまいります。

村内の学童クラブ4施設で組織する学童保育連絡協議会に補助を行い、学童における保育の充実を支援します。

社会問題化している児童虐待の防止につきましては、要保護児童対策協議会を設置し、家庭環境に恵まれない児童のために、生活相談・指導や支援策を関連機関と連携し進めております。児童相談員の配置で、通報への対処、訪問、関係機関との対策会議を行い、要保護児童やその家族の支援を進め早期対策を図ります。

### 地域支え合い活動の推進

村民の地域福祉に対する意識の高揚や取り組みは、集落コミュニティにおける安心して暮らせる地域づくりに繋がります。多様な福祉ニーズや地域防災、要援護者支

援などは、民生委員や社会福祉協議会、福祉団体に加え、地域が自主的に取り組む自治会活動とも連携を密にして取り組んでまいります。地域福祉等推進特別支援事業で、ふれあい総合相談事業や地域支え合い事業を展開し、低所得者支援やボランティア活動を推進いたします。また、災害時要援護者については、引き続き状況把握に努め、民生委員等関係者との連携体制の強化を図ります。

### 保険・福祉に係わる各種支援の充実

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、経済的支援や相談支援を必要としています。母子及び父子家庭等医療費助成事業の支援や児童扶養手当制度の活用促進、母子家庭の母の就業支援、母子寡婦福祉貸付金などの生活相談も図ってまいります。

ひとり親家庭の園児・児童を抱える家庭において、放課後学童クラブの利用度が高く、経済的支援要請の高まりから、今年度から、ひとり親家庭学童クラブ費助成事業の実施による子育て支援を進めてまいります。

長引く不況による高失業率など、引き続き厳しい経済状況から、生活困窮世帯が増加しております。失業などの経済面や身体的健康面からの生活困窮が認められ、生活保護制度の活用を余儀なくされる世帯があります。最低限の生活を営めるよう、生活困窮世帯への対応の強化として制度の周知と申請等の相談を進めます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(12時06分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介

### (3)産業の振興

#### 農業の振興

農業の振興を図るため、農業用近代化施設の導入による農作業の省力化と農業構造の改善、農村環境の整備、生産組織育成補助金等の支援、人・農地プランの策定を行い、生産農家及び生産組織の育成、農業の担い手の確保と育成に努めます。また、本村で収穫される農産物を地域で消費されるよう地産地消を推進するため、定期的に行われている朝市での販売促進や学校給食の食材として消費されるよう生産者及び各関係機関との連携を図りながら取り組みます。

更に、基幹作物であるさとうきびの振興策として、病害虫の防除・優良種苗の安定確保普及等に努めます。

台風等の災害時による農産物被害を受けた生産者の経営安定の為、関係機関と連携し支援に取り組んでまいります。

また、農業用に使用され廃棄される農業用廃プラスチックの処理費用の補助を行い、プラスチックの不法投棄の防止やリサイクルの促進を行い、環境保全に寄与いたします。

耕作放棄地対策として、土地所有者等に働きかけ農地の貸し手の確保を行い、担い手等への農地利用集積を積極的に取り組みます。

また、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」については、基本方針を策定し運用開始に向けて取り組みます。

農業用施設である農業用排水路の維持管理につきましては、平成25年度から新規に土地改良施設維持管理適正化事業を導入し、堆積土砂排除等の維持管理を行います。ま

た、久場地区土砂崩壊防止事業については、工事箇所の不発弾等事前探査を実施後、工事に着手します。

#### 水産業の振興

水産業の振興を図るため、漁業組合育成補助金とともに、漁業経営改善に取り組む漁業者への支援として漁具購入補助の支援、また、つくり育てる漁業を推進するため、漁業組合と協力し、沿岸漁場への放流事業等を推進し、水産資源の確保に努めます。漁港の整備として、中城浜漁港の再整備事業を平成20年度より実施しておりますが、平成25年度も前年度に引き続き、船揚場の改良を行い、係留施設・集落環境施設の整備を実施して中城浜漁港整備事業は完了します。

また、新規に水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の老朽化状況を調査する「機能診断及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定」を実施します。

#### 畜産業の振興

家畜の伝染性疫病予防及びまん延を防ぐため、家畜飼養箇所の把握、ワクチン注射、検査等の予防を行い、畜産の振興を図ります。

#### 商工業の振興

商工業の円滑な運営確保に向けた支援と商工業者の経営改善、財政基盤の強化及び地域活性化と連動した組織活動の展開を図るため、本年度も村商工会に対して助成を行います。

昨年、本村も、地域の事業所が総合的な福祉事業サービスが受けられる財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンターへ加入致しました。これにより、村内事業所において実施が困難な、福利厚生や相互扶助等の各種サービスを同センターから受給できる仕組みが整いました。勤労者の生活の安

定と勤労意欲の向上が図られるよう村内の事業主や勤労者に対して同センターの周知と加盟の促進に努めてまいります。

### **観光の振興**

平成24年の沖縄県入域観光客数が前年実績7.8%の増加とともに、中城城跡の入客数も87,687人と対前年比8.6%の増となっております。

世界遺産中城城跡は、本村のシンボルゾーンとして位置づけられており、観光拠点として整備・活用され、保存整備事業や様々なイベント等が行われてきました。今後も、まつりをはじめとする、各種イベントなどを開催し、中城城跡を中心とした観光振興を目指し観光客の誘客に努めます。そのためには、本村の恵まれた緑豊かな自然環境とリンクした、樹木・草花などがあふれた自然環境豊かな城跡としての魅力を引き出すことにも努めてまいります。更に、今年度は一括交付金を活用して、中城城跡におけるライトアップ事業による、風光明媚な立地条件を活用した夜景観光スポットという新たな魅力を創出するとともに、夜間イベントの実施も検討していきます。中城城跡へは、外国人の来場者も増加傾向にあり、そのため「とよむ中城文化遺産観光活性化事業」において、ICTを活用した外国人にも対応できる文化財の案内と解説を聞くことができるコンテンツ制作を平成22年度から3年計画で実施し、今年度スマートフォンなどを活用したサービスを提供します。

また、ごさまる陸上競技場を活用した国内外のプロスポーツ等のキャンプ誘致活動に取り組み、更なる観光誘客の拡大を目指します。

これからの観光需要は地域交流型観光が求められるため、引き続きNPO法人の民

泊事業支援も取り組んでまいります。

### **特産品の開発・販売**

特産品開発に取り組む個人や組織に対して継続的なサポートを行います。

また、マスコットキャラクター「護佐丸」を活用し、特産品の普及販売活動に努めます。本年度も、沖縄自動車道中城パーキングエリアにおいて特産品販売を実施してまいります。

### **企業誘致の促進**

沖縄電力吉の浦火力発電所が平成24年11月に1号機が営業運転を開始したことから発電所の維持管理など、電力関連会社の立地が期待されます、引き続き地元企業の利活用と地域雇用の創出を要請してまいります。

また、税制上の優遇措置が受けられる産業イノベーション制度の地域指定や沖縄県中南圏域産業活性化基本計画に基づき、観光リゾート・物流関連・情報関連・地域資源等活用関連産業の誘致に努めます。

### **雇用対策**

景気低迷が続く中、企業のリストラや雇用採用控えで、失業を余儀なくされた中高年・若年層等の失業者に対して、就業機会の創出を図るため、今年度は、重点分野雇用創出事業を活用して民間事業所における雇用創出を図ります。

また、新しく設立された「中城村シルバー人材センター」の運営を支援し、高齢者の「生きがい」「働く喜び」「健康の維持」「社会参加」等雇用機会の拡大に努めます。

### **吉の浦火力発電所との連携**

吉の浦火力発電所は平成24年11月に1号機の営業運転を開始し、更に今年5月2号機が営業運転を計画しております。

運転開始後においても、沖縄電力と連携

のもと地域住民の安全対策を最優先に考え、地元住民の安全・安心な生活環境が図られるよう、村・地元・沖縄電力において円滑な連絡体制の強化も図ってまいります。

#### **LNG冷熱エネルギー利活用の検討**

沖縄電力吉の浦火力発電所の稼働に伴い、発電所から発生する冷熱エネルギーを活用促進するため、琉球大学と中城村が締結した包括連携協定に基づく連絡推進協議会「ごさまるエネルギープロジェクト」を発足し、冷熱エネルギー発生と発電、ガス利用の仕組み及び制度の調査研究を行います。

### **(4)都市基盤・生活環境の整備**

#### **南上原土地区画整理事業の推進**

南上原土地区画整理事業は、平成4年度より事業を開始し、補助幹線（3路線）街区公園2箇所が供用されております。平成25年度は琉球大学グラウンド付近の既成市街地を重点的に整備するとともに県道29号沿いの宅地造成、物件の移転補償等、約7億円の事業を予定しております。

保留地販売状況については、平成25年2月現在、全体の65%、40億9千万円を処分しております。平成25年度においては、宅建業協会やハウスメーカー等との連携強化により、更なる保留地販売に努めてまいります。

また、上村病院が、平成25年8月頃、病院建設工事の着工を予定しています。病院建設に伴う波及効果による保留地販売促進が大いに期待されるものと考えております。

#### **公園の整備**

吉の浦公園をはじめ、村内の都市公園施設を公園長寿命化計画に基づき維持・管理に努めてまいります。また、新たに形成される住環境の向上、地域コミュニティーの憩いの場として、南上原土地区画整理地区内の南上原系蒲公園を平成25年度で工事を

完成し、平成26年度供用開始を目指します。更に、街区公園につきましても、計画の7ヶ所中、5ヶ所を平成25年度までに整備完了し、残り2ヶ所についても計画的に整備してまいります。

#### **道路、河川、排水路の整備**

道路や集落環境の整備は、年次的に進めておりますが、平成25年度につきましても、引き続き登又地内における村道中城城跡線改良事業の用地買収、物件補償を実施します。平成25年度2月末現在での用地買収及び物件補償につきましては、約83%の進捗となっており、平成28年度事業完了を目指してまいります。久場・泊地域の道路整備として、久場前浜原湾岸連絡道の整備に着手し、久場・泊地域の市街化区域の編入も積極的に進めてまいります。

更に、新規採択事業として平成26年度を目指し、村道若南線道路改良整備に取り組んでまいります。

農道の整備につきましては、新規に創設された農業基盤整備促進事業を活用し、農業農村整備事業管理計画に基づき、今年度より順次整備を進めてまいります。

道路排水整備としまして、引き続き石油貯蔵施設立地交付金を活用し、南浜地内潮垣線側溝布設工事を行ってまいります。排水路の整備として電源交付金を活用し久場地内の排水路を整備し、又、地方改善事業を活用し登又排水路を整備してまいります。一括交付金を活用した、災害時避難道路整備として、今年度も2ヶ所（津覇小横・久場地内）の整備を実施してまいります。

村道、農道、河川、排水路の維持管理等、安全で快適な環境づくりに努め、昨年度に続き、集落内の道路・排水路等、地域が協同で整備できる部分は、資材等を提供する地域支援事業を行ってまいります。

## 上水道の整備

上水道の整備につきましては、南上原土地地区画整理事業の進捗状況に合わせ配水管布設工事を実施いたします。また、道路整備工事が進められている中城城跡線においても配水管を整備いたします。和宇慶地区、当間地区については老朽化した配水管の布設替え工事を実施します。上水道の整備により、安全で安定した水道の供給を可能にし、また、有収率の向上にも努めてまいります。

## 下水道の整備

下水道の整備につきましては、平成25年度は、南上原土地地区画整理事業地内の下水道管布設工事を行います。

現在の下水道の接続可能区域につきましては、伊集～屋宜の一部区域が供用開始しており、使用可能世帯数2,029世帯に対して使用世帯数604世帯で接続率が29.7%となっています。また、平成25年度より南上原地区の一部が供用開始するため、住宅、公共施設、企業等の接続が可能になり、接続世帯数、使用量の増加が見込まれます。下水道法及び中城村下水道条例により下水道への接続が義務であることや公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から下水道の必要性について村民への周知を徹底し、接続率の向上に努めてまいります。

## 緑化の推進

森林は、村土の保全や地下水の保水機能、大気の浄化作用を有し、人間生活と密接な関係にあることから、今後も保全に努めます。また、沖縄の県花であるデイゴの保全のため病虫害対策を行い、更に自治会や地域等への緑化事業も推進します。

## 公共交通の充実

本村を通過する路線バスは、国道329号を通過するバスと県道29号を通過する2系

統の民間バスが運行されております。いずれも通学、通勤や病院などの移動手段として利用されております。しかしながら、平坦地区と台地地区の上下（東西）の行き来ができる公共交通がないなど、運転免許を持たない高齢者や児童生徒などの交通弱者への対応が課題となっております。

村民の意識調査のため、昨年実施いたしました、コミュニティバスのアンケートについて全世帯から11%の回答がありました。必要性については、「絶対に必要」または、「必要性はある」と回答したのが49%であることから、コミュニティバス導入に向けた検討・取り組みとして、平成25年度国土交通省補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用できるよう、国との調整を進めてまいります。

## 交通安全対策の推進

春・夏・秋・年末年始の年4回、関係機関連携のもと交通安全運動を展開するとともに、村内パトロールを継続的に実施し、適切な道路維持管理に努めます。

飲酒運転根絶に向けて、宜野湾警察署をはじめ各関係機関と連携を図りながらの取り組みと、広報紙、ポスター、防災無線等を活用した意識の啓発を行います。

また、交通安全対策特別交付金を活用し、反射鏡、街灯、ガードレール等、交通安全施設を設置し、危険箇所の改善に取り組んでまいります。

## 中城らしい風景づくり

平成22年度より、中城の顔づくりとして特色ある街並を形成するため景観計画の策定を進めてまいりました。平成25年度以降は、景観計画に基づく景観条例を制定し、景観行政団体となることを目指してまいります。

## ごみ対策と環境衛生の向上



村民の生活様式の変化や人口増、産業活動の進展等に伴い、今後もごみ排出量が増加傾向にあることから、ごみの減量化に努め、家庭等から排出されるごみや資源物を処理方法に応じて分類し、収集することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。また、中城村は豊かな自然を有する反面、山間部や民家の少ない地域へごみの不法投棄が多発しており、不法投棄をさせないため監視カメラを導入するとともに監視パトロールの継続と監視強化に努めます。

生活排水に関しては快適な住環境の整備、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の推進や合併浄化槽設置への補助事業を進めているところであり、将来的には中城村全域の水洗化を目指してまいります。

#### **リサイクルの推進**

人口増加とともに生活環境の多様化や事業活動の進展に伴い、ごみは増加傾向にあります。循環型社会の形成に向け、「ごみを減らす、繰り返し使う、資源化する、また適正な処理を行う」を基本理念とし取り組みを進めてまいります。

#### **墓地対策**

墓地として使用する目的で他人に土地を分譲する場合、墓地の経営許可を受けなければなりません。ただし、墓地の許可は原則として、市町村、宗教法人、公益法人にしか認められていないため、営利法人や個人が墓地として土地の分譲を行う場合は、墓地の無許可経営として墓地埋葬法違反になるおそれがあることも重視し、今後とも散在化による土地の無秩序、景観の悪化等を防ぐために、中城村墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、墓地立地の誘導及び指導に努めてまいります。

#### **し尿処理の東部清掃施設組合への移行**

現在、中城村北中城村事務組合で管理・運営している、し尿処理施設（青海苑）は、築後34年が経過し、老朽化による立替えが必要な状況であり、し尿処理施設の新設が緊急課題でありました。一方、東部清掃施設組合側でも「循環型社会形成推進交付金事業」を活用した、広域化によるし尿処理施設の新設計画があり、同計画が本村にとっても時宜を得たものであったことから、平成24年5月に事業計画に加入し、平成26年11月末予定の運転開始とともに東部清掃施設組合（与那原町、西原町、南風原町、中城村、北中城村）へし尿処理を移行いたします。

#### **基地対策**

昨年の沖縄県民が、一同に声をあげ反対決起をいたしましたオスプレイ配備反対県民大会の声も届かず強行配備されたオスプレイに対して、怒りを胸に、オスプレイ配備撤回を求める中城村民大会を開催いたしました。しかし、なんら変わる事もないどころか、欠陥機オスプレイがわが村の上空を低空飛行と騒音をまき散らし傍若無人に通過している現状を鑑み、国民主権国家日本のあり方を問わなければなりません。沖縄軽視の構造的差別に対して日米両政府に、ウチナーンチュの尊厳を守るために、オスプレイの即時撤去、普天間基地の「県外移設」、日米地位協定の全面改正を訴えてまいります。更に、米軍基地の所在しない市町村連絡協議会の連携を強化し、米軍基地から派生する諸問題に対し取り組んでいきたいと考えております。

#### **広域火葬場・斎場建設の推進**

中城村、宜野湾市、西原町、北谷町、北中城村の5構成市町村で『(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会』及び

『(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討部課長会』を設置し、広域火葬場・斎場建設について、検討をいたしております。平成24年度に『基本構想・基本計画策定業務委託』の契約を行い、基本構想及び計画地選定としての計画条件の整理、都市計画決定の検討、管理運営計画、事業スケジュールの検討、基本方針の策定、計画地選定の運営などを行っております。今後も、広域火葬場・斎場の建設計画に精力的に取り組み、早期実現へ向け、強力に推し進めてまいります。

## (5)防災危機管理体制の推進

### 防災対策の推進

地域防災計画の見直しを行い、村民へ防災意識向上の取り組みや各地域における自主防災組織の設立支援、海拔表示板の増設や備蓄食糧の整備に努めます。更に、職員の防災対策研修や昨年12月に設立した奥間自主防災会と連携して防災訓練の実施を検討してまいります。

また、防災行政無線のデジタル化を推進し、情報伝達手段の多様化へと繋げていきます。

### 防犯対策の強化

自治体、事業者、関係団体、地域住民等との協働による「ちゅらさん運動」を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 消防救急業務の確立

消防・救急・救助活動は火災の警戒・鎮圧等の警防活動をはじめ、火災予防広報・予防査察、防火管理者の指導・育成及び救急業務の高度化、消防施設等消防力の充実・強化を推進するとともに実践的で実効性のある教育訓練をとおして住民福祉に取り組んできたところであります。

一方、消防救急無線のデジタル化につき

ましては、平成15年10月の電波法審査基準の改訂で、平成28年5月31日までに現在のアナログ波からデジタル波に移行することが義務づけられております。全国の消防本部におきましても、また、沖縄県内30関係機関が加入する沖縄県消防通信指令施設運営協議会におきましても、早期に救急無線のデジタル化移行に取り組んでいるところであります。今後、早期のデジタル化実現に向けて取り組んでまいります。

### 庁内の防災危機管理

不測の事態から村民の生命と財産を守るため、村職員が一体となった危機管理体制の構築と、職員各々が多種多様な対応が取れることを目的に今年度は、救急蘇生法(人工呼吸、AED使用)の講習会をハートライフ病院の協力で全職員が受講いたします。

## (6)平和行政・交流事業の推進

### 平和行政の推進

平和憲法の精神を堅持するとともに、1985年に宣言された「中城村非核宣言」のもと、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願っております。

太平洋戦争におきまして、世界で唯一、原爆を投下された国として、平和行政を推進してまいります。

平和教育におきましては、中学生が同世代の若者との交流の中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶことを目的に、長崎県で開催される平和祈念式典とピースフォーラムに青少年平和学習交流団として派遣いたします。

### 国際交流・地域間交流の推進

平成8年度から実施しております海外移住者子弟研修生受入事業につきましては、平成24年度までに49名の研修生を受け入れてまいりました。研修を通し、沖縄の伝統、

文化、芸能を習得し、また沖縄の風習、ウチナーンチュの思いを感じ、その思いを胸に帰国後は各国の村人会で活躍しております。移民県、移民村として研修制度の果たす役割と重要性を改めて認識しているところでもあります。

南米各国の村人会と中城村との友好交流関係の更なる発展のため、平成25年度も引き続き受入事業を継続いたします。

千葉県旭市とは、平成24年に姉妹都市提携を結んでおります。去年行われた「とよむ中城産業まつり」においては、同市からブースの出展が行われ、農産物の展示即売や児童交流のパネル展を行っております。これからも両市村の友好と親善を深め、地域発展につなげるための多岐に亘る交流を図ってまいります。

#### **男女共同参画社会の実現・人権啓発活動**

男女共同参画社会の推進に向け、役場内及び関係機関における意識の高揚を図ります。更に、女性に対する暴力（DV）の相談など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるよう取り組みます。

「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」を目標に人権擁護委員などと連携を図りながら人権相談所を開設し人権尊重の高揚に努めます。

### **(7)行財政運営の確立**

#### **行政組織の強化**

行政組織の強化につきましては、地方分権時代における地方の役割、住民ニーズに沿った各種事務事業及び行政組織機構の段階的な見直しを推進し、限られた財源を効率的・効果的に活用していく組織体制の強化に取り組んでまいります。

また、時代に即応した人材を育成するため、各種研修等への派遣や独自の研修を実

施し、限られた人員で効率的な行政運営と充実した住民サービスを提供するために取り組んでまいります

#### **庁舎建設の推進**

現在の庁舎は、昭和40年に建設され、村民の行政需要に答えてきましたが、築47年を経過し、老朽化、狭隘化により住民サービスに支障をきたしております。本年度は基本計画素案を検討してまいります。

#### **各種団体の創設と活動強化の推進**

地域づくりを進めるには、村民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティーの形成が大切だと思えます。そこで、住みよい地域の形成に向けて、各自治会などの自主的な地域活動を促進するために、今年度から、自治会活動活性化事業や自主防災組織運営に対して助成を行ってまいります。

#### **広報・広聴の充実**

行政情報の伝達を正確かつ全ての住民に隅々まで伝達して行くために、事務委託者の活用、広報紙、村ホームページ、防災無線等、全ての手法を活用し、村民への行政情報の周知徹底を図ります。特に、非常災害及び緊急時の情報については、迅速かつ正確に村民に情報伝達が行えるよう努めてまいります。

本村の広報紙である広報なかぐすくは、村民に親しまれる紙面を心がけ、内容の充実を図り毎月の発行を行ってまいりましたが、今後とも内容の充実と改善に努めてまいります。村ホームページについては、今年度リニューアルし、これまで以上に多くの情報を分かりやすく掲載するとともに、これからの国際化社会、世界へ向けた観光PR、また様々な地域に本村の魅力を知って頂くために、外国人向けにホームページを多言語化して情報発信を行ってまいり

ます。

公聴については、行政区単位の行政懇談会の開催、事案毎の各種委員会や住民会議など公募を活用した住民参画、情報公開制度の活用、窓口相談、ホームページでの意見募集などを推進してまいります。また、今年度は、各種団体との対話を積極的にを行い、年始会を実施いたします。

### 情報化の推進と情報保護の強化

本村の各情報システムで取り扱っている情報は、外部への漏洩等が発生した場合に、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれております。そのため、これら情報資産について、システム上の技術的脅威及び人的脅威等あらゆる脅威に対する予防策、抑止策、発見並びに回復について、組織的かつ計画的に取り組まなければなりません。このことは、村民の財産やプライバシー等を守るとともに事務の安全かつ安定的な運営、更に電子政府や電子自治体への対応のためにも必要不可欠なものです。これまで、本村の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策として、機能強化の整備を行ってまいりました。今後もその取り組みについて強化してまいります。また、中城村情報セキュリティ管理委員会並びに中城村ICT推進チームを活用し、これまで以上に情報通信技術に関する職員のスキルアップに取り組んでまいります。

### 村税の徴収強化

村財政の安定的な運営充実を図るためには、自主財源である村税の自主納付体制を確立することは不可欠であります。震災、原発事故からの復興や「社会保障・税の一体改革」など国内、県内では多くの課題に直面し、先行き不透明の厳しい経済状況で納税者の負担感増は否めない中、村民のみなさまへは税の主旨をご理解いただきなが

ら、課税と徴収について公平性を確保するため、引き続き国税、県税との連携を密にし、課税客体的確な把握と徴収に努めてまいります。

特に、村税滞納対策として、徹底した財産調査等を実施し、差押等の滞納処分の強化をはかり、一層の税収の確保に努めます。

近年の多様化する村民のライフスタイルを背景にして、村税等の納付についても「いつでも・どこからでも・納めやすい」という便利で安心できる環境が求められています。本年度は、納税者の利便向上と納期限内収納率向上に向け、村民税・固定資産税・軽自動車税の平成26年度からのコンビニ収納開始に向けたシステム改修を実施します。

また、インターネットを通じて地方税の電子申告が可能なe L T A X（エルタックス）導入にむけたシステム改修を行い、平成26年1月1日から法人村民税申告、償却資産申告、給与支払報告書提出等が電子申告で可能となり、納税者の利便性向上と事務処理の効率化を図ってまいります。

### 財政運営の効率化

本村の財政状況は、歳入面においては南上原地区土地区画整理事業等による人口増加に伴い、自主財源の柱である村税が毎年度伸びております。しかし、依然として地方交付税等に依存した構造であり、厳しい状況にあります。その中で平成24年度に創設された沖縄振興特別推進交付金を最大限に活用し効果的に事業を実施してまいります。

歳出面におきましては、慣例にとらわれることなく、更なる創意工夫による事務事業の徹底した見直しを引き続き行います。新規事業としましては、自主防災組織補助金、自治会活動活性化補助金の創設、また

子育て支援事業として認可保育所運営負担事業やひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業などについて予算編成をいたしました。村民の要請に応えていくため、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、村全体の創造性・自律性を高め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう財政運営に努めてまいります。

#### 4. おわりに

このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりであります。

| 会 計 名            | 予 算 額       |
|------------------|-------------|
| 一般会計予算           | 5,785,941千円 |
| 国民健康保険特別会計予算     | 2,358,237千円 |
| 後期高齢者医療特別会計予算    | 111,255千円   |
| 土地区画整理事業特別会計予算   | 580,005千円   |
| 公共下水道特別会計予算      | 350,130千円   |
| 水道事業会計予算         | 505,642千円   |
| 汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 3,607千円     |
| 合 計              | 9,694,817千円 |

以上、平成25年度の施政方針について所信を申し述べてまいりましたが、ご提案しました諸施策が完全執行できるよう組織の総力を結集して取り組む所存であります。議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年 3月 5日  
中城村長 浜 田 京 介

議長 比嘉明典 以上で施政方針を終わります。

休憩いたします。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時01分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第2号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

沖縄県人事委員会勧告を考慮し、村職員の住居手当を改定する必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（住居手当）</p> <p>第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）当該職員の所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員</u></p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）前項第2号に掲げる職員 2,500円</u></p> <p>3 （略）</p>

附則

（施行期日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

### 議案第3号

#### 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

沖縄県人事委員会勧告を考慮し、村現業職員の住居手当を改定する必要がある。

#### 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) 第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略)	(住居手当) 第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) <u>当該職員の所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員</u>

<p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第4号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城南小学校の新設への対応や、いじめ問題等を含めた相談業務の強化のために、教育相談員の勤務日数を増やす必要があるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。



特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部  
 を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表1（第2条関係）			別表1（第2条関係）		
職名	報酬の額	旅費の額（県内）	職名	報酬の額	旅費の額（県内）
教育相談員	月額144,000円以内		教育相談員	月額86,400円	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例について

中城村暴力団排除条例（平成23年中城村条例第14号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

公共工事等における暴力団関係者と関わりのある下請け業者に対する措置、契約時の相手方の確認及び書面による特約事項の取り交わしについて、改正する必要がある。

中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例

中城村暴力団排除条例（平成23年中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（村の事務及び事業における措置）	（村の事務及び事業における措置）

第5条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等に参加させないものとする。村が発注する公共工事等の下請負（第2次以下の下請負を含む。）についても同様とする。

2 村は、前項に規定する者が現に公共工事等に参加することが明らかになった場合は、これを排除する等の必要な措置を講じるものとする。

（公の施設における措置）

第6条 村長若しくは教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

第7条から第10条 略

（事業者の契約時における措置）

第11条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合において、契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が暴力団関係者と判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条 村は、公共事業その他の村の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における措置）

第6条 村長若しくは教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

第7条から第10条 略

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村新型インフルエンザ等対策本部条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の公布に伴い、中城村新型インフルエンザ等対策本部条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、中城村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。

中城村新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、中城村新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

( 会議 )

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他村の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

( 部 )

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

( 雑則 )

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第7号

中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例について

中城村児童医療費助成条例(平成6年中城村条例第8号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、中城村児童医療費助成条例の一部を改正する必要がある。

中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村児童医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">中城村<u>こども</u>医療費助成条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>こども</u>の医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もって<u>こども</u>の健やかな育成に寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>こども</u> 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校<sup>イ</sup>の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者 ア・イ（略）</p> <p>（2）保護者 親権を行う者、又は後見人その他の者で<u>こども</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）医療保険各法以外の法令の規定 次に掲げる条項をいう。 イ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第18項及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第1条の2第1項 ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、<u>第21条の5</u>又は第56条第1項 ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条又は第21条の4第1項</p>	<p style="text-align: center;">中城村<u>児童</u>医療費助成条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>児童</u>の医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もって<u>児童</u>の健やかな育成に寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>児童</u> 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校<sup>イ</sup>の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者 ア・イ（略）</p> <p>（2）保護者 親権を行う者、又は後見人その他の者で<u>児童</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）医療保険各法以外の法令の規定 次に掲げる条項をいう。 イ <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第18項及び<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）<u>第1条第1項</u> ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条又は第56条第1項 ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条又は第21条の4第1項</p>

(5) (略)

(6) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有するこども(以下「対象こども」という。)の保護者並びに規則で定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこどもの保護者は、助成対象者としてしない。

(1) (略)

(2) 4歳に達した日の属する月の翌日以降のこどもの保護者で、中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する要綱(中城村訓令第8号)による医療費の助成を受けている者

(助成金)

第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金を支払う場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児から就学前の通院にあっては、1人1カ月につき保険医療機関ごと(医科・歯科別、薬局(調剤)は、各医療機関に含む。)に1,000円を控除した額とする。また、就学後から15歳にあっては、入院に係る額とする。

(受給資格者証の提示)

第6条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、その保護する対象こどもについて、医療を受けさせるときは、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(5) (略)

(6) 一部負担金 児童に係る医療費のうち、医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有する児童(以下「対象児童」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童の保護者は、助成対象者としてしない。

(1) (略)

(2) 4歳に達した日の属する月の翌日以降の児童の保護者で、中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する要綱(中城村訓令第8号)による医療費の助成を受けている者

(助成金)

第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象児童に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児から就学前の通院にあっては、1人1カ月につき保険医療機関ごと(医科・歯科別、総合病院においては各診療科、薬局(調剤)は、各診療科に含む。)に1,000円を控除した額とする。また、就学後から15歳にあっては、入院に係る額とする。

(受給資格者証の提示)

第6条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、その保護する対象児童について、医療を受けさせるときは、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、規則の定めるところにより、受給資格者の申請に基づき助成する。

2 前項の申請は、対象こどもが医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 対象こども又は受給資格者が氏名又は住所を変更したとき。

(2)・(3) (略)

(支払いの調整)

第10条 この条例による助成をすべきでないにもかかわらず、この条例の助成として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後  
に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

(調査)

第11条 村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して受給資格の有無、一部負担金、医療費等に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項  
に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第12条 村長は、こどもの医療費の助成に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署、金融機関、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の機関又は受給資格

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、受給資格者の申請に基づき助成する。

2 前項の申請は、対象児童が医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 対象児童又は受給資格者が氏名又は住所を変更したとき。

(2)・(3) (略)

<p><u>者の雇用主その他の関係者に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告を求めることができる。</u></p> <p>(委任) 第13条 (略)</p>	<p>(委任) 第10条 (略)</p>
---	--------------------------

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中城村子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に子どもが受けた医療にかかる診療分から適用し、同日前に受けた医療に係る診療分については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第8号 中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第8号

中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(平成12年中城村条例第39号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月1日より施行されることにより「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例を改正する必要がある。



中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成12年中城村条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象経費)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）(平成17年11月17日法律第123号)第58条の規定による自立支援医療（「精神通院医療」を除く。）同法第70条に規定する療養介護医療及び同法第71条の規定による基準該当療養介護医療に係る自己負担額</p> <p>2 略</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 中城村に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者、又は<u>障害者総合支援法</u>等の規定により本村の決定を受けて本村の区域外の施設に入所している者。ただし、本村の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(助成対象経費)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年11月17日法律第123号）第58条の規定による自立支援医療（「精神通院医療」を除く。）同法第70条に規定する療養介護医療及び同法第71条の規定による基準該当療養介護医療に係る自己負担額</p> <p>2 略</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 中城村に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者、又は<u>障害者自立支援法</u>等の規定により本村の決定を受けて本村の区域外の施設に入所している者。ただし、本村の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩（14時21分）

~~~~~

再 開（14時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第13 議案第9号 中城村保育所設置及

び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村第3保育所を廃止し、社会福祉法人へ民営化するため、中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を改正する必要がある。

中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正後       |    |    | 改正前       |             |     |
|-----------|----|----|-----------|-------------|-----|
| 別表（第2条関係） |    |    | 別表（第2条関係） |             |     |
| 名称        | 位置 | 定員 | 名称        | 位置          | 定員  |
|           |    |    | 中城村第3保育所  | 中城村字新垣529番地 | 60名 |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

中城村民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年中城村条例第10号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

公共施設使用料の受益者負担原則に基づき、近隣市町村の類似施設の状況を考慮し、使用料の適正化を図る必要がある。

中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中城村民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後            |    |               |      |                 | 改正前            |    |               |      |                 |
|----------------|----|---------------|------|-----------------|----------------|----|---------------|------|-----------------|
| 別表（第8条関係）      |    |               |      |                 | 別表（第8条関係）      |    |               |      |                 |
| 1 村民体育館        |    |               |      |                 | 1 村民体育館        |    |               |      |                 |
| (1) 略          |    |               |      |                 | (1) 略          |    |               |      |                 |
| (2) 部分使用料      |    |               |      |                 | (2) 部分使用料      |    |               |      |                 |
| 種目             | 単位 | 一時間当たり<br>使用料 |      | 1時間当たり<br>照明使用料 | 種目             | 単位 | 一時間当たり<br>使用料 |      | 1時間当たり<br>照明使用料 |
| トレーニング<br>グループ | 1人 | 村内            | 100円 |                 | トレーニング<br>グループ | 1人 | 村内            | 100円 | 全灯200円          |
|                |    | 村外            | 200円 |                 |                |    | 村外            | 200円 |                 |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（14時34分）

~~~~~

再開（14時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例について御提案申し上げます。

議案第11号

中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例について

中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

中城村浜漁民集落センターの設置及び管理を行うため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例を制定する必要がある。

中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、中城村浜漁民集落センター（以下「漁民集落センター」という。）の設置及び管理について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 漁業振興と漁民生活の向上を図るため、漁業者と地域住民との交流促進及び研修の場として広く利用に供する施設として、別表のとおり漁民集落センターを設置する。

（使用の許可）

第3条 漁民集落センターを使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、漁民集落センターの管理上必要と認めるときは、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

（使用の許可の制限）

第4条 漁民集落センターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、村長は使用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）漁民集落センター又はその付属物をき損するおそれがあると認めるとき。
- （3）その他漁民集落センターの管理上支障があると認めるとき。

（使用者の義務）

第5条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則並びに村長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し）

第6条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があると認めるときは、漁民集落センターの使用の許可を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(損害賠償)

第8条 使用者が故意又は過失によって漁民集落センター又はその付属施設をき損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りではない。

(管理の委託)

第9条 村長は、漁民集落センターの管理運営を別表の団体に委託することができる。

2 村長は、前項の規定により委託した場合は、委託料を支払わないものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条・第9条関係)

名称	所在地	委託の相手方
中城村浜漁民集落センター	中城村字奥間856番地4	佐敷・中城漁業協同組合中城支所

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例について御提案申し上げます。

議案第12号

中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例について

中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)により、これまで国が一律に定めていた道路標識の寸法の基準や移動等円滑化のために必要な村道の構造基準等を条例で定めることとされたことに伴い、中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を制定する必要がある。

中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、村が管理する道路(以下「村道」という。)を新設し、又は改築する場合における村道の構造の一般的技術的基準及び村道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「令」という。)に定めるところによる。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、令第3条に定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量(単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級	12,000	

	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び 第3級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 車線の数4以上である村道の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位メートル)	
第3種	第2級	1.75	1.00
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1.00	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)
第3種	第2級	0.25
	第3級	
	第4級	
第4種	第1級	0.25
	第2級	
	第3級	

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数4以上である第3種又は第4



種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.50
	第4級まで	小型道路	0.50	
	第5級		0.50	
第4種			0.50	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)
第3種	0.50
第4種	0.50

4 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第3項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第3種(第5級を除く。)の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

5 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第8条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては

0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹ます)

第14条 第11条第3項及び第12条第4項で定める並木を設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道(以下「歩道等」という。)に植樹ますを設置することができる。

- 2 植樹ますの幅員は、1.5メートルを標準とし、地域の緑化計画等を考慮して適切な値とするものとする。

- 3 植樹ますの植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(植樹帯)

第15条 第4種（第4級を除く。）の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第16条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄

の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位メートル）
60	50

50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9

小型道路	30	8	10
	20	9	11
	60	8	
	50	9	
	40	10	
	30	11	
	20	12	

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線型	縦断曲線の半径 (単位メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位メートル)
60	50

50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第27条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第28条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。



設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配(単位パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ます、その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条、第28条及び令第12条の規定は、適用しない。

( 鉄道等との平面交差 )

第32条 道路が鉄道又は軌道法 ( 大正10年法律第76号 ) による新設軌道 ( 以下「鉄道等」という。 ) と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- ( 1 ) 交差角は、45度以上とすること。
- ( 2 ) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- ( 3 ) 見通し区間の長さ ( 線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。 ) は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 ( 単位 1時間につきキロメートル )	見通し区間の長さ ( 単位メートル )
50 未満	110
50 以上 70 未満	160
70 以上 80 未満	200
80 以上 90 未満	230
90 以上 100 未満	260
100 以上 110 未満	300
110 以上	350

( 待避所 )

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- ( 1 ) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- ( 2 ) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。
- ( 3 ) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

( 交通安全施設 )

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

( 凸部、狭窄 ( さく ) 部等 )

第35条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄（さく）部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第36条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯を設けるものとする。

（防護施設）

第38条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで（第7条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条を除く。）及び令第4条、令第12条、令第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項及び第3項、第18条から第

25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第41条まで、前条第1項並びに令第4条、令第12条及び令第35条第2項及び第3項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項、令第4条、令第12条及び令第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(村道に設ける道路標識の寸法)

第45条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により、同項の規則で定める寸法を縮小する必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲で、当該寸法を2分の1まで縮

小することができる。

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、当該規定は、適用しない。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 4 時 4 0 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 4 時 4 1 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第13号 中城村都市公園条例

の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

中城村都市公園条例(平成2年中城村条例第10号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)により、中城村都市公園条例の一部を改正する必要がある。

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）<u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、本村が設置する都市公園の設置基準及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条～第3条 略</p> <p><u>（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）</u></p> <p>第3条の2 <u>都市公園法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積は5平方メートル以上とする。</u></p> <p>3 <u>本村が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本村における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は300平方メートル(0.03ヘクタール)を標準として定めること。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(3) <u>主として徒歩圏域内に居住する者の利用</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）<u>及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項等を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条～第3条 略</p> |

に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第3条の3 都市公園法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

(許容建築面積の特例)

第3条の4 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1

号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積を100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第4条～第10条 略  
(設計書等)

第11条 公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

第4条～第10条 略  
(設計書等)

第11条 公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添附しなければならない。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時48分)

~~~~~

再開(14時48分)

議長 比嘉明典 再開いたします。



日程第18 議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について御提案申し上げます。

ます。

#### 議案第14号

中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）により、中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定する必要がある。

#### 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下、「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、中城村が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

##### （都市公園移動等円滑化基準）

第3条 法第13条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、当該基準によらないことができる。

#### 附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	都市公園移動等円滑化基準
1. 園路及び広場	<p>不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の</p>

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合には途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされるものであること。

ク 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を5パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ケ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、つえ又は車椅子の車輪が落ち込まない溝蓋を設けること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

	<p>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p> <p>ケ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等が設けられていること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者及び障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 2の項から10の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
2. 屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
3. 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利</p>

	<p>用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、幅は90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項の基準に適合するものであること。</p>
4 . 管理事務所	<p>3の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
5 . 屋外劇場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、2の項(1)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 出入口と(3)の車椅子使用者用観覧スペース及び(4)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末</p>

	<p>端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項の基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
6．屋外音楽堂	5の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽室について準用する。
7．駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車

	<p>場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数の50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者駐車施設又はその付近に、見やすい方法により車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
8 . 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とする。</p>

	<p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、幅は90センチメートル以上とし、高齢者・障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 便掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p> <p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
9. 水飲み場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲み場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p>
10. 手洗い場	<p>9の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗い場について準用する。</p>
11. 掲示板	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p>



	(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
12. 標識	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 必要に応じ、点字による表示を行うこと。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示すること。</p> <p>(5) 1の項から11の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第15号

#### 中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について

中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

## 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正（第2次一括法第107条）に伴い、あらたに中城村公共下水道の技術上の基準等に関する条例を制定する必要がある。

## 中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

### （趣旨）

第1条 下水道法第7条第2項に基づき、中城村の設置する公共下水道の構造の技術上の基準については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。

（2）公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

（3）排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

### （排水施設の構造の技術上の基準）

第3条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

（1）堅固で耐久力を有する構造とする。

（2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

（3）屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

（4）下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。

（5）地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

（6）配水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

（7）流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。

（8）暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所

にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。  
(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。

(10) また又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設ける。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議長 比嘉明典 これを提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例について御提案申し上げます。

議案第16号

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例について

中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正(第2次一括法第38条)に伴い、あらたに中城村水道法施行条例を制定する必要がある。

## 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の範囲及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）並びに水道技術管理者の資格基準に関し必要な事項を定めるものとする。

### (布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、同法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん地、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

### (布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道

部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに  
限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおり  
とする。

- （1）前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- （2）前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、  
農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した  
後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条3号に規定する学  
校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については  
8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3）10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4）前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学、及  
び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、  
同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒  
業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に  
関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5）外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当す  
る学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得し  
た後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する経験年数以上水道に関する技術上の実務  
に従事した経験を有する者
- （6）厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者  
（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（14時53分）

~~~~~

再 開（14時53分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第17号 第4次中城村国土利  
用計画を定めることを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

休 憩（14時53分）

~~~~~

再 開（14時56分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第17号 第4次中城村  
国土利用計画を定めることについて御提案申し  
上げます。

議案第17号

第4次中城村国土利用計画を定めることについて

第4次中城村国土利用計画を定めることについて、議会の議決を求める。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

第4次中城村国土利用計画を策定したいので、国土利用計画法第8条第3項の規定により、この案を提出するものである。

計画書(案)は別添。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 4 時 5 7 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 5 時 0 0 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第18号 沖縄県後期高齢者医

療広域連合規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第18号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

議案第18号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、沖縄県に所在するすべての市町村において、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約(別表第3、第17条関係)の「広域連合の経費の支弁の方法」を改正する。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田 京介

### 提 案 理 由

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とするため。

### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

| 改 正 後                                                                 |         | 改 正 前                                                        |         |
|-----------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|---------|
| 別表第3（第17条関係）                                                          |         | 別表第3（第17条関係）                                                 |         |
| 項 目                                                                   | 負 担 割 合 | 項 目                                                          | 負 担 割 合 |
| 均 等 割                                                                 | 10パーセント | 均 等 割                                                        | 10パーセント |
| 高齢者人口割                                                                | 50パーセント | 高齢者人口割                                                       | 50パーセント |
| 人 口 割                                                                 | 40パーセント | 人 口 割                                                        | 40パーセント |
| 備考                                                                    |         | 備考                                                           |         |
| 1 高齢者人口割については、前々年度の住民基本台帳関係年報の調査基準日の被保険者数（ただし、平成21年度までは、老人医療受給者数）による。 |         | 1 高齢者人口割については、前々年度の3月31日現在の被保険者数（ただし、平成21年度までは、老人医療受給者数）による。 |         |
| 2 人口割については、前々年度の住民基本台帳関係年報の調査基準日の住民基本台帳に基づく人口による。                     |         | 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。            |         |

### 附 則

この規約は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第19号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

### 議案第19号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月1日より施行されることにより「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、沖縄県介護保険広域連合規約を変更する必要がある。よって、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とする。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を改正する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号 - 第396号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律</u>（平成17年法律123号。以下「支援法」という。）に基づく市町村の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第2の左欄に掲げる事務のうち、同表の右欄に掲げる事務については、関係市町村において処理するものとする。</p> <p>(1) 略<br/>アからク 略</p> <p>(2) 略<br/>ア <u>障害支援区分審査判定に関する事務</u><br/>イ 略</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援法に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する</u></p> | <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律123号。以下「支援法」という。）に基づく市町村の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第2の左欄に掲げる事務のうち、同表の右欄に掲げる事務については、関係市町村において処理するものとする。</p> <p>(1) 略<br/>アからク 略</p> <p>(2) 略<br/>ア <u>障害程度区分審査判定に関する事務</u><br/>イ 略</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する</u></p> |



|                  |                  |
|------------------|------------------|
| こと。<br>(3)~(4) 略 | こと。<br>(3)~(4) 略 |
|------------------|------------------|

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号ア中及び別表第3の7の部中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正する規定は、平成26年4月1日から施行する。

| 別表第3（第17条関係）                            |                   |     | 別表第3（第17条関係）                            |                   |     |
|-----------------------------------------|-------------------|-----|-----------------------------------------|-------------------|-----|
| 経費                                      | 項目                | 割合  | 経費                                      | 項目                | 割合  |
| 1 略                                     |                   |     | 1 略                                     |                   |     |
| 2 支援法に基づく事業<br>に要する経費のうち、7<br>の項を除く共通経費 | 均等割               | 10% | 2 障害者自立支援事業<br>に要する経費のうち、7<br>の項を除く共通経費 | 均等割               | 10% |
|                                         | 64歳以下人口割          | 45% |                                         | 64歳以下人口割          | 45% |
|                                         | 人口割               | 45% |                                         | 人口割               | 45% |
| 3~6 略                                   |                   |     | 3~6 略                                   |                   |     |
| 7 障害支援区分審査判<br>定に要する経費                  | 均等割               | 30% | 7 障害程度区分審査判<br>定に要する経費                  | 均等割               | 30% |
|                                         | 障害支援区分審査<br>判定件数割 | 70% |                                         | 障害程度区分審査<br>判定件数割 | 70% |

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 報告第1号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

|                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>報告第1号</p> <p>平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について</p> <p>地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。</p> <p>平成25年3月5日 提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第25 報告第2号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報告について、村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約について御報告いたします。

報告第2号

専決処分の報告について

村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年3月5日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約について専決処分しました。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（15時08分）

~~~~~

再開（15時08分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散会（15時08分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月6日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年3月6日 （午前11時24分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

## 議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第8号）
第 2	議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 3	議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 4	議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
第 5	議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 6	議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。  
 す。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)について御提案申し上げます。

議案第20号

平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)

平成24年度中城村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,938千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,625,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		1,503,219	15,700	1,518,919
	4 村たばこ税	66,785	15,700	82,485
2 地方譲与税		45,124	348	45,472
	3 特別とん譲与税	1,000	348	1,348
3 利子割交付金		4,144	3,544	7,688
	1 利子割交付金	4,144	3,544	7,688
4 配当割交付金		1,562	618	944
	1 配当割交付金	1,562	618	944

款	項	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		287	18	269
	1 株式等譲渡所得割交付金	287	18	269
6 地方消費税交付金		117,507	6,662	124,169
	1 地方消費税交付金	117,507	6,662	124,169
7 ゴルフ場利用税交付金		23,320	5,260	18,060
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,320	5,260	18,060
8 自動車所得税交付金		6,714	1,968	8,682
	1 自動車所得税交付金	6,714	1,968	8,682
12 分担金及び負担金		2,650	126	2,524
	2 負担金	2,649	126	2,523
13 使用料及び手数料		99,104	600	98,504
	1 使用料	71,234	600	70,634
14 国庫支出金		966,779	176,351	790,428
	1 国庫負担金	443,612	8,275	435,337
	2 国庫補助金	519,668	168,076	351,592
15 県支出金		1,101,380	161,120	1,262,500
	1 県負担金	197,071	11,939	209,010
	2 県補助金	869,745	150,379	1,020,124
	3 委託金	34,564	1,198	33,366
17 寄附金		2	4,189	4,191
	1 寄附金	2	4,189	4,191
20 諸収入		108,906	380	109,286
	4 雑入	102,407	380	102,787
歳入合計		6,614,612	10,938	6,625,550

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		110,742	397	110,345
	1 議会費	110,742	397	110,345
2 総務費		864,142	45,749	909,891
	1 総務管理費	693,045	49,363	742,408
	2 徴税費	84,290	2,717	81,573

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	68,739	295	69,034
	4 選挙費	15,855	1,202	14,653
	5 統計調査費	708	10	718
3 民生費		1,892,718	69,760	1,962,478
	1 社会福祉費	917,872	73,121	990,993
	2 児童福祉費	974,846	3,361	971,485
4 衛生費		766,937	21,477	745,460
	1 保健衛生費	361,914	21,120	340,794
	2 清掃費	405,023	357	404,666
6 農林水産業費		210,282	10,034	220,316
	1 農業費	104,236	57	104,179
	3 水産業費	104,749	10,091	114,840
7 商工費		81,369	3,762	77,607
	1 商工費	81,369	3,762	77,607
8 土木費		734,644	11,005	723,639
	1 土木管理費	14,136	114	14,250
	2 道路橋梁費	259,141	3,855	255,286
	3 河川費	17,575	4,200	13,375
	4 都市計画費	341,328	2,911	338,417
	5 下水道費	102,464	153	102,311
9 消防費		260,714	631	260,083
	1 消防費	260,714	631	260,083
10 教育費		1,130,780	67,831	1,062,949
	1 教育総務費	91,689	1,385	90,304
	2 小学校費	445,955	57,121	388,834
	3 中学校費	55,400	1,954	53,446
	4 幼稚園費	53,910	2,043	51,867
	5 社会教育費	360,842	1,906	358,936
	6 保健体育費	122,984	3,422	119,562
11 災害復旧費		13,766	21	13,745
	1 農林水産施設災害復旧費	2,714	202	2,916
	2 土木施設災害復旧費	11,052	223	10,829

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		526,648	9,481	517,167
	1 公債費	526,648	9,481	517,167
歳出合計		6,614,612	10,938	6,625,550

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎建設基本計画策定事業	千円 5,145
		地域防災計画策定事業	3,675
		防災行政無線の撤去及び増設工事業	11,877
	3 戸籍住民基本台帳費	戦災滅失戸籍等沖縄戸籍関係書類システム化事業	33,600
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備特別対策事業	30,000
	2 児童福祉費	安心こども基金事業	211,000
6 農林水産業費	1 農業費	護佐丸島むん農業活性化事業	2,520
	3 水産業費	中城浜漁港機能保全事業	10,001
8 土木費	2 道路橋梁費	災害避難路整備事業	11,807
		村道中城城跡線改良舗装事業	44,201
	4 都市計画費	南上原土地区画整理事業	58,778
		糸蒲公園整備事業	37,160
		災害非難広場整備事業	97,330
10 教育費	5 社会教育費	吉の浦会館施設機能強化事業	73,004
		護佐丸歴史資料図書館整備事業	105,151
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	久場地区農道災害復旧事業	2,690
	3 土木施設災害復旧費	村道新垣中央線災害復旧事業	6,350



ページを開いていただきまして、第1表歳入歳出予算補正、読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほうから1款村税、4項村たばこ税、補正前の額6,678万5,000円、補正額1,570万円、合計で8,248万5,000円。

2款地方譲与税、3項特別とん譲与税、補正前の額100万円、補正額34万8,000円、合計で134万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額414万4,000円、補正額354万4,000円、合計で768万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額28万7,000円、補正額1万8,000円の減額補正、合計で26万9,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正前の額1億1,750万7,000円、補正額666万2,000円、合計で1億2,416万9,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,332万円、補正額526万円の減額補正、合計で1,806万円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、補正前の額671万4,000円、補正額196万8,000円、合計で868万2,000円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額264万9,000円、補正額12万6,000円の減額補正、合計で252万3,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額7,123万4,000円、補正額60万円の減額補正、合計で7,063万4,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額4億4,361万2,000円、補正額827万5,000円の減額補正、合計で4億3,533万7,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億1,966万8,000円、補正額1億6,807万6,000円の減額補正、合計で3億5,159万2,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額1億9,707万1,000円、補正額1,193万9,000円、合

計で2億901万円。2項県補助金、補正前の額8億6,974万5,000円、補正額1億5,037万9,000円、合計で10億2,012万4,000円。3項委託金、補正前の額3,456万4,000円、補正額119万8,000円の減額補正、合計で3,336万6,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額2,000円、補正額418万9,000円、合計で419万1,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億240万7,000円、補正額38万円、合計で1億278万7,000円。

歳入合計、補正前の額66億1,461万2,000円、補正額1,093万8,000円、合計で66億2,555万円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,074万2,000円、補正額39万7,000円の減額補正、合計で1億1,034万5,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億9,304万5,000円、補正額4,936万3,000円、合計で7億4,240万8,000円。2項徴税費、補正前の額8,429万円、補正額271万7,000円の減額補正、合計で8,157万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額6,873万9,000円、補正額29万5,000円、合計で6,903万4,000円。4項選挙費、補正前の額1,585万5,000円、補正額120万2,000円の減額補正、合計で1,465万3,000円。

5項統計調査費、補正前の額70万8,000円、補正額1万円、合計で71万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額9億1,787万2,000円、補正額7,312万1,000円、合計で9億9,099万3,000円。2項児童福祉費、補正前の額9億7,484万6,000円、補正額336万1,000円の減額補正、合計で9億7,148万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億6,191万4,000円、補正額2,112万円の減額補正、合計で3億4,079万4,000円。2項清掃費、補正前の額4億502万3,000円、補正額35万7,000円の減額補正、合計で4億466万6,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億423万6,000円、補正額 5 万7,000円の減額補正、合計で 1 億417万9,000円。3 項水産業費、補正前の額 1 億474万9,000円、補正額1,009万1,000円、合計で 1 億1,484万円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額8,136万9,000円、補正額376万2,000円の減額補正、合計で7,760万7,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、補正前の額 1,413万6,000円、補正額11万4,000円、合計で 1,425万円。2 項道路橋梁費、補正前の額 2 億 5,914万1,000円、補正額385万5,000円の減額補正、合計で 2 億5,528万6,000円。3 項河川費、補正前の額1,757万5,000円、補正額420万円の減額補正、合計で1,337万5,000円。4 項都市計画費、補正前の額 3 億4,132万8,000円、補正額 291万1,000円の減額補正、合計で 3 億3,841万 7,000円。5 項下水道費、補正前の額 1 億246万 4,000円、補正額15万3,000円の減額補正、合計で 1 億231万1,000円。

9 款消防費、1 項消防費、補正前の額 2 億 6,071万4,000円、補正額63万1,000円の減額補正、合計で 2 億6,008万3,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 9,168万9,000円、補正額138万5,000円の減額補正、合計で9,030万4,000円。2 項小学校費、補正前の額 4 億4,595万5,000円、補正額5,712万 1,000円の減額補正、合計で 3 億8,883万4,000 円。3 項中学校費、補正前の額5,540万円、補正額195万4,000円の減額補正、合計で5,344万 6,000円。4 項幼稚園費、補正前の額5,391万円、補正額204万3,000円の減額補正、合計で5,186 万7,000円。5 項社会教育費、補正前の額 3 億 6,084万2,000円、補正額190万6,000円の減額補正、合計で 3 億5,893万6,000円。6 項保健体育費、補正前の額 1 億2,298万4,000円、補正額 342万2,000円の減額補正、合計で 1 億1,956万 2,000円。

11款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、補正前の額271万4,000円、補正額20万 2,000円、合計で291万6,000円。2 項土木施設 災害復旧費、補正前の額1,105万2,000円、補正 額22万3,000円の減額補正、合計で1,082万 9,000円。

12款公債費、1 項公債費、補正前の額 5 億 2,664万8,000円、補正額948万1,000円の減額補 正、合計で 5 億1,716万7,000円。

歳出合計、補正前の額66億1,461万2,000円、 補正額1,093万8,000円、合計で66億2,555万円。

続いて第 2 表繰越明許費であります。款、項、 事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、庁舎建設基本 計画策定事業、514万5,000円。同じく地域防災 計画策定事業、367万5,000円。同じく防災行政 無線の撤去及び増設工事事業1,187万7,000円。

3 項戸籍住民基本台帳費、繊細滅失戸籍等沖縄 戸籍関係書類システム化事業、3,360万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、介護基盤緊急 整備特別対策事業、3,000万円。2 項児童福祉 費、安心こども基金事業、2 億1,100万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、護佐丸島む ん農業活性化事業、252万円。3 項水産業費、 中城浜漁港機能保全事業、1,000万1,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、災害避難路整 備事業、1,180万7,000円。村道中城城跡線改良 舗装事業、4,420万1,000円。4 項都市計画費、 南上原土地区画整理事業、5,877万8,000円。糸 蒲公園整備事業、3,716万円。災害避難広場整 備事業9,733万円。

10款教育費、5 項社会教育費、吉の浦会館施 設機能強化事業、7,300万4,000円。護佐丸歴史 資料図書館整備事業、1 億515万1,000円。

11款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧 費、久場地区農道災害復旧事業、269万円。3 項土木施設災害復旧費、村道新垣中央線災害復

旧事業、635万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（ 1 0 時 1 3 分）

~~~~~

再 開（ 1 0 時 5 2 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第21号

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,413千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,352,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額     | 補正額     | 計       |
|------------|------------|-----------|---------|---------|
| 1 国民健康保険税  |            | 355,336   | 16,627  | 338,709 |
|            | 1 国民健康保険税  | 355,336   | 16,627  | 338,709 |
| 4 国庫支出金    |            | 1,072,594 | 190,034 | 882,560 |
|            | 1 国庫負担金    | 542,894   | 11,810  | 531,084 |
|            | 2 国庫補助金    | 529,700   | 178,224 | 351,476 |
| 5 療養給付費交付金 |            | 104,001   | 37,409  | 141,410 |
|            | 1 療養給付費交付金 | 104,001   | 37,409  | 141,410 |

| 款          | 項          | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| 6 前期高齢者交付金 |            | 96,338    | 482     | 95,856    |
|            | 1 前期高齢者交付金 | 96,338    | 482     | 95,856    |
| 7 県支出金     |            | 126,819   | 7,413   | 134,232   |
|            | 1 県負担金     | 16,819    | 1,750   | 18,569    |
|            | 2 県補助金     | 110,000   | 5,663   | 115,663   |
| 9 共同事業交付金  |            | 433,063   | 34,765  | 398,298   |
|            | 1 共同事業交付金  | 433,063   | 34,765  | 398,298   |
| 11 繰入金     |            | 202,000   | 76,173  | 278,173   |
|            | 1 他会計繰入金   | 200,000   | 76,173  | 276,173   |
| 13 諸収入     |            | 5,302     | 500     | 5,802     |
|            | 4 雑入       | 2,298     | 500     | 2,798     |
| 歳入合計       |            | 2,473,025 | 120,413 | 2,352,612 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費       |              | 38,444    | 909    | 37,535    |
|             | 1 総務管理費      | 28,894    | 317    | 28,577    |
|             | 2 徴税費        | 9,452     | 592    | 8,860     |
| 2 保険給付費     |              | 1,459,377 | 52,713 | 1,406,664 |
|             | 1 療養諸費       | 1,257,563 | 55,513 | 1,202,050 |
|             | 2 高額療養費      | 180,300   | 3,800  | 184,100   |
|             | 4 出産育児諸費     | 21,012    | 1,000  | 20,012    |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 282,507   | 0      | 282,507   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 282,507   | 0      | 282,507   |
| 6 介護納付金     |              | 138,115   | 0      | 138,115   |
|             | 1 介護納付金      | 138,115   | 0      | 138,115   |
| 7 共同事業拠出金   |              | 433,101   | 44,630 | 388,471   |
|             | 1 共同事業拠出金    | 433,101   | 44,630 | 388,471   |
| 8 保健事業費     |              | 27,988    | 1,381  | 26,607    |
|             | 1 特定健康診査等事業費 | 12,152    | 914    | 11,238    |
|             | 2 保健事業費      | 15,836    | 467    | 15,369    |

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 11 諸支出金 |              | 62,503    | 780     | 61,723    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 62,502    | 780     | 61,722    |
| 12 予備費  |              | 30,635    | 20,000  | 10,635    |
|         | 1 予備費        | 30,635    | 20,000  | 10,635    |
| 歳出合計    |              | 2,473,025 | 120,413 | 2,352,612 |

次のページを読み上げて、第1表歳入歳出予算補正の御提案を申し上げます。

まず歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億5,533万6,000円、補正額1,662万7,000円の減額補正、合計で3億3,870万9,000円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億4,289万4,000円、補正額1,181万円の減額補正、合計で5億3,108万4,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億2,970万円、補正額1億7,822万4,000円の減額補正、合計で3億5,147万6,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額1億400万1,000円、補正額3,740万9,000円、合計で1億4,141万円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額9,633万8,000円、補正額48万2,000円の減額補正、合計で9,585万6,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額1,681万9,000円、補正額175万円、合計で1,856万9,000円。2項県補助金、補正前の額1億1,000万円、補正額566万3,000円、合計で1億1,566万3,000円。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額4億3,306万3,000円、補正額3,476万5,000円の減額補正、合計で3億9,829万8,000円。

11款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億円、補正額7,617万3,000円、合計で2億7,617万3,000円。

13款諸収入、4項雑入、補正前の額229万8,000円、補正額50万円、合計で279万8,000円。

歳入合計、補正前の額24億7,302万5,000円、補正額1億2,041万3,000円の減額補正、合計で23億5,261万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,889万4,000円、補正額31万7,000円の減額補正、合計で2,857万7,000円。2項徴税費、補正前の額945万2,000円、補正額59万2,000円の減額補正、合計で886万円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億5,756万3,000円、補正額5,551万3,000円の減額補正、合計で12億205万円。2項高額療養費、補正前の額1億8,030万円、補正額380万円、合計で1億8,410万円。4項出産育児諸費、補正前の額2,101万2,000円、補正額100万円の減額補正、合計で2,001万2,000円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額2億8,250万7,000円、補正額ゼロ、合計も同じでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、補正前の額1億3,811万5,000円、補正額ゼロ、合計も補正前の額と一緒にございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額4億3,310万1,000円、補正額4,463万円の減額補正、合計で3億8,847万1,000円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正前の額1,215万2,000円、補正額91万4,000円の減額補正、合計で1,123万8,000円。2項保

健事業費、補正前の額1,583万6,000円、補正額46万7,000円の減額補正、合計で1,536万9,000円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額6,250万2,000円、補正額78万円の減額補正、合計で6,172万2,000円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額3,063万5,000円、補正額2,000万円の減額補正、合計で1,063万5,000円。

歳出合計、補正前の額24億7,302万5,000円、補正額1億2,041万3,000円の減額補正、合計で23億5,261万2,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。

休憩いたします。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（11時10分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第3 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第22号

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		67,023	3,463	70,486
	1 後期高齢者医療保険料	67,023	3,463	70,486

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		2	25	27
	1 手数料	2	25	27
4 繰入金		38,562	452	38,110
	1 一般会計繰入金	38,561	452	38,109
6 諸収入		1,304	88	1,216
	1 延滞金、加算金及び過料	2	6	8
	2 償還金及び還付加算金	301	94	207
歳入合計		107,870	2,948	110,818

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,388	701	2,687
	1 総務管理費	2,146	486	1,660
	2 徴収費	1,242	215	1,027
2 後期高齢者医療広域連合納付金		102,943	3,742	106,685
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	102,943	3,742	106,685
3 諸支出金		302	93	209
	1 償還金及び還付加算金	301	93	208
歳出合計		107,870	2,948	110,818

それでは読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうから1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額6,702万3,000円、補正額346万3,000円、合計で7,048万6,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額2,000円、補正額2万5,000円、合計で2万7,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額3,856万1,000円、補正額45万2,000円の減額補正、合計で3,810万9,000円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正前の額2,000円、補正額6,000円、合計で8,000円。2項償還金及び還付加算金、補正前

の額30万1,000円、補正額9万4,000円、合計で20万7,000円。

歳入合計、補正前の額1億787万円、補正額294万8,000円、合計で1億1,081万8,000円。

続いて歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、補正前の額214万6,000円、補正額48万6,000円の減額補正、合計で166万円。2項徴収費、補正前の額124万2,000円、補正額21万5,000円の減額補正、合計で102万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億294万3,000円、補正額374万2,000円、合計で1億668万5,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、

補正前の額30万1,000円、補正額9万3,000円の減額補正、合計で20万8,000円。

歳出合計、補正前の額1億787万円、補正額294万8,000円、合計で1億1,081万8,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第23号 平成24年度中城村土

地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第23号

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,048,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保留地処分金		799,660	149,836	949,496
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	799,660	149,836	949,496
歳入合計		898,993	149,836	1,048,829



(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		898,991	149,836	1,048,827
	1 南上原土地区画整理事業費	898,991	149,836	1,048,827
歳出合計		898,993	149,836	1,048,829

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 土地区画整理事業費	1 南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	138,783

第1表歳入歳出予算補正。読み上げて御提案申し上げます。

歳入のほうから、4款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額7億9,966万円、補正額1億4,983万6,000円、合計で9億4,949万6,000円。

歳入合計、補正前の額8億9,899万3,000円、補正額1億4,983万6,000円、合計で10億4,882万9,000円。

歳出のほうでございます。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額8億9,899万1,000円、補正額1億4,983万6,000円、合計で10億4,882万7,000円。

歳出合計、補正前の額8億9,899万3,000円、補正額1億4,983万6,000円、合計で10億4,882万9,000円でございます。

続いて第2表繰越明許費、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、事業名南上原土地区画整理事業、金額が1億3,878万3,000円であります。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第24号

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		11,555	400	11,155
	1 使用料	11,335	400	10,935
2 国庫支出金		120,000	120,000	0
	1 国庫補助金	120,000	120,000	0
3 繰入金		102,464	153	102,311
	1 一般会計繰入金	102,464	153	102,311
6 村債		127,200	10,800	116,400
	1 村債	127,200	10,800	116,400
7 県支出金		0	120,000	120,000
	1 県補助金	0	120,000	120,000
歳入合計		368,352	11,353	356,999

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		270,776	11,076	259,700
	1 公共下水道費	270,776	11,076	259,700
2 公債費		97,376	277	97,099
	1 公債費	97,376	277	97,099
歳出合計		368,352	11,353	356,999

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 127,200	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。	千円 116,400	同じ	同じ	同じ

第1表歳入歳出予算補正。歳入の1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,133万5,000円、補正額40万円の減額補正、合計で1,093万5,000円。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、補正前の額1億2,000万円、補正額1億2,000万円の減額補正、合計でゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億246万4,000円、補正額15万3,000円の減額補正、合計で1億231万1,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額1億2,720万円、補正額1,080万円の減額補正、合計で1億1,640万円。

7款県支出金、1項県補助金、補正前の額はゼロ、補正額1億2,000万円、合計で1億2,000万円。

歳入合計、補正前の額3億6,835万2,000円、補正額1,135万3,000円の減額補正、合計で3億5,699万9,000円であります。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億7,077万6,000円、補正額1,107万6,000円の減額

補正、合計で2億5,970万円。

2款公債費、1項公債費、補正前の額9,737万6,000円、補正額27万7,000円の減額補正、合計で9,709万9,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,835万2,000円、補正額1,135万3,000円の減額補正、合計で3億5,699万9,000円でございます。

続いて第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業の補正前の限度額1億2,720万円、補正後の限度額1億1,640万円。補正前、補正後ともに起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第25号

平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額63,161千円」を「79,161千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,905千円」を「2,643千円」に「過年度損益勘定留保資金61,256千円」を「76,518千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	40,001千円	15,500千円	55,501千円
第1項	補助金	37,000千円	16,000千円	53,000千円
第2項	出資金	3,000千円	500千円	2,500千円

支出

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	103,162千円	31,500千円	134,662千円
第1項	建設改良費	95,239千円	31,500千円	126,739千円

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介

第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6,316万1,000円」を「7,916万1,000円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額190万5,000円」を「264万3,000円」に、「過年度損益勘定留保資金6,125万6,000円」を「7,651万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入のほうから、第1款、第1項補助金、既決予定額3,700万円、補正予定額1,600万円、

合計で5,300万円。第2項出資金、既決予定額300万円、補正予定額50万円の減額補正、合計で250万円。

支出のほうです。第1款、第1項建設改良費、既決予定額9,523万9,000円、補正予定額3,150万円、合計で1億2,673万9,000円。

平成25年3月5日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 ( 1 1 時 2 4 分 )

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第3日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月7日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年3月7日 （午前11時18分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

## 議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算
第 2	議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算
第 7	議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 8	議案第33号 物品購入等の契約

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第26号

### 平成25年度中城村一般会計予算

平成25年度中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,785,941千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

#### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項目に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田京介



第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 村税		1,613,600
	1 村民税	661,795
	2 固定資産税	812,532
	3 軽自動車税	50,206
	4 村たばこ税	89,066
	5 特別土地保有税	1
2 地方譲与税		42,891
	1 地方揮発油譲与税	12,583
	2 自動車重量譲与税	29,307
	3 特別とん譲与税	1,000
	4 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		7,912
	1 利子割交付金	7,912
4 配当割交付金		1,333
	1 配当割交付金	1,333
5 株式等譲渡所得割交付金		446
	1 株式等譲渡所得割交付金	446
6 地方消費税交付金		122,843
	1 地方消費税交付金	122,843
7 ゴルフ場利用税交付金		28,181
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,181
8 自動車取得税交付金		7,808
	1 自動車取得税交付金	7,808
9 地方特例交付金		7,029
	1 地方特例交付金	7,029
10 地方交付税		1,620,000
	1 地方交付税	1,620,000
11 交通安全対策特別交付金		1,800
	1 交通安全対策特別交付金	1,800

款	項	金額		
12 分担金及び負担金		2,511		
	1 分担金	1		
	2 負担金	2,510		
13 使用料及び手数料		126,589		
	1 使用料	99,287		
	2 手数料	27,302		
14 国庫支出金		806,672		
	1 国庫負担金	506,827		
	2 国庫補助金	296,745		
	3 委託金	3,100		
15 県支出金		879,971		
	1 県負担金	243,894		
	2 県補助金	605,460		
	3 委託金	30,617		
16 財産収入		10,776		
	1 財産運用収入	10,774		
	2 財産売払収入	2		
17 寄附金		2		
	1 寄附金	2		
18 繰入金		42,885		
	1 特別会計繰入金	1		
	2 基金繰入金	42,884		
19 繰越金		30,000		
	1 繰越金	30,000		
20 諸収入		78,192		
	1 延滞金、加算金及び過料	6,746		
	2 村預金利子	1		
	3 貸付金元利収入	1		
	4 雑入	71,444		
21 村債		354,500		
	1 村債	354,500		
歳	入	合	計	5,785,941

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		108,031
	1 議会費	108,031
2 総務費		698,220
	1 総務管理費	554,223
	2 徴税費	96,697
	3 戸籍住民基本台帳費	35,337
	4 選挙費	9,325
	5 統計調査費	1,051
	6 監査委員費	1,587
3 民生費		1,691,117
	1 社会福祉費	924,875
	2 児童福祉費	766,242
4 衛生費		780,071
	1 保健衛生費	353,589
	2 清掃費	426,482
5 労働費		4,019
	1 労働諸費	4,019
6 農林水産業費		217,292
	1 農業費	171,239
	2 林業費	1,296
	3 水産業費	44,757
7 商工費		70,057
	1 商工費	70,057
8 土木費		683,233
	1 土木管理費	14,494
	2 道路橋梁費	233,097
	3 河川費	64,275
	4 都市計画費	257,991
	5 下水道費	113,376
9 消防費		232,101
	1 消防費	232,101

款	項	金額
10 教育費		740,620
	1 教育総務費	104,006
	2 小学校費	149,810
	3 中学校費	39,051
	4 幼稚園費	41,740
	5 社会教育費	302,620
	6 保健体育費	103,393
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		541,176
	1 公債費	541,176
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		5,785,941

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 259,000	証書借入  又は  証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	特別の融資条件のあ るものを除き、償還期 限は、据置期間を含め 30年以内、償還方法 は、元金均等又は元利 均等による。 ただし、財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、もし くは繰り上げ償還又は 低利に借換えすること ができる。
水産業整備事業債	4,800			
道路整備事業債	32,900			
都市公園整備事業債	37,500			
社会教育施設整備事業債	20,300			
計	354,500			

1 ページのほうから款、項、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款村税、1項村民税、6億6,179万5,000円。2項固定資産税、8億1,253万2,000円、3項軽自動車税、5,020万6,000円。4項村たばこ税、8,906万6,000円。5項特別土地保有税は費目存置でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,258万3,000円。2項自動車重量譲与税、2,930万7,000円。3項特別とん譲与税、100万円。4項地方道路譲与税は費目存置でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、791万2,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、133万3,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、44万6,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1億2,284万3,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,818万1,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、780万8,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、702万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、16億2,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、1項分担金は1,000円の費目存置。2項負担金、251万円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、9,928万7,000円。2項手数料、2,730万2,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、5億682万7,000円。2項国庫補助金、2億9,674万5,000円。3項委託金、310万円。

15款県支出金、1項県負担金、2億4,389万

4,000円。2項県補助金、6億546万円。3項委託金、3,061万7,000円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1,077万4,000円。2項財産売払収入は費目存置。

17款寄附金は費目存置でございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は1,000円の費目存置。2項基金繰入金、4,288万4,000円。

19款繰越金、1項繰越金、3,000万円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、674万6,000円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置。4項雑入7,144万4,000円。

21款村債、1項村債、3億5,450万円。

歳入合計、57億8,594万1,000円でございます。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1億803万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、5億5,422万3,000円。2項徴税費、9,669万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、3,533万7,000円。4項選挙費、932万5,000円。5項統計調査費、105万1,000円。6項監査委員費、158万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、9億2,487万5,000円。2項児童福祉費、7億6,624万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、3億5,358万9,000円。2項清掃費、4億2,648万2,000円。

5款労働費、1項労働諸費、401万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億7,123万9,000円。2項林業費、129万6,000円。3項水産業費、4,475万7,000円。

7款商工費、1項商工費、7,005万7,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1,449万4,000円。2項道路橋梁費、2億3,309万7,000円。3項河川費、6,427万5,000円。4項都市計画費、2億5,799万1,000円。5項下水道費、1億1,337万6,000円。

9款消防費、1項消防費、2億3,210万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億400万

6,000円。2項小学校費、1億4,981万円。3項中学校費、3,905万1,000円。4項幼稚園費、4,174万円。5項社会教育費、3億262万円。6項保健体育費、1億339万3,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2項土木施設災害復旧費ともに費目存置でございます。

12款公債費、1項公債費、5億4,117万6,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1,000円の費目存置でございます。

14款予備費、1項予備費、2,000万円です。

締めて歳出合計、57億8,594万1,000円でございます。

続いて第2表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で読み上げて御提案申し上げます。

まず起債の目的、臨時財政対策債、限度額2億5,900万円。水産業整備事業債、480万円。道路整備事業債、3,290万円。都市公園整備事業債、3,750万円。社会教育施設整備事業債、2,030万円。限度額合計が3億5,450万円。起債の方法は全て証書借入又は証券発行。利率、年

5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることできる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時10分)

~~~~~

再 開(10時42分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第27号

### 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,358,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項          | 金額        |
|------------|------------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |            | 344,057   |
|            | 1 国民健康保険税  | 344,057   |
| 2 一部負担金    |            | 2         |
|            | 1 一部負担金    | 2         |
| 3 使用料及び手数料 |            | 430       |
|            | 1 手数料      | 430       |
| 4 国庫支出金    |            | 1,060,545 |
|            | 1 国庫負担金    | 538,071   |
|            | 2 国庫補助金    | 522,474   |
| 5 療養給付費交付金 |            | 85,195    |
|            | 1 療養給付費交付金 | 85,195    |
| 6 前期高齢者交付金 |            | 95,856    |
|            | 1 前期高齢者交付金 | 95,856    |
| 7 県支出金     |            | 141,713   |
|            | 1 県負担金     | 25,556    |
|            | 2 県補助金     | 116,157   |
| 9 共同事業交付金  |            | 425,730   |
|            | 1 共同事業交付金  | 425,730   |
| 10 財産収入    |            | 1         |
|            | 1 財産運用収入   | 1         |

| 款       | 項             | 金額        |
|---------|---------------|-----------|
| 11 繰入金  |               | 200,001   |
|         | 1 他会計繰入金      | 200,000   |
|         | 2 基金繰入金       | 1         |
| 12 繰越金  |               | 2         |
|         | 1 繰越金         | 2         |
| 13 諸収入  |               | 4,705     |
|         | 1 延滞金・加算金及び過料 | 3,002     |
|         | 2 預金利子        | 1         |
|         | 3 受託事業収入      | 1         |
|         | 4 雑入          | 1,701     |
| 歳 入 合 計 |               | 2,358,237 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金額        |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 総務費       |             | 42,235    |
|             | 1 総務管理費     | 31,982    |
|             | 2 徴税費       | 10,155    |
|             | 3 運営協議会費    | 48        |
|             | 4 趣旨普及費     | 50        |
| 2 保険給付費     |             | 1,403,612 |
|             | 1 療養諸費      | 1,202,050 |
|             | 2 高額療養費     | 184,250   |
|             | 3 移送費       | 2         |
|             | 4 出産育児諸費    | 16,810    |
|             | 5 葬祭諸費      | 500       |
| 3 後期高齢者支援金等 |             | 300,780   |
|             | 1 後期高齢者支援金等 | 300,780   |
| 4 前期高齢者納付金等 |             | 135       |
|             | 1 前期高齢者納付金等 | 135       |
| 5 老人保健拠出金   |             | 16        |
|             | 1 老人保健拠出金   | 16        |



| 款         | 項            | 金額        |
|-----------|--------------|-----------|
| 6 介護納付金   |              | 146,305   |
|           | 1 介護納付金      | 146,305   |
| 7 共同事業拠出金 |              | 425,768   |
|           | 1 共同事業拠出金    | 425,768   |
| 8 保健事業費   |              | 26,780    |
|           | 1 特定健康診査等事業費 | 12,115    |
|           | 2 保健事業費      | 14,665    |
| 9 基金積立金   |              | 1         |
|           | 1 基金積立金      | 1         |
| 10 公債費    |              | 1         |
|           | 1 公債費        | 1         |
| 11 諸支出金   |              | 2,604     |
|           | 1 償還金及び還付加算金 | 2,603     |
|           | 2 延滞金        | 1         |
| 12 予備費    |              | 10,000    |
|           | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計   |              | 2,358,237 |

ページを開いていただきまして、款、項、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億4,405万7,000円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、5億3,807万1,000円。2項国庫補助金、5億2,247万4,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、8,519万5,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、9,585万6,000円。

7款県支出金、1項県負担金、2,555万6,000円。2項県補助金、1億1,615万7,000円。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、4億2,573万円。

10款財産収入、1項財産運用収入は費目存置。

11款繰入金、1項他会計繰入金2億円。2項基金繰入金は費目存置。

12款繰越金、1項繰越金は2,000円の費目存置。

13款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2項預金利子、3項受託事業収入は費目存置。4項雑入、170万1,000円。

歳入合計、23億5,823万7,000円でございます。

続いて歳出に行きます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,198万2,000円。2項徴税費、1,015万5,000円。3項運営協議会費、4万8,000円。4項趣旨普及費、5万円。

2款保険給付費、1項療養諸費、12億205万

円。2 項高額療養費、1 億8,425万円。3 項移送費は2,000円の費目存置。4 項出産育児諸費、1,681万円。5 項葬祭諸費、50万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、3 億78万円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、13万5,000円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金は1万6,000円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 億4,630万5,000円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、4 億2,576万8,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1,211万5,000円。2 項保健事業費、1,466万5,000円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金は費目存置。

10款公債費、1 項公債費は費目存置。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、260万3,000円。2 項延滞金は費目存置。

12款予備費、1 項予備費、1,000万円。

歳出合計、23億5,823万7,000円でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 4 8 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 4 8 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第28号

### 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### ( 歳入歳出予算 )

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

#### ( 歳出予算の流用 )

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した後期高齢者医療費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年 3 月 5 日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		70,772
	1 後期高齢者医療保険料	70,772
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 寄付金		1
	1 寄付金	1
4 繰入金		39,175
	1 一般会計繰入金	39,174
	2 他会計繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,304
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	301
	3 預金利子	1
	4 雑入	1,000
歳入合計		111,255

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,319
	1 総務管理費	2,011
	2 徴収費	1,308
2 後期高齢者医療広域連合納付金		107,374
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	107,374
3 諸支出金		302
	1 償還金及び還付加算金	301
	2 繰出金	1

款	項	金額
4 予備費		260
	1 予備費	260
歳 出 合 計		111,255

ページを開いていただきまして、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。まず歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、7,077万2,000円。

2款使用料及び手数料、3款寄付金は費目存置でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、3,917万4,000円。2項他会計繰入金は費目存置。

5款繰越金も費目存置でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は2,000円の費目存置。2項償還金及び還付加算金、30万1,000円。3項預金利子は費目存置。4項雑入、100万円。

歳入合計、1億1,125万5,000円でございます。

続いて歳出であります。歳出、1款総務費、1項総務管理費、201万1,000円。2項徴収費、130万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億737万4,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、30万1,000円。2項繰出金は費目存置。

4款予備費、1項予備費、26万円。

歳出合計、1億1,125万5,000円でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第29号 平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第29号 平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

#### 平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算

平成25年度中城村の土地地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	2 使用料	1
2 繰入金		280,000
	1 基金繰入金	280,000
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 保留地処分金		300,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	300,000
6 村債		1
	1 村債	1
歳入	合計	580,005

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		580,003
	1 南上原土地区画整理事業費	580,003
2 公債費		1
	1 公債費	1

款	項	金額
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		580,005

第1表歳入歳出予算を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1款使用料及び手数料は費目存置。

2款繰入金、1項基金繰入金、2億8,000万円。

3款繰越金、4款諸収入は費目存置。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、3億円。

6款村債は費目存置。

歳入合計、5億8,000万5,000円でございます。

続いて歳出であります。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、5億8,000万3,000円。

2款公債費、3款予備費はそれぞれ1,000円ずつの費目存置。

歳出合計、5億8,000万5,000円でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第30号

#### 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

##### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

##### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

##### (歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流

用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料手数料		11,752
	1 使用料	11,692
	2 手数料	60
2 県支出金		120,000
	1 県補助金	120,000
3 繰入金		113,376
	1 一般会計繰入金	113,376
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,101
	1 預金利子	1
	2 雑入	4,100
6 村債		100,900
	1 村債	100,900
歳入	合計	350,130

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道費		247,009
	1 公共下水道費	247,009
2 公債費		102,921
	1 公債費	102,921

款	項	金額
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		350,130

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 100,900	証書借入  又は  証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。
計	100,900			

第1表歳入歳出予算を読み上げて御提案申し上げます。

歳入のほうの1款使用料手数料、1項使用料、1,169万2,000円。2項手数料6万円。

2款県支出金、1項県補助金、1億2,000万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億1,337万6,000円。

4款繰越金は費目存置でございます。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。2項雑入、410万円。

6款村債、1項村債、1億90万円。

歳入合計、3億5,013万円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、2億4,700万9,000円。

2款公債費、1項公債費、1億292万1,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円。

歳出合計、3億5,013万円でございます。

第2表地方債でございます。まず起債の目的、下水道整備事業の限度額が1億90万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。



休憩（10時58分）  
~~~~~

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

再開（11時10分）

村長 浜田京介 議案第31号 平成25年度中

議長 比嘉明典 再開いたします。

城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

日程第6 議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

議案第31号

平成25年度中城村水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|              |                   |                |
|--------------|-------------------|----------------|
| （1）給水管数      | 5,047             | 栓              |
| （2）年間配水量     | 1,887,384         | m <sup>3</sup> |
| （3）一日平均配水量   | 5,171             | m <sup>3</sup> |
| （4）主要な建設改良事業 | 村内配水管布設工事及び設計委託業務 |                |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| <u>収 入</u> |         |    |
| 第1款 水道事業収益 | 426,303 | 千円 |
| 第1項 営業収益   | 423,960 | 千円 |
| 第2項 営業外収益  | 2,340   | 千円 |
| 第3項 特別利益   | 3       | 千円 |
| <u>支 出</u> |         |    |
| 第1款 水道事業費用 | 420,854 | 千円 |
| 第1項 営業費用   | 409,934 | 千円 |
| 第2項 営業外費用  | 9,717   | 千円 |
| 第3項 特別損失   | 203     | 千円 |
| 第4項 予備費    | 1,000   | 千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に不足する額53,787千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,477千円、過年度損益勘定留保資金52,310千円、で補填するものとする。)

|                       |  | <u>収 入</u> |    |
|-----------------------|--|------------|----|
| 第 1 款 資 本 的 収 入       |  | 31,001     | 千円 |
| 第 1 項 国 庫 補 助 金       |  | 27,000     | 千円 |
| 第 2 項 出 資 金           |  | 4,000      | 千円 |
| 第 3 項 固 定 資 産 売 却 代 金 |  | 1          | 千円 |
|                       |  | <u>支 出</u> |    |
| 第 1 款 資 本 的 支 出       |  | 84,788     | 千円 |
| 第 1 項 建 設 改 良 費       |  | 76,700     | 千円 |
| 第 2 項 企 業 債 償 還 金     |  | 8,087      | 千円 |
| 第 3 項 予 備 費           |  | 1          | 千円 |

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費と企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 46,992千円

(棚卸資産購入限度額)

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は、1,561千円と定める。

平成25年 3 月 5 日提出

中城村長 浜 田 京 介

(総則) 第 1 条 平成25年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。(1) 給水栓数、5,047栓。

(2) 年間配水量、188万7,384<sup>m</sup>。(3) 一日平均配水量、5,171<sup>m</sup>。(4) 主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

(収益的収入及び支出) 第 3 条 収益的収入

及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入のほうから第1款水道事業収益、第1項営業収益、4億2,396万円。第2項営業外収益、234万円。第3項特別利益、3,000円の費目存置。

続いて支出のほうです。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、4億993万4,000円。第2項営業外費用、971万7,000円。第3項特別損失、20万3,000円。第4項予備費、100万円。

(資本的収入及び支出)第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,378万7,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額147万7,000円、過年度損益勘定留保資金5,231万円で補填するものとする。)

収入の第1款資本的収入、第1項国庫補助金、2,700万円。第2項出資金、400万円。第3項固定資産売却代金は1,000円の費目存置。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、7,670万円。第2項企業債償還金、808万7,000円。第3項予備費は1,000円でございます。

(一時借入金)第5条 一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)第6

条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間。(2) 建設改良費と企業債償還金との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費、4,699万2,000円。

(棚卸資産購入限度額)第8条 棚卸資産の購入限度額は、156万1,000円と定める。

平成25年3月5日提出、中村村長 浜田京介。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第32号

#### 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成25年3月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金額    |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 3,602 |
|            | 1 使用料   | 3,601 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |
| 5 諸収入      |         | 2     |
|            | 1 預金利子  | 1     |
|            | 2 雑収入   | 1     |
| 歳入合計       |         | 3,607 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金額    |
|-------------|-------------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,397 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,397 |
| 2 予備費       |             | 1,210 |
|             | 1 予備費       | 1,210 |
| 歳出合計        |             | 3,607 |

まず第1表歳入歳出予算の歳入でございます。  
1 款使用料及び手数料、1 項使用料、360万  
1,000円。2 項手数料は1,000円の費目存置。

2 款寄附金、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款  
諸収入につきましてはすべて費目存置でござい  
ます。

歳入合計が360万7,000円。  
続いて歳出でございます。1款污水处理施設  
管理費、1項污水处理施設管理費、239万7,000  
円。  
2款予備費、1項予備費、121万円。  
歳出合計、360万7,000円でございます。  
以上でございます。  
議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。  
日程第8 議案第33号 物品購入等の契約を  
議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 議案第33号 物品購入等の  
契約について御提案申し上げます。

議案第33号

物品購入等の契約について

中城南小学校備品（情報機器）購入業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- |                         |                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 契約の目的                 | 中城南小学校備品（情報機器）購入業務                                 |
| 2 契約の金額                 | ¥ 37,905,000 -                                     |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | ¥ 1,805,000 -                                      |
| 3 契約の相手方                | 住 所 浦添市港川458番地<br>商 号 株式会社 オキジム<br>氏 名 代表取締役 新 里 勇 |

平成25年3月5日 提出

中城南村長 浜 田 京 介

提案理由

中城南小学校備品（情報機器）購入業務の物品購入等契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。  
議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終  
わります。  
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。  
散 会（11時18分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年3月5日（火）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年3月8日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年3月8日 （午後0時13分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 5 番                                | 新 垣 光 栄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕              | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄            | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程  | 件 名                                          |
|------|----------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 第 2  | 議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第 3  | 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4  | 議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例                   |
| 第 5  | 議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例                    |
| 第 6  | 議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例                 |
| 第 7  | 議案第8号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例     |
| 第 8  | 議案第9号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 第 9  | 議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第 10 | 議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例             |
| 第 11 | 議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例                 |
| 第 12 | 議案第13号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例                   |
| 第 13 | 議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 |
| 第 14 | 議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例               |
| 第 15 | 議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例  |
| 第 16 | 議案第17号 第4次中城村国土利用計画を定めることについて                |
| 第 17 | 議案第18号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について               |
| 第 18 | 議案第19号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更について                  |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時00分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり

可決されました。

日程第2 議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時03分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 特別職の職員で非常



勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時04分)

~~~~~

再開(10時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時30分)

~~~~~

再開(10時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村暴力団排除条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時38分)

~~~~~

再開（10時42分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例は文教社会常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村児童医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時47分)

~~~~~

再開(11時09分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。質疑の中でお願いします。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(11時10分)

~~~~~

再開(11時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第9 議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時19分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 中城村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時27分)

~~~~~

再開(11時39分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例は建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開(11時42分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例は建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第13号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(11時46分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第13号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時49分)

~~~~~

再開(11時51分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 質疑ないものと認め質疑を

終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時52分)

~~~~~

再開(11時53分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第17号 第4次中城村国土利用計画を定めることを議題とします。

本件については3月5日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。

9番 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと質疑と確認を行いたいと思います。

この国土利用計画については道路関係で東西道路とか、あるいは329号のバイパスの整備促進とかそういうのがうたわれておりますけれども、御存じのように、この道路建設というのは道路建設の話があってから25年、30年とそういう長期でしか実現できないわけですよ、これが現状なんですね。その中であって、こういう何らかの形で東西道路とか329号のバイパスとかという話が出てきますけれども、今回、この国土利用計画に当たっては、いろいろ県ともすり合わせをしたというようなお話を聞いております。そういう中であって、この県の道路整備計画とか、あるいはそういう長期計画の中にこの東西道路とか329号のバイパスとか、そういうものが具体的に名前として将来の道路計画のほうにリストアップされているのか、あるいは登録されているのか、その辺をお伺いしておきたいなど。ただ、この指針とかそういうことを言われても、この利用計画が実際に県の計画の中に載ってなければ、リストの中にリストアップされていなければとてもじゃないけれども本当に実現は難しい。さっき言ったように、話が出てから実際にリストアップ、あるいは登録されてからでも25年、30年の話なんですよ、その辺の確認はできているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ただいまの道路についてですけれども、これにつきましては、国土利用計画の中で利用区分別、これは農用地あるいは森林、宅地そして道路というふうなことの定めがあるんですが、その中におきまして、確かに東西道路というふうなことで我々はそういう道路につきましては国

土利用を検討していきましょうというふうなことでうたってはいるんですが、ちょっと県の道路の建設に係るそのリストアップというところまではちょっと、把握しているものではありませんが、東西道路に関しましては中南部の基地返還跡地の利用構想の中で宜野湾横断道路という形での位置づけはございます。直接、土木関係の道路行政の中でのリストというのはちょっと把握しておりません。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これ本当に非常に不安なんですよ、我々はずっとこれまでもう何十年も前から、特に329号のバイパスについては話が出てきているのはわからないくらい、何年前かわからないくらい、それがいまだかつて県の整備計画とかそういう長期の道路建設計画の中で具体的に名前が329号のバイパスとして具体的に例示されたとか、そういうのが全くよくわからないので、さっきも申したように、これはもう25年、30年先の話なんで、今やっておかないとどうしようもない話なんですよ。ただ、毎年、我々は、例年この計画上の中でしか何回も出てきて、実際にはどういう状況にあるかというのがさっぱりわからない状況でしたわけですけど、ぜひ、これは県の中で明示させていただくように働きかけを強めていただきたいと思います。リストアップ、この名簿にさえこういう名前がないと、まったく絵にかいたもち、これがいつどうのこうの言うのは現実性の話は出てこないと思いますので、その辺は十分踏まえて強力にこういうリストアップとか、そういう名簿の中に載せていただくように、ぜひ、これは大きな働きかけをしていただきたいと思います。そう思います。要望します。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

3番 金城 章議員。

3番 金城 章議員 国土利用法ですが、文章としてはよくできていて、いろんな形で転換もできるようになってはいるんですけども、これが実際、この計画、目的の前提として書かれているんですけども、「これからの将来的利用度を促進する土地利用は、基本的な指針であるものであると、また将来的には動向に応じて地域、実情に整合するように見直しもできる」とうたわれています。先ほど仲眞議員からあったように、これはやっぱり将来的な計画をほとんど入れていかないと、これには普天間基地返還後のうたわれている東西道路とあるんですけども、今から計画に入れておかないと、実際にはならないと思えますね。普天間飛行場も返還すると言いながら何十年もたっていますし、計画的にはやっぱり中城で入れていかないと、県が入れていないから入れられないではなくて、中城で国土利用計画を、これ議会で承認するんですから、そういったことを入れていかないといけないと思う。

それと、全協で課長が理念として、持っている感覚としては説明はなかったんですけども、この計画書自体、本当にこれを前提としてこれから中城の計画が進むのかどうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

具体的な道路の名称、先ほどの東西連絡道路の話でございますが、これにつきましてはちょっと、我々として村道として東西の連絡道路をつくるというふうなことは財政的にも技術的にも少し不可能であるというふうなことで考えております。この件に関しては、東西道路であれば、当然国、あるいは県というふうなところで整備をお願いしていかなければならないことだと考えております。その辺の要請につきましては、当然、国、県に対して東西連絡道路の建設については要請もこれまで行っていますけれども、今後も要請は行っていきたいというふ

うに考えております。

それから理念というふうなことでありますが、これは説明のときにも少し申し上げましたけれども、村土の全体的な村土利用に関する理念と、それから方向性を示したのがこの国土利用計画でありますので、これに具体的な、ここに何かを建設するというふうなことでうたうような計画ではないというふうなことで少し御理解をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ちゃんとこの計画、ほとんど中城の4次構想と一緒にですので、その面に入れて東西道路も先ほど仲眞議員からあったように、ぜひ入れていただきたいと、それと湾岸道路もぜひ、昔は湾岸道路と言っていたはずですけども、329号バイパスですか、そこも早目に進められるように、また当局で、ぜひ一生懸命やっていただきたいと希望します。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩(12時03分)

~~~~~

再開(12時13分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第17号 第4次中城村国土利用  
計画を定めることを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第17号 第4次中城村国土利  
用計画を定めることは原案のとおり可決されま  
した。

日程第17 議案第18号 沖縄県後期高齢者医  
療広域連合規約の変更を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第18号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第18号 沖縄県後期高齢者医療  
広域連合規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号 沖縄県後期高齢者医  
療広域連合規約の変更は原案のとおり可決され  
ました。

日程第18 議案第19号 沖縄県介護保険広域  
連合規約の変更を議題とします。

本件については3月5日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第19号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第19号 沖縄県介護保険広域連  
合規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第19号 沖縄県介護保険広域  
連合規約の変更は、原案のとおり可決されまし  
た。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 ( 1 2 時 1 3 分 )



## 平成25年第2回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年3月5日（火）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年3月11日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年3月11日 （午前11時49分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 5 番                                | 新 垣 光 栄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀               | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第8号）         |
| 第 2 | 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   |
| 第 3 | 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  |
| 第 4 | 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 5 | 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  |
| 第 6 | 議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）       |
| 第 7 | 議案第33号 物品購入等の契約                       |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 議案第20号、一般会計補正予算(第8号)についてお伺いいたします。

まず、新聞報道によりますと一括交付金の不用見込み額が17市町村で6億7,000万円が見込まれていると、一方、財政力の弱い離島、過疎地域等18町村を対象とした一括交付金の町村支援事業は2012年度に2億6,500万円を交付するということが報道されましたが、中城村における状況はどういう状況にあるのかお伺いいたします。

それから、これは2ページ関係、一般会計の繰越明許費関係です、それについてお伺いします。吉の浦会館施設機能強化事業費の執行率が25.5%で7,300万4,000円が繰り越しになっていて、その理由としてアスベスト調査及び撤去処理に不測の日数を要したためとしておりますが、どこにどのようなアスベストがあって、それで撤去処理に不測の日数を要したとは具体的にどのようなことなのか。

次に、護佐丸歴史資料図書館建設事業費の執行率が9.2%で1億515万1,000円が繰り越しになっていて、その理由として建設予定地の購入に伴う県の事業許可や国税との調整に時間を要するためとなっておりますけれども、県の事業許可とか及び国税との調整等、具体的にどういことが問題になっているのかお伺いします。

それから、10款の教育関係になりますけれども、48ページです小学校費ですけれども、ついでに49ページには中学校費が載っていますけれども、同じ教育振興費の中で要保護及び準要保

護児童生徒の援助費、これがかなり補正で減になっておりますけれども、中学校、小学校においても。これはそれぞれ何名の予定に対して実際どれぐらいの見込みになってそういう補正減ということになっているのか、それをお伺いします。同じく次のページになりますけれども、これも教育関係、これは50ページ、そこのこれは19節の負担金及び交付金の中で、私立幼稚園就園奨励費補助金、これが当初予算の180万9,000円に対して補正減で140万7,000円と、これも本当に執行としては4分の1以下ですよ、なぜそういうことが起こっているのか、これもどういう予測に対してどういう見込みになっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ただいまの一括交付金の件ですけれども、一括交付金につきましては、本村におきましては執行残が出る予定はございません。交付される予定額の4億円を執行していきたいというふうなことで考えております。それから離島を含める18市町村の財政措置の件ですけれども、これにつきましては本島北部の過疎地域といわれているところ、そこと離島につきましては、本来8割の補助ですけれども、その中から県のほうで県の一括交付金を充てて財政措置をするというふうなことがいわれております。本村におきましてはそういう財政措置はございません。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

吉の浦会館の機能強化事業の繰り越しの件ですけれども、これまでも何回か説明があるんですけれども、アスベスト材が使われているんじゃないかということで、その場所がクーラーの機械室、あとは室外機に使われているんじゃないかということで調査しましたら、やっぱり機械室の中のパッキン、あと室外機の中に

もパッキンが使われております。しかし、そのパッキンですと軽微なものということで、普通、アスベストにはレベル1、レベル2、レベル3ということがあるんですけども、その中でも該当はしないということでありましたけど、アスベストが使われているのは間違いないと、その処理にはちゃんとした防じんとか経験者の方の撤去が必要だということで、大体10日間の日数を要しております。今回、吉の浦会館にしましては繰り越しを予定しているんですけども、天気がそのまま続けばぎりぎり間に合うかもしれないという状況であります。

次に、歴史資料館の繰り越しでありますけれども、まず国税の5,000万円控除がございます、その土地を売った方の控除を受けるために国税と事前調査をしなければいけません。その中でその事前調査の添付資料としまして県の事業認定を受けているかどうか、その認定書の写しが必要となってきます。その事業認定は県の用地対策課で調整しまして、向こうの認定を受けないといけません。そのために繰り越しが必要となっております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

まず小学校費の教育振興費の中の扶助費、要保護及び準要保護児童生徒数の補正減の内訳なんですけど、当初予算では146名で797万2,000円の認定を見込んでいました。ただ実績では99人となったための、当初より47名の減ということで、その分の減ということになっています。その146名の推計の方法なんですけど、前年度の認定者の学年を1つ繰り上げて、6年生が上に上がりますので、その前年度の数と、あと新1年生に関しては前年度の幼稚園の学費の免除を受けている人数で推計をしております。ただ、平成23年度の実績が111名、今回の実績が99名で12名、実績ベースでは12名の減ということに

なっております。それから中学校の扶助費です、同じく当初予算が69名の予定で見込んでいたけど、実績では実際56名ということで13名の減ということでその分の補正となっております。前年度の実績では67名、今年の前年度の人数で56人、実績ベースでは11名の減ということでその分の補正ということになっております。

それから、50ページの私立幼稚園就園奨励費補助金、今回、補助金を拡充しようということで、今までは、平成24年度は対象者を生活保護世帯、非課税世帯、所得割の非課税世帯ということでやっていたのですが、平成25年度はその上のさらに所得割の額を7万7,100円以下までの所得割の方も対象に入れようということで今回、拡充をしております。ただ、実際その7万7,100円の拡充した部分が15名はいるだろうということで見込んでいたのですが、実際は1人しかいなかったということで、主にはその分の減ということになっております。以上です。

全体では24人の予定が、実質的には3名ということになっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 もう1回、2回目の質疑を行います。

一括交付金に関しては100%執行ということで大変すばらしいなということであります、契約が終わっていろいろか、まだなのであれば、契約残とかそういったものの不可抗力的なものをもって、後で実際は出ましたというようなことがないような状況をぜひつくっていただきたいと思っております。それに一括交付金による財政支援事業の18町村の中には中城村は入っていないということで、そういう理解でよろしいでしょうか、わかりました。それだけ財政力がついてきたというあかしかなという感じを受けます。これは補正予算を見てもよくわかりますよね。平年だったら余り財政調整基金にはこの時期においては12月でもやっていますし、またそこに積

み立てという金額が5,000万円以上も上がるといのは余り例がないので、金は十分使い残しているという状況だろうと、そういうふうには余裕がある財政運営ができていているということのかなと、そういう理解をしておきます。

それと次、繰越明許費関係についてですけれども、クーラー室とそれから室外機についてのアスベストの話がございました。これは前回もいろいろ各公共施設については調査しておりますけれども、それはとり残しがあつたのか、それともどういうきっかけでこのアスベスト調査をもう1回やってみようという理由が起こつたのか、これは実際には補正予算が計上されるときに聞いておけばよかつたかなと思うんですけれども、聞いていないんで、改めてそういうことをちょっとお伺いしたいなと思います。

それから護佐丸歴史資料図書館の件ですけれども、これは建設予定地の購入に伴う県の事業許可と関係がありますけれども、これ実際、具体的にはまだ県との調整はついていないのか、何かこちらから書類提出とかそういうものが不備なためにまだ決定できていないのか、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから小学校、中学校の要保護の関係の補助です、これはいいことなのか悪いことなのか、私はよくわかりません。本来だったら私たちの考えとしては、昨今の状況を考えると当然ふえているだろう、逆に補正増で対応しなければならぬんじゃないかという考えをしていたんですけれども、実際、かなり落ち込んでいます。そういうことで、考えられるのは周知徹底が本当にやられているのかどうかというのがあります。これはどういうときに本当に徹底してやられているか、特に入学してくる皆さんに対しては入学、進級のときにこういう制度の説明とか活用できる状況とか、そういうものをちゃんとしっかりこれはやるべきだと思うんですよ。これを受けていないのは知らないのもかなりい

るんじゃないかなと、減っているはずはないんですよ。周知徹底の問題がやられているかどうかです、これはいつ実際の具体的にこの対象になる父母の方々に対してはどのような形で具体的にやっているのか、今、言ったように入学式とかそういうときに本当に、こういう制度があります、制度の説明とかそういうものを行っているのか、皆さんはただ広報とかそういうもので、あるいは学級担任とかそういうものでお話して、子供たちに持たせてやるとか、そういうことじゃこれは徹底はできません、はっきり申しまして。子供たちが必ずあげているか、お話ししているかというのは非常にわからないところもあります。忙しい方々はそういうものを受ける方は、共働きでいろいろあつてかなり忙しいはずなんです。そういうチラシを見るときも余り見逃しているのもかなりあると思いますので、これが一番徹底できるのは私は入学式だと思うんですよ、そこで徹底的にこの周知活動を行ってください。そういうことでこの周知活動についてはどのように行われているのか。

それからこの私立幼稚園の就園援助です、これはちょっと余りにも皆さんの考え方というのが、ちょっとかけ離れ過ぎているんじゃないですか。24名ですよ、平成23年には幾らでしたか、30万円、40万円ぐらいの予算計上じゃないですか、それが平成24年になっていきなり180万円ぐらいですか、130万円ぐらい予算で増にして、案の定、厳しい。どういうふうに決定しているのか。この広報についてもどういうふうな徹底をしているのかということをお心配をいたしましたんですけれども、心配をしたとおり案の定、上げた分ほとんどそっくりそのまま補正で減になっているんですよ。この辺も周知徹底、それからそれに対しては生活保護費とか、そういう所得の低い方々と言っていましたけれども、そういう方々についても本当に周知徹底がなされているか、あるいはどれぐらいのこれは援助を

すべきかというのをこれをちょっと考えていた  
だきたいと思います。と申しますのは、公立の  
幼稚園もあるわけですから、公立の幼稚園に入  
れる方々の負担に比べて相当、これに比べて私  
立に入るからって過剰な支援をするのも私はど  
うかなと思うんですよ、そうなるとやっぱり公  
立に入れる方と私立に入れる方の支援の不公平  
差が出てくると思いますので、この辺も額につ  
いても一応いろいろ考えてやっていただきたい  
とそう思います。お願いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

アスベストの件ですけれども、何年か前か  
ちょっと把握していませんけれども、公共施設  
を調査したときにそこは漏れているのかどうか  
といった御質問ですけれども、今回、アスベ  
ストの材料が使われている場所がパッキンとい  
うことでわずかなところであるところから、おそ  
らく漏れていたんじゃないかなと思われま

それと、いつそれが発覚したかということ  
ですけれども、その委託設計を発注する段階で  
設計事務所のほうから、もしかしたらこれは使  
われているんじゃないか調査する必要があるとい  
うことでの提案がありまして、そこで調査を入  
れようということ、そこで発見されたのが現  
状であります。

次に図書館の事業認定の件ですけれども、今、  
県とその調整中でありまして。その県の事業認  
可を受けるためには、その大まかな図面等が必要  
となっております。今、基本構想を行っている  
段階で、先月の終わりぐらいにしかちょっと大  
方の図面ができておりません。それをまた添付  
しまして県の用地課と調整します。これが整  
いましたら、次、事業説明会も行わないといけ  
ません。その後、そういった資料を全部添付し  
まして県の土地収用委員会ということにかけ  
てまいります。そこで初めて事業認定が受け  
られるということで、それからのまた国税との調整に

なってくるものですから、どうしても日数が必要  
だということで、今、繰り越しを申請している  
ところでありまして。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

まず周知徹底がどういうふうに行っているの  
かということなんです、要保護、準要保護の  
周知徹底、広報のやり方としては学校で出して  
いる学校だよりで周知をしております。それ  
から広報紙です。時期が3月の広報紙と、あと  
学校から発行している学校だよりの中でお知  
らせを入れてあります。あと、私立幼稚園就園補  
助金については、該当する私立の幼稚園に郵送  
でこういう制度がありますので、いろんな書類  
も入れて該当者がいれば申請してくださいとい  
うことで周知をしております。あと、その金額、  
私立幼稚園就園補助金なんです、平成24年度  
にも拡充をいたしました。ただその拡充した部  
分で所得割が7万7,000円ということで、この  
ランクの人が結構いるんじゃないかなという予  
想で、今までは生活保護、非課税、所得税が非  
課税、税金がかからない方が対象だったんです  
が、今回、拡充をしてさらにそのワンランク上  
の所得割が7万7,100円以下の方でも該当しま  
すよと、その分拡充はしたんですが、その拡充  
した部分で所得割の方が15名ぐらいいるん  
じゃないかなということで予算を組んだんです  
が、実際はそれが15名じゃなくて、それが1人  
しかいなかったということで、その分がちょ  
っと数字が少なかったということです。今回、平  
成25年度もさらにそのワンランク上というこ  
とで拡充しようということで、平成25年度予算  
にはその予算も組んであります。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 最後の質問になります  
けれども、アスベストの問題について、これは  
皆さん本当に調査を業者に委託された調査の結  
果を受けての判定というのを、これ本当に皆さ

んは検討してやっているのかなというのは非常に疑問を受けざるを得ないわけです。こういうアスベスト関係は、即、健康に関係してくる問題であって、例えばクーラーとか何かもパッキンと言いましたけれど、これはある意味、もし仮に含まれているとしたら、クーラーを動かした時点で全部にまき散らされるというおそれもあるわけです、本当に空調というのは。だからこの委託して返ってきたこの結果に対しては、本当にある意味、技術専門的知識を持った方が十分検討をしないと、皆さんこう結果がよかった、何も無い万々歳ということになって、後でまたこういうことの心配が起こると。その間、村民の皆さんは何だったのと、危険にさらしたわけです、ある意味。こういう体制を検証するこの皆さん、委託した結果に対する検証というものをしっかりと要する態勢というもの、特にこういう健康を害するようなおそれのあるやつ、これはしっかり確立していただきたい。今後もいろいろ、アスベストだけじゃなくていろんな問題があると思います。皆さん、今、私を感じる中では結果オーライという感じで、細かい検討は、これはこれどういう方向から見てオーケーかなということが余りなされていないというような感じがしてなりません。

それと、あと護佐丸歴史資料図書館の件ですが、この話を聞いていると、もう支離滅裂というか、何が先なのか、この計画においては。これは私も今回、一般質問で取り上げて詳しくやろうと思うんですけども、あれについては総額幾らなのか、何カ年の計画なのか、財源もどれくらい割り当てて、いつ本当に完成するかというのが全く見えない状態ですね、ぼつんぼつんと計上されている状況があります、当然そうなるでしょう、最初から土地購入じゃないし、設計の話がいつの間にか皆さんわからないんですけども、こういう結果になってしまって、こういうような問題が起こるのは当然だろ

うなと思います。これに注目していきたいと思います、これはもう詳しいことは一般質問のほうで取り上げてみたいと思います。

それと、この要保護と幼稚園の補助金関係ですが、これ本当にやっぱり、今、皆さん広報でいろいろやっているという、これはやっぱり大変、周知徹底されるのが難しい面があります。他市町村あるいは進んでいるところは、ほとんど入学式でちゃんとしっかりとやっているんですよ、対面でやって、知らない方が多いんです、これにおいては。あるいは手続が面倒くさいとか、そういうのもあって、せっかく計上しても、増額した150万円ぐらい、そっくりそのまま140万円が減額と、これはもう何のための増額なのかさっぱりわかりません。そういうことを、ぜひ徹底していただきたい。そしてあと1点です、この幼稚園の件です。これはいつごろ決定するんですか、早々と、少なくとも8月、9月ごろには決定して、これ以降の追加募集ってないでしょう。ならば、何で9月とか12月の補正予算で上げて、ほかに使えるような財源としてやらないのか、これは今からやっていっても、これ何も使えませんよ、まさに不用額ですよ。いつごろこれは最終的な決定はなさるんですか、お伺いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

この最終的に決定したのがいつかということなんです、これが大体12月ぐらいです。それで今回、最終補正ということでそういうことになっています。ただ、やっぱり議員が言われたように、もうちょっと早い時期でやればその分の補正も早目にできたんじゃないかなということがありますので、その分は十分こちらも注意しながら早目の対応に心がけたいと思います。

9番 仲真功浩議員 確認していいですかね。

議長 比嘉明典 どうぞ。

9番 仲眞功浩議員 12月に決定というのは、これはこっちの私立就園援助を新たに補助をしますというのを決定するのは1月ですか。今、確認だけ、その間もずっと募集しているわけ。そのあとも受け付けるわけですか。

教育総務課長 比嘉朝之 いえ、各保育所のほうに、私立の保育所のほうに郵送でこういう制度がありますので該当する方は申請をしてくださいということで回答を待って、その回答で対応して、それで通知をして、それから幼稚園のほうでその分は立かえをしますので、幼稚園のほうに支払いをするわけです。ですかその分の関係で幼稚園自体がその保護者とやりとりしたり、その分で、発送は早目にやるんですが、実際に上がってくるのがおそくなるということです。

9番 仲眞功浩議員 それは、当初で12月まで申請できるみたいな感じになっちゃいますよ。これはおかしいな。

教育総務課長 比嘉朝之 その辺はもうちょっと対応の仕方で、連絡を入れて早目にしてもらおうよということ。

9番 仲眞功浩議員 回答率はわかりますね。年中受け付けているようなものですね。

議長 比嘉明典 よろしいですね。以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

休憩いたします。

休憩(10時31分)

~~~~~

再開(10時32分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時32分)

~~~~~

再開(10時50分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(10時55分)

~~~~~

再開(11時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。



休憩（11時05分）

~~~~~

再開（11時07分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ちょっとよくわからないところがありますので、ちょっとクリアにしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

歳入のほうですが、これは1ページのほうになるんですけども、これ総額の歳入の補正減、これ歳出も一緒なんですけれども、1億2,041万3,000円なんですよね、ところがこの国庫支出金、これの補正減が1億9,003万4,000円、これ異常に余りこれまで例がないですね。総額の現額よりも、この国庫補助金ももっと多くなっていると、その分どこでカバーしているかという、さっき新垣善功議員から質疑がありましたけれども、一般会計からの繰入金ですね、これが7,600万円ぐらいになっていますよね、例年だったら二、三千万円ぐらいで済んでいるんですけども、なぜ今回、異常にこの国庫支出金、これは主に補助金ですか、これが減っているのか、これちょっと心配されるのは、何か収納率が落ちてきていてペナルティーというんですが、それは市町村に対する補助、こういうのがありますよね、これが減ってきているのかなというのが非常に気になる場所ですけれども、その辺の事情ですね、何で全体の総額補正減以上に、この国庫関係がふえて、それをカバーするために繰入金もふえているのか、この辺ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えいたします。

今回の国庫補助金のほうの減額ですが、療養費の給付費等、高齢者支援金などを含めた前年度の実績などもこれからの見込みも含めてということで試算されてきておまして、それによって今回大きな減にはなっています。それと、

国、県への徴収率などの件でペナルティーがないかということですが、中城村においては徴収率は現在、毎年、顕著に上がってきていますので、逆に県の交付金において徴収率の増によって歳入はふえるということになりますので、今回の減についてはペナルティーの分ではありません。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ペナルティーとかそういうものはないということですが、非常に何か不思議な感じで、余りよく納得できないんですよね。全部で1億2,000万円しか得られない、最大でも、これみんな総額ですね、国、県、同様に負担額というのは、これはある一定率でもって、この率の違いはありますけれど、減っていくのが当然かなという考え、一般的にはそう考えますけれども、逆に県なんかもふえていますよ、県とかもふえていまして、県とお互いの自己負担分というのか村の分もふえて、総額よりもより以上に1億9,000万円、総額よりも7,000万円ですか、これも非常に減額されているというのは奇異な感じを受けますけれども、これについては何か詳しい説明とかそういうのはお伺いしていませんか。ただ皆さんは、決定されたからそういうことになってしまっているのか、私はそれに関しては非常に奇異な感じを受けたので、これをちょっと今、質疑申し上げていますが、皆さんの見解としては、あるいはどういうふうでこういう決定になっているのか、他市町村もどのように今回はそういう傾向が出ているのか、お伺いします。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

当初予算を見積もるときに、その辺、医療費の伸びなども含めてやりますが、実績に基づいて今回の9月に補正しました還付なども決定されていきますので、当初の見積もりをもう少し精査していきたいなというふうに考えています。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 最後の質問になりますけれども、減るのはいいんだけど、大体減るというの、この療養費とかそういう保険関係に対しては大体、国、県、市町村というのは一定の割合で大体負担しますよね、そういうことで、そういう負担も考慮しながら予算も立てているはずなのに、一方的に何か今回は県もふえているんですけども、国のほうだけ中途半端なちょっと額じゃなくて大きな額として突出して、全部国が手を引いて、全部、県はそんなにあれしてないんですけども、今回は村のほうに全部かぶさってきたような感じを受けたもので、ちょっとこれ聞いておきたいなと思ったんですけども、これは医療関係については、あくまでも大体実績ベースで行っていますけれども、そういうことをなるべくならはっきりした理由を聞いて以降、次、予算を立てるときに参考にしていただきたいなと思います。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度中城村国民

健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 平成24年度中城村後

期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（11時18分）

~~~~~

再開（11時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は

原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時22分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略したいと思います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成24年度中城村水

道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については3月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 物品購入等の契約を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（11時26分）

~~~~~

再開（11時48分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 物品購入等の契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 物品購入等の契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散会（11時49分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月12日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年3月12日 （午前11時45分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

## 議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算
第 2	議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算
第 7	議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第26号平成25年度中城村一般会計予算について議案質疑をしたいと思います。

まず最初に、歳入関係ですけれどもページ12です、1款2項1目で固定資産税は前年度当初予算よりも5,500万1,000円の増にとどまっておりますが、これは吉の浦火力発電所に係る固定資産税が多分、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例、これを適用して固定資産税課税免除申請によるものと考えられますけれども、この固定資産税課税免除申請に対する決定通知書で認定された、免税した税額は幾らになるのか。

それからページ38、15款2項2目2節の児童福祉補助金で、すこやか保育事業補助金が前年度より大幅な増、前年の631万7,000円から1,374万3,000円になっておりますが、どのような補助項目が拡充されたのか。それからページ51の20款で4項5目1節雑入で、通学バス使用料で386万円が計上されておりますが、通学バス使用料の料金体系はどのようになっているかお伺いいたします。

それと歳出関係に移りますけれども、ページの58、2款1項5目13節委託料で、公会計整備委託料172万2,000円が計上されておりますが、これは前年度にも625万円が計上されておりました。その執行状況はどうなっているのか、そして財務4表の作成状況及び住民への公表はいつ行われるのか、お伺いします。

それからページ59、2款1項5目19節負担金及び交付金で、自治会活動活性化補助金200万円が計上され、各自治会が整備する備品等購入費に対して50万円を限度に補助金を交付するとして聞いておりますけれども、対象備品等や交付自治会が偏らないような公平性を保つための方法等はどうかしているのか伺います。

それから75ページ、3款2項1目19節負担金補助及び交付金で認可外保育所補助金1,527万2,000円が計上されておりますが、県のすこやか保育事業補助金が大幅な増になったものを、何か反映していないような小幅な増になっております。どうしてでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

次、ページ88の7款1項1目13節護佐丸エネルギープロジェクト業務委託料700万円が計上されておりますけれども、この委託料に関しては平成23年9月の補正予算で300万円を計上しております。この委託料の成果は、結果はどうなっているのか、この結果を受けてこのような委託料のまたさらに700万円の増になっているのか。この辺が全く見えてきませんので、その辺の経過についてお伺いします。

それから、同じ88ページですけれども、7款1項2目の13節で中城村城跡ライトアップ事業委託料500万円が計上されておりますが、具体的なライトアップ計画を検討しているのか、あるいは委託業者に提案をしてもらうというような方向で予定しているのか、その辺をお伺いします。

ページ99です、10款1項2目13節通学バス運行管理委託料1,323万円が計上されておりますが、運行会社はどこで何台のバスでどのようなルートの運行形態になっているのか、またこれまで長年にわたって通学バスを運行してきた運転手に対する就業あっせんの状況はどのようになっているのか、また彼の長年にわたる御苦勞を感謝、表彰する予定はあるのかどうかを伺い

ます。

最後にページ101、これの10款1項1目11節の需要費で医薬材料費ですか、これが100万円計上されておりますが、ハチ毒や植物及び薬物等によるアナフィラキシーの症状を緩和するために自己注射する補助治療剤でエピペンと云うんですか、俗に言うアレルギー治療剤エピペンと云われているようですけれども、その購入とか整備はこの中に入っているのか、また、アレルギー症状でエピペンの取り扱い等のマニュアルとか職員、教師に対する研修等は行われていく予定ですか。

議長 比嘉明典 では初めに税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 ただいまの質問に対してお答えいたします。

歳入12ページですか、固定資産税についてですけれども、御質問にありました、この数字が電力関係に反映されていくかということですが、これに関しては電力関係は、今のところまだ算入はしていません。ただ言えることは、去年、固定資産税において家屋の評価がえがありまして、4,000万円ぐらいの減価がありました。今年は当然それありませんので、減価がありませんから、当然4,000万円以上は伸びると見ています。さらに、南上原の、いわゆる宅地化、そして新築分の増等ありまして、建物が大型化していますので、それに対して約8億1,253万2,000円、対前年度比5,460万8,000円増となっております。それと沖縄電力関係ですけれども、固定資産税の減免特例ですか、どうなったかということがありましたけれども、2月でしたか4億円ほどの一応、減額ということで県のほうに申請を出されたみたいですが、電力に関しては本来でしたら、土地家屋は村が独自に課税すべきなんですけれども、あれは要するに税法上で2市町村以上にまたがる施設に関しては、県が独自に一括にまとめて課

税しなさいということで法律にあります。それにとつて県から3月下旬に県知事配分が来ます。恐らく4億円に対するどれぐらいの判定が来るか、それは県の判断になると思います。ですけど、あくまでこれは課税免除で特例ですから、今回の出支に関しては、ほとんど9割以上が課税免除特例に該当しますので、税収としては当然5カ年間は免除になりますけれども、交付税として反映されます。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

38ページのすこやか保育事業補助金の金額が前年度より大幅に上がっております。当初予算においてはこのように上がっておりますけれども、実は平成24年の時点で事業の内容が大幅に改善されまして増額しております。平成24年度は年度途中で補正して増額しているところがあります。そして同じく関連で75ページの認可外保育所補助金の項目ですけど、名称は違うんですけれども中身はすこやか保育事業の支出項目になっております。このほうもありますように平成24年の年度途中から増額しています。内容としては、これまでお米とかミルク等々があったんですけども、それにあわせておかずの分の補助項目が大幅に追加されまして、金額が増加になっております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

公会計の172万2,000円の件でございますが、172万2,000円の委託料につきましては、平成24年度分の財務4表、その作成のための委託料でございます。平成23年度につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように600万円余りを計上してございますが、これにつきましては平成23年度分でありまして、平成23年度分の財務4表につきましては今、でき上がっておりますので今月末までには公表をしていきたいと考えております。



それからあと1点、自治会活性化事業補助金の件ですけれども、現在、その公表広報がほぼでき上がりつつあります。先ほどの御質疑の中では交付団体が重ならないようにというふうなことがございましたので、その辺は予算の範囲内で今回、支給をするわけですけれども、200万円を4自治会ずつの50万円を上限に交付をしていきたいというふうに考えております。ですから従来から行っておりますコミュニティ助成事業、それも勘案しながらできるだけ重ならないような方向でやっていきたいと考えております。それからその使用目的ですけれども、まず今、こちらのほうで考えているのが地域活性化事業それから文化福祉推進事業それからその他公益事業というふうなことで考えておりますが、できるだけ使い勝手のいい補助金というふうなことで今、検討しているところでございます。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

まず護佐丸エネルギープロジェクト、88ページの700万円の経緯ですが、平成24年度予算のほうで補正をいただきまして、平成24年度からスタートしておりますが、これも一括交付金の事業の一環でございます。そのプロジェクト事業については吉の浦火力発電所から発生するLNG液化天然ガスの排熱を利用して調査・研究するということが琉球大学それから村、商工会の産、官、学の共同研究で取り組んでいる事業であります。平成24年度は300万円のうち、150万円は委員の先進地調査をいたしております。それから残りの150万円については、琉球大学のほうに排熱の利用を研究する委託費として琉大のほうに委託をしているところでございます。今回、24年度の調査、研究、それから委託の成果を踏まえて、今年度は700万円、琉球大学の

ほうに再委託をしまして、実用化に向けた研究をしていただくということであります。

次に、同じく88ページの城跡のライトアップ事業でございますが、その事業についても一括交付金を利用した事業になります。世界遺産を中心とした中城の観光振興を目指すということで、城跡のグレードアップを図ろうということで、今回、城壁のライトアップ、それからイルミネーションの設置、夜間の入客をふやすための誘導灯を、今、検討しておりますが、やはり専門の照明デザインのほうに今回は設計を委託しまして、それから地域住民等々の意見を聞きながら完成させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えをいたします。

まず51ページの収入なのですが、料金体系が中学生が1回につき100円、幼稚園生と小学生は半額ということで50円ということで考えております。回数券を考えておりまして、回数券の販売で、それで乗ってもらおうということで、今、進めております。住民のほうからも定期券だと乗らない日もあってむだが出るということで回数券の要望がありましたので、やはり回数券をということで、今、進めております。

それから99ページのバス運行管理委託料、これは今現在、最初、何カ所かの会社と、進めていたんですが、最終的に運行形態のほうで対応できる会社が1カ所、那覇バスのほうしか対応できないということで、今、那覇バスのほうと進めております。運行形態としては朝は2台のバスを使って2回の運行、お昼時間は幼稚園生が専用ということで、お昼時に1台で1回。それから午後に1台のバスを使って2回運用ということで、計7回の運用を考えております。現在、運行している吉の浦バスの運転手の件なんですけど、先週、そのバス会社等で本人に会って

もらって、いろんな条件を出してもらったのですが、教育委員会からは長年経験があるということで、その路線を中心に採用してほしいということで専属ということで、そういう申し入れをして、それでその営業の方と会ってもらって、一応、話し合いをしてもらったのですが、ただ、朝6時半ぐらいのスタートになりますので、それで実際、出勤となると5時出勤ぐらいになると、となると本人としては、ちょっと厳しいものがあるということで、本人のほうから年齢的にも、これからまた朝、毎日出勤してそういうのをやるにはちょっと厳しいので、今回は御遠慮させていただきますということで、そういう話し合いが本人からの申し出がありました。教育委員会として長年の功労に対して、そういう表彰の考えがあるかということですが、当然、教育委員会としましても学校に、村政に尽くしてきた方ですので、それなりの表彰そういう対応は考えていきたいと思っています。

それから101ページの医薬品、今回、組んでいる薬剤医療費というのは、例年、組んでいますようなあくまでもプール関係の散布する薬剤関係で、各学校3校分の予算ということで組んでおります。

それからアレルギーということで、どういう対応をしているかということですが、給食センターとしては、毎月メニューを保護者のほうに配付をして、そのメニューの中で保護者のほうに示して、その中でアレルギーの食物の入っているメニューがある場合には、それは食べないようにということで、そういう通知をその都度行っております。特に今現在、そのアレルギーのある子供たちに対して専用のメニューをつくって配付しているということは、今現在は行っておりません。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 幾つか答弁漏れもありますけれども、改めて聞きます。まず固定資産

税ですけれども、この固定資産税の免税に関しては、私たちの特例に関する条例で、免税申請する者があれば、1月31日までに申請しなさいと条例でそうなっていますよね、それに対して村長はその辺受けて通知決定を出すということになっていますけれども、今の皆さんの話だと、それは自分たちはやらないで県がやるのだというふうなことになっておりますけれども、この県の決定を受けて、改めて村は決定通知書を出すんですか、この条例上ではそうですよね、これを県が出すとかどうのこうのじゃなくて、我々の村税ですから、村が申請を受けて、しかもこれは1月31日までにしなさいと皆さん規定しているわけですよね、条例は。それを受けて村が決定すべきである、そうなっていますよね。そういう方向であったら、自分たちがこれだけという申請をちゃんと出させて、それについて全額中城が普通とるとというような方法をとらないといけないと思います。それで実際この免税申請書と決定通知書、これも本当は出してないといけないと思うんですが、この決定通知書がまだないなら免税申請書その写しを1ついただきたいと思います。

それからすこやか関係ですね、これはじゃあ、改めてほかにあるということでちょっと、委員会のほうでしっかりと資料をもらいたいと思いますのでお願いします。

それからバスについてもわかりました。

それから公会計について、これは昨年は600万円出しました、これはできているということですねよね。それで今回は172万円また計上されております。これは毎年こういう100万円以上が計上されていくのか、これは我々が今、考えているのは総務省の改定モデルですよね、標準モデルでやっておられるんですか、標準モデルで。これはすばらしいですね、これ標準モデルを使いますと固定資産税とか非常にはっきりと出てくるというので、確かにちょっと金がか

かるかもしれませんけれども、システムをつかってしまえばあとは動力、入力の問題だろうと思いますので、いずれにしてもこれはずっと170万円が毎年、委託料として発生するのか、本村としてこのシステムを自分で運用することができないのか、その辺をお伺いします。

それからこの自治会備品購入の補助ですけれども、これは今、基本的には4自治会を年間限定して50万円、そういうことで非常に、それはそれで高額でいい備品がそろえられると思うのですけれども、私が一番心配するのは偏って、毎年、備品購入費を出して、自分たちは活動が盛んだからといって、いろんな備品についてどんどん買っていかれたら大変困ると、そういうことでやっぱり公平性を持って、あるいは限られた対象の備品というの、しっかりとこれはある基準を持ってやらないといけないということです、その辺はしっかりどういう対応をしていくのか、しっかり対応のほうをお願いしたいと思います。

それから次です、保育所の問題ですけれども、今、全容はちょっとわからないんですけれども、認可外保育とかの補助について。新聞報道によれば、これは那覇市の例でしたけれども、那覇市の園児1人当たりの行政の予算額は認可園が113万8,000円で、認可外が5万4,000円で、この何とかこの格差を埋めたいために2013年度に認証園制度を導入して格差を埋めていきたいという報道がありましたけれども、本村においては、大体この保育園児1人当たりの行政予算、これは認可園と認可保育所ですね、あるいはそれと認可外保育所それぞれの程度の額になるのか教えていただきたいと思います。今すぐできなければ後でもよろしいですけれども、かなり私は、那覇でもそれぐらいの大きな格差が出ているわけで、片や110万円と片や5万円という、これは1人当たりの行政コストですね、それが出ているのでこの辺も、ぜひ、本村でも

解析してどう埋めていくかということの対応をお願いしたいと思います。

それからこの護佐丸プロジェクトに関してですけれども、確かに今150万円を使っている視察をなさったということでもありますけれども、私が聞きたいのはこの成果はどういうものがあって、この成果をもとに次の予算というものを、これ本当は計画すべきなんですけれども、一体、この300万円を使った成果というのはどういうものが、中間発表でもいいですし、報告というのを出されているんですか。それをもとにさらに進めていくというような形になると思うのですけれども、我々については、報告がどうなっているかもわからないし、方向性としてもよくわからないということがあります。どこまでこの、そしてさらにどこまでこの報告書、委託書では皆さん求めていくのか、事業計画、実施計画の方法とか、あるいは具体的な業種選定だけで終わるのか、可能性として終わるのか、どの辺まで皆さんは目指して、この委託というのを行っているのか、それが1点と、あとそれに関して、この沖縄電力はどのようにかかわっていて、ある程度了承のもとにそれが進まれているのか、ただ、本村の規模的あるいはそういう可能性として前面に出して行って、沖縄電力に対しては後から調整に入っていくというような方向でいくのか、その辺もちょっと心配なところがありますので、お願いします。

それからこのライトアップについては、これは今いろいろな方法があります。最近の話題になっているのがプロジェクションマッピングというのがあると思うのですが、この前これ、沖縄の文化協会が4,000万円ぐらいの補助を出して、どこでしたかねナイトカルチャー創設プロジェクト実行委員会というのを立ち上げて、これをやって、去った2月に発表があったんです。大変すばらしいという評価を受けております。今回はこの実行委員が会社を立ち上げて、実際、

沖縄においてこのプロジェクションマッピングの事業化をしたいということであります。それにぜひ乗っかって、これは、多分、文化協会そういったあたりから補助も受けて実業家に声をかけると思うんですけど、それをまず最初の中城がモデル事業として申し込んでいけば、この500万円ではとても足りないと思うんですけども、その辺も率先して申し込んで、この立ち上げ事業、モデル事業の中に組みこんでいけば、大変すばらしいライトアップ事業、プロジェクションマッピング、ぜひこれをやっていただきたいと私は思っているんですよ、これ今、非常に人気があるんです、東京とかで、まあ本土でも東京駅でやってすばらしい成果を得たとか、いろいろ聞こえてきます。ぜひ、モデル事業立ち上げのその中に組み込んでやっていけば、これはかなりの有効な事業計画が立てられるんじゃないかなと思います。500万円でもひょっとしたら十分対応できるかもしれない、あとは県からの補助がいただける可能性が十分あります。しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

それからバスですか、これは運転手に関しては、そういう事情だったら、本人はできれば働きたいような意思があったようでありますのでね、そういうことをあっせんしていただきたいなということがあったのですけれども、いろいろと事情があるようでありますので、しょうがないかなというところがあります。また表彰に関しては本当に真剣に考えていただきたいなと思えます。

それからこのアレルギー対応について、これ大変非常に近年問題になってきていますね、つい最近もチーズの粉が入ってしまったために、ちょっとしたおくれで、この子供を助けることができなかったということであります。那覇においてもそういう事例があったということで、これは児童が亡くなってしまったと、そういう

ことはないんですけども、すべて学校においては、そういういろいろありますよねこのアレルギー症状というのは、これはもう食物だけじゃなくて、外に出ているときに、このための応急処置としては、普通アレルギー体質のある人は自分でエピペンと言うんですか、その注射器を持ち歩いているという話もありますけれども、これを学校が緊急時の場合に対応して、どうしても私は置いておかなければならない常備品だと思うんですよ。そのためにまたこれはいろいろな保管、取り扱い説明、研修とかそういうものも受けないといけないということもありますけれども、ほとんどの学校がもうマニュアルづくりに入っていますね、やっていると思います。これは本当に緊急な問題なんです、特に給食に関しては。最初は気をつけていても、次、おかわりをするとき、ちょっと先生がおかわりするとき、この子のために取り除くのをちょっと間違ってしまったとか、そういうことでちょっとしたあれで大変なことになって、これは一刻を争う対応なんですよ、もう1分、2分で注射できるかできないかということで、この子が助かるか助からないという、野外活動に行くときもハチに刺されたとか、あるいはクモに、最近いろいろクモとかも出てきていますけれども、そういうものに対しても常にこれは常備として持っておかないと、いつ何が起こるかかわからないと言った話で、このエピペンに対するの対応というのをぜひ考えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 先ほど沖縄電力の、いわゆる課税免除特例ですか、4億円ということで話しましたが、正確な数字、先月ですか4億600幾らでしたね、正確なものが出ています。これに関しては先ほども説明したんですけども、固定資産税に関しては土地、家屋、消却資産3つありまして、土地と家屋に関しては

直接、村が今回、評価することができます。また消却資産に関しては発電、送電施設自体が一体として見られるものですから、どうしてもほかの市町村とも影響がありまして、送電線とか発送する場所とかありまして、配分が出てくると思うんです。ただし発電部分に関しては中城村にありますので100%配分されます。しかし、中城村から送電がある場合、送電線に関しては県知事配分で、ここで計算して、今回3月下旬、その配分が来ます。それが来た時点で課税標準が決定しますので、それから消却資産に関しては恐らく増になる見込みと見ています。ですから6月ごろにはある程度、数字の示しが出ると思います。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

公会計の委託料ですけれども、ずっと永遠に100万円程度の予算を計上するかということは我々のところもそういうことでは考えておりません。ただ、平成24年度から公表をするものですから、どうしても2年ないし3年につきましては指導を仰ぎながら、最終的には自前でできるような方向でその措置につきましては二、三年程度というふうなことで考えております。

それから自治会活動活性化補助金につきましてですけれども、これはやっぱり1つの自治会あるいは複数の自治会だけに限定されることがあってはいけないというふうなことで考えております。今、こちらのほうでつくっております交付要綱におきましては、申請の制限というふうなことをうたっております。自治会活性化補助事業の交付を受けた申請者が、新たに事業を申請する場合は5年を経過しないと申請することはできないというふうなことで、一たん全部を回って、その後で申請をしていただくと、ただしほかに申請者がいなかった場合はその限りではないというふうなことでその条文を今つくっているところでございます。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 1人当たりについては資料をまだ作成しておりませんので、後日、資料を準備して配付したいと思います。よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをいたしたいと思ひます。

まず護佐丸エネルギープロジェクトの報告ということが見えないということですが、やはり9月の補正をいたしまして、それから県からの一括交付金の内示を待っておりまして、実際に調査研究をしたのが2月上旬であります。今、その成果をまとめているところでありますが、前提としましては、やはりLNG排熱を利用した事業化を目指しているところです。例えば琉大の先生方5名が研究委員におりますが、まず凍結粉碎とか製氷の研究をしていただく、それから製氷をもとに冷凍倉庫の研究をしてもらうという分野と、それから冷熱を農業分野に、農業の用途に使える研究をってもらうという前提で、今、進んでいるところであります。

沖縄電力との調整はということですが、沖縄電力のほうに依頼をいたしまして、次長級を1人、委員の護佐丸プロジェクトの中に参加させています。そういうことで電力も一緒にこのプロジェクトには参加しているという認識をしております。今年も700万円は琉球大学の5先生方のほうに、先ほど申し上げた用途に基づいて調査研究をしていただくと、成果に基づいて商工会もプロジェクトのメンバーに入っておりますので、事業化できるものについては商工会の事業者の皆さんで引き続き検討し事業化に向けた取り組みをってもらうということでありまして、それから農業関係については、やはり県との冷凍倉庫などは、沖縄県全体で活用できるものと我々は認識しておりますので、やはり大型な施

設については県にお願いをして、沖縄の産業のために協同でつくらしてもらおうという方向性も村長から県知事への一報も申し上げているところであります。方向性としてはそういう形で進めさせていただきたいと思っております。

それからライトアップ事業につきましては、すばらしい御提案をいただきまして感謝申し上げます。しっかりと視野を広めて、これからの事業ですので視野を広めて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 アレルギー対応に関してです。学校のほうには研修をしております。まずは組織体制を整えるために教頭を呼びまして、このアレルギー対応の状況について、どう対応するか研修をしております。それから食育担当に関しても、このアレルギー反応に対する対処、それからアレルギー対応の献立等を調理場が作成していますので、それが確実に子供、保護者にわたっていくかという経路の問題等も含めて確認してまいっております。エピペンの保管に関してなんですが、エピペン自体が医者の方によるものということで自己注射、保護者の注射が原則になっております。ただし、緊急を要する、一刻を争う緊急事態には医療行為に当たらないということで、各学校で周知してくださいと担当が打っても大丈夫ですというふうなことを周知してまいっております。これまで危機管理として不審者とか津波、地震、火災等に対応して学校は対策をとってきていましたが、このアレルギーに関して若干今まで取り組みが弱かったということで危機意識を高めながら体制づくりをしてくださいと、それから毎日の食事ですので、給食時間等に今日の献立等を読み上げるというふうなことで、子供たちの注意喚起もとっていくというふうなことを対応として学校側にお願いしております。以上で

す。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 もう最後になります。締めになりますけれど、最後のアレルギーの関係の対応、これは本当にしっかりとやっていただきたい。これ1分1秒がこの子が助かるか助からないかというのがありますよね、去った東京の事例でも二、三分おくれということでもうだめだったと、ちょっとしたすきなんですよ。これはもう先生方がどうしても注意して防ぎれないと思います、取り扱い研修を受けるしかないと思うんですね、やっても、ああって見ているだけで、手を出すこともできない状況だったら大変困りますので、しっかりと対応を強化していただきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時44分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号 平成25年度中城村一般会計は総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩いたします。

休憩（11時25分）

~~~~~

再開（11時26分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（11時27分）

~~~~~

再開（11時38分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算は建設常任委員会に

付託することに決定しました。

日程第6 議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算を議題といたします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 1 時 4 5 分 )



## 平成25年第2回中城村議会定例会（第21日目）

|                                                   |                 |                      |                                    |           |
|---------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成25年3月5日（火）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議             | 平成25年3月25日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                   | 散 会             | 平成25年3月25日（午後3時43分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                        | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                   | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                   | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 欠 席       |
|                                                   | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                   | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                   | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                   | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                           | 10 番            | 安 里 ヨシ子              |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 5 番                                | 新 垣 光 栄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                   | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                   | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                   | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                   | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                   | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄            | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                   | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                   | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              |                                    |           |
| 健 康 保 険 課 長                                       | 比 嘉 健 治         |                      |                                    |           |

議 事 日 程 第 7 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 おはようございます。本議会で一般質問の一番バッターに立つのは初めてでありましていささか緊張していますが、ひとつよろしくをお願いします。

それでは早速であります、通告書に従いまして一般質問を行います。

大枠の1番、農業振興についてお伺いいたします。

1. 本村の農業の現状について伺います。沖縄県の農業産出額は1990年1,069億円から減少し、2010年には924億円へ15.6%減少しています。本村の農業産出額の推移についてはどのようになっているか伺います。本村のサトウキビの推移と野菜の推移について伺います。同じような年代でお願いいたします。経済的土地生産性について、沖縄県の作付面積1ヘクタール当たりの農業産出額263万円に比較して、本村の生産性はどのようになっているか伺います。2010年における県全体の作付延べ面積3万5,100ヘクタールのうちサトウキビが53.8%(1万8,900ヘクタール)を占めています。本村の作付延べ面積のうちサトウキビの占める割合を伺います。2010年における県全体の農業総産出額は924億円のうちサトウキビ産出額187億円で20.2%です。本村の農業総産出額のうちサトウキビが占める割合額及び比率を伺います。

2010年の作付面積は1ヘクタール当たりの農業総産出額263万円に対し、サトウキビは98.9万円です。本村の対比額を伺います。

2. 本村農業の課題について。 本村農業を

振興するにはサトウキビ作の経済的土地生産性の水準を大幅に向上させるか、あるいは経済的土地生産性の高い作物へ転換する必要があると考えるが、農業政策の所見を伺います。サトウキビ以外の野菜等の作物へ転換した場合、農業用水の確保が必要不可欠であり、地下水設備の整備を検討する考えはないか伺います。

大枠の2番目、防災無線のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

防災無線のデジタル化の移行へ整備が進められていますが、従来型のアナログ無線との違いについて伺います。自治会において防災無線は常日ごろから各種団体の広報マイクとしての役割を担ってきました。デジタル化に移行した場合、従来使用したアナログ無線のように屋内からの放送は可能か伺います。自治会でのデジタル無線を活用する場合に携帯電話で遠隔操作が可能との説明があったが、自治会長のみ可能か、それとも複数でも使用可能かどうか伺います。遠隔操作による誤作動や不正使用、不適切使用などの対策はどのように考えるかお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の農業振興につきましては、すべて農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の防災無線のデジタル化の推進については総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうからは、議員も大変御心配されていると思いますが、本村の農業の課題について所見を述べさせていただきますが、御承知のとおり、サトウキビも含めて農業の衰退は明らかでございます。本村におきましてもかなりの減少が、後で細かいところは御報告させていただきますが、やはり後継者の育成も含めて、

一次産業、特に農業につきましては今後中城村の大きな課題だと認識はしておりますが、正直なところ、決定打と言えるような政策を打ち出すことが困難な状況でもあります。御承知のとおり、国策に左右されるという部分では大変大きな影響がありますし、今、非常に話題になっておりますＴＰＰの問題も含めて、本村の農業支援がどの程度まで可能かどうかも含めて、今後真剣に取り組んでいきたいと思っております。あとはまた所管課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 おはようございます。それでは新垣博正議員の御質問である大枠 1 番目、農業振興についての 1 . 本村の農業の現状についての からまでと、 2 . 本村農業の課題についての とについてお答えをいたします。

お答えする前にあらかじめ御了承いただきたいと思いますが、御質問の1990年、平成 2 年に対比する2010年、平成22年の市町村関係統計数値が、沖縄県の農林水産部の農業関係統計が発行されていないため把握ができておりませんので、直近の2006年、平成18年の統計数値に基づいてお答えいたします。

それでは 農業産出額についてですが、沖縄県が1990年1,069億円から2006年906億円で15.3%の減少となっております、本村においては1990年12億8,000万円から2006年7億4,000万円となっており、42.2%の減少をしております。

続きまして 本村のサトウキビと野菜の産出額の推移についてですが、サトウキビが1990年4億4,000万円から2006年1億5,000万円で、65.9%の減少となっており、野菜の推移は3億5,000万円から1億5,000万円と57.2%の減少となっております。

続きまして 経済的土地生産性についてですが、2006年時点で沖縄県が1ヘクタール当たりの農業産出額が231万円で、本村の農業産出額は185万円となっております。

本村における村全体の作付面積のうちサトウキビの占める割合についてですが、本村の全体面積399ヘクタールのうちサトウキビが133ヘクタールで33.3%を占めております。

続きまして 本村における農業産出額のうちサトウキビの占める額及び比率についてですが、本村の農業総産出額7億4,000万円のうちサトウキビの占める農業産出額は1億5,000万円で、比率として20.3%となっております。

続いて 本村の1ヘクタール当たりの農業総産出額に対しサトウキビの産出額についてですが、本村の農業総産出額は185万円で、それに対しサトウキビは113万円となっております。

続きまして 2 . 本村農業の課題についてお答えいたします。まず サトウキビの生産性向上と生産性の高い作物への転換についてであります。サトウキビ作は厳しい気象条件においても比較的安定した生産が可能であり、本村においても全耕地面積の約 4 割、399ヘクタールのうち133ヘクタールを占め、農家の約 6 割、農家数522戸のうち334戸が栽培しており、本村の農家経済を支える基幹作物の一つとなっておりますことから、今後も生産力向上に向けての振興策を図っていく必要があると考えます。しかしながら、本村のサトウキビの生産は規模の零細性や農家の高齢化による遊休農地の増加に加え、肥培管理等の機械化のおくれなどにより収穫面積や単収が減少している状況にあります。生産向上に向けて遊休農地の担い手への利用集積、収穫や肥培管理の機械化の促進をし、また生産法人等の育成による規模拡大等を推進する必要のあると考えます。本村の農業はサトウキビ作が主体ではありますが、土地基盤整備の完了した津覇から以南の地域ではトマト、キュウ

り、島ニンジン、季節野菜等や花卉の栽培等が農業の柱として展開されつつあります。今後も地域の実情を踏まえつつ、高収益作物の導入を推進し、作物や営農類型の転換も含めた地域農業の再編を図っていくべきだと考えております。

続きまして 農業用水確保についてであります。サトウキビにおいては干ばつ時以外は比較的かん水を必要としない作物であると思われませんが、それ以外の野菜、花卉等の栽培においては通年かん水は必要不可欠であり、農業用水の確保は重要なことと思われまます。しかし、今現在、本村において整備した地区は農道敷に地下貯水タンクを設けた和宇慶地区と、ため池を水源とした施設を設けた津覇地区の2地区があります。それ以外の地区では農家が独自に井戸を掘ってかん水をしている状況にあると思われまます。農作物の生産性の向上を図る上では農業用水施設の整備は必要かつ重要なことだと考えられます。今後、どのような事業メニューがあり、実施可能な事業があるのか、県とも相談をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 おはようございます。新垣博正議員の御質問にお答えしていきたいと思ひます。

大卒の2、防災無線のデジタル化の推進について、防災無線のデジタル化への移行整備が進められていますが、従来型のアナログ無線との違いについてお伺いいたしますという から

までの御質問があります。一つずつ質問にお答えしていきたいと思ひます。

まず の質問ですが、デジタル化に移行することについて、これは従来のアナログ無線では1方向からしか放送することができませんでした。今回、デジタル化にすることで双方向の通信が可能となっております。親局、役場からそこへ向けて放送する。子局から役場への通信も可能となっております。そういうことで避難場

所となるところから本部への通報、情報の交換ができるようになるということと、またテロや武力攻撃など、新たな脅威から警報を瞬時にを行いますJアラート、この事業が今回進めることが可能となっております。

次の 自治会において防災無線は常日ごろから各種団体の広報マイクとしての役割を担ってきました。従来使用したアナログ無線のように室内からの放送は可能かということですが、今回の防災無線の事業については室内引き込みをしておりません。室内からの放送を可能とする場合には、この遠隔マイク装置というのが必要になります。それと遠隔マイクの分配装置という、この新たな器具を設置しなければならないという状況が発生します。今回の子局でいけばだれでも使用が可能だということがあります。それとまた遠隔操作が可能となっておりますので、その辺も含めて公民館の中からの放送ではなく子局からの放送は従来どおりできるということです。

自治会でデジタル無線を活用する場合に携帯電話で遠隔操作が可能との説明があったが、自治会長のみなのか、それとも複数で使用可能か伺いますという御質問ですが、現在のところ、遠隔操作については複数が可能ということでありまます。複数可能ではありまます、これは登録制という形で親局のほうに登録をして、親局でどの携帯番号から入ったというのを瞬時に関知して放送が可能という形になります。

遠隔操作による誤作動や不正使用、不適切な使用などの対策はどのように考えていますかという質問ですが、誤作動については無線機本体及び子機等のふぐあいによるものもあまます。不正使用、不適切使用については従来使用方法と特に違いはございませんで、特に問題はないだろうと考えております。親局で自動で認証を行い放送が可能となりますので、登録された携帯電話からだれでも放送はできます。利用

者の携帯電話の管理が重要となると思います。  
以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは順を追って質問していきます。

まず1点目の農業振興についての部分ですが、答弁をいただいたように農業振興とは名ばかりで、ほとんどの聞いた箇所がマイナスに推移しているというのが現状であります。特に1番目に聞いた農業の産出額の推移について。中城村は県の平均に比べて42.2%、平成18年の間に推移していると、減少傾向にあるという数値が示されているのがわかりました。この件について本議会で、議案第17号のほうで四次中城村国土利用計画を定めることについてという議題で可決してまいりましたこの国土利用計画の資料の中の一番最後のほうに表があって、産業別就業者数の推移という資料がつけられております。これをざっと見回してみますと、ここ20年で農業の就業人口の推移が、計算してみますと、1990年に本村は産業就業者の内訳の中で第一次産業であります。その中で農業に従事していた人が16.6%いたのが、2010年には5%となっております。マイナス11.6%減少している。そして一方の第二次産業であります建設、製造業を中心とした第二次産業系を見てみますと、27.7%から20.1%、ここも7.6%ほどの減少にあります。農業よりは少ない減少率です。もう一方の第三次産業を見ますと、1990年が54.7%から74.3%に、ここは16.6%増加しているという数字が見受けられます。これは全国的にも多分そのような推移で我が国は進んでいるんだろうなと思います。ということは農業の人口、農業従事者だった人たちが第三次産業にシフトしていったというのが見受けられるかと思えます。現実問題としてそれはありかと思う反面、何らかの対策を講じながら魅力ある農業に政策にうんと力を入れることができなかつたのかなとい

うのが、今さらながらに残念でならないと感じております。だとしても、可能性はまだまだいろんな意味で秘めている部分があると思います。村長からも打つ手が非常に乏しいという答弁をいただきましたが、今後の農業を考える上で課長の答弁にありましたように、生産者の組織化ですね。今、生産者そのものが家族経営的な農業をしていたものが農業生産法人等の組織的な経営主体に力を入れていくというお話もありましたが、今、本村に農業生産法人は幾つあるか、課長、その数字はわかりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村の農業生産法人は今現在で5法人になっております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時24分)

~~~~~

再開(10時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 認定農家の人数ですけれども、今現在で把握できているのは9名だったと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 こういう状況ですので、何とか農家に元気を出してもらうためにもこの認定農家でありますとか、生産法人のほうを多くしていく取り組みが必要じゃないかなと思っています。いつまでも後継者不足というような答えて、後手後手に回るような施策では農業を活性化することは非常に厳しいのではないかなと思っています。もう本当にこの数字がゼロに近くなっていることに寂しさも感じるような思

いがいたします。

その中で対策として私も提案してみたいと思うんですけども、本村は畜産の振興も非常に乏しいような気がします。村長が施政方針で述べられた産業振興の中の農業振興、水産業の振興、畜産振興とありますが、畜産振興というのはわずか2行にも満たないぐらいの行数で閉じられているということが物語っているとおり、畜産振興が非常に弱いと思います。県のさまざまな研究者のレポートの中でも、沖縄県も畜産振興と農業振興が非常に耕畜連携のシステムをしているところはかなり農業の活性化が見られるようではありますが、そのバランスがとれていないところというのは、結局のところ堆肥でありますとか液肥の供給というのは他県からの購入に頼る。特に本県は野菜等の作物を育成していく場合に、堆肥は宮崎県や鹿児島県から移入しているというのが実態だとレポートで触れております。そういう意味では宮崎県や鹿児島県同様に、畜産振興の上で農業振興とのバランスのとれた振興策を考えていかなければならないと思いますが、この実態についてはどのように感じておられるか。課長のほうで答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農業での作物を生育するためには基本的にいろんな肥料、今おっしゃられる堆肥の利用というのが物すごく重要なことだと認識しております。それで今現在、中城村で畜産といえますと豚のほうは浜のほうで1農家、あと肉用牛で数えるほどの農家が今やっている程度でありまして、今言う堆肥的な利用のための畜産が、基本的にはまだまだ村内で賄えるほどの量は出ていないと考えております。今後はその面も含めて畜産の振興という形もある程度念頭に置いて

推進はしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 本村の場合、というか沖縄本島といいますが、米軍基地に戦後接收されてきて、農地が金網に囲まれてきたという歴史も、その辺からすれば物語っているのかなと冷静に分析した場合には思います。小さな南北の大東島でありますとか、そういったところでは遊んでいる土地がないというぐらいサトウキビ等を初め、大規模な農家が非常に潤っているという状況もあります。もちろんまた補助金について村長がいつも言うように、離島の場合は真水の補助金がある程度あるというような状況からしても、単純に比較することは難しい部分があるかとは思いますが、いずれにしても本村はまた土地のほうの面の整備がかなり進められてきているのは事実だと思います。それに排水路でありますとか、農道の整備も含めて進んでいる部分は進んでいるかと思えます。でも、農地を見た場合に、最後の大きいほうの農業政策の中の2番目の地下水設備等が整っていないというのが現状でありまして、もともと面の整備もサトウキビ作を目的としたような考え方が主体だったんじゃないかなと思います。他の市町村に行った場合は、サトウキビ作でも水の乏しい地域に行けばスプリンクラーまで完備されているようなところも見受けられますが、本村のサトウキビは自然降雨でほとんど賄えるし、先ほど答弁がありましたように干ばつにも強いとか、台風にもほかの作物と比べれば強いというような部分で、ある程度放置状態でも育っていくような作物としてとらえられていて、そういったところには目が向けられなかったのが実態じゃないかなと思います。

ちなみに津覇のため池とボックスカルバートがあります南浜のほうの、それらの工事の総額がどれぐらいになっているか、この内訳を答弁

していただけますでしょうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

かんがい排水事業が完了した津覇地区のほうは概要といたしまして、総事業費が約5億3,600万円、受益面積が6.5ヘクタール、受益戸数が22戸となっております。和宇慶地区のほうの事業ですが、こちら総事業費が3億円、受益面積が11.7ヘクタール、こちらは受益戸数が61戸となっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 その数字が物語っているように、約5.4億円と3億円、これだけ巨額な開発費を投じて農家を支援していますが、それでもすべてには及ばないという状態で、あとは農家が独自の自助努力によって井戸を掘っているという現状になっているようであります。この地下水はもっと安くつくんじゃないかと私は思います。1カ所の井戸を掘るのにも100メートルとか200メートルぐらい掘って、本当に純粋な地下水脈に届くような井戸を掘ったとしても、二、三百万円ぐらいではある程度整備できるんじゃないかなと思いますので、こういったところを公共の部分がどれだけ支援できるかということが、今後の農業のかぎになるんじゃないかなと思います。南部ではかなりそういったものを支援しているという情報も聞かえたりしますが、この辺に対してどの程度の研究で取り組んでいくかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの議員の御質問で井戸の設置に対しても補助金等々を支給できないかという御質問だと思いますが、その辺はまた当然先ほども申

上げましたけれども、県の事業にそういったものがあるのか。または今おっしゃられる南部の同じような農業の振興を図っている市町村等にも問い合わせして、これはまた検討をしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これらを加味しますと、農業に対する意欲はますます湧いてくるのではないかと考えていますし、井戸の件は農家からの声を私は拾い上げたつもりであります。九州のほうです。先ほど宮崎県とか鹿児島県の例を出しましたが、作付面積1ヘクタール当たりの農業産出額は宮崎県が400万円と資料ではなっています。そして鹿児島県が337万円、これに対して先ほど言いました沖縄県は263万円、本村は185万円というふうに、面積当たりで非常に産出額が乏しいという数字が出ております。こういったのをぜひ押し上げるためにも、堆肥の問題と水の問題、今度はここにシフトして農業政策を考えていただきたいなと思っております。その辺を重点的に施策として取り組んでいただくように私からは提案していきます。

その中で、今、地産地消の推進ということで毎月1回、朝市も有志の皆さんで積極的に行われているようであります。そういった意味において、野菜等の作物というのは今後いろんな意味で期待され、元気が出るような農家が誕生することを私も希望いたしまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

次の防災無線のデジタル化の推進についてありますが、アナログ無線よりも防災無線のデジタル無線は双方向で活用できるという答弁がありました。そういった点では進んでいる部分は進んでいると思いますが、もう一つ課長に聞きたいんですが、デジタル無線の電柱が今設置されていて整備が進められていますが、アナログ無線が並行してあった場合、これはふぐあいつとか不都合な部分があるのでしょうか。答えて



ください。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問ですが、アナログ、デジタル、今村内にはアナログの部分とデジタルの部分の電柱が建っております。その辺を1本化することが予算上ちょっと無理な状況がありましたので、親局のほうにデジタル、今デジタル化しています。その中でアナログの無線もキャッチできるように、その辺も親局のほうにそのシステムが入っております。特にその部分でふぐあいが出るということは聞いておりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ふぐあいがなければ撤去をする必要はないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 撤去する必要がないのではないかと御質問ですが、それは今、県のほうで新しく新規で電柱を建ててそれに新しくスピーカーがついております。それを要するに今回の中城のこれまでの防災無線の電柱、県の部分、県の部分についてはそれなりの耐力度も、中城の部分に移設しても大丈夫ということで耐力度のその部分も計算されて当初から移す方向で準備をしてきておりました。そういうことで一つの電柱に移したほうがいだろうという考え方でこれまで進めておりました。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 残してほしいと希望する自治体においては残すということも可能なんでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 残してほしいという自治体については、今残す方向でやっております。大多数の自治会の部分については今撤去の方向で進めております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 2番目の自治会は日ごろは各種団体の広報マイクとしての役割を担っております。昨日、私も伊集ですが、子ども会の進級奨励会等があって、先週あたりからずっと子供たちが広報でお知らせをしておりました。昨日も大雨の中、このように室内からの放送ということで濡れずに済んでいる。これが濡れるような状態で放送になるということは、いささか後退じゃないかなという考えを私も持っております。いつの新聞でしたか、これは他の自治体ですが、南城市の公民館では夏休みの間、子供たちが積極的にマイクを使って夏の音読ということが記事にされておりました。子供たちができるだけマイクに近づいて自分の声を発してチャレンジしていくという姿勢は、将来はアナウンサーになりたいとか、そういった希望を持つ子供たちもふえているようであります。日ごろからマイクに向かってお話をするという訓練が行き届いた結果、いろいろな効果が生まれてくるだろうと思います。そういった意味でも室内からの放送というのが重要になってくるのではないかなと思っております。そういった意味で残せるというような答弁がありましたので、自治会でこういうふうには活用は続けていくものだろうと思います。そのときに、もう自治会にぜひこのアナログ無線のほうは譲渡していただいて、そして独自で2本必要なところは独自の電波を活用して2本からの、普通のマイクで地域に広報できるような環境を整えていけたらなと思っております。

3番目の自治会でのデジタル無線の活用の場合、携帯電話での操作とかの話がありましたが、複数で本当に使用するという場合に、人数の制限でありますとか、どこまでの範囲に携帯での使用を許可するのか。この件についてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 複数可能ということで申し上げました。その件については今議員がおっしゃるように、どの範囲まで登録を認めるかという部分は、今、内部で検討しております。そういう中で自治会、役員、老人クラブ、婦人会、子ども会、こういう部分でこれまでも使用なされてきております。これまで使用なされた部分については最低限、要するに登録を認めていきたいと考えております。今、確認事項の中では5台は十分可能だろうと聞いております。遠隔操作についてはそういう形で登録をして操作を可能にしていくという考え方もあります。一番手っ取り早いのは、そういう登録もなしに子機のところに行けば操作は可能です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 まだガイドラインがはっきりしていないというニュアンスで私は受け取っておりますが、ぜひこれからもしっかりとガイドラインをつくっていただきたいと思えます。なぜかと申しますと、自治会長の任期も基本的には3年です。各種団体は1年ごとに変わるかもしれませんが、変わった場合にはそういった番号といいますか、与えられた場合に引き継ぎがうやむやになってしまうんじゃないかということを危惧しております。4番のほうと連動して、遠隔操作で誤作動が起こったり、不正使用が起こったりということも十分なほうがいいにこしたことはないんです。私もこれはないものと信じたいんです。性善説でないほうがいいと思えますし、あっちゃいけないと感じてはおりますが、近年のニュース報道を見ますとパソコンの遠隔操作で他人になりすまして犯罪的な行為が行われているというのも事実報道されていますし、近年のちょっとした話題でしたが、フィリピン沖で津波がありましたね。そのときに沖縄市のエイサー祭りの会場の自動販売機、私ども中城村も役場構内に自動販売機

が設置されておりますが、災害のときには遠隔で無料で提供できるという協定を業者さんと結んでいるようでありますが、これが無料のほうに自動モードで切りかわって、エイサー祭りの会場で中高校生がどんどん押して、ただで全部空になるまで持っていったという話を聞いております。そういうふうに津波の警報とかそういった注意報が出たときに、これは誤作動なのか、それとも過剰反応なのかはわかりませんが、起こっております。これは自動販売機を設置した側で責任を取るものだと思いますので、それが生命や財産にまで至るような話ではないので何とも言いがたいんですけれども、これが人命とか財産に被害を及ぼすような誤作動になった場合は、とても怖い気がします。そういった意味で遠隔操作についてのガイドラインはしっかりと線引きをしてやっていただきたいということをお願いしまして、答弁は要りませんので、私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時48分)

~~~~~

再開(10時59分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 おはようございます。まず始める前に通告書の挿入と訂正をお願いします。道路行政のところの2番です。「台地地域の開発において南上原の土地区画整理事業終了後」に変更を願えますか。

今回の質問は本会議でいろいろ私の質問も別の議員の方々から質問を受けてはいますが、再度またいい答弁のほどよろしくお願いします。それでは通告書を読み上げて質問にかえます。

施政方針より。

財政運営について、慣例にとらわれることなく創意工夫し、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質健全化の確保に留意し、村全体の創造性、自立性を高め、活力のある施策が可能となるよう限りある財源の中で財政運営に努めるとあるが、どのような慣例にとらわれない施策を行っていくのか。LNG冷熱エネルギー利活用について、今後どのように利活用を考えて進めていくのか。

道路行政と開発について。

中城村において平坦地域と台地地域において、容易にかつ利便よく往来ができるような道路が必要と思うが、今後、東西道路をどう考え、どのように進めていくのか。台地地域の開発において南上原の土地区画整理事業終了後に北上原、新垣、サンヒルズ、登又地域について、今後どのような施策を考え進めていくのか。また国道329号バイパス道路の今後の考え、取り組みをどう考えて進めていくのか。答弁よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の施政方針についてでございますが、企画課と企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の道路行政と開発につきましては、企画課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは特に大枠1 LNG冷熱エネルギーについての利活用についてでございますけれども、本議会でも質疑等がありましたが、御報告もさせていただきました。非常に今後夢のあると言いますか、これからの中城だけではなく沖縄全体を考えた場合に、我々がまず先頭に立ってそのプロジェクトチームをつくって、それを発展させて寄与していきたいという大きな望みを持っております。そういう意味では一次

産業、先ほどの新垣博正議員の質問の中であった農業政策の中においても取り入れることができるでしょうし、また製造業を含めた二次産業の発展にもつながるものと大変期待をしております。平成25年度である程度方向性を見つけて、そこに邁進をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村の財政運営につきましては、村税徴収率の向上等による財源確保に努めるとともに、限られた財源で最大限の行政効果が上げられるよう事業の効率化やコスト縮減による支出の抑制を図りながらも、特に重要な分野については重点的な予算配分を行っているところでございます。しかし、本村を取り巻く社会・経済情勢は大きく変動を続け、今後ますます行政需要の増大など、さらに厳しい財政状況を招くことが懸念されております。本村におきましても収入の根幹をなす村民税や固定資産税などの村税が増加する一方で扶助費などの事務的経費も増加を続けており、財政の硬直化が危惧されているところでございます。

このような厳しい財政状況におきましては、これまで継続した事業につきましても、決して聖域化することなく、これまでと違う視点から精査を行い、事業の意義から効果までを見直すなど徹底した行財政改革に取り組むことにより、村民のニーズや関心の高い事業に予算を配分できるよう予算編成に心がけ、これからの中城村が自立し活力ある村づくりができるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に東西道路についてお答えいたします。平成24年3月に策定しました中城村第四次総合計画基本計画の基本目標におきまして、第7節、「都市基盤」の基本施策、「道路整備の促進」の中で実施施策としまして、「将来的な普天間飛行場返還を見据え、国道329号から国道

58号への横断道路の整備を促進します。」として、東西方向への道路整備の促進を掲げております。また沖縄21世紀ビジョン基本計画、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想におきましても、「普天間飛行場跡地整備を中部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、周辺市街地整備に留意しつつ、(仮称)中部縦貫道路、(仮称)宜野湾横断道路などの骨格的道路の道路網整備」について記載されているところでございます。

本村としましては、まず1つ目に慢性的な交通渋滞の緩和を図るための道路整備の促進。2つ目に、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路網の体系的な整備促進。3つ目に、普天間飛行場跡地を中部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、普天間飛行場跡地の返還跡地プロジェクトとし、周辺市街地整備などと絡めた中部圏域の振興策的な道路網の整備。以上、3つの観点から東西道路の整備につきましては国や県にこれまで以上に積極的に要望、要請をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

LNG冷熱エネルギー利活用についての今後の利活用の進め方ということですが、前段、村長が答弁したとおりであります。今までの経緯として少し御説明しておきたいと思っております。LNG利用検討の経緯については平成16年度、中城村地域における産業活性化構想策定調査を内閣府沖縄総合事務局経済産業部が策定しております。それから同年、沖縄電力においてLNG導入に伴う新規事業創出等に関する可能性・生産性調査をまとめております。このような調査報告書を受けて、今回、村と国立大学法人琉球大学で締結した包括連携協定による地域の特産など地域資源を活用した観光振興や産業振興

など、地域経済の発展に関する事項により共同研究の委託を行っていく計画であります。計画の内容といたしましては凍結粉碎、製氷、製氷倉庫、農業用途全般、特に冷熱ハウス、その他LNG利用の実用化に向けての研究を委託していく予定でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、金城 章議員の大枠、道路行政と開発についてですが、先ほど議員から質問の変更内容がありましたので、それも含めて答弁したいと思います。

南上原地区の土地区画整理事業が完了しましたら、今後の台地地域の将来展望としては、中城村第四次総合計画の29ページにあります。村土地利用計画図では南上原、北上原地域、登又地域は居住環境形成検討エリアとして位置づけられております。その土地利用についてですが、地区計画及び土地区画整理事業も視野に入れ、身の丈に合った事業を展開していきたいと思っておりますが、現時点で南上原の事業を見据えてからの計画になります。計画については時期尚早であります。また国道329号バイパスの早期事業化について、去年8月に沖縄総合事務局開発建設と中部市町村との行政懇談会において要請書を提出しました。中部地域の道路網整備促進構想図にも位置づけられておりますが、現在、国において与那原バイパス、南風原バイパスの整備が進められております。与那原バイパスについてはこれまで約1キロメートルが2車線で暫定供用しているところです。与那原バイパス以北については周辺道路の整備状況、将来、交通状況を勘案しつつ、事業の必要性等について県及び関係市町村と連携し、引き続き検討を進めていきたいと国のほうから聞いております。早期の実現に向けて、中部市町村会とともに取り組んでいる状況です。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは順番よくでは

なく下のほうから行きます

お答えのあった329バイパス、それと冷熱も一緒に質問をしたいんですが、冷熱も一緒に質問をしたいんですが、冷熱エネルギーで倉庫とか農業ハウスとか課長はおっしゃいましたが、実際この倉庫なり、ハウスなりはどの辺に予定しているのか。また、今この329バイパスによって冷熱をどうやってそこに持って行くのか。今、電力の周辺はまた別の事業が入る予定ですよ。その絡みはこれからまたどう進めていくのか。

それと東西道路です。要するに普天間基地返還跡にそこは設定すると。今、普天間基地返還見込みはどうか。返還合意されてもう20年、30年だと思わうんですけれども、そこまで待ってから進めていくのか。これは県ともっと早目に進めていけないものなのか。今、東西道路としましては中城においては奥間南線の急な坂ですね。そこしかないと思わうんです。あとは少し利便性が悪い道路が幾つかありますが、本当に安易に、簡単に利用度の高い当該道路をぜひ宜野湾市まででも引張れないのか、先に進めていけないものか。今、南上原の土地区画整理でも先ほど課長に聞きましたら、計画を設定してからやがて半世紀ぐらいになりますよね。50年、60年になると。そういう考えでの計画がいいのか。また実際、財源によって計画はしないといけないんですが、計画は夢も一緒だと考えるんですが、そういう面においてまた村長も今いるんな取り組みをなさっている。けれども、こういう感じでぜひ先に持って行けないのか。県道は県がやるべきものではあるけれども、その普天間基地の返還後のことはもう図面にでき上がって、それを中城村は先に進めていけないものなのかどうか。ぜひ平坦地区と団地の高低差は大分ありますが、そこをなだらかな道路で東西道路と結べたら、工業地帯から大型車が台地地域に移動するのにちょっと時間がかかるとい

うことも大分あります。それによって中城の通過道路になるのではなくて、その道路が開発された後の周辺の経済効果はまたすごいものがあると思いますので、できたら先にそこも計画していただきたい。まずは今の質問、3点ぐらいですが、お答えをお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

施設はどここのほうにつくるかという御質問ですが、施設というよりも、今、共同研究によって何が実用的なものがあるかということの作業を進めているところです。例えば製氷倉庫であればやはり国道沿いとか、そういう利用条件によっての場所選定になると思います。ですから、調査の結果に基づいて、これから場所、方法、経営上の問題等々の課題を解決していかなければならないと思います。

ちなみにLNGを利活用する方法としましては、空気を冷やして配管を通して使う方法もあるし、水を冷やしてそれを配管で通す方法もあります。近くで氷をつくって、氷を運んで氷で倉庫をつくる方法もあるという情報を得ております。ですから、今回どのような方向で実用化に向けて提案が出てくるか、その時点でまた皆さんのほうにも情報を提供したいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

東西方向への道路につきましては議員おっしゃっているように、やはり必要であるという認識は行政のほうも持っております。普天間飛行場の返還が合意されてから実際の返還までのめどが立っていないというのも現状でございます。そこで本村としましては、その東西方向への道路整備につきましては高低差が大きいということと、それから高いところと低いところの

距離が短いということから、当然、村独自でその整備について技術面、あるいは予算的にも非常に厳しいものがあると考えております。ですから、普天間飛行場の返還を待たずに、とりあえず国道330号から国道329号までの間について本村独自で計画、そういうのを一応検討しまして、整備につきましては国、あるいは県で整備をしていただきたいということの要望、要請をこれからもしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは企画課長、きのこの新聞です。村長の計画に入っている中城ファームがちょっと出ていましたが、冷熱の研究、今、産学官で研究しているものですね。これで野菜工場、今、野菜工場は沖縄で8カ所ですね。最近、宜野座、大宜味村ですか。大宜味村で埋め立てをして大企業が参入してそこもやっています。中城もそういう感じで進められるのかどうか。先ほど村長も農業施策にもできるだろうと。今研究段階であるはずなのですが、またどういうふうにご利用して、先ほど新垣博正議員からも農業施策の取り組みと経済的効果の面からもいろいろな話がありましたけれども、そこをまずどのように取り入れていったのか。今は冷熱にしる、東西道路にしる、計画じゃなくて後々になっているんじゃないかなと思って、冷熱も先ほど課長がおっしゃるように、わかりますよ、冷熱の利用もまだ我が国でも冷熱を全般的には、全部は利用できていないと、今研究段階であることはわかります。けれども、倉庫にしてもハウスにしても、ほとんどどの地域に持って行こうかということ計画しないと、バイパスも絡み、東西道路も絡み、今計画中の道路も絡みですから、今後の議案第17号の国土計画にもありましたとおり、本当に50年先の計画も別に頭の中ではあっても計画に入れられない。どう進めていくのか、本当に先が、言葉だけで言うように全部施策も上がって実現性が見えな

いような気がするんですが、今は産学官も琉大と提携して、村長は平成25年度に目指しているな施策をやっていこうという話が先ほど出ましたが、それは平成25年度以降、ここ何年後にそれがまた実現可能なのか。冷熱も次の3号機、4号機ですか。そこができる間にやるのか。もう海に全部捨てていますよね。そこは本当に電力と話し合いが進むのかどうか。よろしく願います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

まず1点目に土地利用の整合性の道路、それから工業、農業という土地利用の整合性の話だと思います。それについては国土利用計画の中でしっかりゾーンを分けて示されているということで、農業であれば土地改良区や海岸平坦地域。それから工業、商工業については海岸沿いの久場、泊、屋宜までの海岸地帯のゾーンが工業誘導地域として認識しております。それから植物工場も冷熱で使えるかということですが、当然、その前提で研究を今進めているところであります。植物工場についての冷熱利用も琉大の農学部の方先生方も2人入っております。そのところの検討も今しているところでございます。次に電力との話し合いということですが、やはり供給する側の沖縄電力がノーと言えば使えないわけですから、その辺はプロジェクトチームの中に電力の次長クラスを委員として一緒に会議を進めているところです。当然、電力も利活用ができるものについては供給するという前提で今検討を進めているところでございます。

何年先に利活用できるかということですが、平成25年には調査研究の報告書をつくります。平成26年からは当然委員の中に商工会も、電力も、農業関係も、商工関係も入っております。早目に実用化できるものについては検討を進め

ていきながら、とりえあえず平成25年度はそういう実用化に向けての研究報告が出てくるということでもあります。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ早目に、平成25年度報告書を出すという話ですから、ぜひいい結果の出る報告書を出していただきたいと思います。

それから同じ質問を村長にしたいんですが、今のこのファーム、中城デージファームですか、それは今琉大と一緒に進めていますけれども、今の規模で冷熱を利用したときに、中城の農業にもっといい方向に進むと考えていらっしゃると思うんですが、先ほどと同じ質問になりますが、どの辺にこの冷熱のハウスとかを持ってきて、どのような農業団体を提示できるような案というか、それを期待していらっしゃるのか。先ほど農業施策にもいろいろと貢献できるだろうという話でしたが、研究団体ではあるんですが、やはり研究段階でもレストランとかスーパーなんかいろいろ提供していますけれども、コストが大分かかりますよね。電力と進めているながら、電力が合意しなかったらできなくなると。今のこのファームはクーラーで多分やっていると思いますが、それを利用できるように進めていく段階の村長の一言ですね、もしこれから進めていけるように、どのように村長は取り組むのか。お願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まずデージファームに限ってのことではないということは御理解いただきたいと思えます。農業全般について今可能性を探っている段階であります。ですから、デージファームをどこにつくるとか、そういうことではなくて、その冷熱を利用した部分の一つの選択肢として当然それは入ってはきますが、それを全部取っ払って、一体どういうものに利活用できるのか。我々が

思っているこの冷熱の部分、マイナス162度と想像もつかないようなものですから、それがどういうものに使われていくのかというのを今調査研究している段階でありまして、ですから場所がどこかそういうことではなくて、何が一体できるのかをまず探りたいと思っています。机上の理論ではいろんなことができます。非常に大きな可能性があります。しかし、可能性が広過ぎるというのも、また我々にとってはいいことではないような気もしています。その可能性の中から選択をして、ここに向かってやっていこうというのをこれから決めて行こうと思っていますので、その辺はまず理解をしていただきたいと思えます。ただ一つ言えることは、正直なところ、遅きに失した感があります。これは私が議員時代から聞き及んでいるものではあります。今回初めて取り組むことができたというのはやはり資金的な部分があったのでそう思ったと思えますけれども、この一括交付金を使った形で今年度、あるいはまた来年度でしっかりと計画を立てて、それから選択をしてしっかりと産業につながっていくようなものを、結果を出したいと思っていますので、ぜひ御理解のほどお願いいたします。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ村長みずから電力とも交渉なさって、冷熱が利用できて、それでまた冷熱ハウスを本村にまたつくれるように、倉庫もつくれるように、ぜひ企業立地・観光推進課長と一緒に頑張ってもらいたいと思えます。

もう一つ、次に移りますが、先ほどの東西道路です。この東西道路は村独自で総合事務局に陳情が行ったという話ですが、別の方向で計画を率先できるような方向は、県なり、国なりにやったかどうか。聞かせてもらえますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総合事務局のほうに行ったということは、す

みませんが私は答弁したつもりではありませんが、国及び県に対してもこれからは要請、要望をしていきたい。ただ、これまでやったことにつきましては国会議員、あるいは政党等との意見交換会、そういう機会がございましたので、その場におきまして東西道路、先ほど議員がおっしゃっていましたが普天間飛行場の返還のめどがたっていないということから、国道329号から国道330号までの間について早期の、あるいは前倒しの整備をお願いできないかどうかということで要請をしてみました。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 県にはずっと要請なさっているんですか。それと今、国へ要請といえますと、どこのほうに要請したのかお答えできますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

先ほどの国への要望、要請というのは国道329号バイパスの件でありまして、東西道路につきましては、県との行政懇談会の中におきましては、例えば県道32号線の延伸ということでの要望をしたことはあります。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ県も、国もかかわったらすぐできると思いますので、ぜひ先生方を使って東西道路が早目にできるよう進めていってほしいと思います。

329バイパスについて都市建設課長から話がありましたけれども、西原でとまる。中城にはこの329バイパスということになったんですけれども、そこもぜひ早目に進められるように、それと冷熱との場所の絡みとかいろんなものが出てきます。そこは本当に皆さん方の課だけでなく横の課もぜひ一緒にいっぱい議論していただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員

の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。

7番 仲座 勇でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大枠1の件ですが、中城南小学校の運動場の芝生の維持管理の件について。

維持管理はどこがどのように行うか伺います。利用マニュアルの設定等を伺います。

大枠2、送迎バスの件で、ルート、時間、運賃等を伺います。

大枠3、交通安全の件。

中城南小学校前の信号機の設置について伺います。南上原中央線から北線に抜ける県道の十字路の信号機の設置について伺います。糸蒲公園の南西側の十字路の横断歩道の設置、その十字路から南へ街区公園1号へ抜けるT字路の横断歩道の設置について伺います。通学路の標識設置について伺います。

大枠4、シルバー人材センターの件です。

村当局のこれからの支援協力等を伺います。事務所等の村当局の施設の提供等を伺います。よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、2番の南小学校関連は教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番、交通安全の件は住民生活課、大枠4番、シルバー人材センターの件は企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、せっかくの南小学校についての御質問で



ございますので、一言お礼を兼ねて答弁させていただきます。

4月開校、無事にいけそうでございます。それにつきましては議員各位の皆様方の協力、大変ありがとうございました。特に仲座議員、地元ということで、立哨の件も含めて、子供たちの安心、安全も含めて協力をいただきました。本当にありがとうございます。これからもぜひよろしくお願いを申し上げます。

それで私のほうではシルバー人材センターの支援の件でございますけれども、前々から答弁もさせていただいております。平成25年度からはシルバー人材センター、活発に活動していただけるものと期待をしております。当然これは中城村シルバー人材センターでございますので、村もしっかり支援をしながら、またお年寄りと言えば失礼にはなりますけれども、高齢者の方々を、逆に高齢者の方々からパワーをいただけるようなすばらしいセンターになっていただけるものと確信をしておりますので、村としてもしっかり支援をしていきたいと思っております。詳細につきましてはまた各担当から答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 仲座 勇議員の御質問、大枠1番、中城南小学校の運動場の芝生の維持管理の件、それから送迎バスの件について、詳細については教育総務課長より答弁させていただきます。

私のほうからは村長と重なりますが、この仮称南上原小学校の建設事業を平成21年度より推進してまいりました。この間、村民の皆様、そして地域の皆様の御理解、それから御協力に感謝を申し上げます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の 維持管理はどこが、どのよ

うに行うのか伺いますということですが、中城南小学校の運動場の日常的な芝生の維持管理作業は、基本的には学校が行います。主な維持管理作業としては刈り込み、散水、施肥、埋め土、除草等がありますが、刈り込みについては草刈り機がまだ未設置となっておりますので、今現在は護佐丸陸上競技場で使用している草刈り機の活用ができないか検討をしております。

次に利用マニュアルの設定等を伺いますということですが、利用マニュアルは必要だとは思いますが、学校独自の利用マニュアルについてはまだ作成しておりません。学校のほうでは宜野湾市の長田小学校の芝生の管理マニュアルを取り寄せ、参考にできないか今検討をしているところであります。

次に大枠2番の送迎バスのルート、時間、運賃等を伺いますということですが、通学バスについては既存の通学バスのコースを基本にバス会社へ委託をいたします。朝は2台のバスで各2回運行、昼は幼稚園用に1回運行、午後は1台のバスで2回運行し、1日7回の運行の予定をしております。運行時間については朝晩の混みぐあいのチェックも終わりました、各バス停の運行時間を決定しております。また保護者の皆様への通知も終わっております。次に運賃についてですが、中学生が1回につき100円、小学生、幼稚園児については中学生の半額の1回につき50円ということになっております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 仲座議員の大枠3、交通安全についての件で から について答弁をさせていただきます。

について、中城南小学校前の信号機設置については、村としても再三要請しているところでございます。そこで宜野湾署からも交通管制センターのほうへ上申書という形で2月にも提出したという報告を受けております。村として

も引き続き要請していきたいと思っております。

について、この場所も同じように要請しております。小学校前と同様に宜野湾署からの上申書が提出されているということの報告がございました。交通量は増すばかりですので、設置されるまで粘り強く要請していきたいと思っております。

について、糸蒲公園近くの横断歩道については議員も御承知のとおり、既に「止まれ」の路面標示がなされております。横断歩道については宜野湾署及び関係機関とも調整しながら検討したいと思っております。それから1号公園前T字路については歩道整備後、これも宜野湾署及び都市建設課と調整しながら設置できるように進めていきたいと思っております。

について、南小学校の通学路なんですけれども、南上原中央線の道路標識設置については標識、これは制限速度40キロ、駐車禁止、追越し禁止の設置がされているのを確認しております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲座 勇議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

シルバー人材センターのこれからの支援ということですが、シルバー人材センターは「自主・自立・協働・共助」の基本理念を掲げ、平成24年11月15日に設立しております。当センターは60歳以上が会員となり、長年培った経験や技能を生かして地域内の仕事を受注する高齢者のための就業支援であり、村民の関心も高く、地域社会の活性化が期待されるところであります。本年度（平成25年度）は議員御承知のとおり、補助金を交付する予定でございます。

次に事務所等の村当局の施設提供等を伺いますということですが、基本的な考え方として答弁したいと考えております。御承知のとおり、

本村行政が拠点である役場庁舎は老朽化、狭隘化している状況です。また他公共施設については補助金活用で設置されており、補助金の交付条件と、それから補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律などの規制が生じる可能性があると考えられます。また、北上原分校につきましては教育委員会の主管課のほうにシルバー人材センターの利用願いを申し入れておりますが、まだ検討中ということで御検討させていただいております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

教育委員会を中心に開校に向けてとてもよく頑張っていたいただいたことに感謝申し上げます。芝生の件ですが、学校独自では少し厳しいがあるんじゃないかと。私の単独の考えですが、護佐丸運動場の管理会社が今年結構予算をつけられていますよね。これと並行してできないかと思っているんですが、検討なされたことがありますでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

生涯学習課とも南小学校のほう草刈り、芝刈り機を使った刈り取りを護佐丸運動公園のその機械を使ってできないのかどうか、その話を今しているんですが、その中で今現在、大きい草刈り機だとちょっと運ぶのが大変だということで、車で運べる小さい草刈り機がありますので、それを利用して月に1回か2回、その刈り込みができないのかということで生涯学習課とも進めております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 造成工事、芝植えつけを見せてもらいました。しかし、土壌改良なんかはやっぱり少し物足りないところがあったりして、それをちゃんとやっておかないと維持管理のほうも厳しくなるんですよ。そのところ

で学校側が中心というのは、もちろんPTAも中心になると思いますが、少し厳しいところがあると思います。水かけとか雑草取りも含めて、できるだけPTAや地元も含めてやっていただきたいと思いますが、今年は植栽、芝生の植えつけは業者がやってくれるんですか。それともこっこの、4月から学校側が責任を持ってやらないといけないわけですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 グラウンドの芝生の植えつけの件でしょうか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（13時44分）

~~~~~

再開（13時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

業者のほうと貸担保がありますので、1年間業者のほうで植栽するということです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ちょっと通告書とは若干違うところが、関連しているということで答えがなかったらそれで構いませんが、村の護佐丸運動公園も1年ぐらいで地元でやっている管理者の方々に技術を教えて、もう翌年からは自前でできるんじゃないかという話も聞いていたんですが、これも含めてそういう資料なんかは、多分私の情報ではやっていないということですが、そここのところをもし検討なさっているとかそういうのがありましたら。もしなかったらそれで構いません。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今、現在調整しているのはあくまでもその草刈り機による草刈り、機械を使った草刈りのことで調整をしています。芝生の管理については先ほども答弁しましたが、長田小学校のほうが

芝生化されていて、琉大の教授のほうにお願いして芝管理マニュアルというのでできております。それを見ますと、南小学校でもそれがうまく利用できそうですので、あとは先生方も素人ですので、専門家の意見を聞きながらそれを作成していきたいと思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 マニュアルの設定は宜野湾小学校が新しい校長にも提案したんです。やっぱりいろいろ試行錯誤しながらある程度落ち着いてきたと、マニュアルも。やっぱりそういうのを参考にしながら現場も見させていただいて、あるいは講習も受けると。そういう努力もほしいなと思っています。ぜひ頑張ってください。

大卒の2番、送迎バスの件ですが、ちょっと土曜に開校説明会がございまして、私も案内を受けたんですが、校長から通行ルートと時間をいただいたんですが、校区の先輩議員の方々はもっていないということでコピーをきょう差し上げたんですが、朝なんかは7時ごろに学校に着きますよね、1番バスは。その後の管理のほうはどうなっているのか。子供たちの安全の確認も含めて学校で対応をしているのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

まず最初の早目に着いた子供たちはその後どうするのかということなんですが、これは学校のほうも、今、津覇小学校とかもやっているんですが、早目に着いた子供たちのために本を読んだり学習できる場を設けてありますので、南小学校もそういう場所を設けるといって今検討しております。実際に学校があくのが8時15分でしたか。それまで待機できる場所、有効に使える場所が必要ですので、それはちゃんと検討しております。

それからルートについて。現在、基本的には既存のバスのルートを、バス停を中心に、南上

原であれば南小学校、それからローソン前、そこを中心にそこで乗ってもらって学校に行ってもらうんですが、基本的にはこれで進めようかと考えております。今後、その間で生徒が必要であれば、それは当然また検討して加えたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 バス停はルートの範囲内ですので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

通告書にはないんですが、それを検討したのか返事は要りませんが、隣に幼保を今準備していますよね。幼稚園と保育、幼保一体化の認可外が今予定されていますよね。これが9月ごろ開設という情報がありますが、例えば南上原ですと、問い合わせに行きます。あるいは村の保育園に通っている子供たちが、もし9月ごろに新しくオープンしたとき、こちらに転校といたしますか、移動できるか、そのところの検討はなさっていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

当然、中城村の児童生徒の皆さんがそこに移動するのであれば、それはもう当然、それに利用できるようにということで考えております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 特に南上原は共稼ぎが多いものですから、朝の送り迎えなんかもやっぱり近いところがいいですし、また小学校と一体化して、子供たち、両親も安心できる場所もあると思います。そのところは地域とよく話し合って、幅広く対応していただきたいと思っております。

大枠の3番ですが、これは前回、12月も全く同じ質問をさせてもらいました。特に学校前は開校前に信号機ができなくてとても残念です。住民の方も動いたりして、宜野湾署、県にいろいろ情報を収集したり、歩いたりして。何か窓

口が交通機動隊とかという話ですか。そういう話は聞いていますか。その人の話では、1週間から10日の間に完全に動いています。3名調査に来たのも確認しております。そのところで、皆様は確かに要請を一生懸命やっていらっしゃると思うんですが、あと一押し足りないんじゃないかと思っております。

の通学路の標識に関しても、南上原の中央線は確かに2週間前でしたか、日曜日に私はやっているのを見ました。しかし、それから抜けるところはやっていないんです。例えば糸蒲公園とかも十字路から附属小学校に抜けるところ、あの辺なんかはまだやっていません。北線も多分やっていないと思います。そのところも含めてですね、横断歩道を設置していかないと渡れないんですよ。この前分校の交通安全を守り隊に参加をさせてもらっていますが、今指摘する十字路から北線に抜けるところは、学校で、横切らないで縦に子供たちを横断させようと、そういう確認もしています。ですから、その安全も含めてぜひ横断歩道をつくっていただきたい。確かに課長がおっしゃったようにストップ線、路面標示、あるいは立て看板あります。しかし、それでは渡ることは難しいと思います。そのT字路のほうも横断歩道はまだ整備されていなくて、あの歩道も早くお願いしたいんです。雨降りなんかはもう歩けないんです。ですから車道を歩いています。車道から曲がって附属小学校に通うんですけれども、できたら、あくまでも希望ですが、片側も最小限度で人が歩けるぐらいの敷地が欲しいなということを痛感しています。そのところは無理があると思いますが、早目に歩道も設置していただいて、横断歩道を何とか路面標識、あるいは立体標識とかいろいろ工夫して分校前も大分よくなりましたが、そういう工夫もぜひお願いしたいと思います。

4番ですが、課長、今度補助金283万8,000円を準備しているそうですが、これはどういう基

準で設定したかお聞かせ願えませんか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

ただいまの御質問は村からの補助金の額の確定と受けとめております。平成24年度から事務調整をいたしまして、当シルバー人材センターとうちの係のほうで調整をいたしまして、補助金請求に基づいて予算を措置しているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（13時57分）

~~~~~

再開（13時58分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私の聞いた範囲内では、補助金は県が2分の1、村が2分の1と聞いていますが、県が130万円だったと思うんです。村が283万円というのは、この差額はどのようなことでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

県の補助金が130万円、これは県の基準で市町村同額ということですが、思いを込めて市町村一般財源から多く出しているつもりでございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、素晴らしいですね。あなたの思いが体中に訴えてきていますが、意外と健康づくり、仲間づくり、あるいはボランティアも含めて、そういう目標に基づいて算定したと思うんですが、資金的にはゼロでスタートだと思っています。それでこれだけ足りない。例えばない機械を集めなさいと言ったり、

あるいは営業、あるいは現場を回ったり、そういう運転資金なんかを含めると私はとてもじゃないけれどもこの額では厳しいなど。それを参考にしながら今年活動、実績見ないといけないんですが、来年度はふやせる方向性があるか、ないかお聞きします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思います。

担当課としては当然、思い切った活動をするためには必要な分をつけたいということですが、やはり今の財政状況、そして社会的にシルバー人材センターとまた社協、それから村独自で高齢者のためにふれあい事業等々、いろんな面で高齢者の方々には支援をしているところであります。バランス等々も加味すると、やはりシルバー人材センターも3年間で自立というお話もしているところですので、できる限り、補助金云々ではなくて、できる限りいろんなところで村としては支援していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 3年間はこの予算で逆にやらないといけないのかと考えていますが、村長から一言お願いしたいんですが、この額では私は少し弱いなと思っています。3年という話ですが、来年は最低でも倍ぐらい必要だと考えています。課長も気持ちを出していますので、村長も気持ちを出していますので、一言お願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

金額的な生臭い話は置いといてですね、ただ、シルバー人材センターには非常に期待をしておりますので、我々が費用投下するといいますが、費用対効果を望んだ分以上にその効果が期待できるということであれば、村の投資金額もおの

ずとふえていくものだと思いますし、せっかくの機会ですから少しだけお話をさせていただきますと、実は、ただ単にシルバー人材センターを設置すればいいという、立ち上げればいいという考えではないです。ここには大きなすそ野の広がりを期待しております、我々は世界遺産中城城跡を持っていますので、そのグスクの会との連携も含めて、この世界遺産を中心としているような整備事業や、いろいろな国や県からの補助事業も含めていろいろな分野でこのシルバーの活用もできるのではないかとということと、それが実現するという事は、将来的に恐らく平成25年度から話し合いが持たれるであろう北中城村との観光協会の設立に向けての、いうなればハカグチをあけてもらうという表現が正しいのかわかりませんが、その一つのステップとしてのシルバー人材センターのあり方も考えておりますので、そういう意味では期待にぜひともこたえていただき、我々もその成果が生まれるような支援をしていきたいと思っておりますので、また御理解をお願いいたします。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 村長の期待以上のお話が聞けましたので大変喜んでおります。これも生臭い話かもしれませんが、やっぱり結果として期待しております。ぜひよろしく願います。

事務所の件ですが、何とか視野を広げて、いろいろと厳しい制約もあるかもしれませんが、そこを頑張っていただいて、連携をとってやっていただきたい。屋良課長のところで全部受けるんじゃなくて、そういう各部署に投げかけていただいて、協力もいただいて、ぜひそういう場所も確保していただきたい。何とか努力するという事で宣言してもらえませんか、課長。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

やはり活動する根幹である事務所というのは必要不可欠なものと認識をしております。方法論としましていろんな考えがあると思いますので、これからまた一緒になって考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、最後の一言がじーんと来ました。あなたの思いは素晴らしいです。一緒にと、そういう気持ちでぜひ頑張っていたきたい。ふた明けたら何とか場所も提供できると、来年はまた予算の拡大も、村長も中身を確認しながらふやしていく覚悟はあるみたいですので、ぜひそういうのを期待しながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正でございます。通告書に従いまして一般質問を行います。

まず大枠の1番から。地域防災計画の策定状況について。

平成24年度は地域防災計画の策定、ハザードマップの見直し、避難経路及び予定訓練場所の設定、その地権者・所有者との使用協定を締結するという計画でございましたが、その後どうなったか伺います。

大枠2番、吉の浦会館の構造的問題について。

会館のステージが構造的に使い勝手が悪いという話を聞くが、そのことを把握しているか。個別に言えばステージの裏側を広げるという件についてです。よろしく願います。

大枠3番、琉球史の授業について。

3月4日付、琉球新報に本村小中学校にお

いて「教育課程特例校制度」を活用し、琉球史の時間を設置するとありましたが、特例制度の認可を受けるのは可能かどうか。教科書の複製などの執筆を教員が行うというようなことがあります。そのことについてどうなのか伺います。琉球史は現存する歴史資料が乏しくかなりの難題だと思いますが、そこはどう認識しておられるか。以上、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、地域防災計画につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、吉の浦会館の構造的問題につきましては、教育委員会でお答えをさせていただきます。

同じく大枠3番、琉球史の授業も教育委員会のほうで詳細はお答えさせていただきます。

私のほうでは議員御承知のとおり、この新聞報道でありました琉球史の授業についてであります。御承知のとおり去った議会、あるいはその前の議会でも答弁をさせていただきましたが、琉球史を何とかして取り入れたいという一つの方法が今の特例校の制度利用でございます。昔でいう教育特区的なものだという認識をしておりますけれども、必ずや中城からこの琉球史の部分については発信をしていきたいと。新聞でもお答えしましたが、我々は織田信長、徳川家康は知っても、尚巴志は知らないという世代が余りにも多過ぎるという観点から、せっかく我々には護佐丸公という偉大な英雄がおりますので、それにまつわった部分で、勝手な解釈ではないかもしれませんが、その護佐丸公を中心とした部分での授業をぜひとも取り入れていただきたいと教育委員会には申し入れをしております。また後ほど詳細についてはお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣徳正議員の御質問、大枠2番、吉の浦会館の構造的問題については、生涯学習課長より答弁させていただきます。

また大枠3番、琉球史の事業については、教育総務課主幹よりお答えをさせていただきます。

私のほうから、この琉球史の授業についてということで大きく新聞報道されておりますけれども、この根底にありますのは、やはり本村の財産である世界遺産中城城跡、それからごさまるの日も制定しております。そういったことで子供たちに地域を愛し、そして大切にすることを育ててほしい、育てていきたい。それからまた自分の住んでいる地域に誇りを抱いてほしいという、そういう人材育成をすることによって、またこの子供たちがグローバルな視点で全国、あるいは世界で活躍したりする人材になっていくのであろうということで、とても期待しているところでございます。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 新垣徳正議員の地域防災計画の策定状況について、平成24年度は地域防災計画の策定、ハザードマップの見直し、避難経路及び避難場所の設定、その地権者及び所有者との使用協定を締結する計画でしたがという御質問ですが、この質問については去る9月議会での質問で答弁をしまりました。その中で今回、防災計画の見直しについては予算編成の時点でもお話がありまして、4月中には見直しが完了する予定になっております。ハザードマップの見直し、それから避難経路・避難場所の設定、一時避難場所については現在協議中でございます。御質問にあったコカ・コーラボトリング中部営業所、それから今避難道路を建設している部分、新沖縄観光開発株式会社、ゴルフ場です。それから津覇のほうでも避難道路の建設が行われています。それと来年度以降のもう一つの避難道路、上津覇原等に抜ける道路と、上津覇山は津覇自治会の所有になってお

ります。その辺も事前協議と申しますか、その辺を進めさせていただいております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

大枠2番、吉の浦会館の構造的問題についてという御質問でございますが、会館のステージが構造的に使い勝手が悪いという話を聞くが把握しているかという御質問であります。会館のステージの件につきましては村の文化協会等から改善の要望を受けております。ステージの裏側は通り抜けできるスペースが確保されておりましたが、現在ひな壇の材料等が置かれて通り抜けが難しい状況にあります。ひな壇の材料も移動等の都合で舞台のそばが望ましく、収納場所の確保が難しい状況にあります。ステージの裏側を広げる場合、ステージ側を狭くするわけにもいかず、外側に広げると会館の構造自体及び費用等に問題があり、検討を要するところとなっております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣徳正議員の大枠3、琉球史の授業についてお答えします。

3月4日付琉球新報に本村小中学校において「教育課程特例校制度」を活用し、琉球史の時間を設置するとありましたが、特例制度の認可を受けるのは可能かということに関してですが、申請に関しては5つの書類の提出をして申請になります。内容的にはそんなに難しいことではないと思いますが、この教育課程を編成するという部分で工夫と研究が必要かなと思っておりますが、認可を受けるのは可能だと思っております。

それから教科書の執筆を教員が行うとありますが、どうかということで、今進めているのは教科書ではなくて教材、それから副読本という形になります。予定しているものは絵本、読み物教材、副読本（3年生から6年生用）、そ

れから脚本、それから中学校の分野で歴史分野の副読本、中学生用脚本、タイトルも未定ではあるんですが、護佐丸・阿麻和利の乱というふうな形で計画は進めております。教職員は3年から6年の副読本の部分で協力をしてもらう予定であります。ただ、各学年には専門的な知識のある方を配置いたしまして、資料の提供、それから原案の提示等を行い、それに基づき先生方の協力を得ていくと。それから読み物、絵本、脚本に関しては、これはもう専門の方に依頼する方向で進めております。

琉球史は現存する歴史資料が乏しくかなり難題だと思うが、そこはどう認識するか。そのとおりで、これまでこのプロジェクトを進める企画会議の中で事実の部分、それから伝聞、遺物、遺跡から想定されてくるもの等をどう扱うかという部分で非常に配慮が必要だろうということを確認しております。そのために企画委員の中で文化係長、それから文化財審議委員を含め、琉球大学の教授、琉球服飾研究所の所長等に監修を依頼して時代考証していく予定でございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、大枠1番の から順を追ってまた質問をさせていただきたいと思いますが、今お答えいただいたように防災計画についてなんです、今回、防災計画についてはこの後また何人かの議員の皆様方が同じような質問を質問事項で、一般質問の中で取り上げておられるんですが、私としては2点ほどちょっと疑問点がございましてお聞きしたいんですが、まず本議会の議案の質疑の中でも新垣善功議員からも休憩の中ではあったんですが、少しそれと重なりますが、まず県の計画に準ずるといのが基本的な考えだということをおっしゃっていただいたんですが、これが4月中には作成は可能だということなんです、この地域にはその地域の実情に即した防災計画



の取り組みというのがとても重要になってくるのではないかと思うんです。ただ、県でしたらやっぱり大型津波、3.11以降の防災の見直しということで、津波に対して防災が主だと思うんですよ。やっぱり中城地域ということになったらそれも十分大切ではあるんですが、この地崩れ対策とかそういうのもどうしても無視してできるような計画は立てられないと思うんです。その辺もあるということで、ぜひその地域に即した防災計画を策定してほしいんですが、それがもし県に準ずるということで、県の縛りの中でそういうのができないということがあったら少し懸念される場所でもあるんですが、その辺はどうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 これまで県の計画、国の計画とかいろいろ見直しがあって大まかな、全体的な計画の見直しはございました。村独自の見直しも必要じゃないかという御質問ですが、中城については台地部分、斜面地、この低地の部分、いろいろ土砂災害等もあります。その土砂災害を想定した避難の経路、それから今回、東日本大震災の津波の影響がございまして、これが大幅な防災計画の見直しにつながったわけですが、その辺の見直しも含めて今回も見直しを予定しております。新聞報道で取り上げられています浸水域の問題も含めて今回の見直しになります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 多分、防災に関しても難題山積ということになると思うんですが、もう一つですね、これも今まで私が一般質問の中でも質問してきたことではあるんですが、小学校より上の横断歩道橋の件なんですが、それは村の以前のお答えの中で、村の防災計画の中で位置づけられていくということだったんですが、その位置づけのほうはちゃんとできたのか聞かせていただけますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 横断歩道橋の設置の要請、議会のほうで設置要請をし、総合事務局のほうに要請書が上げられております。そういうことで防災計画の中にも道路を横断する場合の避難の問題点ということで取り上げをさせていただいております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 まず早い避難が重要だと思いますので、ぜひその辺のほうも今後とも取り組んでいっていただきたいと思います。

次です。大卒2番の件なんですが、これは御存じだったということでも助かるんですが、私も以前からちょっとは気にはなっていたんですが、それほど大きな問題というふうに認識がなくて、どういうことかといったら、今、中城村では組踊護佐丸ですとか、最近では南上原地区でありました糸蒲の縁ですとか、そういう組踊とかがすごくさかんになってきているというんですか。文化面の取り組みがすごく活発になってきていると思うんです。その方々とお話をする機会がありまして、聞いたら、これだけのことをやる文化の活性化をやるようとしている中で、その受け皿となるハード的な面で特に問題があるのではないかというお話を伺いましたものですから、というのが演技をされる方々、実演される方々がどうしても、今は吉の浦会館ステージに限ってなんです、後ろのほうはとも通路が狭くて、そこを御利用なさった方はおわかりだと思うんですが、どうしてもそこから琴ですとか、三味線だとか、太鼓をだとか持って入れかえしたりするときに、どうしても交互に通行できるほどのスペースがないんです。先ほど課長もおっしゃっていたんですが、その行きつく先にはまた今度はひな壇ですとか、いろんな物が雑多に積み上げられているような状況がありまして、その辺は物理的にどうにか処理すればできるんじゃないかなという認識はあ

るんですが、後ろの通路を広げることがどうか可能じゃないかという相談を私も受けたんです。私も後ろのほうを、先ほど課長が言われたように構造的にもちょっと建物自体に影響が及ぶんじゃないかというよう話もされていたんですが、今のこの建築の技術とかそういうあれをもってすれば、ある程度のダメージを小さくして後ろへ持って広げたりする工法的なものは可能じゃないかという認識は私もしているんですが、そういう話もありましたので、費用的なものもあるとおっしゃっていたんですが、その辺ちょっと検討してもらおうような考えはないですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

吉の浦会館の構造自体が打ちっぱなし構造ということで、これがもし柱構造でしたらブロックを割る程度で構造的には問題ないと思うんですが、打ちっぱなし構造の場合は全体的な構造で持たせるような格好となっております。設計事務所とも協議をしたんですが、これを後ろを幾らか取っ払ってやる場合、構造計算をまずやらないといけないと。この構造計算をやるためにも費用がかかると。もしこれをやった場合の補強とかそういったのが必要になってくるんじゃないかということでの回答は設計事務所からはもらっております。それを幾らかかるかということになってくるかと思うんですが、まずその構造計算をやって、どのような補強をやるかによって費用も変わってくるという報告を受けております。そういう面を今ちょっと検討しているところであります。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 私もその辺は認識をしているつもりなんです、どうしても打ちっぱなしの建物というのはなかなか全体的な構造で、そこら辺のちょっとしたひび割れだとかそういうので大きな影響が来るんだなというのはわ

かっているつもりではあるんですが、ぜひその辺の話も、そういった文化協会の方からそういう話があったらその辺の話もされて、お互いもうちょっと改善していけるべきところはどこからできるのかなというお話もできたらいいと思います。というのが、村のほうでも5月30日をごさまるの日に制定すると、文化の面でもどんどん行政もバックアップしていくんだという気持ちがございますので、文化振興というのは地域の活性化にすごく寄与するものだとは自分も認識していますので、ぜひその辺のことも踏まえながら、それらの環境を充実し整備していくことが行政の役割だということも念頭に置いて、先ほど言われたその裏のほうの雑多に積まれたひな壇であるとかその辺はどうかかなと思いますので、その辺はやっぱりこういうふうにしましょうとか、あるいはまた後ろの壁をちょっと前に出して、ステージをあと1メートルほど前に持って行こうとか、そういう話はできると思うんですね。ぜひその辺のほうも常に地域、伝統芸能だとか芸能文化に携わっている人たちとお話しする機会もあればいいと思いますので、ぜひその辺のほうも意識してやっていただきたいなと思っております、よろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

確かに村内、今文化の面が大変活発な状況であります。おっしゃるとおり舞台裏を広くすれば確かにそういったのは解決いたしますが、舞台を逆に狭くするとほかの団体等の業者とか、そういったものにもまた影響してくるかと思っておりますので、その辺は協議をしながら整備していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 よろしくお願ひします。続いて大枠3番の琉球史の授業についてなん

ですが、先ほど村長を初め教育長からお話をいただいたんですが、私も最初、その琉球史という捉え方、村長からもお話があったように、郷土の偉人である護佐丸公を題材として、またそれを中心として琉球史を学んでいける、子供たちが地元で自分の地元の偉人を知るということでそういう琉球史の勉強をしていくというのはとてもいいことだなと感じていたんです。それを考えているときにふと思ったのが、琉球史というのは、実はそこだけではないんです。琉球、今言われているように護佐丸だとか、尚巴志というのは古琉球という時代のお話でありまして、お話といたらちょっとおかしいので歴史でありまして、問題はその後です。そこで琉球の歴史が終わるわけではないんですね。その後もずっと脈々と歴史というのは続いていくわけでありまして、これをたどって行けば今の私たちの、今いるところからつながって護佐丸もいますし、尚巴志もいるという認識があるんですね。これは近代琉球史の段階でいるんな、特にその辺が私としてはとても重要な点になってくるんじゃないかなと思っております。古琉球を勉強して、ずっとそればかりではなくて、どうしてもそこからまたどんどん歴史の勉強を進めていく過程において近代琉球の歴史であり、その中の問題とかがいろいろ出てくると思うんです。私としてはその辺がどうも、どういう認識でもって教育委員会はやっていかれるのかなという疑問がありますので、その辺の認識を聞かせていただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

琉球史という大きな言葉でくくると、小中学校でのこの今やっていこうとするプロジェクトはちょっとそぐわない気がします。立ち上げた趣旨等も目的等も教育長、村長のほうからあり

ましたとおり、護佐丸、中城城跡を通して中城の歴史文化を学ぶプロジェクトとして今推進しています。今取り組んでいることが後々議員のおっしゃった近代の琉球史というふうにつながっていくのだろうと。その基礎的な部分を小中学校で知識、それから身をもってフィールドワークしたりして培っていくという認識であります。将来に向けたための基盤づくりという捉え方をしております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 そういうことなんだろうなと自分は思っはいるんですが、先ほども村長も言われたように、織田信長、徳川家康はわかるが、尚巴志だとか護佐丸という偉人の名前が余り知られていないと。そういうところから子供たちに歴史を勉強させていきたいなという思いがあるということだったんですが、今、主幹もお話しされていたように、とてもそれは重要なことだと思うんです。それで、ただそこだけでとまるんでしたら、この新聞に書いてあるように、郷土の歴史を知る、国際的な人材を育成するというふうには、それで週1時間の授業までも目指すということなので、もし護佐丸、尚巴志だとかその古琉球的なものを言うんだしたら、そんな大きな授業はいらない。今までどおりの副読本を利用したぐらいの過程の中でも十分対応していける話ではないのかなと思ってます。どうしてかと言ったら、一番私の認識としては、琉球史の中で一番とても重要になってくるのは、歴史というのは常につながっていくものだと。よく私たちも、学生のころはそういった歴史の勉強もしたんですが、そのときに大体習ったことというのは、歴史というのは常に単品単品で何か習ったような気がするんですね。つながりがなくて、要するに645年、大化の改新ですとか、ごろ合わせでいい国つくろう何とかかかんとかだという感じで、その部分その部分でしか歴史とその歴史がつながらずに、

何で大化の改新が起こったのか。蘇我入鹿がどういうのもってここで革命が起こったのか。そういうところの勉強をなかなかやってくれていなくて、そのうち歴史が繋がっていないという認識でしかないもんですから、でも琉球史ということになったら、本当に沖縄というのは、今なぜこの現在があるかというのは皆さん知っている方も多いと思うんですが、今よく時の人で、外務省の元情報局長の孫崎 享さんという方が本を出しておられるんですが、あの方が「なぜあなた方は歴史を学ぶんですか」と。歴史は今を知るために学ぶんだということをよく言っておられるんですね。まさにそのとおりじゃないかなと思っているんです。だから、どうしてもその歴史を勉強することになったら、近代の沖縄が置かれていた状況というのもどんどん出てくると思うんですが、その中から平和であるとか、そういう歴史の勉強にもなると思うんですね。その辺を私としてはとても期待し、推進していけそうだなという思いがあったものですから、そこだけの古琉球的なものだけで終わらせていいものかなという思いがあるんですね。その辺の認識というのがすごく大事だと思うんですよ。自分たちが持っている認識とそうじゃない人たちの認識もある。実際問題、政府の中で起こっている4.28の問題もそうですよね。認識が違うんですね。沖縄の認識と向こう本土でいう認識というのが。それはなぜかと言ったら、どうしてもその歴史の中でそういうふうな勉強がなされてこなかったことがあるのかなと思うんです。その辺の認識を皆さんしっかりとした思いがあるのかお聞きしたいんですが、村長も含めてお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

現状よりもベターという方向でいきたいと思

います。現状は先ほど言ったように単発で、トピックスみたいな形で教えている現状であります。それよりも今回取り組むことで、さらによりよいものになるのではないかとということで、幼稚園から中学校まで位置づけをと。これがスタートなんです。議員のおっしゃることは、ずっとこの後、私たちが実践を積み重ねて、研究を積み重ねて到達していく部分で、いきなりそこまでの課題を今克服できる状況ではないような気がしております。ですので、今のこの時点で改善策としてスタートする上で、このプロジェクトでいきたいということでもあります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私個人的というか、私の考えとしては今の議員の御提言、非常にすばらしい提言をいただいたと思っております。琉球から沖縄へどう変わっていったのかも含めて今の話だと思しますので、我々は、今現在に至っている我々が過去にどういう変遷を重ねながら琉球から沖縄に変わっていったのか、琉球人からウチナーンチュに変わっていったのかといいますが、そういうものも今の議員の提言に基づいてやればうまくいくものだと思いますし、教育委員会、もちろん今の主幹の答弁は当然教育委員会としての立場の答弁だと思いますが、私はまた教育委員会と合議を重ねながら、今の方向性でやっていく。そのためにステップは一つ一つ踏んでいくという考えがありますけれども、行きつくところは確かにおっしゃるとおりの部分に行くのかなという、これは非常に大ざっぱな答弁で申しわけないんですが、そういうイメージだけは持っているつもりでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 村長、まさに今おっしゃるように、やっぱり教育委員会は文科省というお上がいますので、なかなかそうですねと

いう話にはならないと思うんですが、ぜひその中城村で子供たちにそういう歴史を教えるという思いがあるんでしたら、ぜひその認識の中に入れていただいてやっていただけたらなと思っております。それを教える子供たちのまた捉え方も、いろんな支援策もあると思うんですが、でも事実は事実、歴史は歴史としてそういうところにも光を当てていくべきではないかなと思っておりますので、ぜひその辺のほうも検討していただければなと思っております。

今、村長もおっしゃるように、琉球史をもしそのまま学習するという事になったら、例えばその文科省ですとか、そういうところからクレームが来るのは当然だと思うんですね。今までの経緯からして。この間の八重山の教科書問題にしてもそうなんです。法令でもって定められているわけではなくて、それでもないのに対してわざわざ政務官が現地まで赴いて直接指導するというふうな、とても高圧的な国のやり方というのも見えてはいます。だから、それをやっていくことに関して、続けていくのに関しては多分そういう状況になり得る可能性もないとは言えないんです。その辺をどう認識してやっていくかというのが多分その教育委員会の力量にもあると思うんですが、ぜひその辺も意識しながらやっていただけたらと思っております。

琉球歴史についてなんですが、あと教科書のその作成、執筆などを今言ったようにやるのはほとんどその護佐丸ですとか、そういう古琉球的なもので、副読本ですとか絵本ですとかそういうものに携わるということですか。それはそれで大丈夫だと思うんですが、その辺の負担というんですか、現場の先生方に対してその辺の負担が重くのしかかってくるのではないかという認識を持つんですが、その辺はどう捉えておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰

弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

確かに新しいことを始める、副読本を作成していくということに関しては時間を割きますし、それから編集内容に関して、提案されたものに関して検討したり、取材をしたりという作業が出てきます。ただ、それに関してやっぱり十分な趣旨の説明をして、中城の子供たちのために頑張らしようということで賛同は得ていると考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 あまり現場の先生に負担がいかないようにというのが私の本当の願いなんです。また歴史、とって難しい分野だと思うんです。先ほどお話ししたように、歴史というのは沖縄のそういう資料が残っていないということが一番の問題だと思うんです。それでいろんなもの本ですとか、そういうのを読んでみたら、ここではこういう護佐丸の捉え方だし、ここではこの人にとってはこういう捉え方、特に一番いい例が阿麻和利とかそういうことですよね。中城とか今までの歴史の中では、阿麻和利というのは本当に逆賊だというものだったのが、実は違うんだという話が、最近では護佐丸よりもっと偉かったというような話もありますし、その辺が歴史では捉えにくいところではあると思うんです。その辺をまとめていこうと思ったら、本当に現場の教師だけで果たして対応できるのかな、その辺の難しいところはないのかなと。それから先ほど言われていた企画委員ですか、その辺の専門の方々にその辺を任せてもいいんじゃないかなという、これは私の考えなんですが、というふうに思っております。いろいろ言うてはいるんですが、私は本当にこれはすばらしい取り組みだと思っております。ぜひそれを成功させると言ったらあれなんです、取り組みというのが、この新聞紙上

に載って以降、いろんな面から今中城は注目されていると思うんです。とても大げさな言い方になると思うんですが、今後の中城の取り組みいかんによってはこの、この沖縄県の進むべき道しるべになるのではないかとというくらいまで私は思っています。琉球独立論に対しての勉強会をやったんですが、その中でも絶賛されていました。多分その行く先が琉球独立につながるのではないかとというほかに期待があったのではないかなと私自身は思っているんですが、そういうふうに今あちこちからそういう注目を浴びているということをもた皆さんも認識されていると思うんですが、そのことも踏まえて頑張っていたらなと思っています。

最後なんです、教育長、教育長におかれましては大変お疲れさまでした。今議会をもって一線から退かれるということを知ってはいるんですが、今後もぜひ現場から離れるとはいっても、中城村の教育振興、今までの御経験ですとか、お知恵をぜひかしていただいて、また子供たちのために御尽力をたまわっていただければなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひします。私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時45分)

~~~~~

再開(14時55分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて14番 宮城重夫議員の一般質問を許します。

14番 宮城重夫議員 こんにちは。それでは早速通告書に基づいて質問を行っていきます。

中城村第四次基本構想基本計画(前期)について。

基本計画で将来像を「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」と掲げていますが、

住みたい人々の居住を政策的にどう確保するお考えですか。基本施策の中で均衡のとれた土地利用の推進で、将来的な居住ニーズの動向に対応するために新たな市街地形成の促進を検討すると表明していますが、検討だけにとどめていいのか。具体策はありますか。第三次総合計画で南上原地区を重点的に開発した結果、平成25年4月以降、中城・津覇両小学校の児童数が極端に減りますが、小学校の規模としてどうお考えですか。村長と教育長に伺います。

次に中城防災対策について。

県は2012年3月に地域防災計画を改定した。大きな変更点は、地震対策から津波対策に重点が置かれたとの新聞報道がありましたが、中城村は見直しの考えはないですか。伺います。

最後に、これは去る12月にも一般質問をしましたが、あのときあと1件、カーブミラーに関しては早速の対応で都市建設課長、本当に御苦労さんでした。2点目のボックスカルバートの排水水門が壊れ排水機能が失われた件について、その対策について当局は早急に水門の復旧を図りたいとの答弁をなさいましたが、その後の対応についてお伺いいたします。以後の質問は答弁後したいと思しますので、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、第四次基本構想については、ともに企画課のほうで、につきましては教育委員会でお答えをさせていただきます。

大枠2番、防災につきましては総務課。

同じく大枠3番、12月の一般質問に対するその後の経過は都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、特に第四次基本構想の中での、での住みたい中城をどうつくっていくかという所見を述べさせていただきますが、御承

知のとおり、本村は非常に法律的規制が激しいところですので、なかなか都市計画法を一挙に変えてそのニーズにこたえていくというのは難しいところも多々あるのは御承知のとおりだと思います。ただ、そこを後ほどまた答弁させていただきますが、都市計画法の中での緩和措置が今ありますので、それを大いに活用させていただきますながら、それと本議会でもお話をさせていただいております優良田園住宅制度を何とか活用しながら、平成25年度には基本方針のほうの6月ごろをめどにしっかり県と固まりそうな光が見えてきましたので、それを踏まえてその居住政策につなげていきたいなと思っております。それと防災につきましても、本議会でも答弁させていただいておりますが、いつ来るかわからない地震、津波対策、これは当然いつ来るかわからないから早くやらなくちゃいけないというのも当然でありますし、また本村は毎年来る台風による風水被害がありますので、それはハード面で、いち早くわかっているものについてはしっかりハード面での予算づけをしていきたい。これは平成25年度も引き続き国直轄も含めて、国、県への要請でぜひとも実現をしていきたいと思っておりますし、また先ほど来からあります津波、地震対策につきましても、いち早く計画を立てて見直しを行って、また村民に周知をして、ハザードマップなどのソフト面について、あるいは防災訓練などについての周知をしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 宮城重夫議員の御質問、大枠1番、中城村第四次基本構想基本計画（前期）の でございますが、第三次総合計画で南上原地区を重点的に開発した結果、平成25年4月以降、中城、津覇両小学校の児童の数が極端に減りますが、小学校の規模としてどうお考えですかということですが、これについては教育

総務課主幹より答弁させていただきますけれども、やはり全国的に少子化という波もございますが、上の と と結びつけて考えるならば、やはり下地区の子供たちがふえるような、そういう政策も必要ではないかなと考えているところです。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

基本的に、住みたい人々の居住政策につきましては村長が答弁したとおりでございます。私のほうからはもう少し詳しく答弁をさせていただきます。中城村第四次総合計画前期基本計画におきまして、第7節、「都市基盤」の基本施策、「 均衡のとれた土地利用の推進」の中で将来的な住宅地開発等の検討を掲げております。その中におきましては1つ目に、将来的な居住ニーズの動向に対応するため、新たな市街地形成の促進を検討する。2つ目に、既存の農用地については優良田園住宅の促進を図る。3つ目に、必要に応じて適正な形での農振農用地の見直しを検討し、住宅用地等が確保できるよう推進する。としまして、将来的な住宅地開発等を含めた検討に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目の新たな市街地形成につきましては、特定保留地として県と調整を進めております泊、久場地区の市街化区域への編入を積極的に進めていきたいと考えております。また今後、計画的に市街化を検討する区域につきましては、上位計画及び関連計画との整合の中で地区の特性を生かした総合的な整備を検討したいと考えております。2つ目の優良田園住宅につきましては、「中城村優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の策定に向けまして現在沖縄県と協議を行っているところであり、着実に進展しており、優良田園住宅の建築が可能になるものと考えております。3つ目の農振農用地の見直しにつきましては、優良農地以外の場所におき

まして今後も引き続き1筆ごとの農振除外により、住宅地の確保を行っていきたいと考えております。さらに都市計画法第34条第11号及び第12号による市街化調整区域内の自己用住宅の開発許可等の緩和区域として指定されていること、また本村の人口増の大きな要因となっており、南上原土地区画整理事業の保留地処分を、今後一層推進していきたいと考えております。

次にその具体策についてお答えします。まず将来的な居住ニーズがあるかどうかが前提になると認識しております。居住ニーズがあると判断されるならば新たな市街地形成を推進しなければならぬと考えております。その上で先ほどもお答えしましたけれども、1つ目の今後計画的に市街化を検討する区域としまして北上原、新垣、登又などの上地区につきましては上位計画及び関連計画での整合性を図り、地区計画を定め、良好な都市環境の確保や都市機能の更新、居住環境確保等につつまして地区の特性を生かした総合的な整備を検討しなければならないと考えております。また泊、久場地区におきましても、市街化区域への編入を進めることにより市街地の形成ができるものと考えております。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 中城の防災対策について。県が2012年3月に防災計画を改定したと。大きな変更点は地震対策から津波対策に重点が置かれたとの新聞報道ですが、東日本大震災後、国の基本計画が修正されたということです。これも気象庁が改正した平成12年3月でございます。これまで地震対策を中心に防災計画が計画されていた中で東日本大震災の大津波を受けて、今後の対策ということで国のほうでこの東日本大震災の津波についても検証がなされた結果、2012年3月の改正になっております。本村におきましても、この国、気象庁、それから県の改正の要点を踏まえながら、今回の改正に結びつけております。今回の新聞報道にありましたよ

うに、今月4月の改正もございませう。この改正の要点といたしまして、今後起きる大災害に向けての地震規模、それから避難先の実態、広域応援体制等を含めた改正を盛り込むということで新聞報道がございました。この件につきましても、本村もこの国、県の改正要点を踏まえながら村も改正を今予定しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 宮城重夫議員の大枠3番、12月一般質問に対するその後の経過措置について答弁させていただきます。

平成24年第11回定例会において、私のほうで早急に水門の改善を図りたいとの答弁をいたしました。早速業者に依頼し、このほど水門が制作を終えております。今週末にも設置工事を完了していきます。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 宮城重夫議員の大枠1、 についてです。第三次総合計画で南上原地区を重点的に開発した結果、平成25年4月以降、中城・津霸両小学校児童の数が極端に減りますが、小学校の規模としてはどうお考えですかということに関してですが、学校教育施行規則第41条、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他により特別な事情のあるときはこの限りではないということがあります。平成25年度、中城小学校14学級、津霸小学校13学級、両校とも標準学級の範疇でございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 ただいま教育総務課主幹のほうから学校の規模がどうなのかという答弁をもらいまして、14から13、規定の第41条によると12から18が適正規模であると。この答弁をもらいまして、14学級、13学級というのはボーダーラインだと私は受けとめて、その立場



からこの第四次総合計画について質問をしたいと思います。

いろいろ企画課長からも答弁をもらいましたけれども、そこで74ページですか、均衡のとれた土地利用の立場から質問をしたいと思いますけれども、まず基本構想というのは10年でやって、その中には前期5年、後期5年、実施計画が3年、3年、3年のローリング方式であるとのことですが、今年で25年目になります、本村の村長の基本政策の中でそういった住宅関連ですね、住みたい人を誘導するために施策等が見えないんですが、これはなぜか。この基本施策がありますでしょう、重点施策。本来なら2年目になりますし、実施計画の中にもこの住宅ニーズに合ったとうたわれていますよね。本来ならばこの平成25年度の基本、重点施策に反映されてもいいんじゃないかという考え方ですね。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

施政方針の中の重点施策のことだと認識しておりますが、その中におきましては、いわゆる優良田園住宅というのはこの重点施策の中には含まれておりませんが、南上原地区の土地地区画整理事業というのはちゃんとこの重点施策の中にありまして、しばらくはやはり南上原土地地区画整理事業の保留地処分に重点を置いた施策が住宅関係の施策になると、そういうふうには認識をしております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 南上原の土地地区画整理事業も補助金関連は今年が最終年度だと思います。次なる村として新たな、今均衡のとれた土地利用の推進と、この第四次総合計画の中で述べておられますので、今少しアンバランスが生じているんじゃないかと。その第四次総合計画の中では助成しているんです。助成しなければいけない。上地区と下地区の。そのためにいかに村長がおっしゃっていますように住みたい

村づくり、それが大きな柱になっているんじゃないかなと。そうならば当然、重点施策の中においても下地区に住みたい人を誘導するための施策というのはあってもいいんじゃないかなと思います。これは先ほど村長からもありましたように、いろいろな壁があると思うんです。法的なもの。これは一朝一夕にしてできないし、長期的に取り組んでいかなければいけない問題であるし、そこはどうですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに今は南上原地区の土地地区画整理事業を中心とした住宅政策をしているところでございます。下地区において住宅政策が何もないかということではなくて、先ほど制度的な話も少しさせていただきましたが、都市計画法の第34条11号及び12号によりまして、下地区におきまして十分な住宅政策はできるものと考えております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 今からの質問はすべて小学校の児童数が少なくなっているのに関連で質問をしますけれども、例えば一戸住宅とかそういうのになると、やはりこの子供たちの学級数をふやすには子育て世代というのを誘導しないといけないと思うんです。その年齢層が経済的に住宅を建てる、経済的な面でちょっとハードルが高いんじゃないかなと。そのために解決策といたら変ですが、中城村として俗に言う白地、白地に集合住宅を建てられるような施策といいますか、これは村長の仕事になると思いますが、先ほどの都市計画法の壁、そこは村長としてはどう考えますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の話は、中城村は市街化区域と市街化調整区域、市街化区域は南上原だけ。その中で平成16年度から11号の緩和区域が出ました。これは

大規模指定既在集落の農振白地を囲った地域で150平米以上であればだれでもつくれます。それと去年の10月23日に12号が指定されました。これも伊舎堂区域、屋宜区域、泊区域に指定されています。それと今年の4月ですね。これが11号で伊集と北浜、それから新垣区域、これが11号が拡大していきます。それで11号と12号が拡大し、一戸住宅はだれでもつくれると。これは村外からも入ってこれます。それとアパートをつくれないう話ですが、今の都市計画法ではアパートは既存の宅地しか調整区域の中ではできないという法律があって、その辺をクリアしないことにはアパート関係、集合住宅は厳しいのかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

法規上の件は、今、制度上の件は都市建設課長が話したとおりだと思いますが、思いは議員と一緒にあります。私も下地区の居住環境をどう整えていくかというのは大きな課題だと思っていますので、そのために先ほどお話しした優良田園住宅制度でもっての一戸建て住宅、あくまでも一戸建てで、正直なところ、下地区は点での政策です。上地区は面の政策が可能ですが、下は点の政策になっていくような、区別をするとそういう形になります。ですから、その上地区、南上原のような爆発的な人口増加というのは恐らくできないとは思いますが、しかし、学校を統廃合するような、そういう人口減にはならないとは思いますが、またならないような政策をとって、少しずつでも下の人口もふやしていきながら、そして子育て世代をいざないながら下地区で、極端にいえば一戸建て住宅、土地の部分がほかの市町村に行けば1,500万円から2,500万円手当てして住宅を建てなければいけないところを、中城の地元の自分たちの財産の中で土地の手当てはなしに上物だけで借り入れしてやればアパートの家賃より安くな

るわけですから、そういう形の政策をとればいいかなと思っています。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 今、本村においても急速な高齢化というのは確実に進んできていると思います。もう団塊世代が10年後、74、75ぐらいになります。決して悠長に構えてはいられないんじゃないか。村長は、子供たちは少しずつ統廃合するようなことには至らないと答弁をしていますが、私はこれは急速に進むんじゃないかと思っています。どうしても一戸建てというのは限られてくると思う。この世代そのものが経済的に、そういう立場に考えられない。私としては今ある白地を村民が自由に使えるような、何とかこれを打破していけないものかどうか。今相談しているのは那覇広域ですよね。この間、我々はそのために犠牲と言ったら語弊がありますが、第四次総合土地計画においても優良田園住宅も十分確保されているし、緑地帯も私は十分この土地計画の中で検討されているけれども、しかし、その土地は自由に利用できると。そのところを白地を含めて、これは何とか村がやっていかないといけない、第四次総合計画の中で成し遂げていかなければいけないんじゃないか。そうすることによって上地区、下地区、均衡のとれた発展というのが可能になるんじゃないかなと思いますが、どうですか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的には重夫議員と考えは同じだと思っています。正直なところ、市街化調整区域と市街化区域に分けられる那覇広域都市計画の範囲内で私がいろんな政策をやろうとしても、これはもう国や県との整合性がとれないものですから、これはもうどうやってもこれを一挙に解決することは無理でございます。それで、何とかその調整区域の中でも何とか活用できるものはないかということで優良田園住宅制度や、ある

いは都市建設課長が話した都市計画法の第34条を拡大解釈して何とか器づくりに励んでいきたいというのが現実でありまして、思いはもちろん私も昭和47年に戻りたいぐらいの気持ちでございます。昭和47年施行のこの法律の範囲内で中城はどうしても調整区域がほとんどの地域になってしまったと。それはそれなりに私は農地を守るという観点では、ある意味では土地が守れたということもありますが、現代において考えた場合、これはもうどうしても時代時代では判断はできませんので、その時代はそうだったかもしれませんが、今の時代では果たしてそれは村民の利益になっているかなという疑問符がつくものですから、今、議員おっしゃるような政策をとりたいのはやまやまではありますが、現在のところ、都市計画法と戦ってそれを覆すというだけの法律の根拠がないものですから、今、私どもは解釈ができるものをしっかり拡大解釈しながら村民の期待にこたえていきたいというのが私の思いでございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 先ほども言いましたように、十分な農地も確保した、緑地も確保した。何かまだ村民が自由に自分の土地を使えないと。そこをやはり国に対しても、これは食いが下がっていくべきではないかと思うんです。どうしようもない、この差というのは。これはよっぽど、お互い村民が一丸となって、また言える自信はあると思います。緑地帯も確保してあります、農地もありますよと。農地も使い切れなくて放棄地が結構あるじゃないですか。すばらしいのが。ちゃんと農業も立派にされている。そういう状況なので、やはり足りないのは自由に使える自分の土地、そこだと思います。すべてが先ほど言ったこの学校もね、児童数をボーダーラインです、本当のボーダーラインです。適正基準のね。これは懸念して、子供が集まれば、あるいは若い世代が集まればその村と

いうのは活性化、活力が生まれてくるだろうし、そういった面でもぜひ村長に頑張ってもらいたいと思います。

都市建設課長に聞きますが、この注釈の中で開発行為は原則として行わずとありますよね、原則。都市計画法のほうで、市街化調整区域内で原則だから、これはどこか抜け道はあるんじゃないですか。どうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

原則的に開発行為ということはありませんけれども、農家住宅であればもちろん開発行為は要らないです。許可不要になります。農家をやっている方々、農家住宅であれば許可不要で開発行為は要らないです。あとの開発については1平米から全部開発行為を伴って建築が可能になっていきます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 都市計画法との関連でも泣き寝入りということですか。村長、最後に答弁を。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員、決して泣き寝入りではございません。

解釈を広げて、例えば下地区は今、久場、泊で市街化編入を行っていきます。そうすると、そこで都市計画法の第34条の範囲が広がってまいります。もう一つ、後で詳しいことは都市建設課長に少し補足させますが、今、北浜あたりのその第34条の範囲を広げるための政策が、これは今県と協議中だと思いますけれども、その報告も都市建設課長にやってもらいますが、それでその範囲が広がっていけば、そこにまた住宅、居住環境が整うこととなります。そして、その後は上地区は今、南上原だけが市街化区域ですので、逆に言いますと地区計画を入れれば市街化編入といいますが、住宅が建てやすくなるような環境が整いますので、登又のほう、北のほう

うから、もちろん地主さんの意向に沿っての話ではありますが、地区計画を入れながら北側から、登又側からと南上原側からで上地区は大体のところはもう住宅の建築可能な部分になっていきます。その登又のほうで地区計画を入れて、そのまま推移をしていけばですね。計画的には順次、逐次といいますが、順序立ててしか計画はできませんが、しかし、決して泣き寝入りではありません。これはいい悪いは別にして、先ほどもお話ししましたけれども、昭和47年に選択したのは中城村民であります。ですから、これはその時代ではよかったかもしれませんが、今この時代になると、おっしゃるように中城に住みたい方々がたくさんいるわけです。我々はその住みたい方々にこたえていきたいし、村民の利益になるような形でこたえていきたいという思いで今話をさせていただきました。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたけれども、11号の緩和区域で伊集、北浜、奥間、新垣、先ほどは奥間が漏れていました。追加して奥間も入っています。その地区はもともと平成16年度に指定したときに地すべり指定区域予定に入っていたものですから、その分は外されていたんです。それで今回、都市建設課として県とやりとりしていったらここも認めたということで、伊集と奥間の給食センターあたりも11号に入っています。12号というのは市街化区域から1キロ以上超えという意味です。11号は市街化区域から1キロ以内ということになります。中城村が昭和49年8月1日以前から所有している土地であればだれでもお家はつくれます。それ以降に買った方々は住宅をするにも厳しいです。農家住宅であれば可能です。それと既存の宅地であれば建築可能という状況にあります。

それと宮城議員が先ほどから言っております

けれども、市街化区域の話になりますとどうしても面整備をやらないと、市街化区域編入できません。今まで昭和49年から5回の見直しがされていますけれども、南上原が第1回の見直しで平成5年に100ヘクタールほどもらっていますが、それでもやっぱりその事業そのものをやらないと市街化区域というのは厳しいのかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この件に関して私の思いを述べて、この件に関しては質問を終わります。

そういった面整備とかになると金がかかるんです。予算も伴うし。先ほど言ったように法改正をすれば、もうこれは村長の仕事で。その白地にも集合住宅が建てられるように交渉を東京に行ってやってください。お願いします。この件は終わります。

次の防災対策に移ります。この件は2年前も、ちょうど2カ年前ですね。同じ件を質問しました。そのときもいろいろとまだ困難な状態で、本当に防災対策はどうすべきかというのを村長自身も南上原に、サンエー前に行ってどうのこの、あるいはまた奥間から南に行く坂が渋滞して大変だったと。そういう考えのもとで去年ぐらいからですか、防災タワーという計画を出してありますが、この件に関してはまだそれを堅持していく考えですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、その当時、あれだけの交通混雑、生活弱者と言われている方々の避難は非常に困難を極めたという、そういう考えから、今回の護佐丸歴史資料館のほうにはもちろんこの防災タワーを一時避難的に確保できるような設計を取り入れてやっていこうと思っております。これは本当は抜本的な解決にはならないとは思いますが、しかし、今この海岸線

8キロにわたって持っている中城において、3階建て以上の建物がもう二、三棟しかないというような地域ですので、何とか図書館も、あるいは将来的には庁舎も、私はなるべくこの吉の浦近辺に持ってきて防災を含めた形で逃げ道になるような、何人救えるかわかりません。何十人か何百人かわかりませんが、しかし、あれだけの混雑の中で車で向こうに行くよりは徒歩で逃げて行って、徒歩でも逃げられない方々を何とか一時的にここで避難できるような形の防災タワーというのは、これから建築をするものが今後出てきたとしても常に念頭に置きながら、防災タワー的な役割を果たせるものを兼用でつくっていくべきだと思っております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 今年入ってから毎月ですか、1月から2月、3月、この防災に関する新聞記事が出ています。その中で特に村長はもう既に知っていると思いますが、この県の防災課によりますと、最遡上高32点で20メートルを超えるのを初め、本島中南部の東海岸や埋立地など広範囲にわたると。そういう記事や、また東海岸の中城から与那原町にかけて20メートル未満の津波が目立つという県の防災課からの新聞報道等がございますが、そうなりますと、とてもじゃないです。あと1点ですね、その3.11東日本においても、向こうでも高さが12メートルで長さが2.7キロの防波堤をつくったにもかかわらず、それを乗り越えて津波が来て、それを信じたために命を落とした方がたくさんいらっしゃる。そういうふうに考えると、あまりそういったインフラ整備も信用できないんじゃないかな。信用できないというのは変ですが、頼り過ぎてはいけないんじゃないかなと。それよりは2カ年前にも私は質問をしたんですが、この避難道ですね、高台への。それを整備していくべきじゃないかなと。各部落に村もやっていますよね。当間も2カ所ぐらい公民館

に張られていたんですけれども、区民の方々から、これはもういざとなると混雑するよと。既存の道路ですよね。それをやはり今後、これを避難道と指定するからには見直していくべきじゃないかと思いますが、その件はどうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えします。

従来のこれまでの津波、今回県が示した最高の遡上高、中城区域については10メートルから15メートルが最高の遡上高になるというふうに県の海岸防災課が示しております。そういう中で今回の地域防災計画の避難道路はどういった形で設けていくのかということがあります。これは釜石市の教訓として、自分たちのまちは自分たちで守ると。自分たちでどういうところが避難経路として一番好ましいのか。自分の家からどの道路が避難道路としてベターなのか。そういう部分を検証しながら、各地域、この伊集から久場の地域、最高遡上高が15メートルであれば15メートル、20メートル、30メートルというところに逃げないといけないだろうと考えますと、自分たちの地域でちょっと高台に上れる道路があれば、こういう道路を避難道路として今回の地図にも、マップにも示していきたいと。その準備もやっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 最後に村長に伺いますが、避難タワーに一時しのぎではありますが利用していくと。そうなりますと、確かにこのタワーに上れば命は救えるかもしれないけれども、もし仮にですよ、これが5メートルの津波が来たとしても、もう向こうら辺だと、平地だと大体2メートルとか3メートルの津波がこっちで渦巻いているわけです。そういったときにその避難している住民の方々の心情というのを考えると、それ1本に集中というよりは、私が先ほども言ったようにその避難道路、高台

への避難道路を整備して誘導していくべきじゃないかと思いますが、村長の所見を聞いて私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

避難道に誘導していくというのが、これが基本だと私も思っております。逃げれるのであれば、徒歩でとにかく高い高台に逃げてくれというのが、そこに誘導していくのは当然それが優先順位的には先だと思います。ただ、その到達の時間だとか、あるいはどうしても足の不自由な方だとか、あるいはいろんな理由があってそこから到底その高台まで行けないという方々のための文字どおり避難策といえますか、これも一つの策として持っておかないと、ただ高台に逃げなさいということであると、逃げられない方も中にはいらっしゃるんじゃないかという想定のもとで避難タワー、これは避難所も兼務した形でやっておけば、すべてを網羅できるかどうかまでは、それは私も想像でしかできませんけれども、しかし、一つの策として持っておいてはいいのではないかという考えのもとで今の発言をさせていただきましたので、その辺の御理解のほどはよろしく願います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（15時41分）

~~~~~

再 開（15時41分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 県の防災計画で避難先は少なくとも海拔5メートル以上より高い場所と、そういう考えがありますが、そこで村長の考えとの整合性はどうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどと多少似てますが、当然5メートル以上のところに最初は逃げて行ってください。そ

この避難場所も、上地区のほうには小学校だとかいろいろ避難場所がありますので、そこに当然誘導していくのは当たり前のことでありますが、そうじゃなかったときのためのもので、ここに必ず逃げてきなさいという意味ではありませんので、それはしっかりまた村民の方々にも周知徹底をしながら、また訓練などでその辺は体で覚えるような形にできれば一番いいなとは思っております。私としては選択肢の一つという意味でですね、そこもどうせ建物を建てるのであればなるべく海に近いところで、そこにも逃げられるようなものをつくっておきたいという思いでの答弁でございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 以上で質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で14番 宮城重夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（15時43分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第22日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月26日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年3月26日 （午後4時32分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	欠 席
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	10 番	安 里 ヨシ子		
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第8号

日 程	件 名
第 1	一般質問



議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 皆さん、おはようございます。爽やかな朝を迎えました。私、1番伊佐則勝です。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。

まず大枠1番でございますが、新年度の重点施策について。平成25年度の施政方針の中で、県内初となる郷土歴史の教育課程特例校の推進を初め、地域の活性化、住民サービスの充実・利便性の向上に寄与するため、12項目の重点施策が掲げられております。その重点施策の中から2点ほど質問したいと思っております。まず自主防災組織補助事業についてでございます。新年度の一般会計予算で自主防災組織補助金として35万円が計上され、重点施策の説明では「自主防災組織強化に向け、防災備品及び運営に対する補助金を交付する」ことになっているが、現在、奥間地区の自主防災会のみが設立されている関連から、予算措置について具体的な説明を求めます。自治会活動活性化助成事業について。「自治会活動の活性化を図るため、各自治会が整備する備品等購入に対し、50万円を限度に交付する」こととし、本年度予算で新規創設事業として200万円が計上されております。村長の政策的配慮で各自治会の活性化を支援する予算措置と理解し高く評価します。その件につきまして、他の助成事業との関連も含め、運用方法について具体的な説明を求めます。

大枠の2番でございます。ガードレールの安全対策について。奥間区内の中線は、特に朝の出勤時に幹線から区内道路への進入車両が溢れ、

登校時と重なる交通状況があります。特に奥間区入口は交通混雑のなか、児童生徒は川沿いの道を保護者同伴で登校している現状であり、区内入口の河川橋のガードレールの高さが低すぎ、転落事故防止の為に後方に高めの安全柵の設置対策が急務であると考えております。早急な対応を要請いたします。

以上、明瞭簡潔な答弁を願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、本年度の重点施策についてにつきましては総務課、につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうからは大枠1番の自治会活動活性化助成事業につきまして、私の考えではこれから細かいことはまた検討には入っていきますけれども、おおよそのものはできているつもりですけれども、やはり地域の活性化、一生懸命頑張っている自治会にはそれなりに我々も地域を活性化して、そしてできるだけ楽しんでいただこうというのがねらいでありますので、あまり入口を狭くせずできるだけ有効に使えるような形でやってくれということで、所管課にはお願いをしております。そういう意味では、今年度は特にこの部分がどのようにして活用されて、活性化につながっていくか、これから非常に楽しみな部門でありますので、また我々も一生懸命こたえていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 おはようございます。伊佐則勝議員の御質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織補助事業についての御質問でございますが、自主防災組織、今年度は35万円を計上しております。その内訳といたしまして、

活動に対する育成補助金が10万円、それと防災訓練、災害時の救護、救助活動に使う備品等の購入補助金ということで、25万円の計上をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 自治会活動活性化補助事業について、お答えいたします。

自治会への助成事業といたしましては、財団法人自治総合センターが実施しております「コミュニティ助成事業」がございます。宝くじを財源とした助成金で、毎年、本村から1団体の申請枠によりまして、備品購入など、250万円を限度に助成を受けるものでございます。しかしながら、本村からの申請枠が1つであることから、仮に全自治会がコミュニティ助成事業の申請を行った場合、最長で21年後に該当するというそういう事態が起きることや、各自治体が整備をしようとしている物品等が整備の対象外であることなど、ごく一部に自治会にとりまして、都合の悪い部分があったと考えております。今回、創設しました「自治会活動活性化補助事業」につきましては、自治会の活性化を図ることを目的としまして、予算の範囲内ではございますが、自治会が実施する備品購入等の事業等に補助金を交付するものでございます。実施要項がほぼ固まりつつありますので、現在の状況で御説明をいたします。補助事業としましては、次の3つを考えております。

1番目に、地域活性化事業としまして、地区納涼祭や地区運動会、それから備品購入などでございます。2番目に、文化、福祉推進事業等としまして、伝統文化の保存・継承や各種講座の開催、ボランティア活動などでございます。3番目に、その他の事業としまして、排水路、それから道路の清掃などでございます。補助金の交付額は、50万円を上限にしたいと考えております。

また、補助金の交付申請、それから実績報告

書の提出も義務付けたいと考えております。

さらに交付の制限としましては、交付金の交付を受けた自治会につきましては、新たに補助金の申請をする場合、5年を経過しないと申請することはできないようにし、各自治会に補助金が行き渡るようにしたいと考えております。ただし、他に申請者がいない場合は、申請することができるとしていきたいと考えております。年間4団体の申請枠を想定しておりますので、最低でも5年に1度活用できるため、計画的な運用ができるものと考えております。それから、従来実施しておりますコミュニティ助成事業、これとの重複等も申請を可能としたいと考えておりますが、中城村地域活動支援事業とは、できるだけ重複を避けた方がいいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。伊佐則勝議員のガードレールの安全対策について、答弁させていただきます。現場を確認したところ、伊佐議員の質問のとおり、現在ボックスカルバートの両端部にガードレールで転落防止を行っていますけれども、このガードレールが低いと、現場を見て一目瞭然わかりましたので、早急の対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは順を追って、再質問を行ってまいります。

まず大枠1番の 自主防災組織補助事業についてでございます。若干の説明はございましたけれども、まずは新規事業として芽出した自主防災組織の補助金ですが、既に設立された1自治会のみ予算しか計上されておられません。施政方針で各地域における自主防災組織の設立支援に努めるとしているが、予算が全く伴っていない。要するに今年度、あと一、二自治会。あるいは2自治会が設立された場合の予算が全

く確保されていないということがございます。担当課長は予算計上したが、庁内での予算折衝の結果、補正予算対応になったと推測すれば、立ち上がりから防災行政のスピード化と意気込みの弱さを露呈したと感ずるが、そこら辺はどう思いますか。答弁願います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員からおっしゃるように、今年度の方針にも入れてありますが、今年も各自治会等での説明会等をしながら、自主防災組織を増やしていくという考えでございます。その中で今、予算が伴っていないのではないかと御質問がありますが、これまで2カ年かかって奥間が去年の12月9日に設立していただきました。2カ年で1自治区という形でできてきております。そういう中で、奥間が活動する中で、これから増えていこうというふうに考えますが、当初予算で組み込むのはちょっとまだ時期尚早ではないかという考え方で、これを説明し、勉強会をする中で設立の時期がいつになるのか、新年度になるのか、年度途中になるのか、その辺を見計らいながら予算措置をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そこら辺、防災関係につきましては、すべて行政任せにするというわけではないと思うんですね。各地域とも一緒に取り組まなければならないと思うことだと思いますけれども、ただ、今の説明では従来、1つの自治会を立ち上げるのに2年もかかったというふうなお話でございますけれども、やはり進んでいるところはかなり進んでいるわけですね。きのう、一昨日の新聞でしたか、北谷町のほうで既に高台に消防署と給食センターを併設して、そういうふうな計画まで前倒しに立てていると。かなり自主防災組織率の高い市町村も

あろうかと思えます。ですからそこら辺はやはりスピードアップをして対応をしていただければと思っております。ひとつ汗を流してください。よろしく願います。

関連してもう一点ですね、同じく質問をいたします。昨日の一般質問でも防災関係の質疑があり、本村も4月中に防災計画の見直しが策定されるという答弁をもらっております。担当課長は防災関係について、かなりのエネルギーを費やし、本村の対策に精力的に取り組んでいることを評価することを前置きにして、次の質問をいたします。地元誌3月11日付けの報道、こんな感じでちょうど震災2年目の迎える日に地元市の新聞報道がございました。その一面記事で41市町村へ地域防災計画の見直しについて、アンケート調査を実施したそうでございます。そのアンケート調査の結果の記事が掲載されております。昨日の答弁で4月には防災計画の見直しを策定するとのことでしたが、残念ながら新聞紙上では本村は無回答という記事内容になっておりました。やはり読者によっては読みようによっては、村は何も動いていないのかなというふうな感じを受けるかもしれません。実際、そのアンケートの内容からいきますと完了自治体が6自治体のみというふうな大見出しがついておりますけれども、完了した自治体名。それと2013年度中に策定の見直しの策定をしますと。2014年度中にやりますと。2015年度中にやりますと。あと国や県の指針に基づいてと。最後に無回答ということが3村ありまして、名誉なことか、不名誉なことか、中城村が無回答ということで、その記事に載っております。南海トラフの件もクローズアップされている今、単なる業務怠慢で回答保留したのであれば、危機管理、危機意識の欠如につながり、ゆゆしき問題だと思っております。その件、どうお考えでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 3月11日で新報に報道されたアンケートの件についての御質問にお答えします。

総務課として、新報からのアンケートについては答えています。この答える中で一部記入漏れがございます。修正中ということでアンケートに答えております。その中で修正中の時期がいつになるのかという部分が漏れてしまって、無回答という新聞報道がされております。内容についても全項目一応回答をしております。以上でございますが、この辺の記載漏れが出て、こういう状況を招いたというのは、お互い事務の部分でも再度チェックする必要があるかと思っておりますので、今後ともきめ細かく業務を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そちら辺の事情があったということでございますね。本来であれば2番目に掲載されて、一生懸命取り組んでおるといふような読者の評価が得られたかと思えます。今後とも防災関係にしっかりした対応を願いたいと思っております。

次に、自治会活動の活性化助成事業についてでございます。詳細な説明をいただきましたので、1点だけまだ要綱案の状態、ほぼ骨格はまとまっておりますがというふうなことでございます。審議会に回る予定もあるんでしょう。実際の運用時期について、わかるようでしたらその点だけ、確認をお願いしたいと思いません。よろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

要綱につきましては、決裁を経まして現在、法令審査委員会における審査も終了しております。ですから、4月からはすぐ要綱の施行ができるものと考えております。運用につきましては、自治会長の皆さんへの説明。申請の受付というふうな手順を進めますので、恐らく6月ご

ろにはその申請も可能になるかと考えております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 はい、よくわかりました。よろしくお願いいたします。

大枠2番のガードレール対策について、都市建設課長から一発回答の答弁がありました。さすが都市建設課長、ありがとうございます。児童生徒の安全対策への対応方よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許します。

13番 仲村春光議員 おはようございます。13番 仲村春光。通告書に基づいて、一般質問をいたします。

3月定例議会の初日の3月5日に平成25年度施政方針を村長が述べておりました。施政方針では本年度の重点施策、部門別事業主要施策、一般会計予算並びに特別会計予算まで諸施策を提案して、組織の総力を結集して取り組む所存でありますと村長が述べておりました。浜田村長は村政運営のかじ取り役を任されたわけがありますので、村の繁栄、発展へ導いて、村民の期待に答えていただきますようお願いいたします。そこで次の質問をさせていただきます。

まず最初に道路行政についてであります。

平成25年度施政方針の中で道路、河川、排水路の整備について、村道中城城跡線改良整備事業は平成28年度完了を目指して取り組みを進めています。新規採択事業として、平成26年度を目指し、村道若南線道路改良整備に取り組んでいくとのことですが、事業計画と本年度の取り組みについて伺います。排水路の改良について、北上原坂田線の南側で県道29号線との接しているところで排水路の不良のため、大雨のたびに近くの民家の入口付近が冠水している状況

にあります。また、排水路は個人所有地に向けられている状況になっていますので、このような状態が長年続いているので、地権者は改善を要請しているようです。整備する必要があると思いますが、改良の計画はあるのか伺います。

次に、北上原分校跡利用計画について、伺います。3月22日の午後4時から5時まで中城小学校北上原分校の閉校式典が分校の小運動場で行われました。中城小学校の校長先生を初め、学校関係者、教育委員会、PTA父母の皆さん、副村長、役場職員、本議会の議長、北上原分校出身の方々、地域の関係者、その他大勢の出席のもとで、分校閉校式が行われました。いよいよ3月31日をもって北上原分校が77年間の分校としての歴史を残して閉校になります。しかし、児童たちは新設の中城南小学校に通いますので、喜んでいるものと私は思っています。今日まで北上原分校に携わって来られた皆さんに感謝し、敬意の言葉を申し上げます。さて、あと5日をもって廃校になるわけですので、教室が空きますが、跡利用計画は決まっていますか、この件について伺います。それからこれは去った12月定例会でも御質問しましたが、閉校後はこの分校は普通財産に移管となりますとの答弁がありました。そのとおりになるのか。普通財産では跡利用計画に支障を来す。あるいはまたいろいろ問題が発生しないのか、伺います。

最後に、歴史の道維持管理について。この件も12月定例会でお聞きしましたが、検討されたのか伺います。建設課長が答弁する前に、私から一言、お話しておきたいと思えます。先週の土曜日に歴史の道清掃ボランティア活動が中城村建設協会の呼びかけで行われました。南上原のサンエー裏側の歴史の道から南小学校のグラウンド側まで、歴史の道の両側にツワブキという草花を植える作業を行っています。参加人数が74名以上だったと思えますが、汗を流して作業を行っていました。花が咲くのが楽しみです。

以上、つけ加えておきます。御答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲村春光議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の道路行政につきましては、これは都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、北上原分校の跡利用計画につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番、歴史の道維持管理につきましても、都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは本議会でも度々話題になっておりますが、北上原分校の跡利用について、所見を申し述べたいと思えます。先ほど来から春光議員からの一抹の寂しさもあるお言葉をいただきました。地域の方々にとりましては、この北上原分校の愛着という意味では、我々にも非常に伝わるものがありますので、前回の議会でも答弁したかとは思いますが、なるべく子供たちが使えるような施設を跡利用として私のほうでは考えております。教育委員会との折衝等、また制度上の問題、法的な部分でのクリア。少しハードルありますけれども、しかし、これはクリアできるものだと思っておりますので、細かい点は、また所管課のほうからお答えをさせていただきますが、できるだけできたら学童だとか、いろいろな子供たちでワイワイにぎわうようなそういう部門に行政としてしっかり支援をしていながら施設の運用利用を考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 それでは仲村春光議員の大枠2番の御質問についてですが、北上原分校の跡利用計画について、詳細を教育総務課長より答弁をさせていただきます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では仲村春光議員の大枠1番、道路行政についての と 及び大枠の歴史の道維持管理について、答弁をさせていただきます。

について、平成24年度に予備設計を終えていますので、今年度地域住民説明会を行い、合意形成を図りたいと思います。それを受けて県に26年度予定で新規採択事業として取り組んで行きたいと思います。 について、北上原833番地、これは県道29号線に隣接しますけれども、この土地について、東坂田原一体の流末となっており、溜池になっている状況であります。排水流末の整備として、県道29号線を横断しないことには、抜本的な解決にならないことから、県との協議を必要となってきますので、改良整備に向けて県との協議をし、早急に解決していきたいと思います。

大枠3番、歴史の道の管理については、去った平成24年11回定例会で答弁したとおり、今までどおり定期的な緊急雇用と今回、先週やった商工会建設協力会とタイアップして清掃作業を行い、更に今年度は中城城跡グスクの会方々にもお願いをし、維持管理に努めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲村春光議員の御質問にお答えいたします。

北上原分校の廃校後の計画があるかということなんですが、北上原分校については、廃校手続きも終わり、平成25年3月31日に廃校となります。平成25年4月1日に中城南小学校へ統合されることになっております。閉校後の跡地利用については、現在、学童等の施設としての利用が検討をなされております。また、12月定例議会の一般質問で分校廃止後は行政財産から普通財産になるとの答弁がありましたが、そのとりに取り扱うのか伺いますということですが、文科省の補助金との関係でどうなのか再度確認

いたしました。北上原分校が廃校となった場合には、学校本来の機能が失われてしまいますので、他の公共施設とする場合を除き、普通財産に改めることとなります。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 答弁いただきましたけれども、1点目のほうから順序を追って、再質問をしたいと思います。

最初に道路行政について、 の新規の採択事業の村道若南線道路改良整備についてであります。都市建設課長の答弁で、平成24年度に予備設計を終えているので、平成25年は地域住民説明会を行うということではありますが、これは先ほども伊佐則勝議員が褒めてはおりましたけれども、私も褒めるつもりはないんですけれども、御苦労さんでした。以前から地域住民から大変要望が強かった道路ですね。私もこの件について、何度か取り上げたことはありますけれども、これはなかなか進行しなかった経緯もございまして。ということで、浜田村長になってから上地区の道路整備の計画が取り組まれているものと私は村長に対して感謝を申し上げたいと思いますが、せっかくこういうふうに計画なされておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それで若南線は平成26年度を目指して新規採択事業として取り組みを進めていくのは理解しましたが、1件気になっている点があります。それは村道新川線の件ですが、一昨年でしたか、定例会で新川線の改良整備計画の件で質問した記憶がございまして。確かあのときの答弁に新川線の予備設計は終わっていると、城跡線の整備が完了した後に新川線に着手する予定であると答弁していたと記憶していますが、それで、私はそのときは当局の努力に敬意を表しますと言った覚えがあります。それが若南線に変わっていますけれども、新川線の整備計画はどうなっていますか、進捗状況はどのようになっているのか、その点伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新川線については、平成21年に予備設計も終えています。ところが、この事業は普天間飛行場周辺道路整備事業採択予定をしていました。それで今回、城跡線も完了が28年になっていますので、時期早々でこの事業をとりたいたと思っていますが、地域の方々からこの新川線について、反対との声もありまして、今のところは説明会もやっていない。ただ、事業完了が28年度城跡線ありますので、その2カ年前ぐらい前には地域に入って説明会を一応やりたいと思っていますけれども、電話では二、三名の方がこちらには道をあけるなということに来ていますので、その辺も地域の方々を説得しながらではないと、今後の公共事業については、100%の施行同意が必要になってきますので、その辺で同意が取れるかどうかを含めて、新川線についてはもう1回精査してやっていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 新川線の件は、私も事情はある程度わかってはおりますけれども、これは一部の方がこういうふうに改良するのは反対だよということの件なんですけれども、これを多くの方が新川線を改良してほしいということで、私も十何年前から何度か取り上げてやっております。その人たちの期待もございませぬし、今反対している方が何歳かわかりませぬけれども、この道路を改良すればこれはずっと使えるわけですね。長年もこの一人が反対する理由がわかりませぬけれども、この理由が本当に改良したら支障を来すのかどうかの問題を考えながら、説得する必要があるのではないかなと思うんです。だからこれは課長は地域の皆さんの協力もとありますけれども、それは地域の皆さんも、大方改良工事をしていただきたいというのが多いと思えますので、何とか反対の

方々に説得する方法はないですかね。お願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

その新川線について、県道29号線から32号線までのショートカットした道路になります。その中で地域の方々には単なる通過交通になると集落内を走っていくというのが反対の理由ということになっていますので、その辺は私も本当に必要性があれば、この道は普天間周辺事業整備事業で採択していきたいというふうに思っております。その中で、この道路も絡まして、上地区は将来、居住環境の地域になっていきますので、その構想の中で取り組んで道と一体の整備ができれば逆にまだ地域の説得はできるのではないかなと思っています。今、単独の単線で計画した場合、恐らく100%同意というのは厳しいのかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 それはどこの事業だって、100%賛成というのは最初からのこれは期待は難しいと思うんですけれども、それが100%でなくても、99%の方々が望んでいるところを、この期待に答えられないというのはちょっとどうかなと思いますので、何とか御理解いただけるような話をこれは村長の努力も必要ではないかと思うんですけれども、話してみても進められるようなことをお願いしておきたいと思えます。この新川線のかわりに同じ北上原の若南線に行っておりますので、何で若南線は後にして、新川線からやらないかということになると、私はまた後ろからちょっとつつかれるあれがありますので、若南線も進めていくということでもありますので、同時進行になるか、それは皆さんの御努力によりますけれども、若南線のほうは今度、また26年度事業採択を目指して頑張っていくということでもありますので、それに今度また期待していきたいと思えます。そ

れで若南線の改良工事計画を今年度予定しているのは住民説明会、今答弁されましたけれども、これは住民説明会のほうはどのような形で説明するのか、地権者だけなのか。それともまた地域住民あるいはまたこの付近に土地を持っている方々も全部集めてなのかどうか、その点伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

まず住民説明会はその道路に面する方々、付近の方々を対象にして、説明会を行っていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 まずは説明会の時期はいつごろになる。これは25年度でやるということでございますので、25年は来年の3月までなんですけれども、この年度ではなくて何月ごろをめどにしているのか。そうすればまた私もある程度の地権者の方々に聞かれた場合に答える場合がありますので、ひとつ何月ごろかお答え願います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新規採択は5月に県のほうに概算要求がありますので、その前には1回は地元のほうに地域説明会をして、ある程度 of 了解をもらって、概算要求に臨んでいきたいと。それで26年度で新規採択ができれば、26年度から設計等が入ってくるという予定になっていきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 説明会も早いうちにやるということで、これも説明会をして100%の同意を得られるように、皆さんの努力に期待したいと思います。それで確認したいんですけども、その若南線の周囲は地権者が結構いらっしゃいますけれども、こちらもまた地権者は新垣の方が結構多いと思います。新垣の地権者の

皆さんには、その関係者、北上原も含めて説明会を持っていただきたいというふうに要望しておきます。それでこれはちょっと関連なんですけれども、これは若南線の地図を私、農林水産課から提供してもらったんですけれども、この地図のほうの色塗りがありました。この色塗りが黄色いのが農振農用地というふうに、結構周囲が農振農用地というふうになっていますけれども、これは都市建設課がこれは改良工事をするので、これは農道にはならない。農業用道路にもならないと思いますけれども、これはここまで村道若南線で農振農用地との関係はないですかね。農道としてのいわゆる扱いはないですね。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは農振農用地内の道路でありますけれども、あくまでも村道若南原でありますから、農道としての扱いはありません。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私もそうだと思っていました。確認のためにそういうふうにお聞きしました。それでやはり農林水産課長、1点お答え願えますかね。こちらはあまりにも農振農用地が多くて、これはまた皆さんが土地利用するのにこの網がかぶさっていて、なかなかいろいろなものに利用できないという話がよく耳にしていますけれども、これは見直しの考えはないのかどうか、その点お聞かせ願えますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この若南線沿いはこのあたりは新垣の井原とか、佐波地原、新垣若南原、北上原、若南原の農振農用地が含まれていますけれども、こちら



の全体的な見直しということになりますと、どうしても総合見直し、おおむね10年に1回ほど行える全体的な総合見直しで、このあたりについては検討すべきことだと思います。それで総合見直しまでの期間というのは、一部除外という形で対応を行っていきたいと考えます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 これは今までどおり、一部除外して利用した方もいらっしゃるけれども、こちらは下地域の土地改良と違ってなかなか機械化も難しい。地権者も本当にここから見ますと、小さいのが結構固まって、農振地域というふうにされていますので、これは土地利用からしても有効利用からしても除外して、もちろん畑をなさる方は畑をしていただいて、住宅を建てたい方は住宅を建てられるような格好に全部、本当は除外していただきたいんですけども、私の個人的な気持ちですけども、この辺の土地を持ってる方々もいつこれは見直しができるのかなということの話も私は聞いておりますので、これに答えるためにもこういうのができればいいなと思っていますけれども、いろいろな方々から聞きますと、一部除外は今でも可能であるので、そのほうがいいのではないかと、全体的に見直すと何か時間かかるようなそういう話をしている方がいましたけれども、その点、どちらが地権者としては有利かなと思うんですけども、この点、土地権利者に有利な方法はどちらがよろしいかと。課長の考えをお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

若南原線沿いですけれども、一部新垣井原と新垣若南原ですか、そちらの年度はちょっと覚えておりませんが、以前に構造改善事業によりまして、排水と農道を整備しており、そ

この大部分がその受益地となっておりますので、なかなか全体見直しでのすべてを除外というにはならないと思いますけれども、やはり一部除外という形で、その要件に該当するのであれば、やはり一部除外で対応していったほうがいいかと思います。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私はわかりました。それは地権者にもこのようなことがわかれば、そのように地権者の方々もすると思います。今話をしたのは、この若南線ではなくて、この道路はもうちょっと内側の川沿いの線の件だと思いますけれども、それを建設するためにこの農振農用地としてやったというような前に話があったと思いますけれども、その件は答弁よろしいですので、ただそうだったと思うということなんですが、皆さん地図はないと思うんですが…。持っていませんか。農林水産課長ありがとうございます。通告書にあなたの答弁がなかったんですけども、この地図を見て、いろいろ農林水産課の件もちょっと聞いてみたいということで、答弁をお願いしました。それでまた都市建設課長に戻ります。あなたも優秀な方だと信じておりますので、これからもこの若南線の早期着工、工事に向けて頑張ってくださいと思います。村長も施政方針で、平成26年度新規採択事業としてやるというふうに述べておりますので、村長もまたこの件はぜひ100%地主の方々の同意を得て、着工できるようにその後、また村長も努力して、新川線もそこも話してみればわからん人ではないと思いますので、膝を交えて話をしてみて、一緒にまた頑張ってくださいと思います。私も人に頼まれれば断れない性格です。もし何か私でも必要であれば、私も一緒になって、この新川線の件もぜひ実現させてみたいと思いますので、皆さんの努力をお願いしたいと思います。こちらは期待しておりますので、次に進みます。

北上原分校の跡利用についてですけれども、教育総務課長からも答弁ありましたけれども、これは一つは去年の12月の定例会で課長が答弁されました。行政財産から普通財産に移管するというこの件で、これはそうしたら後の事業をするのに対して、何か問題点がないかなと思いついて、確認のためにしたわけでありまして、別に次の学童クラブですか、これの話が出ていますけれども、その学童クラブに使おうとしたら、これは補助金返還とか、防衛省の補助金返還とかは発生しないということで理解してよろしいですよ。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

補助金返還の件ですが、まずは文科省、防衛省の補助事業が入っています、それを分校廃校した後に無償で貸与する場合には補助金返還等は発生いたしません。ただ、有償で対応する場合には文科省の補助事業に関しては、その返還額相当以上の基金の積み立てが必要だということで、その基金を積み立てて学校施設の整備のために使いなさいということになります。それから防衛庁に関しては、補助金の返還があります。防衛庁の併行防音工事、クーラー関係入っていますので、防衛庁に関しては有償で貸与する場合には補助金返還が発生します。無償の場合には文科省、防衛省とも発生しないということです。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今回の課長の答弁は無償であれば、この補助金返還が発生しないということで理解しております。それで今度は学童クラブを予定しています担当課、福祉課長ですか、そちらはどのようにこの学童クラブの話を進めているのか、この件をお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

先ほど、村長のほうからも子供たちのために

跡利用を検討していくという方針が担当課にも伝えられました。それでもちろん学童クラブのほうからも利用したいという声もありまして、今年になってから今、村内の学童クラブのほうに一応打診しては、利用できる方法を今進めております。今、学童クラブについては村内の1学童クラブが閉じたので、その行き先が不安ということで、また学童クラブ要望のほうも多くなってきておりますので、ぜひ4月にめどに急ぎ学童クラブの利用に向けて進めていきたいというふうに考えております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長も子育て支援には結構、お話ししておりますので、この分校が学校跡でありますので、子供たちに利用させていただくのが一番これは理想的なものだと私も考えておりますので、子供たちの学童クラブ、そういうふうにこの話がうまくいきますようにこれはお願いしたいと思います。それで将来を担う子供たちですので、たくさんの子供たちがこの北上原の分校跡はこれから分校跡としないでおきますけれども、校舎跡が有効に使われるように皆さんのこちらも御努力をお願いしたいと思います。その分校の校舎の件はこれで終了して、次にこちらも普通財産で扱うと思いますけれども、この運動場、いわゆる広場がありますけれども、今広場のほうは北上原自治会が時々許可を得て使用させていただいておりますけれども、この件を我々も年に二、三回ぐらい草刈り作業をしたり、整地作業をしたりしております。それで先週ですが、自治会長とちょっとお話をしたんですけれども、この運動場だけ校舎は別ですので、運動場だけを北上原自治会に委託させてはどうかという、管理ですね。北上原の自治会もいいんじゃないですかということで、我々も無償で草刈りもやりましょう。お金を取らない。無償で草刈り、それでまたでこぼこになったところは整地もして使わせていた

だけるのでしたら、このように管理も十分可能だということの話を自治会長も話して、評議委員会でもその話をしておりましたけれども、これが委託可能かどうか、担当はどちらかわかりませんが、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この施設につきまして、面積的に十分面積を持っています。今、議論されている部分は校舎、ミニ運動場、今議員が御指摘のところは多分段差のついた前面の広場だというふうに認識していますけれども、やはり村の直営管理する部分には今、児童クラブにしる、使用する面積は大きすぎますので、今、議員が提案あった部分については、地元と協議をするのであれば、その方向性で検討させていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ただいま副村長からこういう答弁がありましたので、北上原自治会もこれまで同様に使用させていただくのでしたら、これはもう結構なことだと思いますので、ぜひ自治会長とお会いして、この件の話を進めていっていただきたいというふうに思います。そしたら皆さんも草刈りに行かなくてもすみませすよ。我が自治会が毎年きれいにして使わせていただきますので、その点よろしく願いいたします。ということで、分校跡地利用の件については、これで終わります。

また、都市建設課長のほうに戻りますけれども、この歴史の道の維持管理についてのその前に一つ抜かしましたね、重要なこと。東坂田線が29号線との接しているところの排水路の問題、これは県と協議していくということなんですけれども、県との協議はどのような協議をすれば、これは解決に向けていけるのか、その点お聞かせ願います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

この土地には、県道29号線の水も流れ込んでいますので、その辺、県負担もできないかということで協議をし、県道を横断して排水をつなげたいということですので、県との協議は必要となっていきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 県道との絡みがありますので、もちろん検討する必要があると思いますけれども、都市建設課としては早めの対策として、この地権者のほうが都市建設課にも要請があったと思うんですけれども、ずっと下のほうの流末のほうの件なんですけれども、その近いところの民家の皆さんのいわゆる出入りする道路がいつも冠水している状況を課長見たことありますか。私は何度か見ておりますので、その方々から見てください。このように大雨のたびに冠水しますということがあったんですけれども、この件、もうちょっと考えをすれば解決できるのではないかなと思います。というのは、この旧県道が今残されているところがありますね。そこを利用して、消防学校の下の河川のほうにつなげる方法はこれは可能だと思うんです、私が見た場合。だからそこをこれも県との協議が必要だと思うんですけれども、旧県道はまだ県の管理だと私、認識しておりますので、そのほうを考えられないか、技術的には大丈夫だと思うんですけれども、その件、課長をお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員がおっしゃった提言を踏まえて、この辺一帯調査してどれが一番ベターなのかということで、うちのほうで判断していきます。それで経済的にもどの辺が一番いいのか等を含めて検討し、早急にこの土地を埋めて返還したいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 前向きな答弁ありがとうございます。それで村長も住みよい中城、住み続けたい中城とそれをうたっておりますので、住みにくい中城にならないようにこういう住民からの訴えは即対応していただきますようこれを要望しておきます。それでは歴史の道の維持管理について、また、再度聞いておきます。冒頭にも話しましたように、村の建設業協会ですか、その方々が一生懸命、年に3回はやっておりますね。私も参加させていただいておりますけれども、この方々のおかげで、この歴史の道も維持管理費が少なくて済んでいるような気はします。それでこの前やったツワブキの植える作業、これはいいアイデアだと私も思っております。ツワブキを植えることによって、雑草が生えにくいということになります。だから雑草よりはこのツワブキのほうがずっといいんです。一斉に黄色い花が咲くと、心も晴れ晴れというふうになります。そこを利用する方々も花を見ながら散歩ができる。利用ができるということになりますと、非常にいいことだと思いますので、この維持管理費がつけられなければ、これは財政上の件も課長はおっしゃっておりますので、財政上もぶつけられれば、これはまた企業立地観光推進課のほうで、この一括交付金を利用して、このツワブキの苗とか花を購入して、作業はボランティアの方々がやっていただけるものだと信じて、こういうふうな苗の提供とか、あるいはできるように予算組めないものか。その点お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では仲村春光議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず基本的な考え方なんです、歴史の道の維持管理ということで、利用者の利便性の向上を図る目的だと思うんです。その維持管理の方

法として、今回ツワブキを植えたい。それを一括交付金で事業として位置づけられないかということと認識をしております。一括交付金については、沖縄特有のものと、観光につながる事業としての認識をしておりますが、そのツワブキ植栽事業が一括交付金で導入できるかどうかについて、また担当課のほうと協議をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

少し補足をさせていただきます。実は一括交付金は先ほど担当課長が言いましたように沖縄らしさ、そして観光に資するという意味で城跡公園、我々の世界遺産を大きく見て、その中の整備事業の中の一つという捉え方で、今担当課と話をしております。ですから、今予算には計上はできませんでしたが、残りの40%弱、この予算には一括交付金は60%ちょっとだったと思いますが、40%弱の中にそれを組み込んで大きく見たうちの中の一つという形で、歴史の道の整備やもちろんそれだけではなくて、城跡公園整備の中の一つとして捉えられないか、今検討させておりますので、そこでの対応であれば一括交付金も十分いけるものだと思っておりますし、それに向けて努力していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私も維持管理費として観光推進課長にできないかと言ったのではなくて、これは観光としての話。今、村長がおっしゃった、この件で進められないかというふうなことで、私は質問したつもりなんですけれども、維持管理費はこれはもちろん一括交付金ではできないだろうという思いがしますので、いわゆる沖縄らしさ、ツワブキは結構沖縄にたくさん自生していたものですので、沖縄らしさを出すという。歴史の道もこれも沖縄らしさだと思いますね。それでそこに活用できないかとい

うような考えで私、そういうふうに質問したつもりですけれども、村長が補足してできるように努力するということであります。これは素晴らしい歴史の道になると思います。中城の万里の長城みたいにできればいいなというふうに思います。

時間がないということですので、道路行政の村道改良整備については現在、工事進行中の城跡線を予定どおり完了させて若南線の改良整備工事に取り組んでいただきたいと思います。また新川線の件も再度、整備に向けて頑張ってくださいよう要望します。排水路改良の件も、県との協議を持って早急の対応をして解決してください。それから分校跡地利用計画についても学校跡ということも考慮して、現在進めている学童クラブの利用を実現させて、将来を担う子供たちのために努めていただきたいと思います。運動場広場につきましては、北上原自治会との協議の上、ぜひ北上原自治会へ任せていただけるようお願いいたします。歴史の道維持管理については、みんなが利用しやすいような環境をつくって、これからも関係者の御協力を得ながら、特段の御配慮をお願いいたします。以上の件に決意の言葉も聞いておりますので、これで私の一般質問を終わりますけれども、安里直子教育長にも一言。北上原分校が閉校になったことに伴い、教育長として、また元中城小学校校長として一言お話をいただければなと思います。これは教育長の離任あいさつではありませんので、教育長の立場で結構ですので、一言教育長のお言葉を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 では仲村春光議員のお話の北上原分校跡地利用計画等についての御答弁をさせていただきます。

春光議員がお話しされたように先日、22日中城小学校の本校のほうで子供たちとの閉校式。

そのあと、会場を移して16時から閉校式典、そして激励会がございました。やはり分校の閉校というのは、本当に寂しい思いがいたします。そして、子供たちにとっても、また地域の人にとっても思い出がいっぱい詰まった学校だなということ、この式典を通して感じました。やはり学校の運動場、先ほど春光議員がおっしゃっていたように地域で夏祭り、それからまた分校の行事には保護者だけではなくて、地域の方々も学校行事に参加して下さったりしておりました。ですからこの跡地利用についても、やはり子供たちが利用していく校舎として、これからも残っていくということをすごく感じております。中城南小学校の開校に向けての一連の事業の中で北上原の地域の皆様の御理解、それからこれまでの御協力に大変感謝しているところです。やはり北上原地区の子供たちのみならずこの上地区の子供たちが中城南小学校でまた新たな一步を笑顔で学校に通うよう、今後も努力していきたい。見守っていききたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の一般質問を終わります。

5分間休憩いたします。

休憩(11時18分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて5番 新垣光荣議員の一般質問を許します。

5番 新垣光荣議員 5番 新垣光荣。一般質問をいたします。まず初めに、大枠の1番、村土の利用計画について。村内の住宅系土地利用計画、また津覇小学校区における住宅系土地利用計画は、どのように考えているか。自然環境の保全・維持対策をどのように考えているか、具体的な事例、施策はどのようなものかお答え願います。また、和宇慶川崩地区の保

全・維持対策はどのようになっているか、伺います。和宇慶地区の189番地の一帯の農地、白地状態になっている地番の利用。土地利用、道路整備をどのように考えているか。無許可の墓地が散在化し、墓地分譲による景観の悪化等を防ぐための対策はどのように考えているか、伺います。

大枠の2、平成25年度施政方針から抜粋した項目について。教育・文化の振興について。教育課程特例校、わかていだを見る集い、文化庁補助事業の具体的な取り組みを伺います。産業の振興について。農水産業の振興、生産農家及び生産組織育成のための朝市での販売促進、学校給食への活用等、連携をどのように考えているか。観光の振興：中城城跡を中心とした観光振興のための樹木、草花などがあふれた自然環境豊かな城跡にするため、具体的な取り組み、施策を伺います。雇用対策：シルバー人材センターの運営支援拡大をどのように考えているか、伺います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の村土の利用計画についての

につきましては、企画課。につきましては、農林水産課。につきましては、都市建設課。

につきましては、住民生活課に対応させていただきます。

大枠2番の平成25年度の施政方針の部分は、

につきましては、教育委員会と企業立地。

につきましては、農林水産課と企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは昨日の御質問にも答弁させていただきましたけれども、シルバー人材センターの運営支援の拡大、どのように考えているか。当然、私ども村のシルバー人材センターという形でございますので、一生懸命やらさせていただきますけれども、趣旨はあくまでも設立をして、ただ

立ち上げるだけということではないというのは昨日、答弁したとおりであります。ゆくゆくと言いますか、入り口にしたい部分は観光、我々世界遺産を持っている中城の観光の一翼を担ってもらうような形で、そして将来的には恐らく来年度から話が出るであろう北中城村との観光協会設立に向けての一つの糸口になるような形をこのシルバー人材センターの設立によって広がって、すそ野を広げていきたいというのが私の意思でございますので、当然、私どももしっかりと支援をさせていただきながら、村がこれからも事業展開をしていく中でいい意味で活用ができるような組織づくりを一緒になってやっていきたいなと思っております。詳細につきましては、また後ほど担当課のほうで答弁させていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣光栄議員の御質問、大枠2番、平成25年度施政方針から教育・文化の振興についての教育課程特例校については、教育総務課主幹より。それから文化庁の補助事業の具体的な取り組み等については、生涯学習課長より答弁させていただきます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内の住宅系土地利用につきましては、中城村第四次総合計画前期基本計画における「土地利用の基本方針」並びに第四次中城村国土利用計画の「エリア別、村土利用の目標」の中で、示しております。その中では、南上原地区の市街化区域と現在、集落が形成されている地域をさらに広げた集落周辺区域、また北上原、登又などの将来的な居住ニーズの動向を見ながら、居住環境形成検討エリアとして土地利用を検討する区域が本村の住宅系土地利用として位置づけております。また、津覇小学校区における住宅系土地利用につきましても、既存の集落、これを広げた集落周辺区域が住宅系の土地利用と

して位置づけております。次に、自然環境の保全・維持対策についてお答えいたします。本村は、都市近郊地にありながら、多くの農地や緑地、海岸線などの自然を有し、村民のみならず、都市居住者にとりまして貴重な共有資源であるといえます。中でも、斜面地域には、多くの緑地が存在し、村民の心のよりどころとなっております。しかしながら斜面であるが故に、大雨や長雨による土砂災害の危険性もあり、村民にとりまして不安の要素でもあると認識しております。自然環境の保全と維持につきましては、特に斜面地域の緑地について、水資源涵養や村土保全及び動植物の生息環境の形成などに重要な機能を果たしていることから、今後ともその保全に努めていきたいと考えております。具体的な事例としては、斜面緑地の災害の未然防止策として、国が実施いたしました中城東部地区地すべり対策事業の調査業務の継続や、平成26年度以降の地すべり防止工事の実施などを関係機関などに対し、要請をしていきたいと考えております。また、中城城跡周辺の緑地につきましても、世界遺産中城城跡の保護を目的としたバッファゾーンの設定により、周辺地域における開発等抑制をお願いしているところでございますが、中城村自然環境の確保に関する条例が開発等の規制をかける内容ではないことから、世界遺産としての登録に支障を来すことがないように、県との調整をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の質問である大枠1番目の村土の利用計画についての と大枠2番目の平成25年度施政方針からの について、お答えいたします。

についてであります。和宇慶川崩地区の保全維持対策についてであります。御質問に

ある和宇慶川崩地区とは、圃場整備完了地区とその南側の松尾原の一部のことだと思われませんが、松尾原につきましては、昨年9月頃、地域の方からの通報があり、現地へ出向いて確認をいたしましたところ、樹木伐採と地盤の切土盛土、あとは農地に一部石粉を敷き転用を行っている事実が確認されました。現場で伐採者に直接事情を確認しましたところ、原野状態になっている畑や原野を土地所有者の同意を得て、開墾し牧草の植え付けをするとのことでありました。しかし、伐採を行っている箇所は、一部森林区域に指定されているので伐採届の提出が必要であり、農地を転用する場合にも許可が必要であるとのこと。更に、地盤の切土盛土を伴う場合には、届け出の必要があるので口頭での指導を行いました。しかし、その後、当人からの伐採届等の提出は行われておりません。また、圃場整備地区においても、農地に無届けで小屋が建てられたり、コンテナ類が置かれたりしている状況が見受けられるため、農業委員会とも連携し、今後、指導を強化して農地等の保全・維持に努めていきたいと考えております。

続きまして、大枠2番目の 農林水産業の振興についてであります。農水産業の振興には農業者や漁業者の所得向上を図ることが必要であり、農漁業者が自ら育て収穫した農水産物の販売促進を高めることが所得向上につながり、その方策の一つとして販路の拡大や地産地消の拡大を強化していくことが重要と考えます。販路及び地産地消の拡大の一つとして、朝市等により集客をし、地元農産物のPRと販売をし、また朝市への出店を機会に給食センターとの連携が図られ、学校給食の食材として農産物を出荷する農家が増え、地元農産物の活用をすることができ、消費を促し、所得の向上を図ることができるものと考えます。現在、開催している朝市は、議員の皆さん、シルバー人材センター、農家、給食センター、それと農林水産課で連携

をし、取り組んでいる状況であります。今後、更なる販路の拡大と地産地消の拡大に向けて、JAおきなわ、また生産者組織、商工会、漁協等と連携を図れないか検討をしていく必要があると考えます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大枠、村土の利用計画の について、答弁させていただきます。

この場所は国道と旧県道との間の農振農用地外の土地利用だと思えますが、平成10年度に土地開発公社が全面的に整備を行う計画がありましたが、地権者の合意形成が得られず、断念した経緯があります。村としては、当面国道と旧県道に道路整備する計画はないことから、今後の土地利用としては、地主組合を立ち上げ、地区計画等を導入し面的整備も含めて、行なう必要があると思えます。その時には村も地区計画策定については、協力していきたいと思えますので、一番その整備の方法がいいのではないかなということ考えています。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは新垣光栄議員の大枠1の について、答弁させていただきます。

無許可墓地については、墓地・埋葬法に関する法律20条等罰則の入った看板の設置や、地域住民からの通報などによる現場での指導を行ってきております。墓地分譲についてですが、墓地として使用する目的で他人に土地を分譲する場合は、墓地の経営許可を受けなければなりません。但し、墓地の経営は市町村、宗教法人、公益法人にしか認められていませんが、沖縄県については宗教、慣習、風俗的な点から個人墓を条件付きでありますけれども、認めてきております。営利法人や個人が墓地として土地の分譲を行う場合は無許可経営者として墓地埋葬法違反になるおそれがありますので造成工事など

が行われ、墓建設が疑われる場合は墓地埋葬法の趣旨を説明し指導してきています。また、中城村墓地埋葬に関する条例が平成23年4月1日に施行されました。その条例の第5条に墓地区域というのがございます。新たな墓地建設については、その区域に誘導し、散在化防止に努めているところです。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣光栄議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

平成25年度施政方針から。 の教育・文化の振興について。わかていだを見る集いと文化庁補助事業について答弁したいと思います。まずわかていだを見る集いは、中城城跡管理協議会の主催で行われる事業であります。昔から冬至の日に太陽が生まれ変わると言われており、「わかていだ」の日の出を世界遺産「中城城跡」で迎え、讃えることで、強く生き抜く力を育むと共に、村が未来永劫に発展することを祈願する集いで、今年で第16回目を迎えます。12月22日に開催予定をしているところでございます。

それから文化庁補助事業ということですが、とよむ中城文化遺産観光活性化事業というふうに理解をして、説明をしたいと思います。村の「たから」である地域の多様な豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者育成、重要文化財建造物等の公開や史跡等の復元・公開など、地域の特色ある総合的な取り組みを支援し、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進することを目的に平成23年度から実施している事業であります。これまでに中城村文化遺産等のビデオの制作、情報コンテンツの制作を行いました。今年度はそういうビデオ、コンテンツを活用しながら実際にタブレットを使いながら、(仮称)ではあります、



歴史の道を護佐丸ウォークフェスティバル in ハンタ道として、歴史の道から中城城跡までのウォーキングを考えております。これは平成25年の10月予定で今進めているところであります。

次に、の産業の振興・観光の振興について、御説明をしたいと思います。

中城城跡を中心とした観光振興のため、樹木、草花などがあふれた自然環境豊かな城跡に取り組むための具体的な施策ということですが、御承知のとおり、中城城跡は、2000年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されております。6つの郭からなる城で14世紀後半から15世紀の遺構を最もよく残しているグスクであります。戦後の焼け野原の地に逞しく生き残った樹木。また、植栽された樹木や草花は訪れる人たちを和ませております。樹木・草花などがあふれた自然環境豊かな城跡に取り組む具体的な施策として、人工的な植林を避け城跡の歴史的自然的景観を保持することが重要だと思っております。特に、グスクの主要な観光資源としての強みは曲線である城壁にあると考えております。そのためにも良好な城壁を保つためには、大きな開発等を避けるため、中城城跡保存管理条例、それから中城村自然環境の確保に関する条例の遵守に努めていきたいと考えております。

次に、雇用対策ですが、シルバー人材センターの運営・支援拡大をどのように考えているかということで、昨日も仲座議員のほうに御説明しましたが、答弁させていただきたいと思っております。シルバー人材センターは「自主・自立・共働・共助」の基本理念を掲げ、平成24年11月15日に設立をしております。村民の関心も高く地域社会の活性化に期待されるところであります。村長からも先ほど述べられた目標を加味しながら今年度は補助金を交付する予定であります。また、村としては村公共施設の維持管理等、それから雇用受注が取り組めないか、調査をし

ながらシルバー人材センターのほうに情報提供しながら共に一緒に頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣光栄議員の大枠2の教育・文化の振興の中の教育課程特例校の取り組みについてです。現在「『護佐丸』『中城城跡』を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト」として進めています。趣旨として、幼児・児童・生徒が世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の中城城跡をはじめ、先人の残した優れた歴史・文化を理解させることにあります。そのことは、心の拠り所である自分の住んでいる地域への愛着心を育み、誇りを育み、他の地域の文化を受容するなどグローバルな視点で全国・世界で活躍できる人の基礎となるものと考えております。プロジェクトは、24年度から26年度の3カ年計画で推進しております。本年度は、プロジェクトの企画会議、編集会議で基本的な構想に取り組みました。25年度は、小学校の低学年向けの読み物、絵本、小3から小学校6年までの副読本の作成。それと教育課程特例校申請の準備をしまいたします。26年度は、中学校の教材・資料・副読本等を作成の予定であります。教育課程特例校の実施については、現在の案として、小学校26年から中学校は27年度からと考えております。教育課程特例校は目的ではなく、先ほど述べた趣旨を具現化する一方法であると考えております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

大枠2番の文化庁補助事業の具体的な取り組みということについて、お答えいたします。

文化庁補助事業は、現在、史跡等総合整備活用推進事業、歴史の道保存整備事業、重要遺跡

範囲確認調査事業の3事業があります。具体的な本年度の事業は、中城城跡の一の郭の城壁の復元工事、それとペリーの旗立岩修復工事、城跡内の発掘調査を行います。以上であります。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時51分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では続きを順を追って再質問させていただきます。まず大枠1番、村土の利用計画について。先ほど答弁いただきました件に関して、再質問をさせていただきます。大枠1の1に関連して、津霸小学校区域の今人口はどのようになっているのか。区域の字でよろしいですので、状況をお願いします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは伊集のほうから順序よく人口を言いたいと思います。まず伊集のほう799名、和宇慶798名、南浜226名、北浜502名、津霸1,228名、奥間800名、浜480名、それから県営中城団地314名、これは2月末現在の人口でございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、津霸小学校の区域の字別の人口をお伺いしましたところ、やはり増えているところとかなり減っているところがあって、これは住宅の増加によるものと思っております。それに関連して津霸小学校区域の児童数の状況をどのようになっているか、小学校でよろしいですので、小学校区域です。教育委員会のほうよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

津霸小校区の地区別の人数になります。伊集

53名、和宇慶45名、南浜0名、北浜21名、津霸85名、奥間78名となっております。浜のほうはちょっと数が漏れております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、人口と生徒数の調査した結果を述べてもらいました。その結果からすると、私は和宇慶地区が今人口もこの中では津霸区域に次いで2番目に多いのではないかなと思っていました。そしたら伊集、奥間のほうにもすっかり抜かれていて、これは多分住宅政策の件で、そういう状況が起きてきていると思います。私も調べてみました。そうすると1965年(昭和40年)ですね、村の少年人口割合が42.0%、高齢者率が7%です。それから2009年になりますと、少年人口割合が16.7%、それから高齢者率が16.5%、和宇慶に至っては更に悪化していて、少年人口割合が14.9%、高齢者率が22.5%です。これは平成9年度になるんですけれども、このようにやはり住宅環境が整わないところは高齢者率が高くなっております。これは9年分を調べてみたんですけれども、現在のこういう高齢者率はどのようになっているか、お願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

現在、中城村の高齢化率は16.32%。和宇慶地区だけですけれども、24.31%になっております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 全体では16.5%から16.32%ということで、高齢者率が減っています。これは多分、人口の増による南上原の増加によってかなり若返ったのではないかなと思っています。それにプラスして和宇慶はさらに悪化しています。22.5%だったのが24.1%ということで、やはり住宅が作れないということで、大分悪化していると思われまます。その件で、今、均衡ある住宅政策、村道の利用ということで、

住宅政策が必要ではないかということで、一般質問をさせていただきました。これが と が関連していますので、その辺を含めて質問をしたいと思いますけれども、都市計画法第34条の11号で津覇小学校区域が11号の追加地域指定によって、生徒数が緩和されるということなんですけれども、この追加指定地域が和宇慶地区も入っているのかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市計画法11号については、今回見直しは伊集の一部、あと北浜、南浜の一部、奥間の一部、和宇慶は元々全区域入っていますので、今回は3つの部落の追加となります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今の答弁にもありましたようにさらに和宇慶地区の人口減が考えられます。そして、高齢化率も多分これからもっと上がってくるのではないかなと。30%近くになってくるのではないかなと思っています。そこで私たち和宇慶地区のものを調べてみますと、和宇慶地区は昭和21年度には820人の人口がおりました。先ほど798人ということで減っております。その中で、去った1944年の5月から日本軍による集落の面積の3.2%に当たる40ヘクタールの土地が軍の飛行場建設のために収容されたと。そして、1945年6月の終戦と同時に住民は各収容所に集められ、1946年当間地区の収容所と同時に津覇部落のテント小屋を設置して住むようになったと。それから今の集落が仮設住宅的なもので、各世帯で均等に割り当てられた集落だと考えております。それで和宇慶地区では実際、集落の中の区画に均等に割り振られた住宅が集中していると思います。これはもう先人の素晴らしい知恵だと思いますね。今の大地震の仮設住宅に比べてプレートもしっかり確保されて長期的に使えるような仮設住宅的

なものではなかったかと思われます。そういう経緯の中で、返還された土地が今農地法の対象になっている農地基盤整備が行われたために今、住宅地が少なくなっていると。そして、川崩に関しては圃場整備を入れたために住宅政策ができなかったということで、その中でありながら和宇慶地区というのは結構、伝統行事がいっぱいありまして、1月3日初興しから始まって、2月2日、それが4月15日、7月17日のシーサー祭り、8月15日の十五夜祭り、それから9月9日の菊酒、12月24日の拝所仏事、そのほかに各種団体の子供会、老人会、婦人会等々の事業を行っております。その中でやはり人口が減るとそういう地域力というのがかなり衰退していくと思います。地域力はやはり人口がいなければ保つことができない。そういう意味では、すでに11号からも指定はされているんですけども、もう目いっぱい指定されていて、これ以上つくれないという状況が和宇慶地区にあるということで、今、新一年生はいない状況。今年は結構いるんですけども3名だったり、4名だったりというのが続いていました。そういう中で、今可能性がある地域として関連しますけれども、和宇慶地区の189番地一帯、これは収容された土地で返してもらったんですけども、基盤整備が入れられなくて、地主の合意が取れなかったというのもあるんですけども、入れられなくて、今、袋地状態になってきます。これが周りからこういう農地法の農家住宅がどんどん建ってくると、もうこの地域が袋地になって、本当に価値がなくなります。そういうことで、この一帯をどうにか道路整備が入れられないのかどうか、面的整備ができないかということで、質問したところ、先ほどの回答で地区計画等の導入すればできるということであったんですけども、やはり地権者の負担があると思うんですけども、どうにかこの負担を軽減するために一本だけでいいんですけども、南西

石油の補助金とかを使って、その道路整備ができないものなのかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

一本でも道を開けてほしいという要望があるんですけども、石油貯蔵対策交付金定額の317万円での整備を行った場合土地代も含めて、恐らく今の資算すると10年はかかるだろうというのがあって、それよりはまだほかの補助メニューがあって、地主の合意形成が取れるのであれば道路整備についてはまだ可能性はあるんじゃないかなと思っています。もしそれができなければ先ほど答弁したとおり地区計画を入れて地主組合を立ち上げをして、皆さん方で面的整備をしながらやっていく方法もありますので、その辺も地域の合意形成をぜひお願いしたいと。平成10年にはこの地域は合意形成が取れなくて断念した経緯もありますので、その辺も踏まえて地域でまとめてほしいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 当時、開発をしようというときに合意形成を取らなかったということで、約20年近くになっているんですけども、その辺をしっかりと地域で相談をしながら合意形成を取れるようにしていきたいと思います。村当局もしっかり協力していきたいという答弁をいただきましたので、しっかりその辺を踏まえているいろいろなメニューで、この土地利用に関して、執行部のほうも考えていただきたい。土地利用の計画の中にも10年計画の中身とか、マスタープランの中にもその辺の計画をしっかりといただきたいと思っています。村長、その辺のメニュー的なものがあれば村としても協力ができるといえることでしょうか。答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、都市建設課長が話したとおり、当然まず第一義的には地主の合意、そして地域の発展で

すから、村としてはその二つがしっかりと出せるのであればいろいろなメニューを探してやっていくということはもうやぶさかではないというのは当然でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 どうもありがとうございます。ぜひこういう地域の活力というのは若い人口が伴わないと活力がなくなるということで、その辺も含めた土地利用の策定の件でもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、関連して質問させていただきます。先ほど答弁がありましたように別に牧草を植えるとかであれば別にいいと思うんですけども、農地ですから。但し、届け出がないということであるいろいろな状況が出てきているということで、農林水産課のほうは指導していくということだったんですけども、ぜひしっかりとした届けによる申請をやっていただいてからの使用をお願いしたいと思います。これをほっておくとアマンソウクトウ ウマンソウクトウ、どんどん中城の良さがなくなると思いますので、その辺を違法につくったものが、届けしないでつくったものが勝ちだというふうな雰囲気の中城村の土地利用で思われたら、これからどんどん行政のほうも困ってくると思いますので、その辺の指導をよろしくお願ひいたします。そういう側溝とかそういう勝手につくっている側溝とか、勝手に届け出なしでつくっている小屋とかがあったというんですけども、その辺の届け出をしっかりとさせていただきたいと思います。その辺、答弁をよろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今、新垣光栄議員がおっしゃるように違法状態での開発とか、その辺は基本的に依然として

その開発者等々については、強く指導を今後もしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ届け出をした後にそういう農地転用とかを出していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。それでそこがそういう届け出をしないでトラックとか、いろんなのが入ってきて1社ではないんですけれども、いろいろな業者で今入ってきて、あれはパイルの切れぱっしがほったらかしになったり、トラックが勝手に入ってきて農道が壊されていたりしていますので、それに伴ってそういう壊れた側溝から雨水が畑のほうに流入していったら、畑のほうが使えないという状況が私の認識から2カ所ぐらい。そして、土砂が崩れているところが2カ所ぐらい今ありますので、その辺、雨水側も側溝等が壊れている部分がありますので、それとのり面が壊れている部分がありますので、その辺は現地に行って崩壊しているところを早く修復しないと今お金がかからないよう状態で修復しないと、その辺がまた修繕のほうに大きなお金がかかると思っておりますので、その辺の認識は持っているのかどうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

その件ですけれども、例えば側溝とか、道路がかなり傷んでいる部分もありますので、特に圃場整備地区内については補正も組んで復旧をする予定をしております。また、今おっしゃる法面とか、排水の決壊部分等々も現場を十分調査して対処していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 よろしくをお願いします。その辺が、また農家にとっては大切なせっかくつったのに大雨のときに浸水したりすると、農家に負担になると思っておりますので、その辺は

しっかり早めに直すことによって、また悪化しないと思います。これをほっとくとどんどんやっぱり汚いところにはごみが集まるという。そういうシステムみたいな感じで集まってくると思いますので、早めに直せば維持管理も楽になると思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして こちらもそういう保全的な関連になっていくんですけども、無許可の散在した墓地に関して、今回答弁がありましたように法を守っていただくために立て看とか、そういう喚起をしていきたいということであったんですけども、今、集積を予定している土地以外に違法状態で墓がつくられている土地というのは、どの辺が一番重点的に墓が多くなっているのかなと思われるんでしょう。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、どの辺に墓が無許可墓が集中しているかということの御質問でございますけれども、私の認識で大変申しわけないんですけども、やはり山林地区、ここで言えば新垣とか、あるいは泊の農地保全がある上のほうの地区。それから久場の地区というふうに認識しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 無許可の墓はそういうふうになっていると思うんですけども、今、申請のある墓地に関しては村民が多いのか。村外からの申請が多いのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 御質問にお答えいたします。

23年度のデータですけれども、49件の申請がございました。そのうち許可したのが48件、村在住の方は15件、あとは村外の方です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 やはり墓地は権限移譲

によって、各市町村で墓地対策をしないといけない。これの数字からすると中城村が他市町村の墓地対策を担っているという形になっているのではないかなと思います。今、48件の申請で15件が中城村、そのほかが那覇とか、宜野湾、多分そのあたりの都心部の墓地になっていると思います。そこでお聞きします。墓地に対して、固定資産税がつくのかどうか、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

当然、墓地に関しては固定資産税は非課税となります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 非課税ですよ。今、ある法人が持っている大きな約2万7,000平米ですかね、900坪くらいですか。その墓地に関しては税金はついてますか。どうか。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 ではお答えいたします。

課税状態について、今、光栄議員からもありましたけれども、ある法人が墓地経営を一応行っています。敷地面積ですけれども、約2万7,000平米程度あります。今、回答したんですけれども、墓地については当然非課税になります。但し、そこに事務所がありますので、事務所部分については宅地課税として非住宅として取り扱っています。ですから、当然宅地とその上に上物がありますから上物について、4棟建物を課税しております。固定資産税で約50万円程度。さらにこれは1法人ですから法人村民税においても約200万円程度税収として、現在納税はされております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 まだ法人であるから、今200万円程度入ってくるんですけれども、これは宗教法人になると0ということですか。そういうふうに墓地対策をさせるよりは、まだ住

宅政策のほうが、もういいのではないかな。まだ、畑として置いておいたほうがですね、村に役立つのではないかなと思いますので、その辺はしっかりと、今多くの中城村に大規模な墓地計画の申請が来ているということでもありますので、しっかり保全、中城村の第四次基本構想の中でも一番欲しいのは図書館と緑を残してほしい。景観を残してほしいというのが、基本構想の中で一番大きな目玉だったと思いますので、その辺を緑地をしっかりと残していただきたいということです。そして、緑地部分にある地権者にとっては大きな問題は何も利用できないで残されるということが大きな問題ですので、その中で私もこれわからなかったんですが、特別緑地保全地域制度というのがあるそうです。私も教えていただきました。その地域に指定すると国のほうが土地を購入する費用を出してくれるという制度があるそうです。中城城跡のバッファゾーンあたりとか、そういう重要なところはぜひこの制度を活用していただいて、特別緑地保全地区制度を活用していただいて緑地帯を買い取っていただきたいと。それが村土の大きな財産になると思います。先ほども答弁がありましたように共有の資源ということで、企画課長がおっしゃっていましたのでそういう制度を使って、買い取っていただきたいと。そういう買い入れ費用については国から補助するということでもありますし、また、売り渡した人に対しては優遇措置が相続税とか、評価固定資産税の最大2分の1まで免除されるとか。いろいろありますので、そういういろんな面を使って緑地帯を残していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大卒2番、平成25年度施政方針の中から抜粋したの再質問をさせていただきます。教育課程特例校の指定を受けたということで、私もいろんな関係者から絶賛で大変鼻高々であります。中城がすごいことを取り組んでいるということ

で、大変お褒めの言葉をいただいております。その中で小学校1年から3年、読み物と絵本のほう。そして副読本とか、いろいろな提案があったんですけども、これは徳正議員からありましたように現場の先生方と一緒につくっていくのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

読み物、絵本等に関しては、これは技術が要りますので、専門の方を依頼していきます。3年から6年に関しては現在も社会科副読本という形で使用している経過もありまして、これもまた授業で使いますので、先生方の考え等もお聞きしながら、どう授業に取り組んだらいいかというふうなことで、先生方に協力をいただきます。ただ、この護佐丸、中城城跡の歴史と文化の視点がありますので、このあたりは専門の担当の方から提案をしていただくと、それを授業の中でどう取り組むかという部分で先生方の協力を仰ぐというふうな形で進めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 絵本のほうもいいと思うんですけども、ぜひ日本の文化として漫画が新たに注目を浴びていますので、西原町の金丸の漫画の副読本があるように、そういうものも漫画的なものを取り入れてはどうかということで、提案して次にいきます。

そして、わかっていだの件に関してですけれども、今はわかっていだ祭りを12月22日、そして私たちグスクの会ではツワブキ祭りをその次の日ということで、今行っているんですけども、何かわかっていだ祭りとはツワブキ祭りが別れているようで、これを一体としてもう少しグレードアップできないかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

確かにわかっていだを見る集いは管理協が主催として行っているところではありますが、ツワブキ祭りについては、グスクの会、ボランティアガイドのほうに城跡管理協議会から補助金を出しまして、今祭りを開催しているところですが、一緒にできないかということについては、やはり事業サイドが違いますので、これから調整をさせていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 また時間がないので、急ぎでいきます。文化庁の補助予算については、ペリーの旗立岩の整備をするということで、この整備もぜひ重要だと思っておりますので、できれば周辺を墓地になってきていますので、その辺を一括交付金で買ってほしいのではないかなど。公園整備のために買ってほしいのではないかなどということで提案して産業振興に移らせていただきます。今回、朝市を行って、本当に農林水産課のほうで一生懸命頑張ってもらっています。そして、給食センターのほうもタイアップしていただいて、給食センターからの発注が各農家のほうに来ているということで、とても喜んでいただいています。本当にもう素晴らしいことで、今給食センターの職員も頑張っていて、知名君ですかね、知念君、そして今農林水産課の新垣君も頑張っていて、本当に休みの日もなしで頑張ってもらっていて、農家からは喜ばれています。その中で、そういう頑張っている中で、そして村長の施政方針の演説の中でも、朝市、そういう農家を生産者を育てていくという中で、農業予算の中に、その朝市の部分の予算がまるっきりついていない。やはり予算は村長の施政を表すということでもありますけれども、その村長に直接どうにかせつかく芽出しできてきて

いますので、その予算をぜひつけていただきたいんですけども、補正予算でも結構ですので、その辺はどうお考えでしょうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

25年度予算のほうでは予算計上しておりますので、農業振興費の中の需要費、消耗品等を当然、この朝市を開催するにあたり、当然、のぼり等いろいろ消耗品が必要となりますので、その分については計上させていただいております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 金額のほうは。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5万円程度の予算措置をしてであると認識しております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 すみませんでしたね、5万円ついているということで、さっきからついていました。村長、5万円では少ないと思うんですけども、どうでしょうか。もう少し補正でつけていただいて、将来こんなに職員も頑張って、ボランティアも頑張っています。そして、給食センターも頑張っていて、地産地消にもつながると思いますので、その辺はぜひもう少し予算計上してもいいのではないかなと思いますけれども、村長のお考えでよろしいですので、よろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

予算の金額云々というのはやはりしっかり精査するというか、必要なものにしっかり必要としている金額をもちろん充てていくというのが当然でありますので、今ここで何が足りないのか、何が必要なのかというのは正直なところわかりませんので、何とも言えませんが、

ただ言えるのは私もこの朝市につきましては、推奨者の一人として、非常にいい試みだということで、推奨している人間の一人として、応援をしていきたいと思っていますので、それで直接予算との絡みになるのか、あるいは地域であるいは理解者の中でいろんな応援ができるのかも含めて、前向きに検討はしていきたいなと思っています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 前向きに検討するというところで期待しておりますので、よろしくお願ひします。そして、この朝市に関してですけども、やはりコーディネーターが給食センターに必要ではないかなと。そのコーディネーターがいることによって、この朝市がしっかりと地産地消につながっていくのではないかなと思っていますので、人的なものも含めて検討していただきたいと思います。

次に、観光振興について。春光議員からもありましたように先ほど村長からの答弁がありましたように観光としてツワブキを増やしていきたい。一括交付金が沖縄の観光に資するもの。沖縄独自のものということであつたわけですが、それでぜひツワブキの普及もこの前、都市建設課のほうでやっていたようにボランティアで一生懸命やってきましたので、そのツワブキの普及も一括交付金並びに政策として金城議員がコスモスを植えたときに、こんなに中城が有名になったように、花とか、木というのはやはり緑地と一緒に魅力があると思いますので、ぜひつけていただきたいと思いますが、観光推進課長の頑張りが必要だと村長も言っていましたので、その辺は答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。



やはり一環としてツワブキを提唱しているようですが、やはり村花のハイビスカスもありまして、どこにどういう花が必要なのかはやはり地域、そして村、主催者と相談もしながら将来に向けての素晴らしいことだと認識はしております。すべてのものがやはり観光につながるように、そのようにつながっていけば、また村もグレードアップするし、地域の知名度もアップするという結びつきからするとやはり地域活性化を主体にして、いろいろな分野で連結したほうがいいと思いますので、観光の分野も頑張っていきたいと思います。

議長 比嘉明典 もう時間ですので、まとめてください。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 まとめて、最後の質問をします。今の観光振興についての件は草花の件で、ぜひ村長からも一言答弁いただきたいと思います。観光に資することで草花の事業はどのように考えているのか。推進していくということで、観光客15万人を誘致するというところで、ぜひ私は必要だと思っておりますので、その件に関しての答弁をいただきたいということと、最後ですので、シルバー人材センターの件で質問して終わりたいと思います。シルバー人材センターが活躍していただいて、シルバーのメンバーが活躍していただいて、今登録者25名。今回の売り上げが設立からの売り上げが約80万円以上の売り上げが出している。当初30万円の予定だったんですけれども、大分いい状態ではないかなと思っています。そして、予算をつけて130万円という村費をつけて、300万円近くの予算をつけていただいたことにお礼申し上げます。そして、この中で今後登録者数が約75名から100名近くはいると。あとは仕事の問題ですね。そして、事務所の問題です。今、間借りしているんですけれども、この事務所が小さいということで、ぜひ北上原の分校の2階に入れていただ

きたい。公共的なものですから、このグスクの会だったり、そういうシルバーだったりをぜひ入れていただきたいということのお願いですね。なぜそうするかというと、シルバーというのは働き方が違うと思うんですね。労働力を提供する方。そしてやはり学習支援とか、放課後子供教室もシルバーでおじいちゃん、おばあちゃんがその施設にいと、放課後子供推進事業もスムーズにいけるし、地域支援本部事業もその中で子供たちと一緒に学童がいっしょになればもっとよくなるかと思っておりますので、その辺の質問をして、終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたしたいと思ひます。

草花を植えたい意気込み、村長の意気込みということですが、現在、観光に関連する草花の計画については中城城跡中心にいたしております。ツワブキ祭り、それから24年度から沖縄花のカーニバルというイベントにも参加していません。城跡の重要文化財の指定区域で開発はとても難しいところなんです、教育委員会と相談をしながらできる限り、花の植える場所を拡大しながら花いっぱい運動を展開していきたいと考えております。

それからシルバー人材センターについては、センター事務局もあるわけですから、村がああいう、こういうものではないと思うんですが、施設については一番大きな課題ということで認識はしております。現在も仕事の受付は約束どおり3月31日までは村が今仲介をしているところですが、やはり4月1日からとなるとシルバー人材センターが独自で事務所を構えていくということで進めていますので、その辺はやはり公共施設の中でということ理想的なんです、仲座 勇議員にも説明したとおり公共施設

にはやはり使い勝手という課題があります。その辺もクリアしながら理想であれば、北上原分校を学童と一緒に老人と子供の触れ合いも含めながら理想ではあるんですが、今後も枠があれば検討させて、調整させていただきたいと思えます。今後もしっかり事務所設置までは一緒になって検討していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

訂正します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、観光推進課長がお話したのがほとんどではありますけれども、私としても目的はまず草花とか、そういう事業的な目的は観光客を増やすのが目的であって、それは方法論を今、ここで論じているわけで、観光客が増える中城がもっと観光立村として私の望む15万人に近づけるようにいくのであれば、今の話はすべてクリアにできるのではないかなと思っておりますので、頑張って推進をしていきたいなと思っております。

それともう一つはシルバー人材センターの場所の件ですけれども、この北上原分校は地域の方々と先ほど春光議員にもお答えしました。地域の方々や子供たち、もちろん村民の方々が憩える場所が目的であって、それに子供たちが安心・安全にすくすくと育てるような環境を整えられれば一番いいわけで、ここはだれのもの。あれはだれのものという考え方ではなくて、村の施設ですから、有効に使えるのであればもちろんシルバー人材センターの事務所としても全然それは問題ないだろうと私は思っておりますし、あとは制度上の問題をクリアさえすれば問題はないと思っております。一番第一義的にいくのは安心・安全に運営ができるのか。子供たちが子供は御承知のとおりどういう突飛な行動を起こすかわかりませんので、子供たちの安心・

安全がしっかりと担保できるのであれば今のシルバー人材センターや地域の方々との場という考え方からは全然逸脱しないものだと考えております。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩(14時17分)

~~~~~

再開(14時27分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 これから一般質問を始めたいと思うんですけども、お付き合いよろしくをお願いします。

それではこれから一般質問を始めたいと思えます。

まず新公会計制度について。新公会計制度について、その制度の概要はどのようになっているか伺います。平成24年度の「実施計画書」に「新公会計制度対応システム構築支援委託事業」が「掲げられている」とあります。その目的として「システム導入により村財政の透明化を高め、議会及び住民への説明責任を果たすと同時に財務4表から得られる情報を活用し資産・債務管理及び費用管理・予算編成への活用等を行うことも可能となり、規律ある行政運営を行うこと」としていますが、現在より何がどのように改善されるか。去る2月15日の町村議会議員研修の際の県の資料に県内市町村の財務書類の整備状況として、本村は平成24年3月31日時点で「作成中」となっているが、どのような内容の報告をしているか。また、作成完了はいつごろとなっているか。

2点目、ペリーの旗立岩周辺整備について。

「歴史の道」として国の指定を受ける準備中となっているが、すでにスタートしている周辺

整備事業は、既にスタートしている周辺整備事業との関連はどのようになっているか。 一帯は、村の中央部の高台になっており見晴らしもすばらしく、小規模な公園としては最適と思われるが、どのような構想を持っているか、伺います。

3点目、県営中城公園整備について。 用地契約や施設整備など全体的な計画はどの程度進捗しているか。 県や北中城村との連絡・調整会議等の開催状況はどのようになっているか。

自然公園内の廃屋撤去問題はどのようになっているか。 施設整備等現在進行中であり、完成はまだ先のことではあるが、中城城跡観光活性化のためには連携をすることが重要であり、指定管理者等の契約に向けて積極的にアプローチすべきだと思うがどのように考えているか。 以上、お伺いします。 簡単な明瞭な御答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の新公会計制度につきましては、企画課のほうでお答えさせていただきます。

大枠2番のペリー旗立岩周辺整備につきましては、教育委員会のほうでお答えさせていただきます。

大枠3番、県営中城公園整備につきましては、から につきましては、都市建設課のほうで。 につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えさせていただきますが、私のほうでは大枠3番の で県営公園の指定管理者への契約に向けてのことで、所見を申し上げますとこの公園の指定管理につきましては、沖縄県のほうから概算的と言うか、細かいところまでではありませんが、城跡管理協議会へ委託の話が来ております。 去った協議の中でもこれが話題になりまして、議題として検討をいたしております。 基本的には両村のいくなれば管理協議会の不利

益にならないものであれば積極的に受けていこうという結論を得ております。 ただ、詳細の提示がまだなものですから、それをしっかり吟味をいたして結論を出していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 與那覇朝輝議員の御質問大枠2番です。 ペリーの旗立岩周辺整備については、 とも生涯学習課長に答弁をさせていただきます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

市町村などの地方公共団体の予算、決算、会計制度は、地方自治法によりその調整方法や処理方法が規定されております。 これらは、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっております。 しかし、現金主義会計だけでは、地方公共団体の資産や債務の実態がつかみにくいことから、民間で採用されている「発生主義」的な考え方を取り入れました決算資料の作成が求められておりました。 平成18年6月に成立しました「行政改革推進法」を機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられております。 また、政府において閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する「基本方針2006」におきまして、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進める」とされております。 以上を踏まえまして、本村におきましては原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」以上の財務4表の整備を本村単体及び関連団体を含む連結ベースで、公会計の整備に取り組んでま

いりました。なお財務4表の作成にあたりましては、固定資産台帳が重要な役割を担っておりますが、現行の公有財産台帳等が主として財産の運用管理を目的とし、複式簿記、発生主義会計を前提としていないため、現在価格が明確でない上、すべての資産を網羅することにはなっておりません。そのため、本村の財政を把握し、財務4表を作成するためには、固定資産台帳の整備が不可欠であることから、平成23年度におきまして固定資産台帳の整備を行い、平成24年度に財務4表を作成したところでございます。

次に、現在の制度より何がどのように改善されるかということについてでございます。本村では財務状況の開示や将来を見据えた自治体経営に活用することを目的に財務書類4表を作成したところでございます。財務4表を作成することにより本村が所有するすべての資産と債務が把握できるほか、資産・債務改革や予算編成を含む行財政改革に活用でき、さらに現役世代の負担、将来世代の負担の状況などを明確に示すことが可能となります。完成した財務諸表は資産・債務・管理のほか、村民及び議会に対し、わかりやすい財政状況の説明などに活用することができると考えております。また、固定資産台帳を整備することにより、売却や貸付等が可能な資産を洗い出し、積極的に資産の有効活用を図ることができるようになります。さらに予算編成時に「貸借対照表」における負債削減を念頭に最適な財源調達の組み合わせを検討するために、活用することができると考えております。

次に、平成24年3月31日時点の報告内容と作成完了時期についてでございます。平成24年3月31日時点で「作成中」となっているのは、平成23年度に固定資産台帳の整備を行っていたため、「作成中」の報告をしております。平成24年度は、その次の段階の作業ということで、平成23年度分の財務4表の作成を行ってきたと

ころであり、平成25年2月27日をもって、完了しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。  
生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。  
大梓2番のペリーの旗立岩周辺整備について。

「歴史の道」として国指定を受ける準備中となっておりますが、すでにスタートしている周辺開発との関連はどのようになっているかという質問について、お答えいたします。現在、新垣グスク、宗家の屋敷跡、ペリーの旗立岩を国指定文化財に指定に向けて、地元自治会、地主に説明を行っているところであります。すでに整備されている歴史の道でございますけれども、新垣グスク付近、中城公園内は一緒に国指定を考えております。その他の箇所につきましては、歴史の道近くにある文化的価値のある場所、例えば北上原161.8高知陣地、新垣若南原付近を国指定に向けて調整して行く予定でございます。次に、一帯は、村の中央部の高台になっており見晴らしも素晴らしく、小規模な公園として最適と思われるが、どのような構想をもっているかという質問について、お答えいたします。

文化庁事業での公園整備は、難しいと思いますが旗立岩の前に広場を整備し、団体客に説明できるスペースを設けようと今考えているところであります。以上であります。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大梓、県営中城公園整備の から について、答弁させていただきます。

について、全体計画としては、平成30年度を完成予定しています。用地買収は約75%、施設整備は約35%の進捗となっております。 について、「中城公園整備計画検討調整会議」について、23年度は3回実施しましたが、平成9年3月24日に締結した中城公園の整備促進及び管理運営に関する確認書の協議を進めてまいりましたが、普天間自練問題や北中城村道大城登又

線等の解決には至らなくて、24年度の会議は1回も開かれてない状況です。 について、24年11回定例会でも、答弁しましたが、廃墟ホテル跡については、平成23年度から用地難航事案解決の専門である、財団法人公共用地補償機構と契約し、用地アセスメント調査を行っており、その調査結果を踏まえ、今後は土地収用法の適用も視野に入れた取り組みも検討したいと考えているとのことで、県の都市モノレール課よりは聞いております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 與那覇朝輝議員の質問にお答えいたしたいと思います。

県営中城公園整備事業の 指定管理者等の契約に向けて、積極的にアプローチすべきだと思いがという質問ですが、県営中城公園の管理委託については、平成25年2月25日に沖縄県土木建築部都市計画モノレール課公園緑地班長の平良さん他2名により城跡管理協議会事務局長に中城公園の管理委託の件について、申し入れの説明を行っているところでございます。御承知のとおり、中城城跡の魅力向上を図るためには県営中城公園との連携は新たな観光資源の創出を図るものであり、一体的に完成した後には一体的な管理運営は理想だということ認識しております。そういうこともありまして、先ほど村長からもお話がありましたとおり、基本的には不利益にならなければ前向きに検討していきたいというふうに取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順を追って、ちょっと再質問をしたいと思います。

まずこの公会計制度ですけれども、何と云うんでしょうか、予算書等に去年から出てきているいろいろな固定資産台帳の整備ということではありますけれども、これのモデルというのが

ございますけれども、これは例えば4種類、いろいろな種類があるんですけれども、基準モデル、総務省方式改訂モデル、東京都方式、大阪府方式、これはどれをモデルに作成したか、お伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。  
基準モデルでございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 確か先々週の仲眞議員への回答は改訂モデルと聞いた覚えがあるんですけれども。わかりました。それはそれですけれども、わかりました。それはそれですけれども、この内容について1から3まで重複しながら質問をしてはいくんですけれども、この財務4表というのが出ているんですけれども、先ほど課長は一応一連のことは4表の件を話されていたんですけれども、もうちょっとよくわからないというか、はっきりしないところもありますので、1表1表ごとの名称と大体どういう内容の表なのか、4表をちょっとこれを御説明をお願いいたします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

財務4表を作成しております。まず先ほども申し上げましたけれども、財務4表としましては、「貸借対照表」それから「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」、この4つでございます。貸借対照表につきましては住民サービスを提供するために保有している財産、資産ですけれども、その資産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に対象表示した財務諸表でございます。表内が右と左に分かれるんですけれども、表内の左側に資産、それから右側に負債、そういった関係を示しているものでございます。それから行政コスト計算書でございますが、これは民間企業の損益計算書に相当するものでございます。1年間4月から3月31日までですけれども、行政活動の福祉給

付やごみの収集と言った資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの対価として得られた収入等の財源を対比させた財務諸表でございます。資金収支計算書、これはキャッシュフローとも言いますが、歳計現金の出入りの情報を性質の異なる3つの区分、経常的収支の部、それから公共資産整理収支の部、投資・財務的収支の部、この3つに分けて表示した財務諸表でございます。最後に純資産変動計算書ですけれども、貸借対照表のうち、純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している財務諸表でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 かなり専門的なものでして、なかなか私もよくやっていないところもあるんですけれども、この4表が先ほどのお話ですと2月末に完了したということで、これは当然、県にも報告済みですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

つい先日ですけれども、県のほうからそういう調査がございまして、2月27日付で完了したとの報告をしております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 報告済みということですが、この資料、公会計制度地方公共団体は県の先ほど出ました作成中とか、県のこの前いただいた資料によると、まだ未作成のところは12市町村もあり、あるいは財務書類の整備の求められているというような表現なんですけれども、これは村としての提出作成義務というのはどの程度のものでしょうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

財務4表につきましては、まだ義務として策定しなければならないというふうなことではありません。しかし、村の財政状況を住民並びに

議会に対し、説明するためにはこの財務4表の作成の必要性は高いものと認識をしております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 そういうことで4表ができ上がったとき、これは先ほども不使用財産の売却促進とか、資産の有効活用を内容とする、この資産、債務改革の方向性とか、そういうのを予算編成に生かしていくという話がありましたですけれども、これは具体的にどういう方法でわかりやすく公開するという点で考えておりますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

せっかく作成しましたので、当然広報紙並びにホームページを通じまして村民の皆さんへの公表を考えております。4月の広報紙には紙面が限られているものですから、完璧な形ではないかもしれませんが、とりあえず4月で広報紙を使いまして公表していきたいと。その都度、できれば5月、6月、7月、8月と4カ月に分けて、この4つの表をもう少し詳しく説明できればと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 公表ということでもうちょっと噛み砕いてと言いますか、わかりやすく公表するというのが非常に今求められているといういろいろ周囲の情勢もあるんですけれども、例えば具体的にというのは今から検討されると思うんですけれども、何か構想とか、イメージとか、ありますか。公表の仕方の件。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

まず村としましても初めての財務4表の作成でございますので、まずは我々もそれについての理解もしなければならぬというふうな考えをしております。さらに住民にとりましては、やはり初めて見る用語あるいは表になるかもしれません。ですからわかりやすくするためには用語

の解説。そういうものも含めた公表をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 2月27日にできた分で、例えばプライマリーバランスというのは皆さんもお聞きだと思わすけれども、よく国がこれを早めにゼロにするという。今マイナスなんですね。国自体は借り入れが当然多いわけですから。この件は資金収支計算書である程度出てくると思わすけれども、中城村の場合のこの数値も出してありますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

おっしゃるとおり資金収支計算書の中でプライマリーバランスが示されます。これにつきましては、23年度につきましては、マイナスの表示が出てしまっていますけれども、分析としましては年度によりましてはマイナスが出る年度もございます。但し、それが長期的に続くようであれば非常に問題だとは思いますが、単年度、単年度でおきましては、マイナスが出るという年度もあると、そういうふうに認識をしております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 マイナスとはちょっとショックですけれども、県のこの前もらった資料では県はプラスになっているような感じなんですけれども、これは今の説明でいろいろばらつきの動きがあるということですが、そこら辺はしっかりと分析して何が問題かというのをぜひ改善の方向に持ってってもらいたいと思います。それからこの先ほどちょっと課長おっしゃっていた、この現金主義と発生主義の件ですけれども、これもちょっとわかりにくいんですけれども、簡単に説明できますでしょうか。何が現金主義で、何が発生主義という。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず現在行っています会計の処理は現金主義会計でございます。もちろん現金が発生し、現金が出ていく、そのことのみをとらえて処理するのが現金主義でございます。それから発生主義につきましては、費用、収益の認識を現金収支という事実にとらわれることなく、合理的に期間・帰属を通じて期間業績を反映させる損益計算の方法であるということでございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 説明を聞いてはちょっとわかりにくいんですけれども、例えば私もこれは昨日勉強したんですけれども、こういう感じみたいですね。例えば水道料金で言いますと、料金測定のとかが発生主義の場合の確認時点、現在は現金収入があったとき、収入があったという確認するということですね。ですから現金収入だけでおっかけているわけですね。今月分の検針して、来月入ったら来月入ったという格好で時期のずれがあって民間と感覚が違うというのを年度までだからずれてしまうのも多々あるということで、現金主義と発生主義というそういう関係。もう一つ簡単に言いますと、物品購入の場合、今の役場の現金主義というのは現金を業者に払ったときが記帳時点。ところが発生主義というのは納品があったとき。ですからずれるということで役場等の経理の仕方と民間の経理の仕方が全然違うのを統一しようという感じみたいですので、何となくそういう具体的な例で説明しますとわかりやすいんですけども、今度のいろいろ委託している公会計の委託事業ではどの程度、こういうのは反映されます。現状の公会計のシステム導入によつての構築支援委託事業というのがスタートしていますよね、今現在。これの中では特にそういう発生主義とか、現金主義はタッチしていないと。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

構築事業の支援につきましては、平成23年度

からすでに始まっておりまして、23年度につきましても、先ほどもお答えしましたけれども、固定資産台帳の整備を行ったということでございます。24年度につきましても、このいろいろな収支につきましても、発生主義的な考え方を基に財務4表を作成したということでございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この委託事業は来年度で終わる予定なんですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

これは新年度予算の説明のときにも若干触れたと思いますが、23年度につきましても固定資産台帳の整備、それから24年度につきましても財務4表をつくるための支援事業ということでの予算措置をしてありました。さらに25年度につきましても170万円程度の予算措置しておりますが、そのときにもお答えしましたけれども、二、三年につきましてもその支援を受けていきたいというふうなことで考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今までの大きな流れを修正するということが大変な作業だと思いますけれども、これを今後もこれは県や国としてもまだかちと固まらなくていろいろ検討しながら進めているところもあると思うんですけれども、今後の対応として実施計画は今説明していただいたんですけれども、一つ住民情報、実施計画書に住民情報と財務会計システム運用事業という項目があるんですけれども、これとも関係あるんですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

住民情報につきましても、住民基本台帳であったり、あるいは税関係のシステムのことを言っております。財務会計につきましても、通常我々のほうで予算を執行する場合に使っているシステムでございますので、今回の公会計と

は全く別のものでございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 わかりました。非常に複雑と言いますか、多岐にわたる内容でいろいろ大変だと思うんですけれども、ぜひそれを噛み砕いて公表を非常にわかりやすくしていただいて、予算編成とか、いろいろその他役場のそういう事業に生かしていただければと思っております。

次、ペリー岩周辺に移りたいと思うんですけれども、この内容について周辺事業はスタートしているが現在、委託先とか、委託契約交渉中の先はどれとどれになっておりますでしょうか。ペリー岩周辺の事業計画やっていますよね、事業計画。そのどういうのを計画しているんですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

今、スタートしているのがペリー旗立岩の伐開をいたしまして、その調査を行って、ペリーの岩が大分傷んでおります。その大分亀裂が入っているものですから、それをどのように修復するかということと。そのペリー旗立岩に向かう進入路の計画を行っております。先ほども説明したんですけれども、その旗立岩の前にちょっとした来客者に説明できる広場を設けて、そこに立て看板を設けて来客者に説明していこうということでの今委託を行っているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この事業は、先ほど話していた国の指定を受ける準備というのとは全く別の作業ですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 この事業と文化財に向けて別かということでもありますけれども、その場所も文化財に指定していこうと。文化財指定にされずと用地購入が可能となってきま



す。今の歴史の道の事業では用地購入ができませんので、それをまた文化財指定、国の指定を受けますと用地購入ができますので、その辺が全然別ということではないと思います。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この国の指定を受けるための具体的な作業というのは今後どのような予定をしておりますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 まず国の指定を受けるために地主さん、その地域の同意が必要となってきます。その同意を受けて整備計画を作成して、それに基づいて整備をしていくことになってくるとは思いますけれども、まずその文化財指定を受けますと、先ほど話した用地買収とか、整備費用がまた歴史の道、別の補助事業がもらえることになってくるとは思っております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 先ほど、この地元説明会の件も出ておりましたけれども、そこら辺の雰囲気と言いますか、持っていく方はどんな感じでございますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 現在、地元自治会の役員会で2回ほど説明を行っています。役員会ではほぼ賛同を得ております。ただ、地元のほうで古い習慣といいたいでしょうか、グスク跡を整備等で触るとたたりがあるというふうな話が今出ているということがあります。ただ、我々が今考えているのは、保存整備を考えているのでありまして、開発ということは考えておりません。ただ新垣グスクのほうの一部ちょっと地滑りしているところがございます。どうしてもこの地滑りを止めるためには多少工事を行わないといけませんので、その辺の御理解を得るために、またいろいろ説明していかないとはいけません。あと村外の方が何名かいらしてあります。その方々は個人個人に今当

たって説明を行っているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 今の件で、これは地元というのか、地主に説明している広さはどれぐらいを予定しているかわかりますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 広さは今手元にございませぬけれども、新垣グスクとその隣にあります古屋敷、宗家の屋敷跡を予定して、説明対象者は地主と自治会所有の土地でございますので、新垣区民全員を対象に説明していきたいと考えております。村外に関しましては、その地主さんに説明をしているところであります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは今の地元説明会というのはペリー岩とは直接は関係ないという感じでよろしいですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。

ペリーの旗立岩もグスク近くでございます。ペリーの旗立岩に関しましては、全筆が個人所有であります。自治会の所有であれば区民全体に説明しないとイケないと思っておりますけれども、旗立岩に関しましては個人所有でありますので、ただいま個人と説明して段階でありますけれども、ただ地元説明会ではペリーの旗立岩も一緒に説明はしていこうと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 先ほども光栄議員のときにも出ましたですけれども、広さをある程度広めにとって、前のほうで広場もつくるという計画もあるのであれば、これは国との指定との関係も出てくると思うんですけれども、できたら一括交付金で広々と購入してやっていただければ見晴らし等はだれがも申し分ない場所ですので、ぜひそれは頑張ってもらいたいと思っております。この件に関しましていろいろ例えばマス

コミ関係とかで、このペリー岩の件とかも全然知らないというこういう事業が進んでいるというのが、これは中城村内の人でもわからない人がたくさんいますので、もうちょっとこういう話はとっても歴史の道も含めていいことだと思いますので、施政方針にも非常にはっきり書いてあるんですけども、この実施計画あたりに全く出ていないですので、そこら辺ももうちょっと議員はじめ、いろんな村民の皆さんにもピーアールもしていただきたいと思います。

3点目に移りたいと思います。整備状況についてまだしかし施設設備がまだ35%とか非常に少ないなと思うんですけども、この連絡協議会も24年度は1回も開いていないというんですけども、これは計画はどのように先ほど最終年度30何年とか、課長今話していましたが、最終年度をもう1回確認したいと思うんですけど。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。  
完成年度は平成30年度です。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 用地等はかなり進んでいますけれども、施設関係が相当遅れている感じはしますけれども、この県や北中城村との調整会議等は何の原因でこんなに停滞といいますが、開催できないんでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この調整会議については23年度は3回開きました。その3回の中で普天間自動車の問題、それから大城線の問題がありまして、一番大きいのは大城線の北第一駐車場の村道、ここを北中城のほうは県道に格上げして整備してほしいという要望があって、23年度の調整会議で県は格上げしてはやらないということを出して、その辺で北中城と県と折り合いがつかないということと前に進んでいない一番の要因です。それと

普天間自練の問題ですね。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 いろいろ引っ掛かりはあるとしても、平成30年度はもう近づいてくるわけですので、ぜひそこら辺、もうひと踏ん張りといいますが、このだれがキーマンといいますが、動く人なのか、いろいろあるとは思いますが、ぜひよろしく願いいたします。先ほどいろいろ村長からもありました観光協会の件ですけども、これは事務的にはまだ進んでいないとは思いますが、どういう見通しなのか、どなたか御存じでしたらお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今年度の話の中で両首長の協議の中で将来的な展望の話をさせていただきました。将来的には観光協会の設立が必要だなという話を両首長でお話をさせていただいております。ただ、具体化される分については、まだこれからですので、先ほどにも答弁いたしましたけれども、恐らく25年度にはその話がどういう形でやっっていくかという方向性を見出す話し合いは持たれることになると思いますので、両首長はその観光協会の設立のためには、では今はどのようなことをすればいいのかということを勉強しているといいますが、お互いが話しているという。まだその段階でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 先日、3月17日に北中城ブランドを考えるというシンポジウムがEMホテルであったんですけども、たまたまちょっと時間があったので、回っていったんですけども、そのとき北中城の村長は一生懸命発言をなさっていましたので、非常に前向きだと感じておりますので、ぜひこの件も早めに進めてもらいたいと思います。商工会長安里会長の話では、3年ぐらいをめでんという発言まで

なさっておりますので、商工会と村がどのくらい提携しているかどうかはわかりませんが、3年以内にか、3年後ぐらいをめぐるといようなお話しでしたので、ぜひその際、いろいろ協力者、応援者もたくさんおりましたので、協会設立に関しましては非常に前向きではないかという感触でしたので、よろしくお願ひします。そこで指定管理者等の件、先ほど課長答弁ありましたですけれども、管理協というせつかく立派な組織があつて隣にそういう県営公園ができるわけですから、非常にこちらとしても重要なことだと思いますので、その際、先ほど来ずっと出ていますシルバー人材センター等の活用等を指定管理者ということになればいろいろ応用もきくかと思ひますので、ぜひそういうのも含めて前向きに検討していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（15時21分）

~~~~~

再開（15時29分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて、3点ほど質問させていただきます。

まず平成25年度の施政方針についてでございます。施政方針に掲げられている本年度の施策についての実現に向けての具体的実施計画について、全課にするということは時間的に不可能だということですので、二、三課についてお願ひします。その前に村長に一つ。住みたい、住み続けたい、大きなキャッチフレーズで2期目の当選されて、それをやっていますけれども、

どういうビジョンを持ってそれをやろうとしているのか、そのビジョンについてお伺ひします。施政方針を読んでみますと、抽象的なものが多いものですから毎年同じことが行われている。そして各課の課長の皆さん方は去年の施政方針の検証もしたかどうか。そして私が思うにはやはりそういう施政方針をするには具体的な実施計画、数値目標も入れていくべきではないかと考えて質問をさせていただきます。それでは村長にはそれをお尋ねします。

それでは農林水産課長に農林産業振興の中の農業振興、それにつきましては先日も議員から質問がありましたが数字的なことで毎年、毎年農業振興というのは衰退をしているという状況ですので、そして今年度の予算を見ても、農業振興については計上されている額は本来の整備とか、委託料とか工事費は抜きにして、本当に農業をして飯が食えるような施策が私は見当たらないと思っております。なぜこれを質問するかと言いますと、これは中城村の産業と言えは農業と漁協であります農家の方々が本当に生活できる。あるいは税金、納税できるようなそういう農業生産を高めていくことは村の財政にとつても私はプラスになると見ているんですよ。日本でやっている景気の回復、そういう意味で農業をどうこれから振興していくのか。毎年のこれまでの施政方針を見ても、予算を見ても全くなされていない。ただ言えることは農薬の配布のみと言つても過言ではないかと思ひます。そして、今回また、1,000万円余りの補助がありますがそれも全部JA中城店に丸投げ。一体全体農林水産課はどのような仕事をしているのか。短期、中期、長期の農業振興についての具体的な計画はあるのかどうか。昨日の質問でも後継者がいないと現状と課題については課長は答弁されていますけれども、その課題をどう突破していくか。課題を克服して農業振興につなげていくか、考えたことがあるかどうか。村長も農

業については非常に私は大事だと思っているし、それから農業についてはTTPの問題がみんな心配している方もいますけれども、私は逆に農業はこれからが大事だと思います。特に沖縄県においては観光立県としてやっています。沖縄県にはたくさんの観光客が来ます。その方々の食料事情を見ると観光と農業は大事だと私は見ているんですよ。そういう意味で質問をしていますが、とにかく中城村の農業をこれからどうしていくんだという一つの計画書を持っているかどうか。それと水産業についてもつくる、育てる漁業を推進していきますというけど、抽象的なんですよ。どのようにやっていくのか、以前はシャコ貝の植えつけとか、あるいは確かに私の記憶するところによると漁港の敷地内に養殖をやっていたし、稚魚の放流もしましたよ。今はそれが全くないんじゃないですか、あります。そういうのについても漁業組合と協力していくということですが、どういう形で協力して水産業の振興を図っていくか、具体的にお願いいたします。これからつくるのであれば予算が先なのか、計画書が先なのか。計画書をつくって予算をつけるのか。予算をつけてから計画していくのか、私は計画が大事だと思うんですよ。計画をつくってそれに予算をつけていくことだと思います。

それと2点目、観光についてお尋ねします。村長の大きな公約であります入客数15万人達成について、どのように向けてやっているのか、課長これも村長就任当初の村長の公約でもあるし、しかし8万7,000人ですか。約9万人ですね。残りの数をどうするのか、その辺についてもお尋ねします。そして、その年度ごとの数値目標を持っているかどうか。漫然と構えて観光客を待ち受けるのではなくて、旅行会社とか、営業を行ってそういうぜひ中城城跡を観光のコースに入れてくれとか、そういう要請をしているかどうか。そして民泊事業の現状と課題は

なぜ民泊事業、NPO法人ですよ。今、商工会は今回4回目ぐらいかな、また4月に来月ぐらいあるという話を聞いておりますけれども、その辺の協力体制はどうなっているかですね。

それと企業誘致の促進ということですが、これまで何社の企業を誘致したのか。そして、今後どういう数値目標を持ってやるのか。一体どこに企業を誘致するのか。伊舎堂と泊の下に工業用地がありますけれども、整備もしないでそこに企業誘致ができるかどうか。それと緑化事業の推進しますということですが、どういうプランを持っているのか。企画課長、コミュニティバスの件ですけども、この文章を読んでみますと補助金がなければできないような受けとめ方なんですけれども、独自で予算の見直し等をして、導入できないのか。今、補助金を活用できるように国との調整を進めていくというんですけども、これは可能性があるかどうか。私がいつも訴えたいのは地元の共友タクシーなんかも、まず1年でもいいですからまずテストケースでやってみる。私はこれについて非常に疑問なんですよ。果たしてコミュニティバスは走らせても乗る方々がいるかどうか非常に未知数なんですよ。それを1年間ぐらいまずテストケースでやってみてやらないと。これは回答率も49%ということで、あまり回答率も少ないと思っています。本当に村民が必要としているかどうか、まず実際やってみて確認してみたらどうかと思います。その中で中城らしい風景づくりということもあります。これは15ページ、景観、計画、これはどういう計画を持っているか。やはりそういう施政方針に打ち出すにはある程度のプランとかある程度の構想は持っているはずですよ。ただ、単なる施政方針のための施政方針であってははいけないと思うんですよ。それと税務課、特に村政の経営・運営についてはやはり税金が大事ですね。金がなければ仕事ができないということなんですけ

れども、その中で課税客体的確な把握と徴収に努めてまいりたい。この課税客体的確な把握を実際やったことがあるのかどうか。私も個人的に課長には村内を回ってみますとね、新築、建築許可を受けて建築したものについては課税されていると思うんですよ。増築したり、ちょっと延ばしたりするものについては全くないんじゃないかと言っても過言ではないと思いますよ。そういうのを調査して税の平等ですか、公平にしてほしいと思うんですよ。この辺を今後やっていくのか。お尋ねいたします。

それと2点目、防災計画の見直しと村民への防災意識・訓練についてということで、東日本大震災から、満2年が過ぎましたが防災計画の見直しは、4月ごろに完了するという事で理解していますけれども、しかし、村民への防災意識の高揚とか訓練については2カ年間、ほとんどやっていないと言っても過言ではないかと思えますけれども、奥間自治会だけが自主防災組織を立ち上げただけです。自主防災組織を組織することも村民への防災意識の高揚に大きく貢献すると思うんです。その辺、今年は防災についても予算1カ所、奥間自治会に対する10万円、予算が組まれているようだけれども、今年、何自治会を自主防災組織として立ち上げていく数値目標を持っているかどうか。地域から声が上がらないとやらないと。皆さん方は村民の生命・財産を守る義務があるんですよ。積極的に福祉向上には政策を推進していかねばならないですね。村民の幸せとかそういうやる責任があるわけです。そういう意味で今年は何カ所の自治会を立ち上げていこうとしているのか。この前、課長からお話を聞きましたけれども、今やっているところはサンヒルズ、北上原、この件については今回の防災の見直しについては地震というよりも津波のことが大きく重点にされているわけです。それからすると南浜とか、下地区。北浜、あるいは浜、その地区

が優先ではないかと思うんですよ。どうして地元の方々はあるいは自治会長イコール事務委託者に対して、どういう指導をしているのか。その2年間経過してもこういう自主防災組織の立ち上げできない理由、原因はどこにあるんですか。それと村長にお伺いします。村長、今の状態を見て、ただ見ないふりをするのではなくて、やはりそれはあなたの部下である総務課長に対しては、指示出して早くしなさいと、指示をするべきではないかと私は思うんですよ。責任者として。どういう指示をなされているのか、皆さん方の態度を見ますと全く指示がなされていないと、これは総務課以外でもそうですよ。どこの課長も一緒ですけれども、やはり議会からそういうものが取り上げられたら本当に取り組んでいるかどうか、熱意を持って、誠意を持って示すべきではないかなと思うんですよ。しかし、私は皆さん方の見てみますと、きのう、きょう見ますともう作文を読んで本当に皆さん方は熱意を持ってこれをやっていくか非常に疑問を感じているんですよ。もっと汗を流していただきたい。特に課長の皆さん方には現場を踏んで本当にどうなっているかはしっかり見て、そしていろんなアイデア、企画が生まれてくると思うんですよ。現場を見ないと企画もできないんですよ。アイデアも生まれてこないですよ。そして各課、自分たちの課は何をすべきか、十分この現状、課題、課の任務ですか、仕事は何なのか。特に税務課だったら税収の徴収率を上げていくと、これが大きな課題だと思うんですよ。それと課税客体的調査、これだけやっておけば何もする必要はないと思いますよ。そういう意味で自分の課の重要課題は何なのか。よく認識してもらって、仕事をしていただきたいと思います。総務課長、この辺は答弁願いますね。

それと3点目のこれは村条例にありますように村長の資産公開等のことでありますけれども、

これは政治倫理の確立のための中城村長の資産の公開に関する条例ということですが、これはなぜ就任当初はやっていますけれども、その後、4カ年間出されてないということですが、なぜそれを遵守しないのか。それとこの前、閲覧しましたけれどもいろいろと所得の金額が毎年違ってきますよね。村長職以外に別の職を持っているかどうか。そしてこれは課長、閲覧したら平成25年、この前3月4日の村長発行の所得証明書をつづってありましたけれども、条例にはいろんな項目があるんです。車とか、株式からゴルフ会員権とかあります。そういう様式にのって、なぜやらないのか、そこら辺をお伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1点目の平成25年度の施政方針につきましては、今御質問がありましたので、各課にそれぞれ対応をさせていただきたいと思えます。私のほうに住みたい中城、住み続けたい中城とはという御質問がありましたので、お答えをさせていただきますが、私の公約でもあり、掲げるものの1丁目1番地は子育て支援でございます。子育て支援のしやすい村づくりがイコール住み続けたい中城につながっていくと確信をしております。当然、住みたい中城も含めてですね。その辺の充実が中城の魅力にしていきたいというのがまず1点でございます。そのためには当然、器づくりが必要ですから、きのうの宮城重夫議員の質問にもお答えしましたけれども、法的規制が非常に激しいという部分で、上地区以外、特に南上原地域以外の住宅建築が非常に厳しい。それを踏まえながら法律の拡大解釈といいますか、都計法の34条の解釈、そして私が掲げている優良田園住宅制度の導入で、何とかそれをクリアしていきたいということで、今一生懸命やらさせていただいておりますので、

御理解をいただきたいと思います。あとは防災計画につきましては今、御質問の総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私の資産についての公開ですけれども、これも管轄は総務課でありますけれども、私自身への質問もありましたので、お答えをさせていただきますが、遵守しているか、していないかという部分については専門のほうにお答えさせていただきますけれども、私の所得については、村長職以外に所得があるのかということにつきましては、別途収入がありますので、それも一緒に資産公開をしているつもりでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず施政方針の中で農業振興について、具体的な考え方についての件ですが、25年度におきましては農業の振興としてはまず施政方針のほうに列挙しておりますけれども、とくにかく農業の近代化をすることによって、ある程度、生産高も上げていけるだろうということで、新年度も一括交付金を利用して、キク農家への花口ボ、いわゆる自動選別結束機の購入についての補助もいたします。あとはいろいろ当然ながら農業の収穫物の地産地消、これも所得向上を目指すためにはどうしても地産地消で消費を促すということで、いわゆる朝市も今後も継続して行う計画をしております。あとはさとうきびについてもそうですけれども、先ほども農薬補助についてですが、わずかの金額になるかと思うんですけれども、これまでよりは農家負担をまずゼロにして、村のほうで農薬購入の費用を持つという計画もしております。さらに当然ながら農業を守るためには農地の確保が必要でありますので、これは平成23年度ごろから耕作

放棄地の調査も入れまして、その対策のための再生事業等もまだ面積的には少ないではありますが、実施はしております。あとはこれまでの話はおおむねソフト的な面ではございますけれども、ハード的にはやはり農業用施設の整備、維持補修、そのために当然ながら25年度は農道の舗装整備と排水路の整備も行っていくつもりでございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（15時54分）

~~~~~

再開（15時54分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 農業振興についての具体的な今後課題をどう克服するかということだと思っておりますけれども、かなり難しい課題、私個人としても難しい面があるとは認識しております。先ほども申し上げましたようにいろいろな農家への支援策として、例えばプラスチック、不法投棄防止するための回収事業とか、そういったソフト的な面も一応は事業として計画をしておりますし、あとは当然ながら生産農家等々の組織の育成のための補助も例年行っておりますけれども、継続してやっていきたいと思っております。水産業の振興につきましても、ハード面では当然、漁港しかありませんけれども、漁港整備を行っておりますけれども、それに漁業者の育成のための事業というのが現在具体的な施策としては漁業組合への補助と漁具購入費等への補助、その程度の事業を推進しておりますけれども、今後、施政方針のうたっているように、当然ながら漁場の確保のためには当然、放流事業、以前はシャコ貝等々もやっておりますけれども、前年度は特に村が取り組んだ事業としてはございませんけれども、当然ながら今後検討はして

いきたいと思っております。

次、緑化事業の推進についてであります、こちらは緑化募金の基金を利用しまして各字の当然自治会、公民館あたりへの花とか、それを植える場合の費用を持って補助としております。これまで安里地区で災害跡地、そこのほうでも23年度にはコスモスの植樹祭も行いました。24年度もコスモスの種をまいて緑化に努めてまいりました。25年度も同じようにひまわりになるか、コスモスになるのか、これからまた決定していきたいと思っておりますけれども、そういう形で緑化の推進は行っていきたいと思っております。以上で終わります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員の質問が終わるまで時間延長をしますので、よろしくお願ひします。

次に、企業立地・観光推進課長 屋良朝次。企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣善功議員の御質問にお答えをしたいと思ひます。

まず観光についてということですが、御承知のとおり、世界遺産中城城跡は本村のシンボルゾーンとして位置づけておられまして、観光拠点として整備活用するために、現在保存整備事業やイベント等々の取り組みをしているところであります。その結果としまして、平成23年度は8万4,018人の方が訪れている状況であります。しかしながら、中城村第四次総合計画で目標としている平成28年の訪れる観光客数は15万人には達成するにはまだまだほど遠い状況であります。中城城跡を活用した新たな誘客を図るための魅力づくりが今後、大きな課題となっております。観光客15万人を目指して観光振興を推進するためには本年度は城跡でのイベントを中心に考えているところであります。仮称ではありますが、護佐丸ウォークフェスティバル in ハンタ道を10月ごろに開催したいと思っております。それから一括交付金を利用し

まして、中城城壁のライトアップ事業、それから地域の協力をいただいているグスクの響きエイサー支援、わかていだを見る集い、ツワブキ祭り、それから花のカーニバルの参加等々、ゴールデンウィークのイベント等々を今年は予定をして、開催する準備を着々と進めているところでもあります。それから連携事業としましては、観光誘客拡大事業としまして、それも一括交付金を利用させていただいておりますが、吉の浦護佐丸競技場をプロサッカーチームもしくはプロスポーツのキャンプ地としての誘致活動を進めていきたいと。それに連携して中城城跡への誘客拡大型も図っていきたいと考えております。それから連携事業としまして、特産品の開発、販売、それについては既存に特産品が開発されているものについてはやはり普及活動を進めていかなければならないと考えております。今年度も沖縄自動車道、パーキングエリア等々で販売促進を図っていきたくております。それから城跡での販売も今年度は計画していきたくております。

次に、年度ごとに数値を持っているかということですが、先ほど目標の28年度の15万人の目標であります。

それから次に民泊事業の現状はということですが、民泊事業については現在商工会を中心に民泊事業を行っておりまして、その事業については順調に推移していると考えております。それからもう1事業所、NPO法人による民泊事業の計画がありますが、それに関しては今現在、受け入れ家庭の募集の段階でなかなか集まらないということで、現在課題ということでもまだ実施は至っていないということです。以上については、観光の御質問にお答えをいたしました。

次に企業誘致の御質問ですが、これまで何社、これからどこにという御質問ですが、これまで企業誘致につきましては、代表的な沖縄電力吉の浦火力発電所誘致をいたしましたところ、ま

た関連事業の整備等々を今やっているところでもあります。吉の浦火力発電所については平成24年11月27日に1号機が営業運転をいたしております。今年度25年度5月に2号機の営業運転をする予定であります。そこで一段落の電力の誘致事業が完成するという認識をしております。それに伴って平成24年に関連会社である企業誘致、沖縄プラント工業を泊のほうに誘致し、中城営業所をオープンさせております。これまで企業誘致については、いろいろと誘致活動をしてきましたが、代表的なものについては登又の理容学校の誘致も取り組んできましたが、ミスマッチで誘致に至らなかったということが現状であります。これからの企業誘致はどこにと、場所は特定しているかというものであります。第四次総合計画の中で村土の土地利用の中で商工業エリアのほうに基本的には誘致を考えているところでもあります。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

コミュニティバスの件でございます。本村は平坦地域とそれから台地地域の上下にわかれており、また上下の公共交通がないなど運転免許を持たない交通弱者、あるいは児童生徒に対する課題が重要であると認識をしております。御質問のコミュニティバスの運行についてですけれども、お話しの中で国の補助金を活用してというふうなことがございますが、これは平成25年度の国土交通省補助金の地域公共交通確保対策改善維持事業補助金でございますが、これにつきましては、3月の初めごろに総合事務局の職員との意見交換がございました。その中におきましては、県内から3団体、3自治体はその補助金を活用したい旨の意向が示されているようでございます。本村も含めてでございますが、担当のほうで接触をしておりますが、決して感触は悪いものではないというふうなことで聞いております。実証実験につきましてはすけれど



も、これにつきましては過去にこの補助金を活用しまして別の自治体におきましても2カ月あるいは3カ月の実証実験を行っておりますので、この補助金が活用できましたらその補助金で実証実験を含めて実施をしていきたいというふうなことで考えております。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま新垣議員からもお話がありましたけれども、税務課として今課税のいわゆる客体の適正な把握ですか、それについて常に努めているつもりであります。今年も頑張っているんですけども、1億程度の税収ですか、予算ですか、増ということになりました。ですけどもまたこれ以上に課税客体に対して正確に把握したいと思います。現在お話ししております家屋の調査漏れについてだと思います。これまで毎年いわゆる家屋、新增分については、事前に何回も説明をしたんですけども、いわゆる建築情報、そして法務局からの登記済通知、そして情報を把握し、その部分からある程度、優先的に調査をしています。特に注視して調査確認し、あとは航空写真で資料活用実地調査を行っている状況であります。しかし、今議員指摘なさっているいわゆる建築申請も出されていない家ですね。いわゆる特に建物の増設とか、たまに見られます。この調査漏れに関して毎年、これまで各字ごと、区域を分けて今年は伊集と和宇慶、来年は例えば北浜、津覇、こういうローテーションで調査してきたんですけども、どうしてもやはり家屋調査漏れというのが出てきます。これに関しては極力、こちらとしても努力はしているつもりですけども、出た分に関して早めに対処したいと思います。今後、いわゆる村内では5,000棟ほどの建物があります。ですから今後、恐らく1棟1棟、地道な作業確認になりますけれども、課税客体の正確な把握に努める意味でも、ぜひこれは努めたいと思

います。また、お互いの強化も含め、検討していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災から、満2年が過ぎたが、防災計画の見直し。それから村民への防災意識の高揚と訓練はどうなっていますかという御質問でございます。2年も過ぎました。その中で自主防災組織の結成に向けての事務委託者会議での説明。去年5月に村長を交えて要請をしております。そのあと、事務委託者全員に向けてパワーポイントでの説明を実施をし、その後、奥間、北上原、サンヒルズタウンの説明という経過になっております。そういう中で、奥間自治会が12月9日に結成をすることができました。その件についての新聞、報道、それから村の広報紙等を活用し、村民へのピーアールをしております。この設立に向けてのまだ今年度も同じように去った3月19日の自治会の事務委託者会議で今年度も同じように要請をし、また今年度も実施に向けての協力願いをしております。こういう中で、また6月には奥間自治会を中心とした土砂災害全国統一防災訓練の予定をしております。そういう防災訓練を村民の皆さんにご覧をいただき、意識の高揚を図っていきたくと考えております。ただいま答弁をしました奥間自治会を中心とした防災訓練と11月には平成25年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が沖縄のほうで実施されます。これはもう11月25日から11月27日。主催者が総務省消防庁が主催になります。それに共催ということで九州沖縄が入ります。そういった訓練にも村としても参加する予定になっております。そういう訓練も身近な東浜のほうで訓練を行いますので、そういう訓練も村民の皆さんにも紹介をしながら意識の高揚等も図っていききたいというふうな考えております。

資産の公開についてですが、村長が任期の開始において、資産の公開を義務づけられております。この資産の報告書は就任の日から起算して100日以内に資産の報告書を作成しなければならないというふうになっております。

所得の報告については毎年4月1日から同月30日までの間に、作成をしなければならないということになっております。議員から条例の遵守については御指摘を受けました。その後、指摘を受ける中で自分たちも気づき、作成の記述は遅れましたが、さかのぼって閲覧ができるように準備をしたところでございます。以上で終わります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは順序を追って再質問をさせていただきます。

農林水産課長、いつもの答弁ではなくて今後、短期、中期、長期の農業の振興についても計画書なんかは全く皆さん作ろうという気がないのかどうか、それを数値の目標を立てて、目標に向かって取り組んでいかない限り、私は農業振興はできないと思っているんですよ。10年計画でもいいですよ。5年計画でもいいですから、そして後継者がいないということであればどう後継者をつくっていくか。例えば村費でもって県の農業大学に奨学性を大学に入れて後継者をつくっていくと。認定農業従事者もいるわけでしょう。単なる溝側の工事をしたり、整備をしたりするのはなくて、土地改良は済んでいるわけでしょう。多額の予算を掛けて整備はしたもののその後の活用がなされていない。あなたの仕事ですよ。ひとつしっかり計画を立てて、そして自分で企画立案して村長に上げて、村長の許可を得てやりなさいよ。それはあなた方の仕事だと思うよ、課長の仕事だと。長から言われる前に言われぬ前にやるのが課長の責任だと思いますよ。何のために課長についているんですか。村長から言われる前にやらないと自分

の課は何が大事かはよく考えてやってください。それと総務課長、2カ年も経っても奥間だけですよね。せめて行政が主体となって、南浜、北浜、浜の3区域を一つの区域としてやる考えもないの。必ずこの地域地域に降ろしてやらないといかない。やらなければ自分たちでやるんだと、行政がリードしてやるということ、皆さん方の責任だと思いますよ。基本は皆さん方がやるべきなんですよ。その3地区をまずまとめてやってみる。訓練には職員も動員して計画書をつくって、訓練をすることによって意識高揚が高まってくると。最後はもう自分自身ですよ。より早く、より遠く、より高く逃げていく。そして避難場所もどこだということはある程度決めてから村が訓練企画をしてやったらどうですか。いつまでものんびりしていたら大変なことになると思いますよ。皆さん、これ以上もう言いませんので、ひとつ村が主体となって下地区、特に低地帯の皆さん方の訓練も村が引き取ってやってもらえれば、その地域の人たちもまた自分たちの組織をつくらないといかないなということになろうかと思っております。

それと税の客体について、ひとつしっかりやってください。これは前も情報交換もしたように、ある自治体では徹底して臨時職員を雇ってまでもやって、ちゃんと税収を上げています。税収がなければ村民福祉向上はできないんですよ。金がなければ、これが経営だと思うんですよ。村長が言っている経営はそうではないですか。そして払っている人間と払っていない人間がいるでしょう。知らんぷりしてお家を延ばしたり、改造して延ばしている方がたくさんいますよ。もう嫌われるかも知らないけれども、嫌われても大丈夫ですよ。命までは落としませんので。それと中城城跡のイベントをいろいろ打ちますけれども、イベント打つときに集客をどう集めるかを考えたことはありますか。ただイベントを打てばいいんじゃないかと、どうした

らたくさんの方が集まるかということを考えてことはあります。今までイベントを打ってそれでいいのかどうか、常に検証、そして新しい発想でもって客をたくさん集めるかはやらないと。前年でやったら今年もただそれだけではなくて、その検証もしながら次のイベントに効果が出るようにしないと私はいかがなものかと思うし、その辺を考えてやってくださいよ。もう40年近くも職場にいて。民泊については受け入れ家庭が集まらないということですが、これは確かに私も商工会の場合やりましたけれども、本当に難しいんですよ。その辺は皆さん方がどうフォローしていくかですよ。商工会の名では集まりにくいんですけども、村が音頭を取って商工会と連携してやったらどうかかと。出前行政相談もしながら、普及していくのが大切だと思っています。ひとつみんな汗を流してくださいよ。お願いしますよ。

そしてコミュニティバスについてはもう可能性が大ですか、それともどうですか。100%間違いはないですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

100%ではございません。ただ感触は悪くないというふうなことでございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 前も予算はできるとしながらできなかつたりしましたので、これは確証が取れるようにひとつ頑張ってください。

それと資産公開の件ですけども、村長、あなたは会社の役員していますよね。しかし去年の6月ごろに辞任されていますよね。その辞任の理由は何ですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(16時22分)

~~~~~

再開(16時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 毎年毎年違っているんですよ。所得が、村長の所得というのは固定していますよね。ということは、報酬をもらっているのは確かにもらっていますけれども、これは会社名で出せます。どこの会社から役員報酬をもらっているか出せます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(16時23分)

~~~~~

再開(16時27分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 辞任しましたのは、一身上の都合でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 3カ年間報告してない。なぜ報告していないんですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 正直に申しますと私の頭の中では完全に失念をしておりました。言いわけではありませんけれども、自分の資産にも他人の資産にもさほど興味がないものですから、私はこういうものが村長を就任したときであって、あのときはこういうのがあるんだということでやらしていただきましたけれども、継続的にやるとか云々というのも失念をしておまして、大変申しわけないと思いますけれども、単純に私の頭の中からありませんでした。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長、新聞を見ていれば毎年知事とか、県会議員あるいは国会議員の先生方は載りますでしょう。毎年載っていますよ。これを見れば感づくはずですよ。そして、あなたが議員時分、私記憶しているんですけども、法は犯すためにあるという発言も前ありましたよね。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（16時29分）

~~~~~

再開（16時29分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これはやめましようね。最後に総括として村長に言いたいことは、とにかく部下に任せきりではなくて部下が何をしているのか。課長の皆さん方が本当にやっているかどうか、しっかり把握して、そして自分の政策に沿ってやっているのと、沿ってやっていない場合はちゃんと指導。あるいは監督していかないと私は今の状態を見てもう作文を読んでいるような気がする。こういう施政方針でしたら、みんな各課に具体的な実施計画を出して、前の副村長新垣村長の場合もありましたけれども、建築現場の工程表みたいにどうしていくんだということ、数値目標を入れてやらないと今の10年基本計画ですか、あれを見ても概要しかないでしょう、皆さん方。3年分の概要、予算と概要。県のビジョンを見た場合はちゃんと課題があって、その課題を何年後にどうなっていくかというのをちゃんと数値目標を立てているんですよ。数値目標をうたおうということは、責任が伴うわけですね。みんなに約束したことだから、そういう意味でもこれは当然のことだと思うんですよ、皆さん方は。行政の皆さん方は。ぜひ今後はそういう作文ではなくて、本当に実現できるように目標を高く持って、そして事を進めていくか。そして10年後は基本計画の目標を達成すると。つくったからと言ってそのまま知らんぷりして漫然と時を過ごしていったらいつまでたっても目標は達成できないと思うんですよ。そういう意味で課長の皆さん方も自ら考えて村長を支えて、村民のために頑張ってくださいことを期待して終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（16時32分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第23日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月27日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年3月27日 （午後3時29分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	欠 席
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	10 番	安 里 ヨシ子		
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 9 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に11番 新垣健二議員の一般質問を許します。

11番 新垣健二議員 では、おはようございます。

3点について通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目に児童虐待についてであります。

施政方針の中でも述べられているように、大人が子供の健全な育成を妨げる行為である児童虐待は年々ふえ続けており、前年度においては全国でも約6万件も相談件数があるということで、今や社会問題化しております。本村の児童虐待の実態と予防対策はどのようになっているのか伺います。

2点目、交通安全対策についてであります。

津覇小学校前に歩道橋が設置されているが、高齢者や障害者の方々にとっては歩道橋を利用することは困難であり、歩道橋の下に横断歩道の設置要請はできないか伺います。

次、3点目であります。検討事項の確認ということで、以前質問をした事項がどのように検討され、どのように進められているのか伺います。

として生活道路の改善であります。津覇の178番地横の道路の舗装、そして立川線の排水溝の設置及び昭和興業横の道路の整備はどのように考えているのか伺います。

防災についてであります。防災に対する意識調査は行われたのか、また災害時弱者への対策はどのように進められているのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣健二議員の

御質問にお答えをいたします。

まず、大枠の1番の児童虐待につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。

大枠2番、交通安全対策につきましては住民生活課。

大枠3番の につきましては都市建設課、につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の児童虐待につきまして、これは私の1丁目1番地の子育て支援にもかかわることですので、所見を述べさせていただきますが、今日は傍聴にも民生委員の方々もお見えになっておりますが、その地域で、特に民生委員の方々あるいは自治会、地域でやはり見守っていくことは非常に大事なことだと思いますので、これからもお力添えをまたいただきたいと思っておりますし、いい意味では、いいしがらみをつくって本村は非常にコミュニティーがしっかりいける環境にあると思っておりますので、子供たちの将来、未来にかかわることですので、私どもも、ここは特段力を入れてやっていきたいなと思っております。詳細につきましてはまた所管課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、新垣健二議員の質問の大枠1の児童虐待について答弁いたします。

本村における児童虐待の状況は平成24年度、相談件数では13件で前年度の同程度であります。相談の内訳としましては、身体的虐待が3件、心理的虐待が3件、それからネグレクトが2件、そのほか養育環境の問題ということで5件になっております。

そのうち既に7件については終結をしております。残りについては今、経過を見守っているところであります。

予防対策としましては児童相談所や学校、教育委員会、警察、民生委員児童委員、保育所な

どの関係機関で構成している中城村要保護児童対策協議会を定期的開催して、児童虐待の通報や相談が迅速に対応できるようにしているところであります。

近年においては大きな虐待に至らずに解決する方向に進んでいるところであります。

次に、大枠3番の防災についてでありますけれども、村民全体としての防災に対する意識調査は行ってはおりませんが、24年度、今年度は今、3月までには障害のある人や高齢者などの災害弱者を対象として災害時要援護者実態把握調査を実施しております。調査は民生委員さんのほうに依頼し、災害時において迅速な支援が受けられるようにするための必要な情報を把握することを目的としております。この辺の情報をもとに見守り、支援体制を推進し災害時における要援護者の安否確認や避難支援を関係機関で共有しながら取り組んでいく計画しております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは、新垣健二議員の大枠2の交通安全対策について答弁させていただきます。

歩道橋下に横断歩道の設置要請はできないかということですが、国道に設置されている歩道橋については総合事務局の南部国道事務所が設置管理をしております。横断歩道など路面標示については警察署のほうで設置することになっております。

そこで、宜野湾警察署のほうと確認をしたところ、歩道橋近くの横断歩道については設置しない方針であるということで回答がございましたので、設置については難しいということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。新垣健二議員の大枠3の検討事項の確認について答弁させていただきます。

津覇178番地横については、24年第5回定例会で答弁したとおり3月末までには終わる予定で整備を進めていたところ、現況道路部分に里道敷以外に個人の所有地部分が含まれており、この方が整備する際に排水溝の設置条件で同意するということで時間をかけたのですが、しかし村としては個人所有地への構造物等の設置は後々のトラブルの原因となるために、当初予定の土地改良区までの整備はできませんが、117番地横のT字路交差点から178番地の20メートル間について地権者の同意を得ていますので、舗装工事を行ってまいります。

また、立川線の排水溝の設置の件ですが、定例会で答弁したとおり、地方改善事業での整備を県に要望していきたいと思っております。同事業が採択できなければ石油備蓄施設立地対策交付金等で平成26年度で予定し、整備していきたいと思っております。

それから、昭和興業の横の法定外整備については平成23年度4回定例会で答弁したとおり、村には多数の里道・水路敷が点在しており、通常これらの法定外公共物については整備等は受益者の負担により法定外公共物加工承認申請等の許可によって行うよう答弁しました。ただ、今回のこの場所については集落内からの雑排水が法定外の素堀排水に垂れ流しになっている状況で生活環境も悪いので、新年度で排水の改善に努めてまいります、その工事のときには里道及び水路敷を利用しての工事を行うことから、里道についても環境改善されます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 では、児童虐待のほうからいきますけれども、この児童虐待というのは通告書でも書いてありますが、広い意味では子供たちの健全な育成を妨げて、子供の人権を著しく侵害する、そういうことだと思いますが、具体的に児童虐待というのは、先ほど身体



的とかネグレクトとかおっしゃっていますが、具体的にどういったものが児童虐待と言われているのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

先ほどもありましたように、代表的なものとして身体的な虐待、もう明らかに体罰等みたいなものですね。あと心理的虐待というのは言葉の暴言とかそういうことで子供たちが打ちひしがれる状況の虐待の仕方。あとは、無視したりそういうことで子供が落ち込んでしまったりとかそういう虐待のグループ。それからネグレクトというのはほったらかしの状況、いわゆるもう親が関心を示さない、もうユグリカーカーしていてもそのままの状態とか、そういうグループの。それから、そのほかに養育環境の問題というのがありますが、実は養育環境については親自身の方針、健康面とかいろんな精神面とか能力面とか、そういうところで養育が行き届かないケースがあって、そのようなケースの相談があります。

最近、そういう身体的な虐待等々については少なくなってきておりますので、今後ともそういうところを見守っていききたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今、課長から具体的に説明がありましたけれども、このこういった周りの、村民もこういった行為を見かけたら通報しなさいとか、またそういう疑いがあるときも今は通報しなければならないということになっていると思うんですが、先ほど課長が言ったようにユグリカーカーしているとかそういった生活が大変だろうとかそういうふうになってしまうのが普通、周りの村民だと思うんですけども。また、それと体罰というのは、親はしつけがありますよね、しつけと虐待との違いというのかな、そういうのも大変難しい部分、この通報する側としては難しいんじゃない

いかなと思うんですけども、特に民法の中にも親は子供に対しては必要な範囲内で懲戒をすることもできるというふうなこともあるようでもありますので、このしつけと虐待とどのように見分け方といいますか、判断の仕方が周りの人にはとてもわかりづらいんじゃないかなと思うんですけども、そういったことを見分けるマニュアルとかそういうのがあるのかその辺よろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

そうですね、本当にしつけと虐待のところについては本当に非常にきわどいところだとは思いますが。しつけについては一過性の体罰とか、大きな声とか、一過性の。だけど虐待については継続的にやっていると、例えば泣き声があると、これが本当に毎日泣き声があるというふうな状況とたまに本当に親がしつけで子供が泣いているなというのの違いもあるので、継続性とそういう一過性のとらえ方でやっていますけれども、ただ、通報があるときは村としては駆けつけたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 じゃあ、この村民に対して、この周りの人に対して、こういった行為を見かけたときは通報をする義務がありますよとか、そういったものを知らせる周知活動というのかな、広報活動などはもう行われたのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

通報の義務等が3年前に市町村に通告がされた場合、市町村はそれについて対応すると、それまでは通告については、その児童虐待防止法の中でそれぞれが見ついたら通報すると、そのときは、かつては県のほうに通報することになっていましたので、それが市町村にも通報して、市町村が対応するという法律に変わってき

ておりますので、市町村としては通報の分についてはもう当然とるものだということですが、少し足りないところは今後周知をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 周りの人たちも、もう明らかに虐待というものがわかれば通報することもやりやすいと思うんですが、通報したけれど虐待ではなかったとか、あるいはまた通報した相手と人間関係がどうなるかとか、そういったこともあって、なかなかこう通報をためらう部分というのが多いと思うのですけれども、例えば、通報した場合どういった流れで、どういった調査をしているのか、それによっては通報者も立場が悪くなるようなことも出てくるのかなと思うけれども、調査はどのような調査が行われているのかをお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

通報については、いろんなケースとありますが、いろんな機関、いろんな方々から通報を受けます。隣近所とか、あるいは民生委員さんとか、あるいは教育相談の方とかいろいろ来ますけれども、通報が来た場合においては48時間以内にその現場に行って確認するというふうにうたわれておりますので、村としては48時間以内に現場を訪ねて、状況を確認してその中から当事者の状況を把握できるようにしたいと。その場合において、児童相談所を中心に訪問のマニュアルみたいなものを持っておりますので、訪問に当たってそういう通報者に迷惑がかからないようなとか、あるいは行ったときにびっくりしてしまうようなことがないように配慮しながら、通報の状況を十分に把握して対処しているところであります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この児童虐待は通報だけを待っていても防ぐことはもう、おのずと

限界も、家庭内で起こっている、密室で起こっている部分ですので、通報だけを待ってはこの虐待を根本から防ぐことには限界があると思うんですけれども、このやはり、この見つける前に、虐待が見つかる前に対応するのが重要になってくるんですが、先ほど課長もおっしゃったんですけれども、虐待の起こる原因というのは経済的な問題とか、親自身の心身の問題とか、こういったさまざまな問題が重なりあって、虐待が行われるというふうに言われているんですが、そういった経済的な問題とか、親自身の心身の問題とかそういった問題を抱えている家庭に対して、相談体制とかいろんな支援体制とかそういった事業というのかな、そういうことも行われているのか。

それと、ある調査ではこの虐待が行われている年齢というのはゼロ歳児から就学前が一番多いと、そういうふうに言われていますので、この乳幼児を抱えている家庭に対するこの支援事業というのもまずあれば教えていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

確かにその虐待の原因というのは多々あるんですけれども、今、経済的な面、いわゆる家庭の中で経済的に困窮しているとしても行き先が子供になったりとか、そういうケースが見受けられます。そういう場合は福祉の制度の紹介をしながら経済的に支援をすることによってその家庭が安定していった家族がだんだん仲よくなるというふうなこともあります。そういう支援の部分も進めているところであります。

そして、議員がおっしゃったゼロ歳児からの虐待のほうが多いということで、本村においてもゼロ歳児から6歳児までは8件、これは去年のものですけれども、というふうにはあります。そういう部分もあれなんですけれども、村としては健康保険課のほうで事業をやってい

ます出生後の訪問もあります。その中で子育てに対する不安とか実態の状況とかを把握してきてもらって、その結果、問題のある家庭については福祉課のほうに引き継いで、その家庭についてまた支援体制を整えていくと。特にゼロ歳児からはその分、見つけることが難しいんですけども。それから保育所等についても絶えず注意を払ってもらって、虐待があるような子供さんの発見に努めてくださいと。もちろん、小学校、中学校も同じ体制を持っておりますので、そこで見つけられるケースについては福祉課のほうも一緒になって対処している状況でございます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 このゼロ歳児から就学前が一番多いということですけども、この健康保険課かなこれは、こんにちは赤ちゃん事業というのがありますよね、そういった事業が虐待を早期発見するには一番有効じゃないかと言われているんですけども、事業についての内容。この事業が虐待防止にどういうふう結びつけているのか、こんにちは赤ちゃん事業というのは、どのようなものかお願いします。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

こんにちは赤ちゃん事業については、母子保健推進員さんが出生から4カ月になった赤ちゃんを訪問して、健康保険課のほうにおいては健診等の重要性などを訴えながら、資料等を配布しながらその家庭の状況も見ていただいて、家庭の状況によっては、どういった状況を報告していただくということで、そうですね、虐待という側面からではありませんが、そういうふうなことも含めて報告していただいています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 赤ちゃん事業という

のは4カ月までですよ。これはもっとふやすことはできないですか、半年とか、1年とか、要は個別、各家庭を訪問することが早期発見につながるというふうに思うんですけども、そういうことは4カ月と言わずに、半年までは各戸を訪問していくとか、そういう人事体制を整えればもっと早期発見につながると思うんですけども、その辺を検討していただきたいと思っています。

先ほども話したんですけども、家庭の密室の中で行われる虐待でありますので、なかなか表には出て来ない部分も結構あると思うんですけども、先ほどこんにちは赤ちゃん事業のように家庭を訪問する中で、気になる親子とか家庭があれば保健所とか児童相談所とかに連携をとりながら、生活保護とかあるいは医療機関へ紹介するなど支援につなげていければ虐待防止の早期発見、早期対応にもつながると思いますけれども、今後もこういった事業はなるべく個別訪問する事業をもっと強化していただければと、そういうふう思っております。虐待については以上であります。

次に、交通安全対策についてであります。先ほど課長は予想どおりの答弁でありましたけれども、県内には歩道橋の下に横断歩道があるところが実際にあるんです。要請したらできないということはどういうことかと思うけど、県内には実際あるわけですよ。その辺どうですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 今の御質問ですけども、御指摘のとおり、例えば沖縄県の運動公園前とかそういうところがございます。

これは、宜野湾署からの情報ですけども、横断歩道ができた後に歩道橋ができたということの回答でございました。宜野湾署、今警察のほうでは歩道橋があるところには、先ほど申しましたようにそういう方針で、J A 宜野湾前の歩道橋のほうも再三要請はあるらしいんですけど

れども、そういう方針があるので設置はできないという回答をしているということの回答がございました。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 横断歩道が先にあるところは歩道橋の設置はできるけれども、歩道橋があるところは横断歩道はできないということ、なかなか理解しにくいんですけども、今議会でも高齢化も確実に進んでいることでありますので、大変、高齢者や障害者が不便な思いをしているのは事実でありますので、また、バリアフリーという精神からしても、ちょっとどうかかなというのがありますので、機会があるごとに粘り強く要請をしていただきたいと思います。

次に、検討事項の確認についてですが、都市建設課長、すばらしい答弁をありがとうございました。ぜひ、進めていただきたいと思います。立川線についても、なるべく早くメニューを探してぜひ進めていただきたいと思います。お願いをいたします。

次、防災についてですが、意識調査というのはまだまだということですが、宜野湾市の話聞いたんですけども、宜野湾市では今、防災課というか、総務部にあったものを防災室というのか、専門的に防災に関する課というのか、係というふうな、そういうものが、課というのか防災室というのかな、そういうのが設けたということがありまして、なぜ私が意識調査をやったほうがいいんじゃないかということ以前質問したのは、自主防災組織を立ち上げるのに、なかなか立ち上がらないもので、そういった意識調査をしながら、自主防災組織の立ち上げに結びつけたらどうかという思いがありましたので、そういうお話をしたんですけども、宜野湾市ではこの各自治会に防災講習というものを今やっているようで、各自治会に防災講習を、もちろん人を集めるのは自治会で集めるん

ですけれども、各自治会に特に海岸に近い自治会、6か7自治会ぐらいあるということですので、そこを中心として防災講習、そういったのをやっていて、その中で自主防災組織を立ち上げていくと、そういう取り組みもやっているようでありますので、こういう意識調査が無理であれば、各自治会を回っての防災講習、そういうこともやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に、災害時弱者についてであります。すみません、ちょっと虐待について聞き漏れがあります。

教育委員会にちょっと聞きますけれども、学校で虐待があったということの情報があつたんですけども、実際にこの学校で発見したとか、それで学校では、当然学校でもこの虐待を発見する、発見しやすい場所ありますので、学校での早期発見のための取り組みというのはどのようにやっているかと思って。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

児童虐待に関して学校または先生方には、通告に関する義務があるということは毎年周知を徹底しております。特に発見しやすいのが毎朝の健康観察、それから健康診断、学校医、学校歯科医がいます。そういうときに学校医、学校歯科医にも協力願いをして、変わった様子がある子に関しては情報連携をしていくというふうなことをしております。それから、学校では家庭訪問がございます。家庭の様子を見ながらネグレクトの状況があるのではないかとというふうなことを含めて、定期的に行われる気になる子どもたちへの情報交換等を行っております。それから養護教諭に関しては、毎学期、身体測定を行います。身長、体重、増加ぐあい、それからその子の様子というふうな把握に努めてもらって

おります。

それから委員会としては、この担当者の連絡会、研修会等では周知して、もし疑わしきことがあれば連絡をとり合って福祉課、児童相談所等への通告を行っていき、それから教師への支援、相談というふうなことも教育相談室がありますのでやっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 防災の中の災害時弱者、災害時要援護者についてであります、この今、名簿の作成を進めているということですよ。この名簿の作成については国のガイドラインの中では、この対象者に対する情報収集については3つの方式を示されていると思うんですが、中城は、どの方式で情報収集を行っているのか、それとこの対象者の範囲はどのように決めているのか、今の現時点でいいんですけど、対象者が何名で、この方の対象者の中で第三者への情報の提供を同意された数は何名なのか、その辺聞かせていただきます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

本村においては、3つの方法の中で同意をとる方法ということを実行しております。ほかの市町村では、それぞれの市町村が強制的につくったり、手挙げ方式とかあるんですけども、村は同意の方式ということで取り組んでいるところであります。

対象者としては、国のガイドラインにもある程度示されておりますので、それを中心として、主にわかりやすく説明申し上げますと、身体障害者の方々とか、介護保険法で要支援、要介護になっているの方々とか、あるいは難病等、あるいは避難の支援が必要と思われるケース、また別のケースで発生した分についてもやっていきたい。特に高齢者、いわゆる障害者の中での把握は十分やっていきたい。近年は精神障害の部分の中での必要な方々も出てきておりま

す。

現在、民生委員児童委員さんにこの実態把握の調査を依頼しているところでありますけれども、今、調査の対象者としましては1,125名、その対象者として挙げてあります。

現在、94%の回収しているところですが、その中で村が行う災害時の情報提供、それから支援する方々への情報提供の同意が35.4%、35%が同意ということで、あとの方はいいと。その中にはいろいろ理由があると思うのですが、今、まとめたところは今のところこういう数字になっております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 94%回収して、同意者が35%ですか、何か同意者が少ないように思うんですが、自力で避難できる方々が多いということなのか、ほかにも原因が考えられるのか、その辺わかりましたらお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

回収した中には入院の方もおります。それから不在、実際にはここにはいないと、住民票はあるけれどいないというケースもあります。そしてもう1つは、同意しないというケースには家族ができるというのが多いと思います。どうしてもひとり暮らしとか、あるいは老人世帯とか、あるいは家族が、緊急の場合は手がかかるという方々は同意されると思うんですけども、今そういう形で数字を拾ってありまして、今回最初ですので毎年毎年の実態調査の更新なども含めながら、もう少しまた充実をさせていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 要するに、この同意についてですが、要援護者については同意は得られなくても、災害が起これば支援をしていかなければならないわけですよ。こういった同意を得ることが困難な方々の対策というのはど

のようにやっているか、お願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

今回の同意については、行政以外の支援者が支援を、体制をとるという部分で、例えば民生委員さんとか、自治会長さんとか、地域の方々とかに支援者が確保できたらその人たちにも前もって情報を提供して支援体制をとるというふうな形の同意のイメージであります。今おっしゃった、とれなかった人についてはということですが、これについては村としての確に把握しておいて、別途に持っていて村としてまた体制を整えて支援をやっていくと、これはまだ具体的にですけれども、避難、災害の発生があったら、避難の通知をしなさいとかの分は行政の中でできるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 先ほどもお話があるように、自力で避難できる方々も結構いるわけですが、実際にこの第三者の手を借りないと避難できない、そういう方々の数というのは全体でどのくらいあるのか、何パーセントくらいになるのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

今、調査の段階では同意している方が数として376名、あと実際に同意しなかったけれども、必要な人がいるとは思いますが。これはまだ今、細かく精査しておりませんので、その分についてはまた細かく精査をしまして、その別のグループという形で行政のほうで把握できるように努めます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この要援護者については、今後は個別の避難支援計画、そういったものもつukらないといけないと思うんですが、この自力で避難できない方だけの個別計画を予

定しているのか、それと個別計画をつくっていくまでのこのスケジュールも今わかりましたらお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

避難の方法については、昨年から避難に要するいろんな情報を網羅しています。例えば避難場所の問題、避難箇所、それから支援者、そういう部分を今、登録する1人の方について全項目が入力できるような形で今整えております。その中で、この方はどこに支援する人がいる、どういう人に連絡をしたら支援してもらえると、そういうふうな台帳を整えつつあります。今入力中でありまして、それが今月いっぱい一応ある程度入力が終わって、もう少しまだ精査しながら5月、6月あたりまでにはその部分をもっとわかるように、ただ、個人情報の部分で、すぐあっちこっちに出せるというものではないんですけども、課としてはその状況も踏まえてこの方の支援体制が十分わかるようなことを、1つのものとして持ちながら、そういう説明会についても支援者になるであろう、例えば民生委員さんとか、あるいは自治会長さんとかを含めてそういう説明会も今後やっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩(10時47分)

~~~~~

再開(10時59分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて8番 仲宗根 哲議員の一般質問を許します。

8番 仲宗根 哲議員 8番、通告書に基づ

きまして一般質問をします。

大枠1番、護岸整備についてです。

平成12年ごろ、護岸整備計画の説明があったから設計の施工の変更や政権交代による事業の見直し、また北浜地内では地権者の関係で事業が大分おこなわれていると思います。また、平成26年度までは予算が計上されていると聞いていますが、今後の整備計画の進捗状況はどうなっているのか伺います。

大枠2、道路の整備と維持管理について。

村道、農道、里道また自己開発農道は大分、整備されてきておりますが、農道に関しては和宇慶地区は大体終わっておりますけれども、当間地区がまだ未整備のところがたくさんありますのでその辺も含めて、各字、自己開発道路が、お家をつくるために進入路ですね、自分でつくっている道路です、進入路です。そういうところが各自治会、何カ所かあると、未整備のところは何カ所かあると私は思いますが、今後、整備していく考えがあるのか伺います。

大枠3です、防犯灯の維持管理についてです。

以前に今の水銀灯を役場が各字に設置しました防犯灯はもう30年以上たっていると私は思っておりますが、修理や取りかえ工事等による各自治体においては、この維持経費に負担が大きいと聞いておりますので、何とか予算を計上してそろそろ取りかえの計画もしてもいいころではないかと私は思っておりますけれど、その辺を伺います。答弁よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲宗根 哲議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、護岸整備につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の道路の整備、維持管理につきましては都市建設課、同じく防犯灯の維持管理につきましても都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、大枠1番の護岸整備につきまして、私も非常に北浜のその護岸整備は大変懸念をしていると同時に期待もしているところではありますけれども、何分にも地権者の同意も含めてなかなか遅々として進まないという状況は認識をしております。何とかこれは所管課のほうにも、向こうはしっかり説得をして、納得をしてもらって、ぜひともやろうやということでハッパをかけているところでありますし、私自身もまた、必要であればその地権者も含めた話し合いに臨んで理解を得たいなと思っておりますので、また哲議員の御協力もひとつよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、仲宗根 哲議員の大枠1番目の護岸整備について、 についてお答えをいたします。

県営北浜海岸保全施設整備事業は、平成21年度に事業が採択されておまして、全体計画は総延長で974メートルで、平成22年度に工事が着手され、平成24年度末で延長208メートルが完了しております。全体の21%の進捗状況となっております。また、当初の事業計画での事業期間は平成26年度までとなっておりますが、県のほうに確認しましたところ延長する場合もあり得ると、確認を得ております。

なお、平成25年度には、北側、津覇側になりますけれども、護岸延長180メートルの整備を計画しており、平成26年度からは南側、北浜側の護岸の整備を行う予定です。ただし、北浜側のほうは、整備予定箇所には個人所有の海没地が12筆存在しており、整備を実施するには全地権者の同意が必要であります。これまでの地権者説明会等での状況では、地権者は10名おりますが、一部の同意は得れる見込みはあると思われましても、全員の同意はまだ得られて

はおりません。今後も事業主体である県と地元の北浜地域及び地権者と協議を重ねて行き、事業を予定どおり円滑に実施できるように努力していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、仲宗根 哲議員の大枠2番、道路の整備と維持管理と、大枠3番、防犯灯維持管理について答弁させていただきます。

自己開発道路、占用通路に関しては基本的には受益者による整備となります。特定の受益者のための整備は村が整備するものではありませんので御理解ください。一般の村民、不特定多数の利用に供するべき整備には村による整備を維持管理の範囲で行います。また、今年度も各自治会長から平成25年度の都市建設課に対しての要望書を提出させていますので、優先順位を決定し対処していきたいと思っております。

次、各字の防犯灯の基数及びいつ設置したか、台帳整備がなされていない状況であり、今年度この調査を行い、村全体の把握を行い、議員の質問に対し解決策を見出していきたいと思っておりますが、基本的には集落内の防犯灯は村が設置し、各自治会に帰属し管理している状況であります。修理や取りかえについては財政的に一気にできるものではないので、今後どうするか検討課題として取り組んでまいります。

それから1級、2級の道路については村が管理していますが、中には自治会で管理している箇所もあるとのことですので、これについても調査を行い平成25年度中に議員の質問に対して結論を出していきたいと思っております。

ちなみに1級、2級路線、今管理している路線の防犯灯は村のほうで70基管理しています。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 大枠1番からです。この護岸整備につきましては、今まで設計と施

工というんですか、このやり方が、私の大体聞くところによりますと、3回ぐらい大体変更になっていると思いますけれど、話によればまた去年でしたか、説明会でもばまた何か施工方法が違うということを知っておりますけれども、その辺をもう本当に今回で施工方法というんですか、設計が決まったのかその辺を伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

設計変更等は当初の計画より、当初は現在の護岸敷を利用して直立型を予定してございましたけれども、その後、いろいろ検討なされて、より親水性を持たせるために勾配を緩くして海側に出るような変更となっております。基本的にはその施工法については変わっておりませんが、ただ、今若干、海側に護岸が寄った設計をされておりますけれども、これをまた検討して旧護岸敷跡に戻すかという検討をしているところであります。まだ、決定はいたしておりませんが、そういう県からの確認を得ております。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 平成26年度に北浜地内はやるということでありましてけれども、その今のこの設計、今、課長が言うように護岸側に寄せるといって、こういういろんな施工方法は、大体決まっていると思いますけれど、地権者に対してはいつごろ説明会をする予定なのか、その辺をお聞きします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

地元説明会については、県の今の方針、旧護岸跡に戻すのか、それが決定でき次第また地域のほうにおろして説明会を開催したいと思っ



いますので、新年度に入るかと思えますけれども、近いうちにやりたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 南のほうから南城市、与那原町、西原町、それから北中城村、沖縄市、うるま市は埋め立てをしておりますが、いろいろ公共物や工場、商店街などもあれして今、うまいこと利用していると思えますけれども、中城村においても今後、埋め立て計画の構想を持っておるのか、その辺を村長に伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

突然でびっくりいたしましたけれども、埋め立てというのは、基本的には構想を持っているかということ聞かれますと、今のところは持っていないとしかお答えできませんけれども、何がどこに、どう必要なのかも含めて、一切白紙な状態なものですから、こういうお答えにしかありませんので、御容赦願いたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 なぜかと言いますと、北浜地内は、先ほど課長が言いましたように海没するところに皆地権者がいるんですよ、海のほうも。そういう意味で今後埋め立て計画がなければ地権者にも、いろいろとそういう事情ということで、埋め立てなければこの土地生きてきませんので、護岸整備が私は地権者に対しても同意が得られるんじゃないかと思えますので、ひとつその辺も含めて説明会にはひとつ、そういうところ、村長の今の答弁にもありましたように、このように説明会のときはそういう説明もして、できるだけ早目にこの地権者の同意を得られるようにひとつ努力して行ってほしいと思えますけれども。いろいろとあれですけど、なぜかと言いますと、この護岸は多分、整備されてから護岸がつくられて多分、60年近くはなると私は思っております。いろいろとまた今また、津波等の災害もありますので、ぜひ早目に

護岸整備を県と調整してやっていただきますようお願いいたします。これについてはこれで終わります。

2番目です。道路の整備についてです。

課長は進入路は個人でやると、整備するという回答がありましたけれど、しかし私は、いろんな土地も自分の土地をあけて、お家もつくって税金も払っておりますので、ひとつ何とかその辺を、各字、自治会長を通してでもいいですから、要望書にもこの事務連絡をして、ひとつせめて舗装だけでも、側溝はいいですので、ひとつ何とか、アスファルト舗装だけでもできないのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

自己開発道に関しては、確認申請の中で専用道路、自分たちであけて家をつくりたいというので許可していきますので、個人の財産に役場の公金を使ってアスファルトというのはどうかと思います。接道部分の村道の維持管理については村のほうでやっていきますけれども、個人の道路部分については受益者で負担をしているところですので御理解をもらいたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 優良田園住宅問題でも、村長がおっしゃいましたように、要するにいろんな農振法とかあるように、これを拡大して解釈を拡大しているいろんな面でやるとおっしゃってありましたし、また村長が施政方針にも目指しているように、中城村が住みたい村、住みよい村、住み続けたい村にするためにも、お互いのこの生活道路ですので、ひとつその辺も含めて何とかできませんかね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたけれども、やっぱり自己開発道については受益者負担でやっていただ

きたいという思いでいっぱいです。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 さっきも言ったように、何かできるんじゃないですか。

今言うように、村民に対してもちょっと配慮がほしいという意味ですよ、よろしく願います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 再度答弁します。

都市建設課のほうに、支援事業があります。これ各自治会で資材費を要求して、各自治会でやるというのであれば資材費は提供していきますので、各自治会で自己開発したところを整備してほしいということですので、よろしく願います。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 わかりました。資材提供の場合にはひとつよろしく願います。もう、余り言ってももう、大体同じです。

次に、防犯灯です。先ほども言いましたように、今の水銀灯は多分、各自治体この維持経費に負担が私は大きいと思っています。いろいろと予算も厳しいはずでありますけれども、先ほども課長が言いましたように、ぜひこの取りかえの予算を計上して、平成25年度はこれに向けて頑張っていたいただきますよう、よろしく願います。

この防犯灯、水銀灯ですよ、1基大体、電気料が月幾らぐらいか課長わかりますかね。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（11時20分）

~~~~~

再開（11時20分）

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

各自治会の電気料金については把握していませんけれど、公共でやっている電気については1基500円か700円の低額料金でやっています。

以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 何ていいますかな、ハロゲンと言った、あれは大体300円、500円ぐらいでしょうね、水銀灯は1,000円ぐらい1基やりますよ。1,000円近くやっていますよ。そういう観点から、私が言う、今はもう省エネということで電気の消費量も抑えるということで、エコの時代に来ていますので、ぜひ、この今の水銀灯をハロゲンというんですか、今のこの電柱にくっついているやつ。LED、そういうものに取りかえてほしいと思います。

先ほど維持管理は各部落でやっておりますけれども、しかし、何とか予算を計上してできないのか再度よろしく願います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

明日、道路ストックの予算の追加議案が上がってきます。これの予算が2月26日に国のほうで可決されまして、道路ストック老朽化事業ということで、新しい事業が出ましてこの中で873億円という大型補正が組まれて、各市町村における予定をしています。その中でも道路ストック老朽化対策は点検だけを実施する場合や、緊急補修のほか、道路照明ですね、LED化なども含んでいますので、この事業が採択できればLEDで防犯灯の設置ができるものと大きく期待しています。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 今の答弁でわかりましたけれど、もし、今の予算でもし計上できない場合は、この村道、農道、河川とか排水路の維持管理でやっています。安全で快適な環境づくりに努めると書いてありますし、またこの地域対策として共同で整備するときはこの機材等を提供すると、今までもやっておりますけれども、この防犯灯についても機材提供はできるのかできないのか、その辺を伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 基本的には、今、自治会で管理している防犯灯については壊れた場合は、新設する場合は村のほうでやっていますけれど、今のところは機材については提供していません。今後もさつき答弁したとおり、25年度にかけて調査して、どういう対応をするのかということで結論を出していきますので、この1年待っててください。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 私はだから機材の提供をお願いしているだけです。機材は提供できるんじゃないですか、イエスかノーで答えてください。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 機材の提供については今のところ行っていませんので、それも含めて前向きに検討していきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 この道路の整備については、機材の提供をやっておりますので、ひとつ防犯灯の機材の、設置は各自治会でやると思いますよ、電気屋さんいっぱいいますから、とにかく機材の提供だけでもやってもらいたいと思います。なぜかと言うと、小さい部落は年間の予算をこの区費で補っているものですから、まだ収入がないものですから、この維持管理についての経費は大変負担になっているのですよ。その辺も含めて、ひとつ当局の考えを改めてぜひ村長の目指す、住みよい、電気もつけて明るい村を目指して頑張ってください。

いろいろありますけれども、ひとついろんなサービス向上、いろんな面で村民のために当局も村長を初め、一丸となって頑張ってください。

5分前で終わりますけれども、私の今までのこの観点から、那覇から西原まで来れば夜は電気もクワクワしてついているんですけども、ニューマンからこの辺はすぐ真っ暗ですよ

ね。だから国道329号の街灯も少ないし、また護岸の整備も何か中部地区では一番最後に何か後回しされているように私は感じられますし、いろいろと何かしら県の事業の一番けつに来ているように私は感じられていますし、その辺も含めて、おくれをとらないように先手、先手と、村長がよく言いますように先手必勝ですので、先手でひとつと県との調整もいろんな取り組んで、村の発展のためにお互い、みんなで力を合わせて頑張っていくように、お願いを申し上げて私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で8番 仲宗根 哲議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時28分)

~~~~~

再開(11時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 こんにちは。12番、宮城治邦です。通告書に基づき一般質問を行います。

質問に入る前に、この共同住宅の水道料金格差問題の経緯について私見を述べたいと思います。

平成4年6月ごろ、水道料金の格差について、水道課の職員に相談したことがあるが、条例に基づいて料金は徴収しているので問題はないとこのことで、これ以上の説明はありませんでした。

それから平成18年、21年の当議会で2度にわたり水道料金の格差問題を取り上げてきたが、格差是正の条例改正もなく現在に至っております。

厚生省は昭和38年に共同住宅における水道について、各都道府県に対し格差が出ないように便宜的処置を図るよう、県に通知し、県は関係市町村に対し周知指導を行っております。しか

し、当局は県からの周知指導を無視して現在に至っています。

水道事業は、電気事業、ガス事業と同時性格の広域事業であり、個別的にメーター検針、料金徴収を行うことが原則であると認識しております。

地方自治法第10条住民の基本的権利、義務や水道業者の責務である周知義務に違反はしていないか危惧しております。

地方公共団体は法令を遵守し、住民に納税の義務だけを負わずのではなく、等しくサービスを提供する義務があり、適正に行政運営していくことが最大の責務と使命であると考えます。

それでは、1点目の水道料金の格差について伺います。

戸別住宅及び県営団地と共同住宅との水道料金との格差があるがなぜか伺います。

水道料金の格差は不平等であり、地方自治法第10条住民の意義及び権利義務に抵触はしないか伺います。

昭和38年に厚生省環境衛生局水道課長通知で、各都道府県の担当部局に対し、共同住宅における水道についてメーターの検針、料金の徴収に関し、この旨関係市町村に対し周知指導を図りたいと、最初に通知があったのは何年何月か伺います。

県の周知指導にかんがみ、共同住宅の水道料金の算定において格差是正をしてこなかった理由について伺います。

共同住宅設置者の社会的貢献度及び共同住宅がふえている現状をどう認識しているか伺います。

現行の料金制度では、下水道を接続した場合にさらに格差が広がり、下水道料金の算定基準からして、下水道接続推進等に問題はないか伺います。

平成18年3月及び平成21年3月の定例会における共同住宅の水道料金格差問題について、

前村長は重要な問題提起であると考えて、真剣に取り組んでいきます。また、現村長は、水道料金に差があれば、次年度は是正に必要な条例改正等をやらなければならないと思っておりますと、それぞれ答弁されましたが、真剣に検討されて来られたか、伺います。

次2点目、久場崎地域の海浜活用について伺います。

この地域の海浜は村内において唯一きれいな砂浜が広く残っている場所であり、海浜や海を利用したマリンスポーツが行われているが、海浜を整備して有効活用する考えはないか。

国際的なスポーツとしてビーチバレーやビーチサッカーが代表的なスポーツとして有名ですが、海浜を整備してキャンプ地として誘致する考えはないか。

中城湾景観条例にかんがみ、県の高潮対策事業で護岸整備が実施されて、村内外からも多くの人が遊びに来る場所となっています。しかし一番の悩みは、便益施設がないために不便であります。例えばトイレですね、地域活性化の一環として便益施設を管理していく考えはないか伺います。以上、簡潔な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、宮城治邦議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の水道料金の格差問題につきましては、上下水道課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、久場崎地域の海浜活用につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私の所見といたしますか、御質問の水道料金につきましては、議員おっしゃるとおり、水道料金に差があれば是正をしていきたいという答弁をさせていただきました。

真剣にこの件は検討を重ね、そして後ほど詳細はまた答弁させていただきますけれども、何

とかめどが立ちそうだということで次年度から着手をして、早目にその是正の改正に取り組んでいきたいという結論は出しておりますので、それにつきましてまた答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは、宮城治邦議員の質問にお答えいたします。

水道料金の格差について。戸別住宅及び特殊集団住宅（県営団地）と共同住宅との水道料金に格差があるのはなぜかと伺いますとのことですが、水道料金の算定は、村給水条例の算定基準により、村管理の水道メーターごとに行います。戸別住宅以外の県営団地や共同住宅において、集中検針システムの装置がある場合があります。もしくは給水装置申込時に、各戸別に村管理の水道メーターがある場合には水道料金との格差はないと考えられます。しかし、上記以外の共同住宅については、親メーターのみで水道料金の算定を行うため、格差が生じるケースがございます。

水道料金の格差は不平等であり、地方自治法第10条住民の意義及び権利義務に抵触しないかと伺いますとのことですが、村給水条例における算定基準により、村管理の水道メーター使用者に対し、水道料金の算定を行っておりますので、抵触しないと解します。

しかし、共同住宅において、村では親メーターまでが検針の対象となるので、大家もしくは不動産会社が管理する子メーターまでの検針を行い、水道料金の算定を行った場合には、水道料金の差額が生じる場合があります。

昭和38年厚生省環境衛生水道課長の通知で各都道府県の担当部局に対して、共同住宅における水道について、メーターの検針、水道料金の徴収に対し、関係市町村に周知指導を図られたとの通知は何年何月にあったか伺います。

本県が本土復帰する以前及び本村の水道事業

が昭和42年の以前の通知文書であり、関係文書等の確認作業を行っておりますが、発見できず、現段階では通知があったか不明です。

通知文書が不明により、過去に県の周知指導が行われたかどうかは定かではありませんが、共同住宅も村管理の親メーターまでの検針を行い、水道料金の算定を行っておりますので、戸別住宅及び県営団地（集中検針システム）との算定基準の誤差はございません。しかし、親メーター以降の大家、もしくは不動産管理の会社が所有する子メーターについては、親メーター検針と比較した場合には水道料金の格差が生じる場合があります。

5番目ですね、本村の区画整理事業等により、住環境整備により、サンエー等の商業施設の立地及び共同住宅を含む住民が増加しております。これに伴い、水道の需要、供給も増加している状況でございます。

6番、下水道料金は水道料金とあわせて納めていただいておりますが、その算定基準は水道料金とは別々に行っております。よって、下水道接続の面から接続推進への影響は少ないと考えます。

7番、水道事業の検討内容としまして、去った平成21年度に水道事業の経営診断を行い、連合使用料金制度の導入を含め、水道料金の改定の検討を進めてきましたが、同制度を適用した場合に年度間で約1,500万円の減収が想定されるとともに、大口使用者である琉球大学において再生水使用による水道使用料金の減収もあり、財政事情の面から同制度を導入すべきか検討を重ねてきました。また、他の市町村の実施状況も踏まえ、今後の水道事業を見据えながら導入に向けた条例改正、水道料金調定システム改修及び精査等の関係も調査し、平成26年4月以降に運用できると考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、宮城治邦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

久場崎地域の海浜活用について、海浜や海を利用したマリンスポーツ等が行われているが、整備して有効活用する考えはないかという御質問ですが、近年、久場崎地域の海浜活用は、都市近郊に位置する地理的条件によりマリンスポーツや外国人観光客から人気の高いパラグライダー遊覧飛行等国内外からの観光客が増加しております。ちなみに、24年度は1,000人参加利用者がいます。

当該地区の整備及び新たな観光資源の開発によって、魅力ある観光振興・地域経済の活性化が図られるものと考えております。ですから、整備は必要と考えております。

次 ですが、海浜を整備してキャンプ地として誘致する考えはないかという御質問ですが、現状においては国際的なスポーツキャンプが可能であれば検討をする考えであります。しかしキャンプ誘致にはやはり施設等の整備、それと地域の御協力が必要だと考えていることから、当該地については、地域要望に応じて村民の憩いの場や観光客が楽しめるビーチ整備が必要ではないかと考えているところであります。

次に ですが、沖縄県の高潮対策事業で護岸整備が実施されているため、村内外からの遊びに来る場所になっていると、一番の悩みは便益施設がないために不便を来しているということですが、久場崎海岸の整備については沖縄県において海岸保全施設整備事業によって護岸整備が行われている状況であります。確かに便益施設等の整備補助金が現在ない状態であり、平成25年度沖縄振興特別推進交付金事業で採択できるのか、担当課のほうと今現在調整をしているところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時45分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 こんにちは、午前引き続き再質問をさせていただきます。一応、順を追っていきますので。

まず、地方自治法第10条住民の意義及び権利義務、その中で住民の権利義務はどのように規定されているか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それではお答えいたします。

地方自治法第10条で住民とは当該市町村区域内に住所を有する者であり、またその属する地方公共団体が行う役務の提供を等しく受ける権利を有し負担を分任する義務を負うこととされております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま、水道課長からありましたように、住民は役務の提供を等しく受ける権利を有するということですね、それ格差があるということは、本当に権利の提供を等しく受けているかどうか。それが私は大きな問題だと思います。

次いきます。地方自治法第228条第3項と、村水道事業給水条例第43条の法的趣旨、どのように解釈しているか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

水道の利益を受ける使用者が不正な行為を行うことのないよう設けられた罰則規定であり、それが水道事業の健全な事業を行う上で必要であると解釈いたします。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁でちょっと補足しますと、こういった不正に水道

料金を使用した場合には、5倍の料金を科すというふうに条例は定めていますね、それをよく頭に置いてください。

次にいきます。平成21年の3月定例会において、当時の水道課長は昭和38年の厚生省通知として共同住宅の水道料金について各居住者の子メーターを戸別的に点検し、各居住者からのみ徴収し、子メーターの水量合計と親メーターの水量との差に応じた料金は徴収しないと答弁はされていますが、水道メーター検針、料金徴収等の現状を伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

連合使用料金制度を適用していないため、実態に即しておりません。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 現状は、現行の逦増料金方式で徴収、メーター検針をしているということは、先ほど言っているんですね、この厚生省のあるいは県の周知指導に従っていないという結果になっています。これが大きな格差を生んでいます。

共同住宅の水道メーター検針、料金の徴収等において実態に即して便宜的処置を取ることが望ましいので周知指導は図られたいとの通知がされているが、共同住宅設置者に対し周知をされたか、されていなければ水道事業法の周知義務違反にならないか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

現在、未実施のため周知指導を行わなかったということが現状ですが、議員が御指摘のとおり不作為に当たると思います。今後、制度を行う際は漏れなく周知を行う考えでございます。

しかしながら、現在の要望があるなしにかかわらず、給水工事申し込み時に共同住宅の子メーターの検針は行っていないことと、親メーターと子メーターとの差額料金が生じる旨の説

明を行い、集中検針システムの設置を施主に対してお願いをしております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その周知義務については水道事業法にあるんですが、まず規定としてこの供給規定の設定義務、それから適合すべき要件、それから周知義務、それから変更手続等、課長の討論の中に不作為と、不作為ということはやるべき行為をしなかったということですね。これは法律違反になるか、ならないか、伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 法律違反になります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの課長の答弁は、不作為は法律違反になると。そこまで課長は堂々と法律違反するということ、今まで当局は放置してきた。その責任の重大さというのをわかっているかどうか。先ほど答弁があったのですが、平成26年4月1日から施行実施したいと、これはゆゆしき問題です。

次いきます。共同住宅で役場の水道メーターを設置して、戸別住宅同様にメーターの検針及び料金の徴収をしていると聞いているが、その実態は何件あるかお伺いします。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えをいたします。

津覇、伊舎堂県営団地を含め6件です。内容等につきましても、給水装置工事に戸別に水道メーターを設置していることと、各棟の水道使用水量を遠隔検針する装置、集中検針システムを使用して検針を行うことができる状態であるためです。しかし、集中検針システムを設置していない共同住宅においてそういった格差が生じないように、早目に条例を改正し取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの課長の答弁を聞いていますと、同じ一般の共同住宅であっても4件については役場が戸別にメーター設置をし、この料金の徴収もしている。なぜ、このような事態が生まれたのか、これはある意味、大きな差別です。水道料金と言うのは、村民の生活にかかわる問題です。なぜ、そういうふうになったのか、その差別はないのか。その点で伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

集中検針システムの設置については、給水申し込み時に、その選択権が施主にあるわけですから差別にはならないと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そうであるならば、じゃあ、どのような形で、今2通りということですね、選択方法として設置者の。設置者に対してどのような方法で周知をされたか、それを伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

集中検針システムについては、平成4年度以降、また戸別に村管理の水道メーター設置については、水道メーターの設置申し込み事前に説明を行っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁からしますと、一応、申し込みの時点で、そういう周知をされたら、その格差があるということを知って、共同住宅の設置者はそれを同意されたのか、同意されたという証拠がありますか。これちょっと私は、言いわけに過ぎないというふうに思う。これは答弁はいいでしょう。

次、この平成4年というふうに今話がありましたけれど、その平成4年に水道事業告示第1

号で特殊集団住宅、県営団地のことをいいます、における水道の給水に関する特別規定で、戸別住宅と同様の取り扱いにするように制定されていますが、県営団地と一般の共同住宅、その目的とそれから用途の違いはあるか、何なのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

県営団地、一般の共同住宅とともに用途の違いはございません。ただ、津覇、伊舎堂の両県営団地におかれましては、平成4年4月1日施行の特殊集団団地における水道の供給に関する特別措置規程による水道使用水量の遠隔検針をする装置、集中検針システムを使用しております。また、一部の一般の共同住宅におかれましても同規程に基づく集中検針システムを導入しているところもございます。平成4年の当時に連合専使用料金制度の議論が行われたかどうか定かではありませんが、戸別住宅との差額を解消すべき条例の改正が必要で早目に条例改正を取り組んでいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この質問は県営団地と一般住宅との目的、用途の違いがあるかという質問をしたんですが、違いはないと。しかしながら水道料金に格差があるというのであれば、これはもう差別であります。そういうことで職務全体が不作為であります。

次いきます。戸別住宅と共同住宅の水道料金格差は何年何月から知っていたか。それを伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

私自身が当課に配属された時期で、平成21年度と認識しております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次は村長にお伺いしますが、村長は平成21年3月定例会で、先ほど



もちょっと質問したんですけども、ちょっと関連しますが、共同住宅の水道料金格差問題質問に対し、水道使用料に差があれば当然、条例改正も次年度はやっていかないといけないと思っていますと、答弁されております。

その水道料金格差問題の処置について、水道課にいつ検討するよう指示されたかお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

いつ検討するよというものまでは記憶にはないですけども、常に事あるごとといいますが、この分については我々の気持ちの中では何とかしないとイケないという話がありましたので、それが正直なところずるずるここまで来てしまったというところでございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 検討していたのは定かじゃないということです。

次も一応、村長にお伺いするんですが、共同住宅の水道料金問題について、7年前からの経過を踏まえ、何の対応もしないで放置してきたことが多くの住民の方々に不利益になっていることは重大な問題だと思います。当局の職務怠慢によってなすべき行為をしなかったことによって、当事者が不利益をこうむったということであれば住民に対する背信行為であり、不作為だと考えます。これまでの不当な過払い分について、例えば税法の問題であれば過誤納金に対する還付の法律、制度もあります。大体、似たようなものですね、その不当な過払い分についてどのように処理をして責任をとるか、村長の所見を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

本件につきましては、法的な部分でどこまでの規定で、罰則金規定も含めてどういうものがあるか、精査をして判断をしていきたいと思

います。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ぜひ、十分なる法的な精査をしていただきたいと思

次、水道料金のメーター検針及び料金徴収で連合専用給水装置を適用していない中部市町村で適用していない市町村は何団体あるか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。本村と北中城村でございます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 参考までに、私のほうで話をしておきたいと思

議員の皆さんのお手元には、資料として配付してあると思うんですが、その連合専用給水装置制度の実施状況ということで、今、課長の答弁のとおり中城村、北中城村は未定であると。中城村は今日の答弁で、平成26年4月1日という話ですが、北中城のところ聞くところまだ未定であるというふうに聞いております。読谷村が平成5年6月、西原町昭和61年2月、嘉手納町平成19年4月、そこは連合専用給水装置じゃなくて、嘉手納町を確認したところ、集中検針システムを採用していたというふうに聞いております。宜野湾市が昭和60年6月、沖縄市が昭和61年4月、うるま市が平成17年4月、浦添市が昭和60年10月ということで、このように中部町村内では、もう実施導入の実績があるんです。今、言いましたように昭和60年だと今から二十六、七年前ですよ。こういうことを、これ長いこと放置してきたということは、行政の大きな責任だと思いますよ。

次いきます。2月中旬ごろ、今年に入って2月です。中旬ごろ、沖縄県環境生活部生活衛生課水道班から、共同住宅の水道料金について電話で質問があったと思

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。  
県生活衛生課からは、共同住宅における水道料金の算定方法について問い合わせがあり、中城村では親メーターの検針による算定、それから集中検針装置の設置での戸別検針による算定があると回答をいたしました。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 私は、県的生活衛生課ですか、その水道班の担当職員2人とお会いして、その辺の話を聞きました。私が行くときにはもちろん電話して行きましたので、行くときには県の担当職員は中城村に電話を入れましたよと、どういう話をされましたかと聞いたら、もちろん今課長が答弁したことは間違いではないんですが、今他の市町村で採用している、導入されている連合専用についてちょっと話をしたと、そしたら今現在、準備中であるというふうに私は職員からは聞いております。

その後、電話はありましたか、2月、3月に入ってから。

これないですか。

次いきます。村内の共同住宅設置者の数人の方々から、水道料金の格差について相談があります。住民の皆さんは一律に疑問を持っておられます。地方自治法の趣旨からも住民への公共料金の提供は公平公正に平等でなければならぬと考えます。水道課においては、水道事業給水条例の改正に向けて、連合専用給水装置の水道料金の検討をしていると思います。厚生省の周知指導にかんがみ、水道給水条例を改正し、先ほど答弁があったんですが、こっちの強い要望として平成25年度4月1日から他市町村同様に適正に実施していく考えはあるか、それを伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

訂正します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

条例改正が先になると思いますので、早速その条例の改正の時期をかんがみながら、恐らくですけれども、どんなにおそくとも来年度、26年の4月からは間違いなくいけると思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 課長、先ほど、初期の答弁の中で平成21年度に検証をし、検討をしていったと。その結果、年間で琉大の再生水は除いてですよ、年間で1,500万円の減収になるという答弁をされていますが、その1,500万円を考えてみた場合に、この1,500万円というのは、これ共同住宅設置者が負担する理由があるのか。あるいは村はそういう不当な水道料金を徴収する権利があるのか。その辺はいかがですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

不当なものでやったということではなくて、条例にのっとってやって、その条例元にある条例を今回、改正させていただきたいということでもあります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 じゃあ、お聞きしますが、村長は平成21年度のこういう格差があれば、次年度、21年度ですから次年度は22年度ですね、22年度には条例改正もやっていきたいという答弁をしておりました。それはうそなんですか。お尋ねします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

その当時、議員から指摘があったものを私も課のほうと一緒に精査をいたしました。その当時、すぐ条例改正に入るとことはきわめて困難な状況だったというのを、これ議員もおおよそ知っていらっしやると思いますけれども、そういう事情でもって、今回は何とか

いけるんじゃないかということの結果が出たものですから、条例に改正に踏み切ろうと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 私がいろいろ調べたところ、今回の中城村の水道課が検討されてきた、連合専用給水装置という水道料金の算定する上で、そんなにシステムをたくさんかえる必要はないと思います。そこに莫大な資本投資というかな、お金を投じなければならぬということもないと思います。ちょっとした考えなんです。いわゆる工事をやり直しなさいじゃないんです。これが今、県や国、あるいは今中部、先ほど言った中部の市町村が採用している連合専用ということ。今、皆さんが話をしているの、これをやらなかった理由として、この4年間猶予、4年でも長いですよ、村長、議員にしても1期の任期ですよ。4年間でそういうことができなかつたって、これ単なるへ理屈です。やる気があればできる、3カ月では、こんなにお金がかかる予算を要するような、そういう制度でもないしシステムでもない。なぜそういうことが4年間も放置されてきたのか、そういうことで村民、住民に対してどれだけの迷惑をかけているのか、その反省は一つもないということ。26年の反省は。

次にいきます。水道課においては共同住宅の水道料金の算定について、連合専用給水装置方式を検討されていると思いますが、現行の逓増料金方式とはどこがどう違うか、また、連合給水装置とはどのような水道料金算定方式になっているのか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

一般の共同住宅について、村では建物全体の水道メーター、親メーターまでの検針を採用しているため、その親メーターの使用水量の合計で水道料金を算定しております。

通常、一般住居は用途が家事用として水道料金を算定しているため、月間使用水量8立方メートルまでは基本料金の1,170円で、9立方メートル以上は逓増料金となります。しかし全体の水道料金が各戸の住居分の基本料金が加味されていないので1戸建て住宅との差額が生じるケースが発生します。具体的な例を挙げますと6世帯の共同住宅の月間使用水量が180立方メートルの場合、現行では4万70円となります。各戸平均で4万70円を6世帯分で割って、1世帯6,678円になります。連合専使用制度を適用した場合には月間の使用水量の量が180立方メートルを6世帯で除して月平均30立方メートルを求めます、1世帯当たりの水道料金を算定した場合、5,670円になります。適用した場合、5,670円、適用しなかった場合6,678円、差額が1,008円になります。よって連合専使用料金制度は共同住宅における全体の月間使用水量を各戸数で除した水道料金をもとに算定した合計金額で、村は大家もしくは不動産会社への請求を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの課長の答弁でもなかなか、言葉で通じる話はされていませんね。なかなかわかりにくい、理解しにくいものがあると思います。そこで課長や、執行部の皆さんにお上げた資料は、じゃあ、議員の皆さんも私のほうから議会事務局にお願いして、資料が入っていると思います。先ほども資料の話をしました。2枚つづりになっていて、今課長が申し上げたのは、その計算式は時間的にいいとしても、まずその連合専用というやり方はどういうやり方かということ、1戸当たりの料金は家事用を適用しているんですね。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸、各世帯で均等に使用したものと見なすと、つまり世帯数で基本水量及び基本料金を設定し、水道料金を算定するものと言いかえればそういうや

り方です。

そこで、その資料の中、下のほうに表があります。共同住宅における逦増料金制度と連合専用料金制度の比較ということで、これは例として、あくまでも1世帯当たりの例として、1世帯当たりの平均使用水量が月30立方メートル、そしてこの室数というのは満室ということの条件でいきますと、この表の右側は世帯数、6、12、24、39とあります。この水道課のほうといろいろ数的なものをいろいろ吟味というか、いろいろ確認したのは12世帯まで確認しました。それから24、36と、下に世帯数が書いてあります。これについては私はこの手法で計算しました。その結論からいくと、これ料金というのは月払いであるんだけど、年間でいくと、今言う6世帯の場合が年間7万2,600円の差があると。一番下の36世帯でいくと51万5,400円の差があると、かなり大きいです。今現在、南上原においては、もう30世帯以上は10軒相当あると思いますよ。そうしたらかなり料金の負担になっていると思う。皆さんそれぞれこの単なる金もうけじゃなくて、共同住宅というのは先ほどちょっと質問したんだけど、ちゃんと答えていなんですけれど、共同住宅の社会的貢献度というのは大きいです。まず固定資産税が発生します。そこに目的が入居させる、役場に村営住宅でないですね。役場でやらない、そういうこの住宅対策をある意味で間接的に肩がわりもしていると。そしてそこに人口がふえる、そうすると人口がふえれば地域の活性化、あるいは町の、あるいは村の発展にもつなぐと、これはよく村長もおっしゃるじゃないですか、南上原の件で。そういうことも税務課長、よくわかりますね、固定資産税は専門ですから。そういうことをいつも言いながら、いつも言っているながらこういうことになると知らんぷりをする。放置をしてしまう。これは行政であっていいのかということですよ。

表の下のほうにいろいろ文書の文句を書いてあるんだけど、後で皆さん、これ読まれてください。

次いきましょう。当局はこの共同住宅の水道料金について、平成21年度に経営診断をして検討してきたと言われておりますが、条例改正に至らなかった理由は何か、また住民は不満があっても現行の制度では水道事業者を選択できないがどう対応すればいいか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

早目に条例を改正しまして運用していきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 聞いていますと、平成21年度に経営診断をしたと、検討もしてきたと、もうあれから4年ですよ、先ほど言いましたけれども。それと実際中城村に住む皆さんは行政を選択する権利はありません。選択できないでしょう、ただ不満を持って終わるんですかと、泣き寝入りをするんですかと、これ大きな問題ですよ。

では、次いきましょう。当局は議会における質問などで問題提起及びその指摘に対し、真剣に検討し受けとめておられるか、それでも人ごとだと思っておられるのか伺います。これは村長でいいです。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 真剣に真摯に耳を傾けて取り組んでいるつもりでございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 真摯に真剣という、答弁でございますが、何か疑わしいですね。この4年間何だったのか。

次、2点目の久場崎地域の海浜活用について再質問します。

久場崎地域の海浜を有効活用するためには、国道からの進入路の整備や周辺の土地利用の有

効活用も必要になりますが、整備をしていく考えはないか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

まず、海浜地域の国道からの進入路及び周辺の土地利用の有効活用の整備ということの御質問ですが、中城村第4次総合計画に位置づける土地利用計画、4つの拠点を生かした村づくりということですが、商工業振興地点で電力施設の立地に伴う周辺商工業及び住環境の整備、商工業振興の拠点形成を図るとともにコストを含む海岸部の整備によって沿岸地域のネットワークを図るということによって位置づけられております。土地利用の有効活用については計画的な土地利用が必要であり、地権者及び周辺の既存事業所等々との調整が必要だと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それちょっと課題にしておきたいと思っております。

次いきます。その久場崎地域に7つの異業種が営業を、商売を営んでおります。土地利用の観点から規制が厳しく活性化していく上で支障を来しているというふうに言っております。その土地利用を緩和していく考えはあるかないかですね、その辺をお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

土地利用の規制緩和になりますと、やはり開発行為等々の都計法に基づくものだ認識をしております。

御承知のとおり、本村はほとんどの地区が市街化調整区域としてありまして、現状の現法令においては規制緩和は相当難しいと認識をして

おります。以上であります。

議長 比嘉明典 あと1分少々ですのでまとめてください。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これ最後の質問になりますが、その久場崎周辺を整備して、地域と整合性のとれた村民の憩いの場として海浜を有効活用していく考えはないか聞いて質問を終わります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

前段にも宮城議員から質問がありましたとおり、当該地域の海岸線は白い砂浜が広がって地域の方々が海水浴等で親しんでいることでもあります。村としても有効活用を図るために平成25年度の沖縄振興特別推進交付金事業で採択できるか、できるように努力して担当課と調整を図っていきたく思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

続いて9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 改めて、こんにちは。昨日は村長の陳謝があり、そして今日はまた行政の不作为、法律違反を認めるというような大変波乱の多い今議会になっておりますけれども、今議会最後の一般質問を行いたいと思っております。最後ですので、お手やわらかに優しくいきたく思っております。よろしく願いいたします。

まず、初めに護佐丸歴史資料図書館の建設について伺います。

平成24年度からの一括交付金を活用して、護佐丸歴史資料図書館の建設が計画されておりますが、経緯・計画について伺います。

まず1点目、護佐丸歴史資料図書館建設の事

業総額、財源の内訳等基本計画はどのように  
なっているのか。

護佐丸歴史資料図書館の名称は仮称なの  
か決定なのか。もし仮称でないならばどの  
ようにして名称の決定が行われたのか。

歴史資料図書館の建設目的、建築の概要  
はどのようになっているのか。また観光資  
源としての中城城跡との関連はどのよう  
に位置づけられるのか。

既に建設場所が決定しておりますが、場  
所選定がどのように行われたのか経緯を  
伺います。

次に、公共施設の耐震化についてお伺い  
します。

建築基準法の改正による新しい耐震基準、  
いわゆる新耐震基準が施行される前に建  
設された、村内の公共施設の耐震化につ  
いて伺います。

新耐震基準に合致しない公共施設にはど  
うなものがあり、その施設の耐力調査等  
はいつ行われ、検査結果はどうなってい  
るのか。

新耐震基準に合致していない公共施設の  
耐震化計画はどのようになっているのか  
お伺いいたします。簡潔で明瞭な御答  
弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲眞功浩議  
員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、護佐丸歴史資料図書館建設  
につきましては、教育委員会のほうでお  
答えをいたします。

大枠2番の公共施設の耐震化についま  
しては、総務課のほうでお答えをさせ  
ていただきます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 仲眞功浩議員の大  
枠1番御質問、護佐丸歴史資料図書  
館建設についてでございますけれど、  
これは生涯学習課長より答弁させて  
いただきます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答  
えい

いたします。

大枠1番の護佐丸歴史資料図書館建  
設についてということでありますけれど、  
1番から4番までの質問がありますから、  
まず最初1番、護佐丸歴史資料図書  
館の事業総額、財源の内訳等基本計  
画はどのようになっているかの質問  
にお答えいたします。

現在、基本計画を作成中であり、今  
月末には仕上がる予定でございます。  
その中での概算でありますけれど、ま  
ず工事費、工事費の中には建物工事、  
展示工事、外溝工事、造成工事、備  
品等を含まれておりますけれど、こ  
れで今10億4,800万円を予定して  
おります。あと、用地購入費、用地  
購入費が1億380万円、設計と  
管理費でございますけれども1億2,000  
万円、合計しますと12億7,180万  
円の今概算であります。

財源としましては一括交付金を予  
定しております。

次に2番、護佐丸歴史資料館の  
名称は仮称なのかということの御  
質問になりますけれど、名称は  
仮称でございます。

続きまして3番、歴史資料図書館  
の建設目的、建物の概要はどの  
ようになっているか、また観光  
資源としての、中城城跡との  
関連はどう位置づけるかとい  
う御質問でございます。

歴史資料図書館は、歴史資料館、  
図書館、防災施設の3つの機能  
を有する複合施設として、建  
設していきます。歴史資料館  
は中城城跡の護佐丸を中心  
にした時代を小中学生にも  
わかりやすい、琉球史の展  
示を計画しております。また、  
村民の要望の多い図書館は  
生涯学習の拠点、村民の憩  
いの場所、子供たちの居  
場所になるように建設を  
していきたいと思っております。

あと防災施設は、災害の  
場合の近隣の一時避難場  
所として建設していきます。  
観光資源としての中城城  
跡との関連は、城跡と本  
計画地は距離があり関  
連づけるのは難しいと思  
いますが、

観光客にも学習等に対応できる施設を考えております。

施設の概要でありますけれども、まず敷地面積が4,762平方メートル、資料館が435平方メートル、防災部門が380平方メートル、図書館1,078平方メートル、共有スペース861平方メートル、トータルしまして2,754平方メートル、駐車場スペースとしまして1,860平方メートル、60台ぐらいの駐車スペースを予定しております。

続きまして4番、既に建設場所が決定しておりますが、場所の選定をどのように行われたか、経緯を伺いますということではありますが、建設場所でありますけれども、当初、用地費が一括交付金で対象外ということでありまして、吉の浦公園内の4カ所で検討をしてきましたが、海岸に近い、場所が狭い、駐車場がつぶれる等の問題がありました。国、県との調整をする中で用地費が対象となることを確認し、吉の浦公園近くの土地を検討した結果、吉の浦会館との駐車場との併用も可能な現予定地を決定しております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
休憩いたします。

休憩（14時18分）

~~~~~

再開（14時18分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

訂正します。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 仲眞功浩議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

公共施設の耐震化についてでございますが、今国会で改正がされます耐震改修促進法の改正でございます。この改正については、不特定多数の人が利用する大規模なデパート、旅館、病院、学校などの所有者に耐震診断を義務づける改正法案が閣議決定されると。1981年以前に建てられた5,000平方メートル以上の建築物で、

学校・保育園を除くとなっております。建築物について2015年末までに耐震診断実施を求め、従わない場合は100万円以下の罰金を科すということであります。現在、昭和56年以前に建てられた建物、役場庁舎もございます。それと老人福祉センター、学校もございます。5,000平方メートル以上ということとなっておりますので、役場庁舎は旧庁舎で743.64平方メートル、新庁舎で679.65平方メートル、合計で1,423.29平方メートル、新基準には、該当しないと。

老人福祉センターについても新基準には該当しないということになります。

今回の新基準耐力度検査はいつ行われるかという質問ですが、耐力度検査は庁舎と老人福祉センターの部分についてはまだ検討されておられません。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（14時23分）

~~~~~

再開（14時23分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠2番の 新耐震基準に合致しない公共施設にはどのようなものがあり、その施設の耐力検査はいつ行われ、検査結果はどのようになっているのかということですが、新耐震基準に合致しない学校施設としては津覇小学校の管理棟、それから給食配膳棟の2棟。北上原分校の1棟、中城幼稚園と津覇幼稚園の計5棟となっております。

また、耐力度調査は行ってはおりませんが、平成18年度に耐震化優先度調査を実施いたしました。その結果としましては、津覇小学校管理棟のほうで優先度ランクが の1、津覇小学校給食配膳室等が優先度ランクが の1、それから北上原分校普通教室棟が優先度ランクが

の3、中城幼稚園園舎等が優先度ランクが の3、津覇幼稚園園舎等が優先度ランク の3となっております。

この耐震化優先度調査といいますのは、どの学校施設から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討するための調査であります。その結果は1から5の5段階の優先度ランクに判定されます。数字が低いほど危険と見なされ、ランク1、2がI s 値の0.3未満ということで倒壊の危険性が高い建物と想定されます。中城の場合、優先度ランクが5ですので、きわめて倒壊の危険性が高い建物ということではなくてランク的には5ということでランクをされております。

また、 の新耐震基準に合致しない公共施設の耐震化計画はどのようになっているのかということですが、まず昭和54年3月に建設にされ、築33年と老朽化が進んでいる両幼稚園について、併設か統合かの方向性を平成25年度中に検討を行い、平成26年度には耐力度調査を入れ、国庫補助が可能かどうかを確認していきたいと思っております。また、津覇小学校管理棟や津覇小学校給食配膳室棟も順次、耐力度調査を入れ、耐震化の検討をしていきたいと思っております。

その耐力度調査を入れた後は結果を公表したいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、再質問をしたいと思えます。

まず、護佐丸歴史資料図書館、これは仮称とおっしゃいましたけれども、これについてお伺いしますけれども、西原町や北中城村の図書館建設においては、いずれも20億円以上の建設費用を要しているわけですよね、ところが中城村においてはこの複合施設、3つの機能を持たすということにありながら約13億円ですか、そういうことでありまして、きわめて予算的には非常に少ないなという感じがしておりますけれど

も、果たしてこれが十分な図書館が本当に建設できるのかなという心配が危惧されます。

村民のほうの期待が大きいだけに、これは非常に危惧をしますけれども、この件に関してはどうなのか、そして図書の蔵書ですね、その辺に関してはどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

総額に関しましてはですけども、西原図書館、北中のあやかりの杜図書館、両方と比較しましても、金額としては少ない金額で今計画をしています。北中のあやかりの杜に関しても、向こうも複合施設ということで面積が異なりますから、向こうと対しては面積の対比で事業費が違っていると感じております。

西原に関しましては、向こうの用途がどのような構造なのかははっきりしておりませんが、今、平方メートル単価で概算は考えておりますので、平均的な図書館の単価で総額は出しております。

次に、図書数でありますけれども、大体人口が2万人から3万人の人口でありますと図書数が12万冊から15万冊が適当だということであつております。

中城村におきましては当初、開設までに3万冊をまず準備しまして、年を追いまして5,000冊ずつを増書していきたいと計画しております。以上であります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かに、いろいろ構造とかそういうものは違いがあると思えますけれども、図書館だけであやかりの杜が約23億円です、西原の場合は25億円、当初は30億円の話があったんですけど、今回は3つの機能を持たせながら、13億円ですか、大変危惧しております。これはもう皆さんにお任せいたしますけれども、ぜひとも期待の大きさを裏切らないだけの、立



派な図書館というのをぜひ計画していただきたいと思います。私はどんな図書館になるかというのは、頭に描けなくて非常に危惧しておりますけれども、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、次の2点目に移りますけれども、仮称とおっしゃられたので、仮称ということで通しておきます。それ以上ないです。

次、歴史資料図書館の建設目的とその位置づけということで御質問しましたけれども、この建物の構造というんですか、この施設の配置ですね、それはどのように考えておられるんですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

今回予定している建物は、3階建てを予定しております。1階は図書館と資料館、両施設を入れようとして考えております。2階は図書館のみ、3階に防災のための避難スペースを考えております。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 次に移りますけれども、この避難の施設ですね、これについては大体どの程度の人員を収容するというような考えで今計画は進めておられますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

避難スペースは、まず津波を想定した場合、屋上に今避難すると、一時避難するという考えで屋上に大体120名から130名は避難できるのではないかなということで想定をしております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 次、お伺いしますけれども、この建物はエレベーター等についてはついておるんですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 エレベーターを計画しております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 これはもう必須だと思うんですね。今、一番大きな問題になるのは弱者への対応ということでもあります。避難する場合には車いすとかそういうものが必ず、あるいは保護装具ですか、そういったものをつけた方がここに多分、避難して来ると思っています、そういうエレベーターの設置は必須だと思います。

また図書館においても、今一番大きく求められているのが、ハンディを持った方々、その方々にどう対応するかというのがあるんです。蔵書の内容にしても目の不自由な方、耳の不自由な方、いろいろハンディを持った方が、いかにこの図書館を有効に、あるいは使いやすく使用できるかと、そういうのがありますので、その辺については十分考慮していただきたい、どうしても最低限このエレベーターだけは、屋上まで避難できるようなそういう設計にならないといけない。これは十分考慮して今計画を進んでいる、そう理解してよろしいですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

やっぱり公共施設でありますのでバリアフリーを十分確保し、屋上までエレベーターで行けるように、今、基本計画で計画をしております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 次に、ちょっとこれ総務課長にお伺いしますけれども、県が今年1月に新たな津波浸水予測を発表しました。それによりますとかなり厳しいものが出ておりますけれども、防災計画の見直し、あるいは策定において想定される中城湾の津波の高さとか、あるいは中城村の最大浸水、深さですね、あるいは最大遡上高さはどのようになっているのかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えをいたします。

県が、県の防災課が示した最大の遡上高、名城の部分は15メートル、浸水区域が5から10という形になってきます。最大遡上高が15メートルで、浸水域も5から10ということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私もそういう理解をしております。

それでこの前、3月のちょっと日付はわかりませんが、新聞に、これはたしか琉球新報だったと思うんですけども、解説入りで載っていたんですけども、この浸水、深さの目安としてあったのが5メートルというのが2階建の建築物が水没する、10メートルというのが3階建の建物が水没する、15メートルというのが5階建の建築物が水没すると、そういうのが目安だというふうに書かれておりました。もちろんこれはこの建物がどこにあるかによっても違うと思うんですけども、これは海拔からということになる。

今回、建設予定されているこの土地、場所です。その海拔というのは大体何メートルぐらいになっていますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

本計画地ではございませんけれども、今の浦会館の前で2メートルの海拔であります。今回計画している歴史資料館の屋上の高さが13.8メートルを予定しております。海拔2メートルをプラスしますと15.8メートルということで、今、県から出されている津波想定結果、大体、浜で14.8メートルというのがありますので、1メートルではありますけれども、クリアしているということで考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この建設に当たって非常にシビアな問題だと私は思っている。お話を

伺いますと、1階は資料館、図書館も兼ねて。

2階は図書館とおっしゃいましたけれども、これは今のこの津波の浸水、防災という面から考えると、きわめて危ない場所選定をやられているということがわかるのです。貴重な歴史資料を、それから我々の財産でありますこの図書なぜ、本当にリスクの高い場所にわざわざ持って来るのか。普通はリスクの低いところにこれ持って行くんじゃないでしょうか。特にこの歴史資料というのは一度失ったら、取り返せないものなんですよ、どれもそうです。皆さんそういう津波の危険性を意識しながら、なぜ自分たち、このように貴重な歴史資料とか財産を失わせる、このリスクをつくり出すのか非常に疑問でなりません。言っているように、海拔は2メートルあるんですよ、ところが1階、2階というのはどうなりますか、完全に水没する目安の中に入ってしまうですよ。こういうリスクをわざわざ自分たちがつくり出すというのはどうかと、そう思います。場所選定に当たって、後でもう少し、もう1回触れますけれども、そういうリスクをつくり出すようなものに対してどういう話し合いがなされたのですか、その辺をお伺いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

場所の選定でありますけれども、議員がおっしゃるとおり、1階、2階、今予想されている津波が来ますと完全に水没いたします。

ただ、今検討委員会で検討されたものが吉の浦公園近くに公共施設が集積しております。その利用面、あと駐車場の確保からいきますと、どうしてもその近辺がいいかということで本計画地に計画しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 貴重な資料とか財産を失うリスクというのは全く考慮されていない、そういう発想でこの選定が行われてきたと、そ

う理解してよろしいですか。それについてはいささかの考慮もなされなかったということでしょうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 確かに委員からは、そういった提案もございました。しかし、この施設が周囲の避難所も兼ねるということで、その場所に選定してあります。以上であります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 この考え方というのは本当にどうなっているのか私は到底、納得できないのですけれども、昨日ですか、いつかも話は出ましたよね、北谷町においては、もう消防署とか給食センターさえも上に移そうと、少しでもリスクを避けようと、そういう状況にあるのが、今の現状なんですよ、日本全国の。ところが我々中城村はそういうものをわざわざ失うような、このリスクを自分たちで作り出していると、これはちょっと考えていただきたいなと、もうそれ以上は言いませんけれどもね。

それから、場所選定にもうちょっと触れて行きますけれども、当初、この護佐丸歴史資料図書館に関しては、平成24年度の補正予算の設計委託料として上がってきたのですよね、確か。ところがこれがいつの間にか、あっという間に、土地購入費に変わって行ってしまった。私は、まず基本構想とか、基本計画、これが一番先なはずなんですよ。いきなり、どういうわけか用地購入に変わってきた、これ何があったのですか、この経緯をお伺いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

確かに当初の予算では設計委託ということで計上しておりました。

その中には基本計画も含まれておりました。基本計画を検討する中で、先ほども申しましたけれども、当初、吉の浦公園内に建設をするという予定で事業は始めてきたんですけれども、

吉の浦公園内では先ほどもお話ししたとおり、駐車場がつぶれるとか、用地が狭いとかという理由で難色を示している中で、国、県と調整する中で、用地購入費も一括交付金で可能だということがわかりまして、急遽、設計委託費から用地購入費に組みかえたというのが経緯であります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 じゃあ、お伺いしますけれども、この土地購入に関してはこの一括交付金が使えるというのは平成24年度だけの特別措置なんですか。25年度以降からは使えないんですか、どうなんですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

25年度以降に用地購入が使えないということではございません。25年度以降でも用地購入に対する一括交付金は活用できるものと認識しております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 そうですよ、当然の話です、みんなそういう話で進んでいます。

そういうことで、一括交付金で土地購入ができるからという、これはおかしな話ですよ。私はこれ納得できない。まずは基本計画と言うのが何よりも先でしょう、あるいは基本構想というのが、この土地というのは、皆さんが選んだ土地ですね、これは動かないですよ、他市町村の人間が、あるいは個人がどう頑張っても簡単に買えるような土地じゃない、25年度、26年度でも村が買えるんですよ。それを、無理にいろんな手続も、クリアすべき手続もしっかりとクリアしないでさっき言ったようにこの設計委託関係からいきなり土地購入に回してきた。この理屈は到底通らない優先させるべきは基本計画じゃないですか。土地購入に関して何かあったんですか。事実を述べてください。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。  
基本計画は24年度で完了しております。用地購入は24年度で計上して繰越します。この前の議会でもしたんですけれど、25年度で実施設計に入っていくという予定でございます。基本計画は先に行っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 先にやっている、これはどこの予算を使ってやられたんですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。  
生涯学習課長 名幸 孝 委託費でございます。当初から設計の中には基本計画と実施設計の2つの項目を予定しております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 おかしな話ですね。私たちは、12月には設計委託料を全額減額したんですよ、補正予算では。何でそこに設計委託料というのが、あれ全部用地購入費に組み替えしたんですよ。あの用地購入費の中に設計委託料も含めていたんですか。だったらじゃあ、何で平成25年度の補正予算でも設計委託料と1億幾らかのっているんですか。ちょっとおかしいんじゃない。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、12月時点の詳細な補正予算の内容を持っておりませんので、私の記憶している範囲ですけれども、たしか、基本計画策定に係る予算を残してその残りの実施設計に係る分を用地購入費に充ててあると、そのように認識しております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあ、基本設計料金も既にその設計料に対しては支払いが行われたということですかね。

皆さんは24年度にはもう既にでき上がっているとさっき言ったように、そうだったら、よくわからないから、25年度に1億円以上の設計委

託料というのを出してきたんですね、紛らわしいですよ、本当に。この辺は本当に設計委託料はきれいに24年度でもうでき上がっているのですか、お伺いいたします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。

基本計画は今年度ででき上がっております。25年度は実施設計であります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 余り信用はできないですね。そういった基本計画、基本設計ができたのは、これから皆さん28年度ぐらいにかけてやっていくわけですよ、この辺も一切示さない、25年度においても示されないし、実施に入っているのに。普通だったら、こういう基本計画とか基本構想ができたならば、予算総額が決まって、それに対してそれを担保するために債務負担行為とか、そういうのもしっかりやっていくべきでしょう。そういうものもしっかりと示されないまま、ただ設計委託料が1億円、また今度上がっている、こんなプロジェクトの進め方というのは、本当にもう中城ならではというのか、田舎議会だから、通るような問題じゃないでしょうかね。北中なんか、この基本構想ができて、それをみんなに公表して、翌年にまた1カ年かけて基本計画を出してきて、それからまたいろいろやって、そういう工事になっているんですよ、中城はそういうのは全くない、だからいろんな答弁が行き当たりばったりやっているんじゃないかと思うわけです。

次に進みます。それでは、これは農水課長にお伺いしたいんですけど、農地保全のために国、県、村を挙げて耕作放棄地の解消を進めているのが現状でありますけれども、村自体が、村の事業を実施するためとして、ある意味、無理やりに広大な一等農地を平気でつぶしていく、これは本当に政策矛盾を私は感じるわけですけども、農水課長、これは本当に農水

課長として違和感を全く感じないですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの御質問は、この農地が優良農地であるだろうと、それを農林水産課としてどう考えるかということだと思いますけれども、確かにこの計画されている予定地は当間土地改良区で圃場整備されたいわゆる優良農地ではありませんけれども、ただしこの公益性とか公共性の高い施設、場所として吉の浦会館に隣接するというので位置設定もなされておりますので、その面からすると除外とかはやむを得ないものではないかと思えます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 では、すべてのハードルはクリアされているわけですか。まだ進行中なんですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えします。

今おっしゃるのは、農地法上とか農振法上のことだと思いますけれども、これは補正のときでございましたかね、答えたと思うんですけれども、農地法上はこういった施設においては公共性のある、特に図書館の場合には農地転用は不要ということになっております。しかし、こちら農振農用地でもありますから今後、当然、県との協議をして除外ということの手続を踏んでまいります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 何かとにかく、用地という、用地購入だけ先行して進んでいると、よくわかりません。私は、本当にこれが良識ある地方自治体のプロジェクトの進め方なのか、そういう疑問を抱かずざるを得ないと思えます。

もう少しスマートになりましょうよね、はっきりと総枠とかちゃんと決めて、担保も、担保としてとってきてしっかりやりましょうよ、企画課長、いつまでも田舎と言われて、こんな筋と言いますか、疑問を持たれるようなプロジェクトの進め方というのも、どうかだと思えますね。この前、那覇市が避難タワービルのあれも打ち出したのは、18億円とかいろいろかけてやりましたけれど、こういったのをちゃんと構想も出して、後から実際に計画に入っていくと、そういうふうなやり方というのが普通なんですよ。しっかりと計画年月、基本構想等も村民の前でさらけ出して、そういうのをやっていますよ。お願いしますよ。

次、耐震化に移っていきますけれど、まず公共施設の老朽化については非常に対策というのは待たなしであります。都市建設課においても橋や道路の老朽化の調査が入ることになっております。

一番古い建物の部類に入るとされる老人福祉センター、これについてはどうしてそういう調査も一切やらないし未定だと、今はだれも知らない、こういう状況で本当に安心、安全な取り組みというのが出されていいのかなと、橋とか道路とかいうのはこういったものは当たり前、ましてや人間が利用している古い建物、こういうのについては早急にやるべきだと思うんですけれども、福祉課長、どうしてそれは全くめどが立たない未定ということの状況になっておりますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

老人福祉センターは、公共施設の中では古い方になっております。しかし、今の状況では耐震の計画はやっておりませんが、次の計画等々について話し合うときに一緒にやっています。こういうふうを考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、耐震検査をやるぐらいの意思表示をしてくださいよ。主な利用者が一般よりは余命の短い後期高齢者の方が大半なわけでしょうということで、そういうお考えがあるかもしれないですけども、今、橋とか道路さえも老朽化というものを非常にあれして、検査を進めているんですよ。こんなみんな、古い建物、一番私が認識しているけれど、2番目に古いぐらいですか、もう築三十六年、七年ぐらいになるからね、そういうものについて、せめて診断ぐらいは入れて安心させていただきたいと、それをぜひお願いいたします。

次、いきますけれども、これは総務課長にお伺いします。平成24年度5月の地震防災対策特別措置法の改正において、その第6条のほうに義務づけられたものがあると思います。何が義務づけられたかお答えください。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。地域防災対策特別措置法第6条では市町村に対し、公立小中学校の建物に関して耐震診断を実施し、その結果を公表するように義務づけております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本村は、その法律は遵守されましたか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 耐震診断については先ほども申し上げましたが、まだ行っておりません。その前の段階の耐震化優先度調査を実施しております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 わかりません。この耐震優先度順位というのは、これはどれが先に検査するかだけの話であって、ここでいう法律で義務づけている耐震診断には私は当たらないと思います。こういうものでやると本当に、この耐震化は全くわかりませんよ、ちなみに、

建物、I s 値とかそういうの全くわからないですよ、わかりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。耐震化優先度調査のランクが1から5までというランクがありますが、そのランクの1から2がI s 値の0.3未満で、震度6強により倒壊の危険性が高い建物ということで想定をされております。

中城村の昭和56年の以前の建物については優先度ランク5ということになっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 はっきりしたI s 値というのが出されているわけですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 この優先度調査の中で、ランクの中で1から5までのランクがあるんですが、そのランクの1、2がI s 値の0.3未満ということで想定をされております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 その間があるということで、実際にはこう、I s 値というのは固定されていないわけですね。この法律で義務づけられているのは、I s 値を出しなさいということなのね、それをしっかりやっていただきたいです。

先ほどもいろいろお話がありましたけれども、法律も無視して、長い間放置するとこれ不作為に問われますよ、これ法律違反になりますよね。その辺は十分、住民の目を、住民を見た施策というのをぜひやっていただきたい。

それから、さらに続けますけれども、この公立の小中学校、あるいは幼稚園については、文部科学省の通達が出ていると思います。たしか去年の5月に出ていると思います、いつまでにこの耐震化を完了するというふうに求められておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

文科省の公立学校の耐震化の推進という中で平成24年度末までの期限となっていた地域防災対策特別措置法による公立学校の施設の耐震化事業についての国庫補助の棚上げ処置が平成27年度までに延長する法律が可決されております。その中で公立学校の耐震化については、平成25年度末までのできるだけ早い時期に完成させるという目標を打ち出しております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 おっしゃるとおり、平成27年度のできるだけ早い時期に完成してくださいと、それまではいろいろな財政処置を施しましょうということなんですよ。ちなみに何もなし、この財政処置が27年度までにおいては、大体皆さんこの耐震化を進めるにおいては、これ市町村の負担分というのは大体どれくらいになると今、言われているのですか。こういう予算措置とかそういうのがなされていると思うんですけども、大体、市町村の負担額というのは何パーセントくらいと理解しているんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

国庫補助の棚上げ処置が原則補助率の3分の1から2分の1、もしくは3分の2まで引き上げるかさ上げ措置を平成27年度まで延長するということになっております。

ただ、沖縄県におきましては、平成24年度の沖縄振興一括交付金の創設に伴い、平成23年度までは国庫補助の学校施設環境改善交付金が、沖縄県学校施設環境改善事業交付金、いわゆる沖縄振興公共投資交付金にかわり、国から県に交付する交付金を県が各市町村に交付する間接交付金ということになっております。その中で構造上危険な状態にある建物の改築については小学校、中学校、補助率が10分の7.5、幼稚園が補助率で3分の2が交付の対象事業ということとなっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、相当情報が古いですよ。今は、24年度から始まっていますが、さっき言った特別措置法が改正され、みなもう国挙げてそういう耐震化というものに取り組んでいるわけですよ、財政の支援も相当力を入れてやっているわけです。

今、市町村が負担するのはせいぜい10%から12%なんですよ、これが現状なんですよ。おっしゃるとおり、今までは30%、沖縄においては25%ですか、それが負担ですよ。今はそんなものではない、とにかく急ぎなさいと、27年度までどうしても完成させなさいと、そのためには国は幾らでも補助しますと、10%ぐらいですよ、27年までに完成すれば、それ以降は恐らく元に戻るでしょう。沖縄は、沖縄法があるから25%でおさまるかもしれないですけど、本土においては30%、あるいは31%に戻りますよ。この辺をしっかりと踏まえていないと皆さん、対策というのはこれはおかしい。

課長、これは予算、文科省の予算要求とかそういうの中で、あるいは皆さんに達しが来ているはずよ。インターネットでも開いてそういった、だから口を酸っぱくして27年度までにやりなさいと、お金はある意味、幾らでも出しますよとそういうのが現状なんですよ、それほどこの耐震化というのは危機感を持ってやっている。ところがここを見たら、非常に目を疑いますよ。津覇小、中城幼稚園は27年度に実施予定と、本当にこれやっていただければいいものと思いますけれど、ところが津覇小学校管理棟、それから津覇小学校の配膳室、これは31年度、この文科省が求めている27年度よりも4年間も後のほうが後延ばしです。なぜそういう事が起こるんですか、なぜ、自治体のそんなに財政力が強くもない、多くもない自治体が何でそういう恩恵措置というものを受けなくて、わざわざ負担を多くするような計画を立てるのか、どうし

てでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 まず、耐震化診断、耐力度調査を平成26年度に入れる予定をしております。平成25年度は幼稚園の併設か、統合かの方向性を検討して、方向性を決めてその次の年に耐力度調査を入れて補助事業が可能かどうかの調査を入れる予定であります。

それから、今、役場全体で考えますと財政的には護佐丸歴史資料館、それから役場庁舎の建設と、その中で、財政側との幼稚園園舎の耐震化それから津覇小学校の耐震化についてその辺も詰めながら、そのいつにするのかというのはこれから検討の余地はあると思います。

今、沖縄県においては平成24年度の、先ほども申し上げましたけれども、沖縄振興一括交付金、それがその中で間接交付金事業ということで今まで行っていたその校舎建設の部分については、沖縄県の沖縄振興公共投資交付金の間接交付事業ということになっております。平成27年度までに、今文科省が出した耐震化の推進ということについては基本的には改修を中心にやりなさいということだと理解しております。中城村においては改修じゃなくて改築、建てかえをしなければいけないんじゃないかなということで、県の沖縄振興公共投資交付金、補助率も高いですね、それを活用できないかということで考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 申し上げますけれども、これ27年度にこの特別措置、これは改築だけじゃないでしょう、新築なども適用されるわけでしょう。私はそう理解しておりますよ。

いずれにしても、皆さんのこれは、皆さんが先延ばしにしてきた結果なんですよ。自分で自分の首を絞めている結果なんです。

教育長、これは今、現教育長じゃなくて、前教育長のときの話ですけど、そのときも聞き

ました。幼稚園は改築なの、新築なの、これは平成19年ですよ。そのときの回答がなるべくなら新築したいと、そのためには耐力度調査をして、耐力度調査ですか、4,500万ですか、それ以下ですか、それ以上だったら新築ができるというあれがありますよね。できればそれを達成して何とかする話だったんですよ。

そういうことを全部先延ばしにしてきたんですよ、あなた方は。何もしていないでしょう。今になって、統廃合するか、知らないから改築じゃなくて新築だろうと。こんなの通りませんよと、すべて先送りした結果、自分で自分の首を絞めて、こういう国の特別の計らいというのも全然受けられないような状況をつくり出してきている。

これは、本当に皆さんのある意味、怠慢ですよ。何で前からそうわかっているのに、統廃合かやるのに、やっていない。私はこれは本当に皆さん、弁解できない事実だと思いますよ。そういう話はずっと前から19年、それ以前からあるんですよ。新築をやるか改築やるかというのは。今に始まったことではない、今になって26年度に耐力度調査入れるとか、そういったもの、私に言わせれば、話が違うんじゃないのということなんですよ。

言っておきますけれどね、時代の流れという、あるいは、そのときの流れにのっかってちゃんとやらないと、あと自分たちの首を苦しめるだけなんですよ。延ばしても解決できるものと解決できないものがある。そういうのは解決できないでしょう。そういうメリットを生かしたような行政、財政運営というのはぜひ考えていただきたい。何もありませんよ、先に延ばして、いいのは皆さん担当者の皆さんはあるかもしれないけれど、自分の責任がなくなるから、それじゃあ、住民はたまったものじゃないですよ。皆さん財源がどうのこうのおっしゃいますけれど、財源をわざわざ使うようなコストを負担を



上げるようなこのやり方というのは、本当に計画性、それが大事なんです。どう思いますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

その実施がおくれた理由になるかどうかかわからないんですが、中城においては、中城南小学校の建設が沖縄振興特別措置法の高率補助が最終年度が平成23年度ということで、それに間に合わすために、まずは小学校の建設をやっております。

確かに、同時にできなかったかという、そういうこともあるんですが、教育委員会としましても、精いっぱい頑張って、まずは南小学校を今年どうにか開校にこぎつけております。その間に担当が1人ということで、業務量的にも無理があったというのも、1つの理由になるかと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

時間です。

9番 仲真功浩議員 これは、もういいですけどね、皆さん、1つのことに首を突っ込んだらこれしかできない、後は何も知らないという、こんなもんじゃないでしょう、やっぱり課題は課題としてしっかりと引き継いで、粛々としてやっていかないと、そういう補助金とかそういうものが出てきたらすぐ実施すると、引き継いだ課題も今忙しいから、これ1つのことに集中したいから、行政とはそういうものではないでしょう。皆さんが相手にしているのは1つのことじゃないですよ、村民全体、いろんな人たちが住んでいる、1つのことをやればほかのことをやらないでいいというような問題じゃない、課題というのをしっかり、本当に真剣に向き合っていたきたい。不作為とか、法律違反とか言われることがないように、ぜひやっていただきたい。以上です。終わります。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員

の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（15時29分）

## 平成25年第2回中城村議会定例会（第24日目）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年3月28日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成25年3月28日 （午後0時18分）		
応 招 議 員  ( 出 席 議 員 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	新 垣 徳 正	5 番	新 垣 光 栄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治			

## 議 事 日 程 第 10 号

日 程	件 名
第 1	議案第34号 建物（中城村立第三保育所）の処分
第 2	議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）
第 3	議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第 4	同意第1号 教育委員会委員の任命について
第 5	同意第2号 教育委員会委員の任命について
第 6	議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例
第 7	議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例
第 8	議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例
第 9	議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
第 10	議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例
第 11	議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例
第 12	議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算
第 13	議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 14	議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 15	議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 16	議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 17	議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算
第 18	議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 19	平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望について
第 20	平成25年陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情
第 21	意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書について
第 22	決議第1号 閉会中の所管事務調査について
第 23	決議第2号 閉会中の議員派遣について

## 議 事 日 程 第 1 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	意見書第2号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

( 1 0 時 0 0 分 )

日程第 1 議案第 34 号 建物 ( 中城村立第三保育所 ) の処分を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第 34 号 建物 ( 中城村立第三保育所 ) の処分について御提案申し上げます。

議案第 34 号

建物 ( 中城村立第三保育所 ) の処分について

中城村立第三保育所の廃止に伴い、次のとおり建物を処分することについて、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 物件の所在地   | 中城村字新垣 529 番地                                    |
| 2. 譲与物件     | 上記 1 の所在地に建設されている建造物                             |
| 3. 建物の構造    | 鉄筋コンクリート造 1 階建                                   |
| 4. 建物面積     | 413.625m <sup>2</sup>                            |
| 5. 処分予定価格   | 譲与   |
| 6. 譲与契約の相手方 | 中城村字新垣 529 番地<br>社会福祉法人 陽だまり福祉会<br>理 事 長 比 嘉 英 信 |

平成 25 年 3 月 18 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

第三保育所の廃止に伴い、建物を中城村字新垣 529 番地 社会福祉法人 陽だまり福祉会 理事長 比嘉 英信に譲与するため。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 0 1 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 0 5 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 0 5 分 )

~~~~~

再開（10時08分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 建物（中城村立第三保育所）の処分を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 建物（中城村立第三保育所）の処分は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）について御提案申し上げます。

#### 議案第35号

#### 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）

平成24年度中城村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,632,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成25年3月18日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,716,428	5,332	1,721,760
	1 地方交付税	1,716,428	5,332	1,721,760
14 国庫支出金		790,428	1,760	792,188
	2 国庫補助金	351,592	1,760	353,352
歳入合計		6,625,550	7,092	6,632,642

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		909,891	3,892	913,783
	1 総務管理費	742,408	3,892	746,300
8 土木費		723,639	3,200	726,839
	2 道路橋梁費	255,286	3,200	258,486
歳出合計		6,625,550	7,092	6,632,642

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路ストック総点検事業	千円 3,200

それでは1ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額17億1,642万8,000円、補正額533万2,000円、合計で17億2,176万円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額3億5,159万2,000円、補正額176万円、合計で3億5,335万2,000円。

歳入合計、補正前の額66億2,555万円、補正額709万2,000円、合計で66億3,264万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億4,240万8,000

円、補正額389万2,000円、合計で7億4,630万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億5,528万6,000円、補正額320万円、合計で2億5,848万6,000円。

歳出合計、補正前の額66億2,555万円、補正額709万2,000円、合計で66億3,264万2,000円。

続いて第2表繰越明許費。8款土木費、2項道路橋梁費、道路ストック総点検事業、320万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

#### 議案第36号

#### 平成24年度 中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月18日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款    | 項    | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|------|------|---------|-----|---------|
| 6 村債 |      | 116,400 | 800 | 117,200 |
|      | 1 村債 | 116,400 | 800 | 117,200 |
| 歳入合計 |      | 356,999 | 800 | 357,799 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 259,700 | 800 | 260,500 |
|          | 1 公共下水道費 | 259,700 | 800 | 260,500 |
| 歳出合計     |          | 356,999 | 800 | 357,799 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補正前           |                    |       |                                                                                                                  | 補正後           |       |    |       |
|---------|---------------|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                            | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>116,400 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>117,200 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正。歳入の6款村債、1項村債、補正前の額1億1,640万円、補正額80万円、合計で1億1,720万円。

歳入合計、補正前の額3億5,699万9,000円、補正額80万円、合計で3億5,779万9,000円でございます。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下

水道費、補正前の額2億5,970万円、補正額80万円、合計で2億6,050万円。

歳出合計、補正前の額3億5,699万9,000円、補正額80万円、合計で3億5,779万9,000円でございます。

続いて第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業。補正前の限度額1億1,640万円、補正後の限度額1億1,720万円。起債の方法、



利率、償還の方法は補正前、補正後同じでございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求めます。

#### 同意第1号

#### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字津覇1169番地

氏 名 呉 屋 之 雄

生年月日 昭和18年7月10日生

平成25年3月18日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員の任期満了により、新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩いたします。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時40分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第2号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字泊63番地  
氏 名 比 嘉 和 枝  
生年月日 昭和36年3月16日生

平成25年3月18日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

教育委員会委員の任期満了により、新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時42分）

~~~~~

再開（10時45分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定されました。

当局は退席してください。

日程第6 議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                  | 審査の結果 |
|-------|---------------------|-------|
| 議案第6号 | 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村新型インフルエンザ等対策本部条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 それでは読み上げて報告いたします。

平成25年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会

委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第11号 | 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村浜漁民集落センターの設置及び管理に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 読み上げて報告いたします。

平成25年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会

委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第12号 | 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 中城村道路の構造の技術的基準等を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 報告いたします。

平成25年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会

委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                                    | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------|-------|
| 議案第14号 | 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

を定める条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 中城村移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 報告いたします。

平成25年3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会

委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第15号 | 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 中城村公共下水道の構造の技術基準等に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 報告いたします。

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会

委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。



記

| 事件の番号  | 件名                                   | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 議案第16号 | 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これまで委員長報告を終わります。

これから議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 1 時 0 2 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 0 2 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第12 議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光荣。

総務常任委員長 新垣光荣 報告いたします。

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会  
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第26号	平成25年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、分割付託した各常任委員会及び委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙（委員会意見等）今回は総務常任委員会のみでした。総務常任委員会より、財政の透明化を高め、議会及び住民への説明責任を果たすために、事業別予算書の作成等さらにわかりやすく丁寧な情報公開が求められる。

以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時04分）

~~~~~

再開（11時04分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 平成25年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩（11時05分）

~~~~~

再開（11時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第13 議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第27号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙（委員会意見等）特定健診受診率向上に努めるとともに、医療費適正化を目指す上からも、健康づくり推進になお一層取り組むこと。

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第28号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第29号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第30号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙（委員会意見等）公共下水道工事は南上原土地地区画整理事業区域を推進するとともに下地域も工事を推進すること。接続率が低い状況にあるのでもっと努力して接続率の向上に努めること。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第31号	平成25年度中城村水道事業会計予算	原案可決

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 平成25年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第32号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第32号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	原案可決

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正



平成25年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
平成24年 陳情第25号	平成24年 12月7日	スクールソーシャルワーカー活用事業 に関する要望について	採 択

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望についてを採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、平成24年陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望については委員長報告のとおり採択されました。

日程第20 平成25年陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年 3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
平成25年 陳情第3号	平成25年 3月5日	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	継続審議

以上です。

議長 比嘉明典 本案に対する委員長報告は継続審議です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、平成25年陳情第3号「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する

陳情は委員長報告のとおり継続審議といたします。

日程第21 意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員

意見書第1号

平成25年 3月28日

中城村議会  
議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 仲 眞 功 浩

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 仲 座 勇

### ＴＰＰ交渉への参加反対に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

本県の魅力ある農業・農村・地域社会を守り、多くの県民が安心して暮らせる豊かな社会づくりの実現のため、国民の暮らし及び地域の実情を無視した拙速なＴＰＰ交渉への参加は絶対に行うことのないことを求め別紙意見書案を提案する。

### ＴＰＰ交渉への参加反対に関する意見書(案)

ＴＰＰ交渉(環太平洋連携協定)について、安倍総理は、去る2月22日の日米首脳会談を終えて、「『聖域なき関税撤廃』が前提ではないとの認識に立った」とし、交渉参加を表明した。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証はなく、このままでは、我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。

ＴＰＰは、例外なき関税撤廃を前提としているだけでなく、国民のいのちと健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についても改悪を余儀なくされ、さらに、外国企業が国を訴えるＩＳＤ(投資家対国家間の紛争解決)条項が導入される危険性から、国家主権にも関わる重要な問題である。

とりわけ、国境離島を抱える本県においては、農業に限らず定住社会の維持そのものに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

よって本議会は、本県の魅力ある農業・農村・地域社会を守り、多くの県民が安心して暮らせる豊かな社会づくりの実現のため、国民の暮らし及び地域の実情を無視した拙速なＴＰＰ交渉への参加は断固反対し、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

#### 1. 拙速なＴＰＰ交渉参加は行わないこと

先の日米首脳会談では、全ての品目が交渉対象とされること、包括的で高い水準の協定を

達成していくこと、日米ともに慎重な対応を求める重要品目の存在を認識しつつも最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることが確認されたに過ぎない。

このような状況において、安倍総理がTPP交渉への参加を行うことは国民の信頼を裏切る行為であり、断固拒否する。

2. 自民党が政権公約で示したTPPに関する6項目の判断基準を堅持すること。

安倍総理が、「聖域なき関税撤廃が前提でない」と認識するのであれば、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証を確保するとともに、食の安全安心の基準や国民皆保険制度を守り、ISD条項は認めないことなど、衆議院選挙の政権公約で示したTPPに関する6項目の判断基準を堅持すること。

3. 徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること

TPPの内容について、恣意的なマスコミ報道等によって農業の関税問題に矮小化されているが、本質は我が国経済及び国民生活全般にかかわる問題であり、政府が米国等と行なっている事前協議の内容を含め、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成25年3月28日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

自由民主党総裁

自由民主党幹事長

自由民主党政調会長

自由民主党外交・経済連携推進本部本部長

以上であります。よろしくお願いたします。  
議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから意見書第1号に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私は反対の立場から討論させていただきます。

我が国は資源もない国で、貿易国として今日までこういう繁栄をしてきたわけでございます。本当にTPPへの参加交渉もしないまま、ただ反対、反対だけでいいのかどうか。やはり交渉には参加して、そこでも日本の国益にかなわなければ脱退する決意をもってやるべきだという安倍総理の言葉もあるし、そういう意味では全く交渉もしないで、入り口から反対ということは私は到底納得できるものではございません。

そして日本は、やはり国際協調をしながら生きてきた中で、またこれからも世界各国と一緒にいかなければ、到底我が国の存在はできないと考えております。交渉の中で内容もまだ十分わからない状況ではありますが、遅きに失した感じは否めないと思しますので、私は早目に交渉に参加して、そこで日本の国益を主張し、主張すべきところは主張して、そして国際的に協調していくべきものについては協調していくべきじゃないかと思ひまして、このTPP交渉への参加反対には反対をします。以上。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 TPP交渉参加反対に関する意見書に対して、賛成の立場で討論を行

います。

TPPの議論の最大の問題は、推進者が実態をゆがめて説明している点にあります。TPPは計24分野に及びます。電気通信、金融投資、政府、地方公共団体の調達、知的財産権など国民生活のほとんどすべてに及びます。そして、その分野で働く多くの人に打撃を与える可能性があります。被害は決して農業関係者などというものではないのです。TPPに参加しないと日本は世界の孤児になるという意見がありますが、これは詭弁です。日本の輸出相手国の比率は米国が15.3%、一方TPPの対象でない東アジアは39.8%で、中国19.4%、韓国8.1%、台湾6.8%、香港5.5%の内訳となっております。そして、その中でもTPPに参加する国は米国、オーストラリアのほんの一部の国です。ASEANの代表的な国であるインドネシア、タイ、フィリピンなども入っていません。TPPの参加国の最も重要な相手国は米国であり、米国との関係を強化すればよいのだらうという声がありますが、しかし、米国との関税は現在2%程度です。米国との自由貿易で日本の輸出がふえるということはありません。TPPに参加して得られる利益は微々たるものであります。よって、被害は限りなく想定されます。

TPPでは医療が低額か高額かで差別的対応をすることは許されません。したがって、米国の保険会社は特異の高額医療を日本の健康保険制度に対象にすることも求めていく可能性があります。したがって、TPP交渉への参加は、私は反対の立場といたします。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書についてを採決いたします。

この採決につきましては起立によって行います。

意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第1号 TPP交渉への参加反対に関する意見書については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(12時05分)

~~~~~

再開(12時06分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

追加日程があります。お手元に資料がありますので御確認ください。

追加日程第1号 意見書第2号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

2番 新垣博正議員

意見書第2号

政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年3月28日提出

中城村議会議長 比嘉 明典 殿

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 中城村議会議員 | 新垣博正  |
| 賛成者 | 中城村議会議員 | 新垣徳正  |
| 賛成者 | 中城村議会議員 | 安里ヨシ子 |
| 賛成者 | 中城村議会議員 | 宮城重夫  |

政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書(案)

政府は、1952年のサンフランシスコ講和条約発効の日である4月28日を日本の「主権回復の日」とし、式典を開催することを閣議決定した。

沖縄、奄美、小笠原諸島が日本から切り離され、米国による異民族支配が始まった4月28日をわれわれ県民は「屈辱の日」として語り継いできた。

政府が沖縄の歴史を直視せず、今頃になって「主権回復」をことほぐるのは、県民を更に愚弄するものであり、断じて容認できない。

米軍は条約発効後、沖縄の住民が暮らしていた土地の強制接収をはじめ、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、基地の強行建設を行い、27年間の過酷な異民族支配を経て、沖縄の施政権は1972年5月15日に返還された。

だが、県民が望んだ「核抜き本土並み」の米軍基地削減は進まず、日本復帰から41年目を迎える今日でも沖縄に在日米軍専用施設の74%の基地が集中し、不平等な日米地位協定による事件・事故が相次いでいる。

日米両政府は、県内41市町村や県議会が反対する米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの強行配備に加え、普天間飛行場の名護市への新基地建設を強行に押し込もうとしている。

日米地位協定の改定要求についても、真剣に対米交渉しようとする姿勢がない。

政府が式典の前にまず行うべきことは、沖縄県における米軍基地の差別的な過重負担を全国民と共有し、その負担の解消を図ることではないか。

よって、中城村議会は、今回の政府による式典開催決定に対し、強く抗議するとともに、式典開催に対し甘受できないことを表明する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月28日

沖縄県中城村議会

宛て先

内閣総理大臣

内閣官房長官

以上です。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今回の意見書に賛成の立場から討論したいと思います。

国防の名のもと、挙国一致で突き進んださきの大戦において、沖縄県も日本国の一県として組み込まれ、その役割を担ってきた経緯があります。敗戦となり、その後のサンフランシスコ条約の締結により沖縄は日本から切り離され、米軍の施政権下に置かれました。その後の沖縄県民においては、まさに屈辱の日々が今現在まで続くこととなっていると思っております。そ

のことを日本政府が認識せず、同じ4月28日を「主権回復の日」とする式典を開催することには違和感を感じざるを得ません。

よって、今回の意見書に賛成の立場で表明します。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第2号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 政府による4月28日の「主権回復の日」式典開催に対する意見書は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(12時12分)

~~~~~

再開(12時12分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第22 決議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員

決議第1号

平成25年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣光栄

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。



(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2, 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3, 時期及び方法

平成25年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4, 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成25年 3月28日

沖縄県中城村議会

以上です。

議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の所管事務調査

についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり採択されました。

日程第23 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 それでは読み上げて提案にかえます。

決議第2号

平成25年3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 宮 城 重 夫

賛 成 者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会

(平成25年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)

- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会  
(平成25年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会  
(平成25年度中に開催される諸研修会)
- 4, 政務活動費に関する調査事項等について  
(平成25年度中における政務活動関連)

平成25年 3月28日  
沖縄県中城村議会

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号 閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会 ( 1 2 時 1 8 分 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 新 垣 徳 正

中城村議会議員 新 垣 光 栄